

所得税法

(基礎編)

令和6年度版

税務大学校

学習上の留意事項

- 1 所得税は、租税のうちでも国民の関心が強い税目であり、所得税法は税務職員にとっての基本的な知識として、必ず理解しておかなければならないものである。

しかし、所得税法の全てを理解することは容易ではない。そのため、この講本は、図解と設例を多く取り入れながら、法文の構成にはこだわらずに記述している。
- 2 この講本は全部で13章から成っているが、第4章から第8章までは特に説明した場合を除き、居住者（原則として日本に住んでいる個人をいう。）に対する課税についてだけ記述している。
- 3 この講本の記述の構成は、原則として次のようになっている。
 - (1) **学習のポイント**

その章又は節で学習する項目のポイントを掲げている。
 - (2) **本文**

税務職員として基本的に理解しておいてもらいたい事項については、大きな活字で記述している。中でも特に重要な語句や専門用語などについては、ゴシック活字で示している。
 - (3) **注 書**

本文を理解するために必要な事項等について記述している。
 - (4) **参 考**

本文には最小限度必要な基本的事項しか記述していないので、本文を理解するために知っておいた方がよいと思われる事項を記述している。
 - (5) **設 例**

具体的な事例に即して理解できるよう、講本中に例題を設けている。
 - (6) **索 引**

巻末に索引を設けているが、これは専門用語、重要事項など是非覚えておいてほしい項目なので、理解度のチェックなど学習の際に利用することができる。
- 4 平成31年5月以降の元号の表示については、法律上の文言にかかわらず、「令和」で記述している。

凡 例

1 この講本は、令和6年1月1日現在の法令及び通達に基づき作成している。

2 法令及び通達の略語は、次による。

所法 = 所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）

所令 = 所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）

所規 = 所得税法施行規則（昭和40年3月31日大蔵省令第11号）

所基通 = 所得税基本通達（昭和45年7月1日直審（所）30号（例規））

耐令 = 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）

耐通 = 耐用年数の適用等に関する取扱通達（昭和45年5月25日直法425（例規））

通則法 = 国税通則法（昭和37年4月2日法律第66号）

通則令 = 国税通則法施行令（昭和37年4月2日政令第135号）

措法 = 租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）

措令 = 租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）

措規 = 租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日政令第15号）

措通 = 租税特別措置法関係通達（昭和46年8月26日直所4-5外（例規））

相法 = 相続税法（昭和25年3月31日法律第73号）

法法 = 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）

旧犯法 = 国税犯則取締法

国外送金等調書法 = 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年12月5日法律第110号）

震災特例法 = 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

震災特例令 = 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

震災特例規 = 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則

復興財確法 = 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月2日法律第117号）

新型コロナ税法 = 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

新型コロナ税特令 = 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

新型コロナ税特規 = 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則

令○改正所法（令）附則 = 令和○年所得税法（施行令）等の一部を改正する法律（政令）附則

3 条文の符号

1、2 = 条を示す。

①、② = 項を示す。

一、二 = 号を示す。

〈引用例〉

所法9①三 = 所得税法第9条第1項第3号

4 源泉徴収税率の表記

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の計算に当たり、支払金額等に一定の税率を乗じる場合のその税率については、原則として所得税と復興特別所得税を併せた合計の税率により表記している。

また、所得税と復興特別所得税を併せた合計の税率を説明している箇所については、その根拠規定となる「復興財確法28①②、31①②」の記載を省略している。

目次

第1章 総説	1
第1節 所得税の意義と特色	1
1 所得税	1
2 所得税の特色	2
3 所得税法の規定の柱	2
第2節 所得の概念	3
1 所得	3
2 所得税法上の所得	4
第3節 非課税所得	4
1 非課税所得	4
2 非課税所得の種類と根拠	5
3 非課税所得に係る損失の計算除外	7
第2章 納税義務	8
第1節 納税義務者及び課税所得の範囲	8
1 納税義務者の区分	8
2 課税所得の範囲と課税方式	9
第2節 実質所得者課税の原則	10
1 実質所得者課税の原則	10
2 実質所得者課税の例	10
3 実質所得者課税の具体的な判定基準	10
第3節 納税地	11
1 納税地	11
2 原則的な納税地	11
3 納税地の特例	11
4 源泉徴収に係る所得税の納税地	11
第4節 非居住者及び法人に対する課税の方法	12
1 非居住者に対する課税の方法	12
2 法人に対する課税の方法	12
3 租税条約	13
第3章 所得の種類	14
第1節 所得の種類と意義	14

1	所得の性質による分類	14
2	担税力に応じた課税の実現	14
3	所得税の計算の仕組み	15
第2節	各種所得の内容	15
1	利子所得	15
2	配当所得	16
3	不動産所得	16
4	事業所得	17
5	給与所得	21
6	退職所得	21
7	山林所得	22
8	譲渡所得	23
9	一時所得	24
10	雑所得	25
第4章	課税標準の計算	26
第1節	各種所得の金額の計算	26
1	利子所得の金額の計算	26
2	配当所得の金額の計算	26
3	不動産所得の金額の計算	27
4	事業所得の金額の計算	29
5	給与所得の金額の計算	29
6	退職所得の金額の計算	35
7	山林所得の金額の計算	36
8	譲渡所得の金額の計算	36
9	一時所得の金額の計算	37
10	雑所得の金額の計算	38
第2節	所得税の課税標準	44
1	総所得金額	44
2	退職所得金額	45
3	山林所得金額	45
第3節	所得税の課税の特例	46
1	分離課税	46
2	申告分離課税	46
3	源泉分離課税	51
4	確定申告を要しない配当所得	51
第4節	収入金額	57

1	収入金額	57
2	各種所得の収入金額の計上時期	58
3	物又は権利による収入金額	60
4	別段の定めによる収入金額	60
5	事業所得等の収入金額とされる保険金等	61
第5節	必要経費	62
1	必要経費	62
2	必要経費とされない支出	63
3	売上原価の計算及び期末棚卸資産の評価	64
4	販売費、一般管理費等の必要経費	67
5	減価償却資産の償却費の計算	68
6	繰延資産の償却費の計算	79
7	資本的支出と修繕費の区分	79
8	資産損失	81
9	貸倒損失等	83
10	引当金及び準備金	83
11	生計を一にする親族に支払う給与等	84
12	青色申告特別控除	88
第6節	収入及び必要経費に関する特例	89
1	小規模事業者の収入等に関する帰属時期の特例	89
2	社会保険診療報酬の所得計算の特例	90
3	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	90
第7節	損益通算及び損失の繰越控除	91
1	損益通算	91
2	損失の繰越控除	93
第5章	所得控除	96
第1節	所得控除の種類と意義	96
1	所得控除の種類	96
2	所得控除の目的	96
第2節	各種所得控除の内容	97
1	雑損控除	97
2	医療費控除	100
3	社会保険料控除	102
4	小規模企業共済等掛金控除	103
5	生命保険料控除	103
6	地震保険料控除	105

7	寄附金控除	106
8	障害者控除	108
9	寡婦控除	109
10	ひとり親控除	109
11	勤労学生控除	110
12	配偶者控除	110
13	配偶者特別控除	111
14	扶養控除	112
15	基礎控除	114
16	確定申告書への記載及び書類の添付等	115
第3節	所得控除の順序	116
1	所得控除の順序	116
2	課税標準からの所得控除の順序	116
3	令和5年分所得控除額の計算一覧	117
第6章	税額計算	122
第1節	税率及び税額の計算	122
1	税額計算の方法	123
2	基本的な税率による税額計算	123
3	変動所得及び臨時所得の平均課税	124
第2節	税額控除	126
1	税額控除の種類	126
2	税額控除の順序	137
第7章	源泉徴収	138
第1節	源泉徴収制度	138
1	源泉徴収制度の仕組み	138
2	源泉徴収と居住者の確定申告	142
第2節	源泉徴収	143
1	利子所得に対する源泉徴収	143
2	配当所得に対する源泉徴収	143
3	給与所得に対する源泉徴収	144
4	退職所得に対する源泉徴収	148
5	報酬、料金等に対する源泉徴収	149
6	納税の告知	150
7	源泉徴収における推計課税	150

第8章	申告、納付及び還付	151
第1節	所得税の申告納税方式	151
1	申告納税方式	151
2	所得税の申告時期	151
3	所得税額の納付時期	151
第2節	予定納税	153
1	予定納税	153
2	予定納税の義務と予定納税額の納付時期	153
3	予定納税基準額の計算	154
4	予定納税額の通知及び予定納税額の減額承認の申請	155
第3節	確定申告並びにこれに伴う納付及び還付	156
1	確定所得申告	157
2	還付を受けるための申告	161
3	確定損失申告	162
4	修正申告	162
5	更正の請求及び更正の請求の特例	162
6	確定申告書に添付する書類	163
7	確定申告がない者の総収入金額報告書の提出義務	164
8	死亡又は出国の場合の確定申告	165
9	納付の方法	165
10	延納の方法	166
11	還付	166
第4節	青色申告	167
1	青色申告	167
2	青色申告の承認申請手続	169
3	青色申告の承認の取消し	169
4	青色申告の取りやめ	169
5	青色申告者の備え付けるべき帳簿書類とその保存	169
6	青色申告書に添付すべき書類	170
第9章	更正及び決定	171
1	更正又は決定すべき事項に関する特例	171
2	青色申告者に対する更正の特例	171
3	推計による更正又は決定	172
第10章	雑則及び罰則	173
第1節	雑則	173

1	支払調書等の提出等の義務	173
2	白色申告者の帳簿書類の備付け等	175
3	財産債務調書の提出	175
4	国外財産調書の提出	175
第2節	罰則	176
第11章	復興特別所得税	177
1	納税義務者	177
2	課税対象	177
3	基準所得税額	177
4	課税標準	177
5	復興特別所得税額の計算	177
6	所得税及び復興特別所得税の予定納税	178
7	確定申告	178
8	所得税及び復興特別所得税の納付	178
9	所得税及び復興特別所得税の還付	178
10	源泉徴収等	178
第12章	震災特例法	179
1	雑損控除の特例及び雑損失の繰越控除の特例	179
2	被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例及び純損失の繰越控除等の特例	179
3	震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除	180
4	被災代替船舶の特別償却	180
5	特定の事業用資産の買換え(交換)の場合の譲渡所得の課税の特例	180
6	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例	181
7	災害減免法による所得税の減免の特例	181
8	申告・納付等の期限延長(平成22年分)	181
9	納税の猶予	181
第13章	新型コロナウイルスに係る所得税の特例	183
1	給付金の非課税	183
2	指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例制度	183
3	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除	183
	(参考)	187
補遺		215

索 引..... 217

第1章 総説

第1節 所得税の意義と特色

現在、我が国の租税体系は、所得税、法人税を基幹とする直接税中心の租税構造になっている。この節では、所得税の意義と特色について学習する。

学習のポイント

- 1 所得税とは、どのような租税か
- 2 所得税の特色は何か
- 3 所得税法の規定の柱は何か

1 所得税

所得税は、原則として個人の所得に対して課される租税であり、法人の所得に課される法人税と並んで直接税の代表的な存在である。

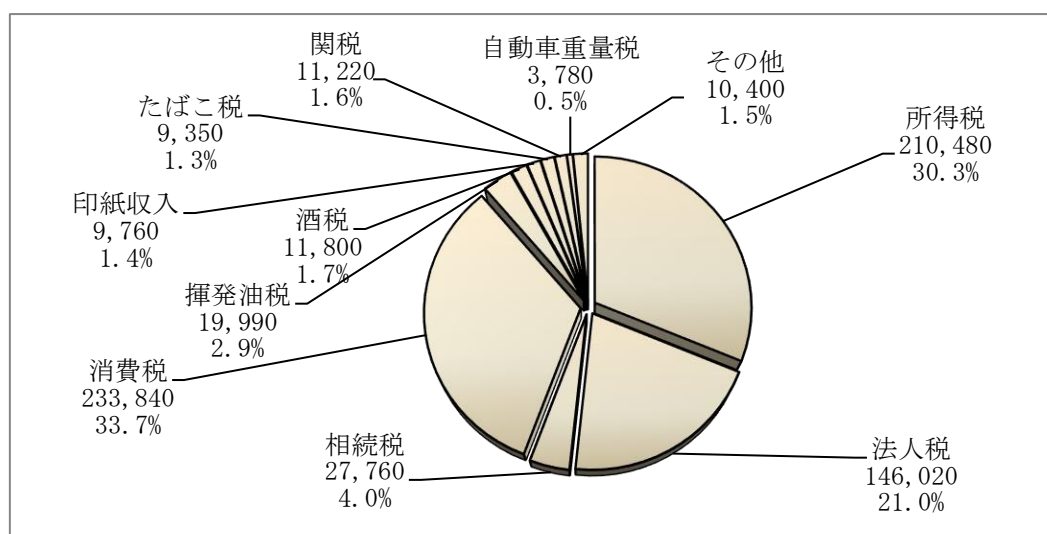
所得税の税収は、我が国の予算において、租税及び印紙収入の30.3%に当たり、消費税の33.7%とともに大きな割合を占めている重要な租税である。

なお、給与所得者のうち令和4年において源泉徴収により所得税を納付している者が4,360万人に、また、令和4年分の申告所得税の確定申告人員が2,295万人に上ることからみても、国民生活に最も密着し、国民の関心がとりわけ高い租税である。

(『民間給与実態統計調査結果』『所得税等の確定申告状況等について』(国税庁HP)のデータを引用)

令和5年度 租税及び印紙収入の内訳 (一般会計予算額：合計69.4兆円)

(単位：億円)



(「令和5年4月日本の財政関係資料」(財務省HP)のデータを引用)

2 所得税の特色

租税の理念として、最も重要なことは「負担の公平」ということであり、租税の負担が公平であるということは、納税者が各自の担税力に応じて租税を負担することである。したがって、租税は、各納税者の担税力を忠実に表示する指標を取上げ、これを課税の対象とする必要がある。

所得税は、個人の「所得」そのものを担税力の指標として取り上げているところにその特色がある。

個人の担税力を示す指標としては、「所得」以外にも「資産」や「消費」などが考えられる。しかし、「資産」はその人の所得獲得能力すなわち「人の働き」という人的資産を含まない点で、また、「消費」は貯蓄に回された分が考慮されないという点で、その年のその人の担税力を全体として把握するには不十分なものである。

従来、その人の収入の大小を示す「所得」が担税力の指標として最も適切なものと一般に考えられており、「負担の公平」の理念に沿った税として、所得税が多く先進諸国の税制で中心的地位を占めていた。しかしながら、近年、所得税率の平準化や税制の簡素化、経済への中立性を確保するといった基本理念がほぼ先進国共通の流れとなり、我が国においても昭和63年度の税制改正で消費税の創設とともに所得税の負担の軽減などが図られた。

担税力の指標	租 税 の 種 類	
所 得	所得税、法人税	直 接 税
資 産	相続税、贈与税	
消 費	消費税など	間 接 税
取 引	印紙税	

3 所得税法の規定の柱

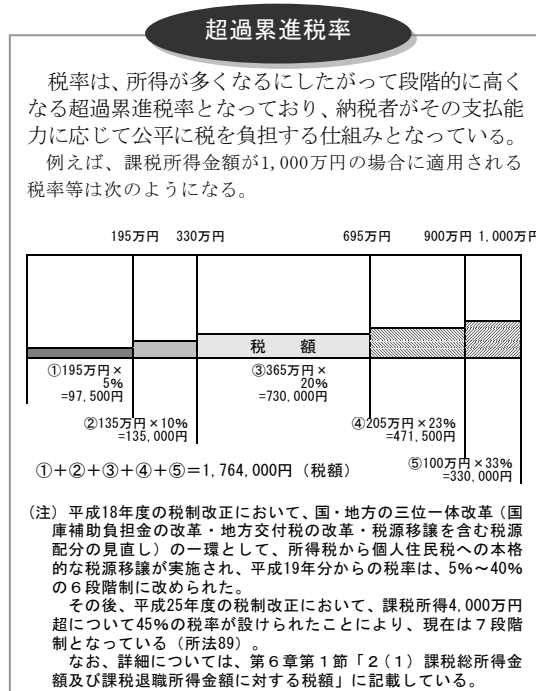
現行所得税法は、租税負担の公平、すなわち応能負担の目的をより良く達成するため、次の諸点を柱として規定している。

(1) 所得の総合

所得税は、原則として、その個人に帰属する所得を全て総合し、所得の額すなわち担税力の大きさを的確に把握した上で課税するという建前を採っている。

(2) 超過累進税率の適用

所得税の税率は、所得の大小にかかわらず一律に一定税率を課する比



例税率でなく、所得が増加するにつれて、その増加部分に、順次、高い税率を適用するという制度を採っている。これを「超過累進税率」という。したがって、所得の大きい者ほど金額においてはもちろんのこと、その所得に対する割合において、より多くの所得税を負担することになる。このことから超過累進税率は、所得再分配など財政政策上からも有効な機能を果たしている。

(3) 世帯構成の考慮

家族の生活のための費用を考慮して、各人の所得のうち一定の金額が課税の対象から除外されている。配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除がこれに当たる（所法83、83の2、84、86）。

(4) 個人的事情の考慮

所得の額が同じであっても、各人の置かれた状況によって税負担を軽減するための措置が採られている。雑損控除、医療費控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除及び勤労学生控除がこれに当たる（所法72、73、79、80、81、82）。

第2節 所得の概念

この節では、所得税が課税される「所得」とはどのようなものかについて学習する。

学習のポイント

- 1 所得とは、どのようなものか
- 2 所得税法上の所得とは何か

1 所得

「所得とは何か」ということについては、多くの財政学者が説いており、なかでも所得源泉説、純資産増加説がその代表的な学説として説明されてきた。しかし、この学説のうちのいずれによっても現行の所得税法の所得の概念を十分に説明できるものではない。所得税法上の「所得とは何か」を知ろうとするには、所得税法の規定に基づいて求められる所得を、何らかのまとまった考え方によって集約することが本来の筋道である。

ところで、所得税法では、所得の種類を利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得の10種類に分類して規定しているが、このうち9種類の所得については個別にその所得の内容を規定し、そのいずれにも該当しない所得を「雑所得」とするというように包括的に捉えようとしている。

また、所得税法第9条で非課税所得が多数列挙されていることを併せ考えると、所得の生じる原因を限定しない内容で所得を捉えており、その内容は社会通念によっているものと考えられる。

ここで、私たちの現実の社会を眺めた場合、人は会社に勤めて給与を得たり、事業を営んで利益を上げたり、自分の財産を投資して利子や配当を得るなどの形でそれぞれ経済的な利益を得ている。所得の概念は、元来、経済概念であるが、その内容はある個人について発生したこれらの経済的な利益であり、この経済的利益を社会通念上「所得」と呼んでいる。

(注) 所得源泉説とは、年々継続して繰り返し発生する経済的利益だけが所得であり、財産の単なる譲渡等で臨時的に得たものは所得ではないという考え方。

一方、純資産増加説とは、その経済的利益がどのような原因で発生したものかを一切問わずに、一定期間において資産額から負債額を控除した純資産が増加している場合に、所得があるとする考え方。

2 所得税法上の所得

所得税法は、所得を1暦年（1月1日から12月31日まで）ごとに区切って把握しているが、経済的利益をこの一定期間に限ってみると、経済力の蓄積として捉えることができる。したがって、所得税法上の所得とは、1年間に形成された各人の経済力の増加であると一応定義することができる。

また、現行所得税法は、その所得の基因となった行為が適法であるかどうかを問わないこととされている。したがって、適法でない行為（例えば、賭博等）から生じた収入であっても、現に経済的利益が生じている限り所得となる（所基通36-1）。

第3節 非課税所得

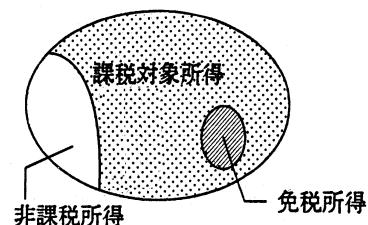
所得税法は、特定の所得を課税の対象から除いている。この節では、その非課税所得の趣旨及び内容について学習する。

学習のポイント

- 1 非課税所得とは、どのようなものか
- 2 非課税所得の種類と根拠は、どのようになっているのか
- 3 非課税所得に係る損失の計算除外とは、どのようなことか

1 非課税所得

所得税は、原則として個人の1暦年の全ての所得に対して課税することとされているが、特定の所得については、社会政策その他の見地から、所得税を課さないこととしている。これを「非課税所得」という。原則として、何らの手続を要することなく、課税の対象から除外され、課税しないこととされている。



(注) 「免税所得」とは、産業政策その他の見地から確定申告書への記載等を要件として所得税が免除される所得をいう。これには、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例（措法25）がある。

2 非課税所得の種類と根拠

非課税とされる所得は、所得税法及び租税特別措置法のほか、その他の法律に規定されている。非課税所得は、原則として、これらの法律に規定されているものに限られる。その主なものを趣旨別に分類すると、次のとおりである。

非課税の趣旨	非課税所得の項目及び内容
(1) 障害者等の税負担の軽減及び貯蓄奨励策に基づくもの	イ 障害者等の少額預金の利子所得等（所法10、措法3の4） ロ 障害者等の少額公債の利子（措法4） （注）上記のイ、ロの各元本の合計額は350万円まで。 ハ 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等（措法4の2） ニ 勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等（措法4の3） （注）上記ハ、ニ両者の預入合計額は原則として550万円まで。 ホ 貸付信託の受益権等の譲渡による所得（措法37の15）
(2) 実費弁償的性格に基づくもの	イ 給与所得者の出張旅費、転勤旅費等（所法9①四） ロ 給与所得者の通勤手当（所法9①五、所令20の2） （注）通勤手当のうち月額150,000円を超える金額は給与所得として課税される。 ハ 給与所得者が受ける職務上必要な給付（所法9①六、所令21）
(3) 社会政策的配慮（担税力）に基づくもの	イ 増加恩給、傷病賜金、負傷又は疾病に基因して受ける特定の給付、遺族恩給、遺族年金等（所法9①三、所令20） ロ 家具、じゅう器、衣服等生活に通常必要な動産の譲渡による所得（所法9①九） （注）生活に通常必要な動産のうち、貴金属、宝石、書画、こつとう等で1個又は1組の価額が30万円を超えるものの譲渡による所得は課税される（所令25）。 ハ 学資に充てるために給付される金品等（所法9①十五） ニ 心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して受ける損害保険金、損害賠償金、見舞金等（所法9①十八、所令30） ホ 雇用保険、健康保険、国民健康保険の保険給付等（雇用保険法12、健康保険法62、国民健康保険法68） ヘ 生活保護のための給付（生活保護法57）
(4) 公益的な目的に基づくもの	文化功労者年金、学術又は芸術奨励として交付される金品（例：毎日学術奨励金）、ノーベル賞として交付される金品（所法9①十三）
(5) 二重課税の防止に基づくもの	相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（所法9①十七） （注）法人からの贈与は一時所得等として課税される（所基通34-1(5)）。
(6) その他	イ オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品（所法9①十四） ロ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得（措法9の8） ハ 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等（措法37の14） ニ 宝くじの当せん金（当せん金付証票法13） ホ スポーツ振興投票券（toto）の払戻金（スポーツ振興投票の実施等に関する法律16）等

第1章 総説

- (注) 1 障害者等とは、国内に住所を有する個人で、身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻、寡婦年金を受けることができる妻その他これに準ずる者として政令で定める者をいう(所法10①、所令31の2、所規4)。
- 2 預貯金とは、預金及び貯金をいい、勤務先預金のようなものも含まれる(所法2⑩十、所令2)。なお、預金と貯金はどちらも同じような意味であるが、現在銀行などの金融機関では預金、農業協同組合などでは貯金という言葉を使っている。
- 3 合同運用信託とは、信託会社(信託業務を兼営する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいい(所法2⑩十一)、貸付信託(所法2⑩十二)などがこれに該当する。合同運用信託では、元本及び一定歩合の利益を信託会社が保証する代わりに、この一定歩合を超える利益があっても、分配される利益は保証された一定歩合に限られる。したがって、その実質は、長期預金と何ら異なるところはなく、合同運用信託の収益の分配が利子所得とされるのは、こうした理由によるものである。
- 4 公社債とは、公債及び社債(会社以外の法人が、特別の法律により発行する債券を含む。)をいう(所法2⑩九)。
- 5 証券投資信託とは、信託財産を委託者の指図に基づいて、株式を主体とする特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託をいう(所法2⑩十三)。元本保全の立場から、その投資対象を公社債のみとしている証券投資信託もあり、これを他の証券投資信託と区別する必要上、特に公社債投資信託という(所法2⑩十五)。
- 6 恩給とは、恩給法上の公務員及び旧軍人軍属であった者(その者が死亡した場合はその遺族)に支給される年金や一時金で、公務員の退職給与制度である。恩給には、普通恩給、増加恩給、傷病恩給、一時恩給、扶助料、一時扶助料の6種類があり、普通恩給及び一時恩給は課税される。

【参考】

○損害賠償金等を取付した場合の課税関係

取得原因		課税関係	具体例		
心身に加えられた損害に基因して取得するもの	給与又は収益の補償	非課税(所令30一)	給与又は事業の収益の補償として加害者から受けるもの		
	慰謝料その他精神的補償料など	非課税(所令30一)	示談金、慰謝料		
	相当の見舞金	非課税(所令30三)	いわゆる災害見舞金		
資産に加えられた損害に基因して取得するもの	棚卸資産など	課税(所令94①一)	棚卸資産の火災保険金、特許権の侵害による補償金		
	店舗、車両などの固定資産	収益の補償	課税(所令94①二)	復旧期間中の休業補償金(販売機の破損等)	
		資産そのものの損害の補償	補償を約した もの	課税(所令95)	収用等により漁業権、水利権等が消滅することにより受けるもの
			突発的なもの	非課税(所令30二)	店舗の損害により受ける損害賠償金、火災保険金
相当の見舞金	非課税(所令30三)	いわゆる災害見舞金			
必要経費に算入される金額を補填するために受ける損害賠償金等		課税(所令30括弧書)	従業員の給料、一時借りした店舗の賃借料		

【参考通達番号】

所基通9-1、9-19~9-24

3 非課税所得に係る損失の計算除外

非課税所得は、課税される所得金額の計算上当然に除外される所得であって、非課税の適用を受けるための手続は原則として必要としないものである。この「所得金額の計算から除外する」という考え方の帰結として、これらの所得の計算上損失が発生しても、所得金額の計算の上では、その損失は「ないものとみなす」ことになっている（所法9②）。

第2章 納税義務

第1節 納税義務者及び課税所得の範囲

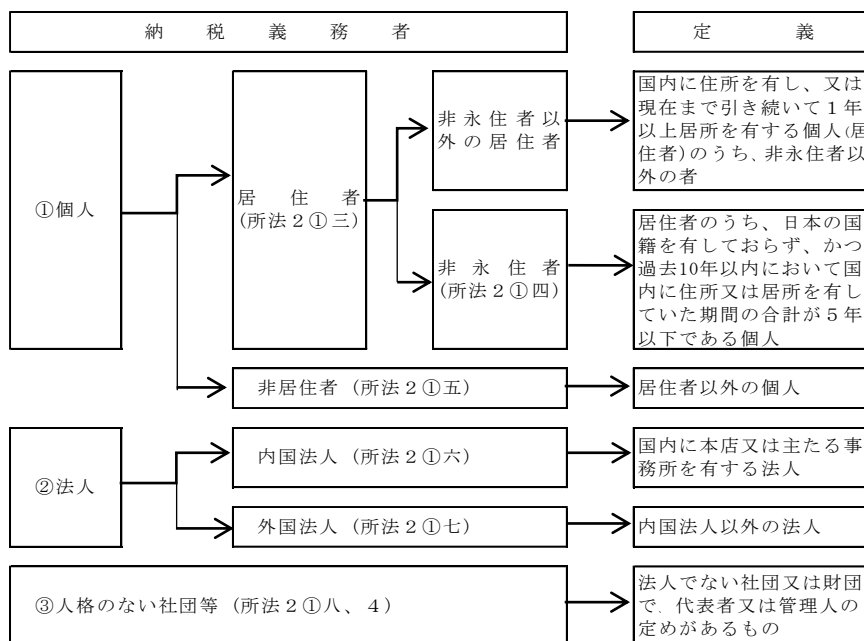
所得税は、原則として個人に課税されるが、居住者、非居住者のいずれかによりその課税される所得の範囲が異なる。この節では、納税義務者の区分及びその課税所得の範囲について学習する。

学習のポイント

- 1 納税義務者の区分は、どのようになっているのか
- 2 課税所得の範囲と課税方式は、どのようになっているのか

1 納税義務者の区分

所得税の納税義務者は原則として個人である（所法5①②）が、その居住の態様に応じて、居住者、非居住者に区分される。また、法人も、利子等、配当等、報酬及び料金等の所得については所得税の納税義務者になる（所法5③④）。



- (注) 1 住所とは、各人の生活の本拠（民法22）をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実により判定する（所基通2-1）。
- 2 国内に居住することとなった個人が、国内において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合などは、国内に住所を有する者（居住者）と推定される（所令14）。また、国外に居住することとなった個人が、国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合などは、国内に住所を有しない者（非居住者）と推定される（所令15）。
- 3 居所とは、住所以外の場所において、人が相当期間継続して居住する場所であるが、生活の本拠という程度には至らないものと解されている。

2 課税所得の範囲と課税方式

前述のように、所得税法では、納税義務者を居住者、非居住者、法人等と区分し、この区分に応じて課税所得の範囲、課税標準の計算、納税の方法等に差異がある。

また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」（第11章「復興特別所得税」参照）が創設された。これにより、所得税を納める義務のある者は、平成25年分から令和19年分までの各年分の基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税も併せて納める義務がある。

(1) 納税義務者の課税所得の範囲

個人の納税義務者の課税所得の範囲は、次のとおりである（所法7、95④、161）。

所得区分 居住区分		国外源泉所得以外の所得	国外源泉所得	
		国内源泉所得	国内払	国内送金
居住者	非永住者以外の居住者	課税		
	非永住者	課税		
非居住者		課税		

(2) 課税方式

個人の納税義務者の課税方式は、次のとおりである。

居住区分等			課税方式
居住者	非永住者以外の居住者		総合課税（申告納税方式） （所法21、22）
	非永住者		
非居住者	PEを有する	PE帰属所得	総合課税（申告納税方式） （所法164①）
		PE帰属所得以外	総合課税（申告納税方式） （所法164①、165～166） 又は 源泉分離課税方式 （所法164②、169～170）
	PEを有しない		

(注) 1 PE（恒久的施設）とは、支店等、建設作業場、代理人等をいう（所法2①八の四）。

2 非居住者の所得控除は雑損控除、寄附金控除及び基礎控除のみ、また、税額控除は、配当控除及び外国税額控除のみが適用される（所法165、165の6）。

第2節 実質所得者課税の原則

所得税法は、各人の担税力に応じた課税をすることを原則としていることから、経済力の獲得、増加が誰によって支配されるか、つまり、財産の使用、収益、処分を自ら行うことができる者は誰であるかを確かめて、課税することとされている。この節では、実質所得者課税の原則について学習する。

学習のポイント

実質所得者課税の原則とは、どのようなものか

1 実質所得者課税の原則

実質所得者課税の原則とは、資産又は事業から生ずる収益について、名義上又は法形式上の所得の帰属者と実質的な所得の帰属者とが異なる場合は、実質的に所得が帰属する個人に対して所得税を課すことをいう（所法12）。

（注）所得の帰属とは、ある所得が、具体的にどの納税者に属するものであるかを決定することをいう。

2 実質所得者課税の例

実質所得者課税の原則が適用される例としては、次のような場合などが考えられる。

- ① 仮装売買の売主が、その売却したことを仮装した財産から生ずる収益を取得している場合
- ② 他人名義で事業を行っている者が、その事業から生ずる収益を取得している場合
- ③ 登記その他一般に行われる財産権移転の手續未済の土地、家屋などの譲受人が、その土地、家屋などから生ずる収益を取得している場合

3 実質所得者課税の具体的な判定基準

(1) 資産から生ずる所得の場合

利子所得、配当所得又は不動産所得が誰の所得であるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者が誰であるかによって判定すべきものであるが、それが明らかでない場合は、所有権、その他の財産権の名義者が真実の権利者であるものと推定する。

つまり、登記簿、株主名簿等に記載された名義は、反証のない限り、事実上の推定が働くから、名義者以外の者を所得の帰属者であると主張する場合には、その主張する者が、その主張する事実を証明する必要があることになる。

(2) 事業から生ずる所得の場合

事業の所得が誰の所得であるかについては、事業の用に供する資産の所有権者、賃借権者若しくは免許可の名義者又はその他の事業の取引名義者などの外形に必ずしもとらわれることなく、実質的にその事業を経営していると認められる者（事業主）が誰であるかにより判定する。

なお、生計を一にしている親族間における事業の事業主が誰であるかについては、

その事業の経営方針の決定につき、支配的影響力を有すると認められる者が事業主に該当するものと推定する。ただし、その者が誰であるか明らかでないときは、原則として、生計を主宰している者が事業主に該当するものと推定する。

【参考通達番号】

所基通12-1、12-2、12-5

第3節 納税地

所得税法は、所得税の申告、申請、納付等は、「納税地」で行うこととされている。この節では、その納税地について学習する。

学習のポイント

納税地とは、どのようなものか

1 納税地

納税地とは、所得税の納税義務を履行する場所、すなわち「納付地」であるとともに、所得税に関する「管轄地」という意味を持っている。したがって、納税地は、所得税の納税義務者を管理する管轄税務署を定める基準となる。すなわち、納税者は、特定の場合を除いて、現在の納税地の所轄税務署長に対して申告、申請、納付等を行い、また、現在の納税地の所轄税務署長は、更正及び決定又はそのための調査等を行うことになる（通則法21、30）。

2 原則的な納税地

個人の納税地は、原則として、その個人の「住所地」で、住所がなく居所がある場合には「居所地」である（所法15一、二）。

3 納税地の特例

納税義務者は、住所地に代えて「居所地」を、住所地又は居所地に代えて「事業場等」の所在地を、それぞれ納税地として選択することができる（所法16①②）。

また、納税義務者が死亡した場合には、その死亡した者に係る納税地は、その死亡当時における納税地とされる（所法16③）。

4 源泉徴収に係る所得税の納税地

所得税の源泉徴収義務者のその源泉徴収に係る所得税の納税地は、その者の「事務所、事業所その他これに準ずるもの」で、その支払事務を取り扱うものの、その支払の日における「所在地」（支払の日以後に支払事務所の移転があった場合には、移転後の所在地）とされている（所法17）。

ただし、公社債の利子、内国法人が支払う剰余金の配当等については、その支払を

する者の本店又は主たる事務所の所在地等とされる（所令55）。

第4節 非居住者及び法人に対する課税の方法

所得税の納税義務者は、原則として個人の居住者、非居住者であるが、法人も特定の所得については、所得税の納税義務者となっている（第1節参照）。この節では、そのうちの非居住者及び法人に対する課税の方法について学習する。

学習のポイント

非居住者に対する課税の方法は、どのようになっているのか

1 非居住者に対する課税の方法

非居住者に対して課する所得税の額は、国内源泉所得に限られており、その課税方法は、恒久的施設（以下「PE」という。）の有無の区分等に応じ、「総合課税」又は他の所得と区別して所得税が課せられる「分離課税」となる（所法164①②）。

（注）PEとは、支店等、建設作業場、代理人等をいう（所法2①八の四）。

区 分		課税の対象となる主な国内源泉所得の範囲	
		総合課税 (所法7①三、164①)	分離課税 (所法7①三、164②、169)
PEを有する 非居住者	PE帰属所得	事業から生ずる所得等 (所法161①一、四)	
	PE帰属所得以外	資産の運用、資産の譲渡、 不動産等の貸付等 (所法161①二、三、五～七、 十七)	利子、配当、給与、報酬等 (所法161①八～十六)
PEを有しない非居住者			

2 法人に対する課税の方法

内国法人に対して課する課税標準は、原則として、その内国法人が国内において支払を受ける利子、配当などであり（所法174）、外国法人に対して課する課税標準は、原則として、その外国法人が支払を受ける国内源泉所得である（所法178）。

（注）1 法人に対する所得税の課税は、源泉徴収による納付だけで所得税の納税義務が完了する。

2 内国法人及び法人税の申告義務のある外国法人が、利子・配当等の支払を受ける際に源泉徴収された所得税は、法人税額から控除することによって二重課税とはならないようになっている（法法68①、144）。

3 租税条約

非居住者及び外国法人の課税対象である国内源泉所得の範囲などは、所得税法及び法人税法に規定されているが、令和5年10月1日現在、我が国は、次のとおり、85条約等、153か国・地域と租税条約（「租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための条約」ほか）を締結しており、国内法の規定と租税条約の規定が異なる場合には、租税条約の内容が優先適用される（憲法98②、所法162、法法139）。

（注）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

- (1) 二重課税の除去、脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約（いわゆる租税条約）：72本、79か国・地域
- (2) 租税に関する情報交換を主たる内容とする条約（いわゆる情報交換協定）：11本、11か国・地域
- (3) 税務行政執行共助条約：締結国は我が国を除いて122か国、うち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は62か国・地域

（「我が国の租税条約ネットワーク」（財務省HP）のデータを引用）

第3章 所得の種類

第1節 所得の種類と意義

所得税法は、納税者の担税力に応じた課税をするために、非課税所得を除き、原則として個人のあらゆる所得を総合して課税する。

そこで、所得を総合するに当たっては、所得の性質に応じて所得を10種類に区分することとしている。所得税法を理解する上で、所得区分は重要なポイントである。この節では、所得の種類と意義について学習する。

学習のポイント

- 1 所得をその性質によって分類すると、どのようになるのか
- 2 担税力に応じた課税の実現を図るための仕組みは、どのようなものか

1 所得の性質による分類

所得税法は、各人の「所得の大きさ」を担税力の指標としているわけであるが、同じ大きさの所得であってもその「所得の性質」によって担税力に差がある。そこで、所得をその性質によって分類すると、次のようになる。

(1) 所得の発生原因別分類

- イ 資産を運用することによって生ずる所得（預貯金の利子、株式投資による配当、地代、家賃など）
- ロ 勤労から生ずる所得（給料、賃金、報酬など）
- ハ 資産と勤労によって生ずる所得（商工業、農業などの経営から生じる利益）
- ニ 資産を処分することによって生ずる所得（土地、家屋、株式等の譲渡による処分益）

(2) 所得の発生形態別分類

- イ 毎年繰り返して発生する経常的な所得（利子、配当、給与、事業等の所得など）
- ロ 臨時的に発生する所得（土地、家屋、株式等の譲渡による所得など）
- ハ 毎年発生してもその額の大きさに変動を伴う所得（漁業、印税の所得など）
- ニ 長い年月にわたって形成されなければ生じない所得（退職金、年金等、山林の譲渡による所得など）

2 担税力に応じた課税の実現

前記のように、所得の発生は極めて多種多様である。したがって、所得税の担税力を考えるに当たっては、「量的な面」（金額面）だけでなく「質的な面」（発生原因・形態面）も併せて考慮する必要がある。

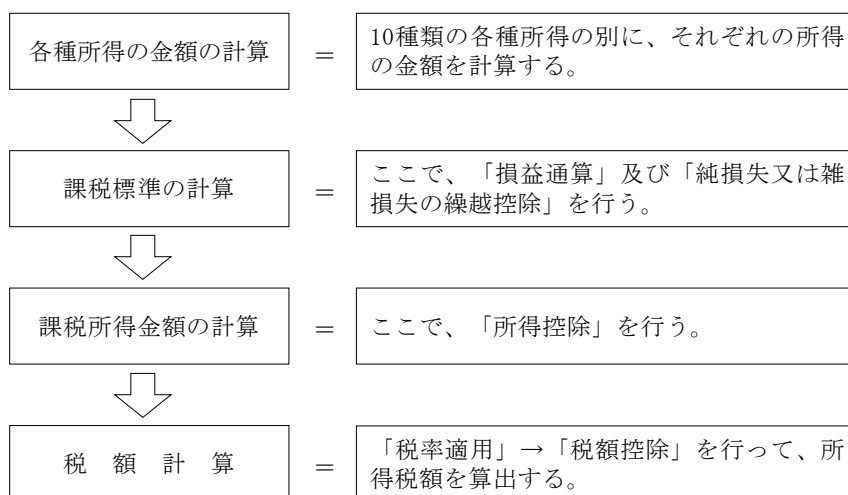
そこで、所得税法では、所得を総合して課税するに当たっては、その人が得た個々の

所得を単純に合計するのではなく、所得の性質に応じて「10種類の所得」に区分し、各々の所得に適した所得金額を計算した上で合計するという方法を採用している。

[所得の種類]	
①利子所得	②配当所得
③不動産所得	④事業所得
⑤給与所得	⑥退職所得
⑦山林所得	⑧譲渡所得
⑨一時所得	⑩雑所得

3 所得税の計算の仕組み

所得税は、その年の1月1日から12月31日（年の途中で、死亡又は出国する場合は、その死亡の日又は出国の時）までの1年間に生じた所得の金額について計算する。その計算は、おおむね、次の順序で行う。



第2節 各種所得の内容

所得税法は、その所得区分を基本として、所得金額の計算方法や所得税額の計算方法が定められている。この節では、各種所得の内容及び範囲について学習する。

学習のポイント

- 1 各種所得の内容及び範囲は、どのようなものか
- 2 他の各種所得と競合する場合、その所得区分はどのようになるのか

1 利子所得

利子所得とは、次に係る所得をいう（所法23①）。

- (1) 公社債の利子（例：国債、地方債、社債の利子）
- (2) 預貯金の利子（例：銀行、信用金庫、農業協同組合等の預貯金の利子）
- (3) 合同運用信託の収益の分配（例：貸付信託、指定金銭信託の収益の分配金）

- (4) 公社債投資信託の収益の分配（例：MMF、MRFの収益の分配金）
- (5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配

（注） 利子所得は、広い意味で利子といわれるもののうち前記のとおり限定されている。

したがって、これ以外の利子は利子所得ではなく、例えば、個人が行う金銭貸付けの利子の場合は、その個人が金融業者であるときは事業所得、そうでないときは雑所得となる。

【参考法令・通達番号】

所法2①九～十一、十五、十五の三、所基通2-10～2-12、23-1

2 配当所得

配当所得とは、次に係る所得をいう（所法24①）。

- (1) 法人から受ける剰余金の配当（例：株式会社の剰余金の配当）
- (2) 法人から受ける利益の配当（例：持分会社（合同・合名・合資会社）の利益の配当）
- (3) 剰余金の分配（例：農業協同組合等からの出資に対する剰余金の分配）
- (4) 投資法人から受ける金銭の分配
- (5) 基金利息（例：相互保険会社の基金に対する利息）
- (6) 投資信託の収益の分配（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）
- (7) 特定受益証券発行信託の収益の分配

【参考法令・通達番号】

所基通24-1、24-2

3 不動産所得

(1) 不動産所得の内容

不動産所得とは、次の不動産等の貸付けによる所得をいう（所法26①）。

- イ 不動産（例：地代、家賃、権利金、礼金などの収入）
- ロ 不動産の上に存する権利（例：地上権、永小作権、借地権などの貸付け、設定その他他人に不動産等を使用させて得る収入）
- ハ 船舶又は航空機（例：船舶（総トン数20トン以上）、航空機の貸付けなどによる収入）

不動産等の貸付けの規模が事業的規模としてなされている場合でも、その所得は事業所得ではなく、不動産所得となる。

（注） 1 不動産等の貸付けには、不動産等を他人に使用させることを含む。

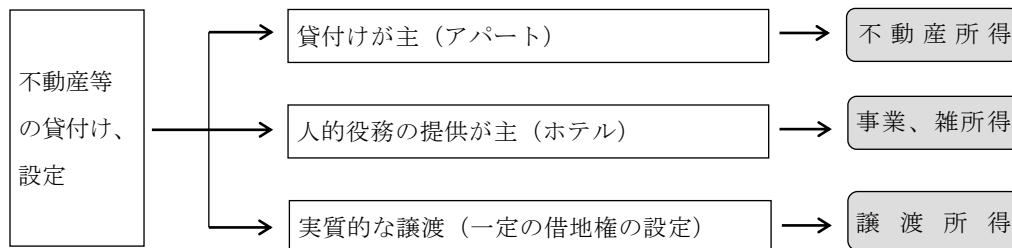
2 不動産とは、土地及び建物、構築物その他の土地に定着する有体物をいう（民法86）。

したがって、機械、器具、自動車などの動産の貸付けによる所得は、事業所得又は雑所得に該当する。

3 船舶（総トン数20トン以上）及び航空機は動産であるが、登記、登録、抵当権の方法などが不動産と同じなので、不動産に準じて取り扱い、この貸付けによる所得を不動産所得としたものである（所基通26-1）。

(2) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

不動産等の利用によって生ずる所得は、不動産所得になるものと他の各種所得になるものがある。一般的には、その所得がほとんど又は専ら不動産等の利用に供することにより生ずるものは不動産所得、不動産等の使用のほかには役務の提供が加わり、これらが一体となった給付の対価という性格を持つ場合には事業所得又は雑所得となる（所法26①、27①、所令63）。



(注) 1 下宿などのように、単に部屋を貸すだけでなく、食事を提供する場合は、不動産所得ではなく、事業所得又は雑所得となる。

2 土地を賃貸（転賃を含む。）する場合において通常取得するいわゆる権利金は、所法33条1項括弧書に該当し譲渡所得とされるものを除き、不動産所得となる。

また、不動産の賃貸借時には、権利金（礼金）、敷金（保証金）が授受されるのが通例である。この場合、権利金（礼金）は不動産所得となるが、敷金（保証金）は返還を要しない旨の特約のある場合を除き、所得とはならない。

* 権利金（礼金）は、不動産の賃貸借契約に際し、借借人が賃貸人に支払うもので、契約終了後も返還を要しない。

* 敷金（保証金）は、賃借料の債務（家賃など）を担保するために不動産の賃貸借契約に際し、借借人が賃貸人に交付するもので、通常は単なる預り金である。

しかし、賃貸借期間の経過等に応じて、その敷金（保証金）の一部又は全部の返還を要しなくなるような場合には、返還を要しなくなった時点で、その返還を要しなくなった額を、所得（収入）に計上することになる。

【参考通達番号】

所基通26-2～26-9、36-6、36-7

4 事業所得

(1) 事業所得の内容

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定める事業から生ずる所得をいう（所法27①、所令63）。

なお、「所得税の確定申告書」においては、事業所得の区分を次の図のように「営業等所得」と「農業所得」に区分している。

事業の種類	区分	例
農業 漁業 製造業 卸売業 小売業 不動産業（売買、仲介）、サービス業など	① 営業等所得	小売業、卸売業、製造業、サービス業（旅館業、クリーニング業など）、不動産業（売買仲介）、建設業、自由職業（医者、弁護士など）、畜産業、漁業など
	② 農業所得	米、麦、野菜、花、果樹、繭などの栽培・生産など

（注）事業所得とされるかどうかの考え方

ある経済活動が所得税法上の事業所得を生ずべき事業に該当するかどうかは、その経済活動が、自己の危険と計算において、独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して営まれる業務であって、社会通念上事業と認められるかどうかにより判断すべきものとされている。

(2) 事業所得とされるものの主な具体例

- イ プロ野球選手、プロゴルファー、モデルなどの報酬
- ロ ホステス、保険営業員などの報酬
- ハ 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡（商品の販売等）
- ニ 貸衣装業における貸衣装の譲渡、パチンコ店におけるパチンコ器の譲渡、養豚業における種付用の豚の譲渡など（少額重要資産のうち継続売買による所得）
- ホ 不動産業者が土地を継続売買
- ヘ 取得後5年以内の山林の譲渡（事業又は雑所得）
- ト 事業を営む者の従業員宿舍の使用料収入
- チ 時間貸有料駐車場の収入（事業又は雑所得）
- リ 商品が被害に遭い支払を受けた損害賠償金

【参考通達番号】

所基通27-1～27-7

(3) 事業の遂行に付随して生ずる収入

事業所得の総収入金額には、その事業活動の本来の収入のほかに、事業の遂行に付随して生ずる収入も含まれる。

- イ 事業所得に該当するもの
 - (イ) 事業の遂行上取引先又は使用人に貸付けた貸付金の利子
 - (ロ) 事業用資産の購入に伴って景品として受ける金品
 - (ハ) 新聞販売店における折込広告収入

- (ニ) 浴場業、飲食業等における広告の掲示による収入
- (ホ) 空箱や作業くずの売却収入
- (ハ) 仕入割引や得意先からのリベート
- (ト) 少額の減価償却資産（10万円未満）又は一括償却資産（20万円未満）の必要経費算入の適用を受けた事業用資産の売却収入（所令81、138、139）

使用可能期間が1年未満		事業所得
取得価額が10万円未満又は20万円未満	その他の資産	
	少額重要資産	反復継続して譲渡 (所基通27-1)
	その他	

(注) 20ページ「事業用資産を譲渡した場合の所得区分」参照

ロ 事業所得に該当しないもの

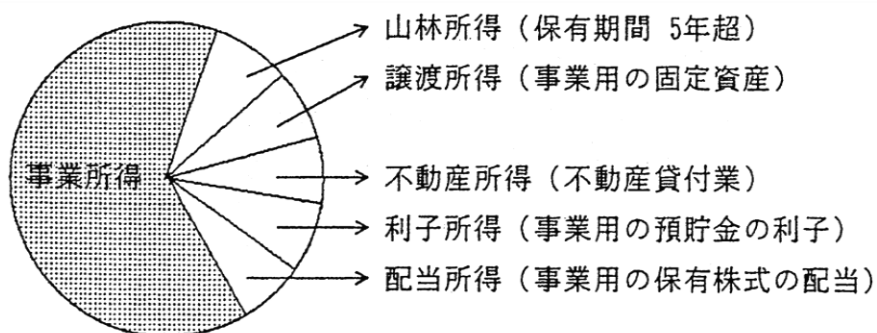
- (イ) 事業運転資金として金融機関に預けた預貯金の利子（利子所得）
- (ロ) 知人に対する貸付金の利子（雑所得）
- (ハ) 作家等（事業所得者）でない者の原稿料収入（雑所得）
- (ニ) 取引会社の株式に係る配当金収入（配当所得）

【参考通達番号】

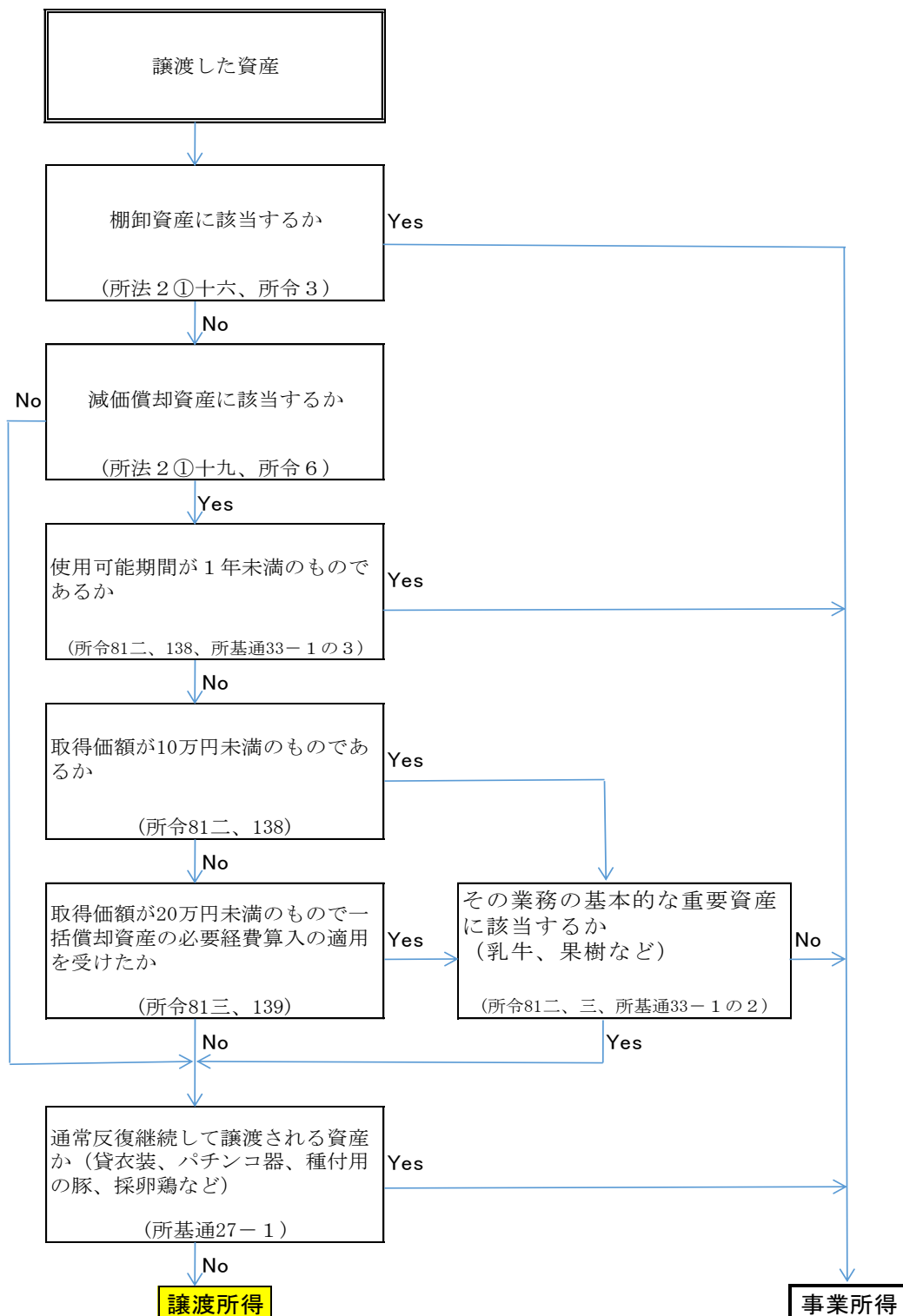
所基通2-13、27-5、35-2

(4) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

事業から生ずる所得であっても、その性質や担税力等から他の所得に区分されるものがある。例えば、①山林の売買業者が山林を取得して5年を超えてから譲渡したことによる所得は、山林所得に該当し（所法32①②）、②事業用の固定資産の譲渡による所得は、譲渡所得に該当する（所法33①）。



○ 事業用資産を譲渡した場合の所得区分

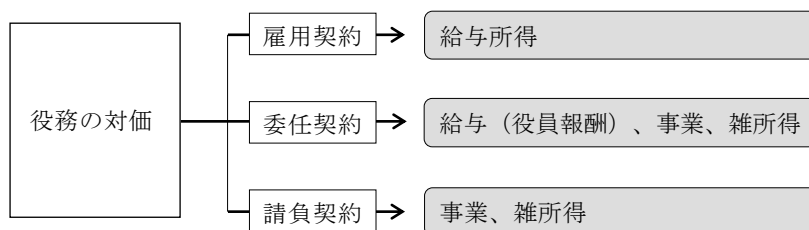


5 給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう（所法28①）。

（注）「給与」とは、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づき雇用主に従属して非独立的に提供した労務の対価として雇用主から支払を受ける給付などをいう。所得税法第28条に列挙されている形態は例示であって、それが定額給であるか出来高払い給であるか、あるいは基本給であるか、勤務手当、扶養手当、超過勤務手当などのような付属給であるかを問わず、給与の性質を有するものは、給与所得となる。

【役務提供に係る契約形態と各種所得の関係】



* 雇用契約とは、当事者の一方（労働者）が相手方（使用者）に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対して報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる契約をいう（民法623）。

* 委任契約とは、当事者の一方（委任者）が法律行為をすることを相手方（受任者）に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる契約（例：商品の販売委任契約）をいう（民法643）。

なお、法人と法人の役員間には委任関係にあるが、役員が法人から支払を受ける報酬等は、給与の性質を有するものとして給与所得となる。

* 請負契約とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる契約（例：建物の建築請負契約）をいう（民法632）。

【参考通達番号】

所基通28-1～28-10

6 退職所得

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう（所法30①）。

（注）1 退職所得は、給与を受け又はこれを受けるべき者が、退職に際して、その在職中の勤務に対する報酬として、その使用者から支給される一時的な収入である。したがって、その退職後、定期的、継続的に支給を受けるものは、年金たる雑所得であって退職所得ではない。

また、社会保険制度や退職共済制度に基づいて支給される退職一時金などは、雇用主から支給されるものではないが、過去の勤務に基因して支給される点では退職手当又は一時恩給と同様であるため、退職手当等とみなされる。

2 一時恩給とは、恩給法の規定により公務員が3年以上勤務して普通恩給を受けることができる年限に達しないうちに退職する場合に支給される給与である（恩給法67、70）。

- 3 死亡退職の場合の退職手当金などは、退職所得でなく相続税が課税される（所法9①十七、所基通9-17、相法3①二）。

【参考法令・通達番号】

所令72、所基通30-1～30-5

7 山林所得

(1) 山林所得の内容

山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう（所法32①）。

ただし、山林を取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、山林所得に含まれない（所法32②）。

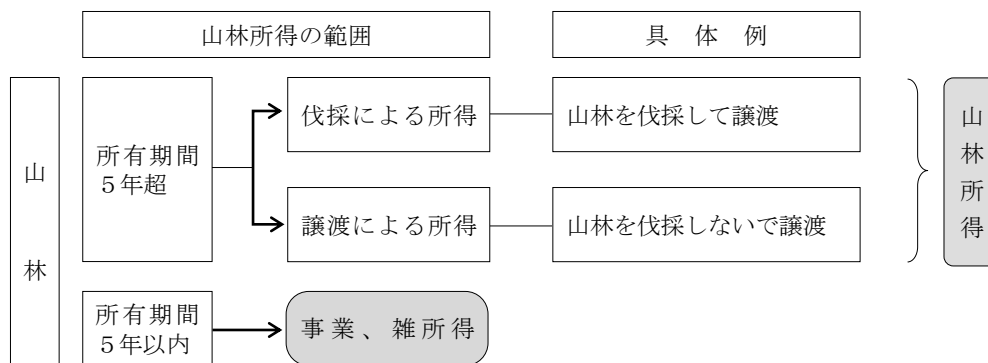
（注）山林とは、土地に定着した樹木が成長している状態、すなわち立木をいう。

(2) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

山林所得は、山林経営に伴い長期間にわたって発生した所得が、伐採又は譲渡により一時に実現するところに着目して定められた所得分類である。

このような理由から、山林を取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡した場合は、その所有期間が短く山林経営の実を伴わないため山林所得に含めず、山林の譲渡が事業的規模で行われている場合は事業所得、それに至らない場合は雑所得になる。

なお、立木を土地とともに譲渡した場合は、その土地の譲渡から生じた部分の所得は、譲渡所得となる。



【参考通達番号】

所基通32-1、32-2

8 譲渡所得

(1) 譲渡所得の内容

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で一定の条件に該当するものを含む。）による所得をいう（所法33①）。

（注）譲渡とは、有償無償を問わず、売買・交換、代物弁済、法人に対する現物出資、物納、競売、収用など、資産の所有権が移転する一切の行為をいう。

(2) 譲渡所得の基因となる資産

譲渡所得の基因となる資産の範囲は、棚卸資産、準棚卸資産、営利を目的とする継続売買に係る資産、山林及び金銭債権を除く一切の資産である（所法33②）。すなわち、土地、借地権、建物、機械その他の資産で、本来販売を目的としない資産が該当する。

(3) 短期譲渡所得と長期譲渡所得との区分

譲渡所得は、長い年月にわたり保有していた間に発生した資産の増加価値が、その資産の譲渡により一時に実現するという性格を有しているため、累進税率の適用に当たっては、これを緩和する措置が必要であり、所得税法では、譲渡所得を短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分している。

【短期譲渡所得と長期譲渡所得の区分基準】（総合譲渡所得の場合）

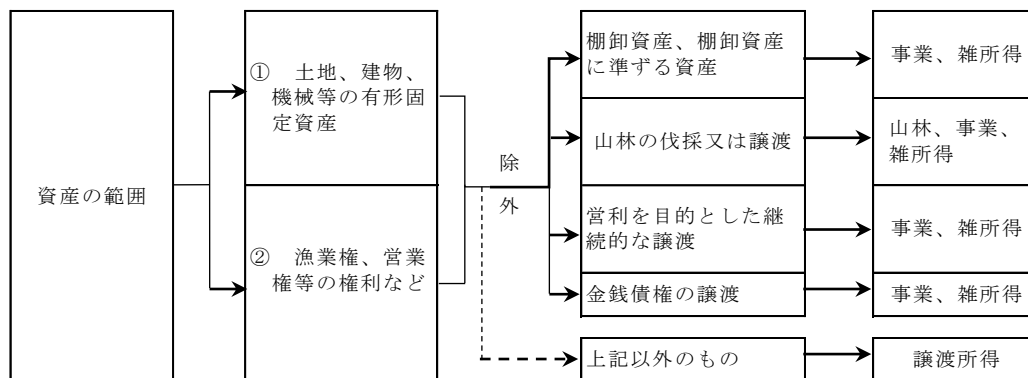
短期譲渡所得 （所法33③一）	その資産の取得の日以後、譲渡の日までの保有期間が5年以内の資産の譲渡
長期譲渡所得 （所法33③二）	その資産の取得の日以後、譲渡の日までの保有期間が5年を超える資産の譲渡

(4) 他の各種所得と競合する場合の所得区分

次に掲げる資産の譲渡による所得区分は、次のようになる。

イ 棚卸資産の譲渡による所得は、事業所得となる（所法33②一）。

ロ 山林の譲渡による所得は、山林所得、事業所得又は雑所得となる（所法33②一、二）。



【参考法令・通達番号】

所令81、所基通27-1、33-1~33-1の3、33-3、33-6、33-6の2

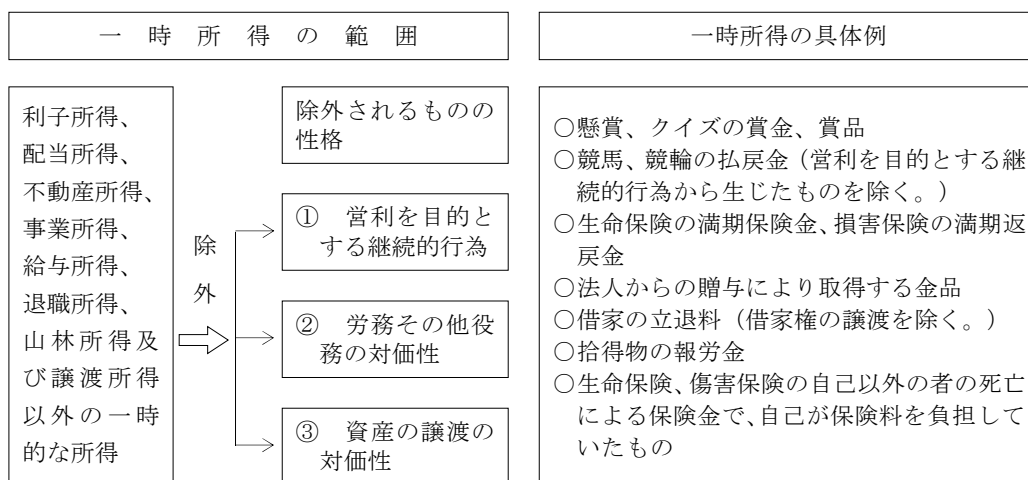
9 一時所得

(1) 一時所得の内容

一時所得とは、①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、②営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の、③一時の所得であり、④労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう（所法34①）。

(2) 一時所得となるものの具体例

次の図に掲げるような所得は一時所得となる。



【参考通達番号】

所基通34-1、34-2

[生命保険契約等に基づく一時金の課税関係]

契約者 (支払者)	被保険者	受取人	原因	課税関係
A	B	A	満期・解約	Aの一時所得
A	B	A以外	満期・解約	受取人に贈与税（所得税は非課税）
A	B	A	死亡	Aの一時所得
A	B	A以外	死亡	受取人に贈与税（所得税は非課税）
A	A	B	死亡	Bに相続税（所得税は非課税）

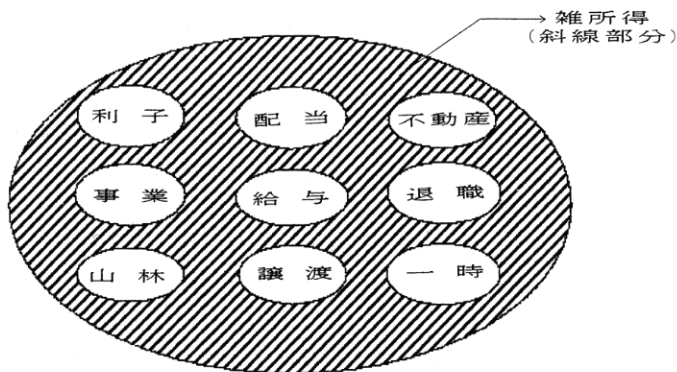
(注) 生命保険契約等に基づき受取人が支払いを受ける一時金で、業務に関して受けるものは、その業務の付随収入となる。

10 雑所得

(1) 雑所得の内容

雑所得とは、他の各種所得のいずれにも該当しない所得をいう(所法35①)。

なお、公的年金等は、雑所得に区分される。したがって、雑所得は、他の9種類の所得区分のいずれにも該当しない全ての所得を包含することになる。



(2) 公的年金等

公的年金等とは、次の年金をいう(所法35③)。

- イ 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく年金など
- ロ 恩給(一時恩給を除く。)及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- ハ 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金など

(3) 雑所得とされるものの主な具体例

- イ その所得本来の性質上雑所得とされるもの
 - (イ) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
 - (ロ) 定期積金に係る契約に基づくいわゆる給付補填金
 - (ハ) 生命保険契約等に基づく年金
 - (ニ) 国税通則法第58条第1項に規定する還付加算金
- ロ 事業から生じたと認められるものを除き雑所得とされるもの
 - (イ) 動産の貸付けによる所得
 - (ロ) 原稿、さし絵、作曲、レコードの吹き込み若しくはデザインの報酬、放送謝金、著作権の使用料又は講演料等に係る所得(例：作家等以外の者が支払を受ける原稿料)
 - (ハ) 金銭の貸付けによる所得(例：金融業者でない者の貸金の利子)
 - (ニ) 不動産の継続的売買による所得
 - (ホ) 所有期間が5年以内の山林の伐採又は譲渡による所得

【参考通達番号】

所基通35-1、35-2

第4章 課税標準の計算

第1節 各種所得の金額の計算

所得税法は、前章第2節で述べた「所得の種類」ごとに所得金額の計算方法を規定している。この節では、その「各種所得の金額」の計算について学習する。

学習のポイント

「各種所得の金額」、すなわち10種類の「所得の金額」は、どのように計算するのか

1 利子所得の金額の計算

「利子所得の金額」は、その年中の利子等の収入金額である(所法23②)。

したがって、元本である公社債の取得に要した負債の利子がある場合であっても、2で述べる配当所得と異なり、これを控除することはできない。

算式

$$\text{利子所得の金額} = \text{収入金額 (税込み)}$$

(注) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき利子等(非課税の特例に係るものなどを除く。)については、総合課税を行わず他の所得と区分して、その支払を受けるべき金額に対し、15.315%(この他に地方税5%)の税率を適用して源泉徴収を行い、課税を完結する(所法182一、措法3)。
[後記、第3節「1(2)源泉分離課税」参照]

また、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成28年1月1日以後に国内において支払いを受けべき特定公社債等の利子等については、15%(この他に地方税5%)の税率による申告分離課税の対象とする(措法8の4)。
[後記、第3節「2(1)特定公社債等に係る利子所得の申告分離課税」参照]

2 配当所得の金額の計算

「配当所得の金額」は、その年中の配当等の収入金額である。

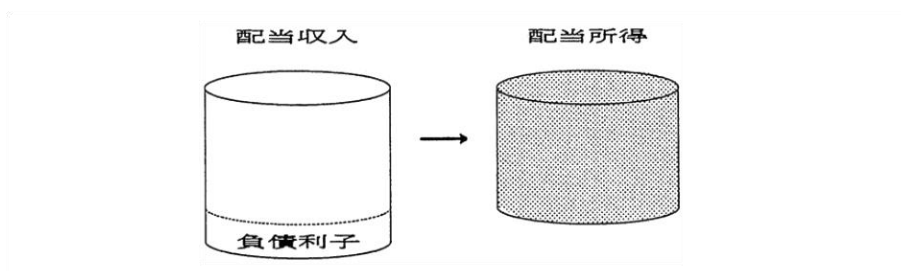
ただし、株式その他配当所得を生ずる元本を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合は、その収入金額から、その支払う負債の利子の額のうち、その年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額の合計額を控除した金額が配当所得の金額となる(所法24②、所令59)。

算式

$$\begin{aligned} \text{配当所得の金額} &= \text{収入金額 (税込み)} \\ &\quad - \text{元本取得に要した負債の利子の額 (元本の保有期間相当分)} \end{aligned}$$

(注) 株式その他配当所得を生ずる元本を取得するために要した負債の利子がある場合は、一定の算式により計算した金額を収入金額から控除する。

なお、その負債によって取得した株式等が無配であっても、その負債の利子は他の有配の株式等の配当等の配当収入から控除することができる(所基通24-5)。



【参考】 源泉徴収税率が20.42%の場合における手取り金額から収入金額（税込み）を計算する算式は次のとおり。
 なお、源泉徴収税率については、56ページの「配当課税制度の概要」参照のこと。

$$\text{収入金額} = \text{手取金額} \div (1 - 0.2042 (\ast)) \quad \ast \text{源泉徴収税率}$$

3 不動産所得の金額の計算

- (1) 「不動産所得の金額」は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額である（所法26②）。

算式

$$\text{不動産所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

不動産所得の必要経費とされるものは、その不動産に係る公租公課、損害保険料、不動産の修繕費、固定資産の減価償却費、支払地代、雇人費などである。

（注）不動産所得の必要経費とされるものは、後記第5節の「必要経費」を参照のこと（所法37①）。

(2) 不動産所得に係る必要経費の取扱い

不動産所得を生ずべき不動産等の貸付けが、事業として行われているか否か（事業的規模か業務的規模か）によって、不動産所得の金額の計算において次のとおり取扱いが異なる。

項 目	貸付けが事業的規模	左記以外（業務的規模）
不動産所得の金額に対応する 利子税 (所法45①二、所令97①一)	必要経費に算入可	必要経費に算入不可
資産損失 (所法51①②④、63、64①、72 ①、所基通72-1)	必要経費に算入可	① 不動産所得の金額を限度として必要経費に算入可 なお、災害又は盗難若しくは横領による損失は上記必要経費算入と雑損控除の選択可 ② 未収家賃等が回収不能となった場合は、収入金額計上年分に遡ってその金額がなかったものとみなす。 ③ 不動産貸付けの廃止後に生じた損失の取扱いは適用不可
青色事業専従者給与及び事業専従者控除額 (所法57①③)	必要経費に算入可	必要経費に算入不可

項 目	貸付けが事業的規模	左記以外（業務的規模）
青色申告特別控除 (措法25の2)	55万円（控除前の所得の金額を 限度として）控除可 ※ 取引を正規の簿記の原 則に従って記録している者 で次の①又は②のいずれか に該当する場合には、65万円 （控除前の金額を限度とし て）控除可 ① その年分の事業に係る 一定の帳簿等について電 子計算機を使用して作成 する国税関係帳簿書類の 保存方法等の特例に関す る法律に規定する電磁的 記録等の備付け及び保存 を行っている。 ② その年分の所得税の確 定申告書、貸借対照表及び 損益計算書等の提出をそ の提出期限までに電子情 報処理組織（e-Tax）を使用 している。	10万円（控除前の所得の金額を 限度として）控除可

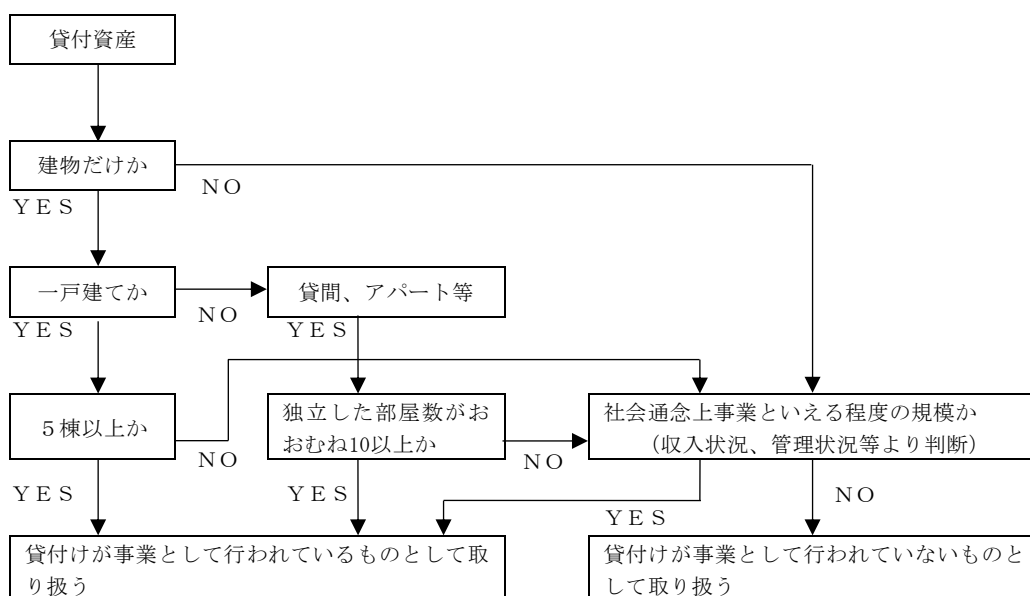
【参考】 建物の貸付けが事業として行われているかどうかの判定（事業的規模の判定）

建物の貸付けが事業として行われているかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で建物の貸付けを行っているかどうかにより判定すべきであるが、次の事実のいずれかに該当する場合等には、賃貸料の収入状況等からみて、特に反証のない限り、事業として行われているものとする（所基通26-9）。

- ① アパート …………… 10室以上
- ② 貸 家 …………… 5棟以上

なお、5棟10室のカウントについて、1棟を2室と置き換えての判定はしない。

また、土地の貸付けが事業として行われているかどうかの判定においては、実務上建物の貸付の場合の形式基準を参考とし、1室の貸付けに相当する土地の貸付件数を「おおむね5」として判定する。よって貸室8室と貸地10件（2室に相当）を有する場合、事業として行われているものと判定する。



4 事業所得の金額の計算

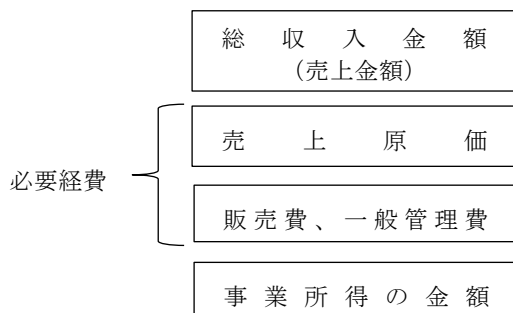
「事業所得の金額」は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額である（所法27②）。

算 式

$$\text{事業所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

事業所得の必要経費とされるものは、売上原価、その他当該総収入金額を得るために直接要した費用及びその年分の販売費、一般管理費、その他事業所得を生ずべき業務について生じた費用である。

（注）事業所得の必要経費とされるものは、後記第5節の「必要経費」を参照のこと（所法37①）。



5 給与所得の金額の計算

(1) 「給与所得の金額」は、その年中の給与等の収入金額（複数ある場合は合計額）から給与所得控除額を控除した残額である（所法28②）。

算 式

$$\text{給与所得の金額} = \text{収入金額（税込み）} - \text{給与所得控除額}$$

(2) 「給与所得控除額」は、次の算式により求める（所法28③）。

算 式

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000円以下	55万円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%－ 100,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%＋ 80,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%＋ 440,000円
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,000円超	1,950,000円

給与所得控除額を控除する主な理由は、次のとおりである。

- ① 勤務にも必要経費が伴うから、これを概算計算で認める。
- ② 給与所得は勤労による所得で、勤労以外に基づく所得に比べて担税力に乏しい。
- ③ 申告納税の場合と比べて源泉徴収により早期納付となるので、その金利相当分を調整する必要がある。

○ 所得税法「別表第五」の適用

給与等の収入金額が「660万円未満」である場合の給与所得の金額は、上記の算式による給与所得控除額によってその所得金額を計算することなく、「所得税法別表第五」に定めている「給与所得控除後の給与等の金額」欄によって求める（所法28④）。

○ 「給与所得の速算表」による計算

給与等の収入金額が「660万円以上」である場合の給与所得の金額の計算には、次の速算表が用いられる。

<令和2年分以降の給与所得の速算表> (別表第五)

収入金額	割合	控除額
660万円以上 850万円未満	90%	1,100,000円
850万円以上		1,950,000円

【設例】 令和5年分の給与所得の金額の計算

- 1 会社員Aの給与等の収入金額が250万円の場合
- 2 会社員Bの給与等の収入金額が1,500万円の場合

【答】

- 1 別表第五により 給与所得の金額 1,670,000円
- 2 速算表により 15,000,000円－1,950,000円＝13,050,000円
給与所得の金額 13,050,000円

○ 特定支出控除

給与所得の金額の計算については、その年中の特定支出の合計額が、給与所得控除の2分の1を超えるときは、その年中の給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除を控除し、更にその超える部分の特定支出の額を控除した金額とすることができる「給与所得者の特定支出の控除の特例」の規定がある（所法57の2）。

(注) 特定支出とは、給与所得者が支出する次に掲げる支出で一定の要件に当てはまるものをいう（所法57の2②）。

- ①通勤費、②勤務地を離れて職務を行うための旅費、③転任に伴う引越費用、④研修費、⑤人の資格を取得するための支出、⑥単身赴任者の往復旅費、⑦職務の遂行に直接必要なもの

○ 所得金額調整控除

(1) 次の①又は②のいずれか又は両方に該当する者の総所得金額を計算する場合には、それぞれの算式により計算した金額を給与所得控除後の金額から控除する（措法41の3の3）。

① 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（措法41の3の3①、⑤）

その年分の給与等の収入金額が850万円を超える者で、次のいずれかに該当する者

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（措法41の3の3②、⑤）

その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者

- (注) 1 「特別障害者」については、第5章第2節「8 障害者控除 (2)障害者及び特別障害者」を参照。
 2 「同一生計配偶者」については、第5章第2節「12 配偶者控除 (2)控除対象配偶者」を参照。
 3 「扶養親族」については、第5章第2節「14 扶養控除 (2)控除対象扶養親族の要件」を参照。
 4 同一生計配偶者及び扶養親族は、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限られない。
 5 特別障害者、同一生計配偶者及び扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（その者がその年の中途において死亡又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の現況による（措法41の3の3③）。

(2) 所得金額調整控除額

① 上記(1)①に該当する者

算 式
所得金額調整控除額 (①) = (給与等の収入金額 (税込み) (最高1,000万円) - 850万円) × 10%

② 上記(1)②に該当する者

算 式
所得金額調整控除額 (②) = (給与所得控除後の給与等の金額 (最高10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (最高10万円)) - 10万円

③ 上記(1)①及び②のいずれにも該当する者

算 式

$$\begin{aligned} & \text{所得金額調整控除額 (③)} \\ = & \text{所得金額調整控除額 (①)} + \text{所得金額調整控除額 (②)} \end{aligned}$$

【設例】 令和5年分の所得金額調整控除額の計算

- 1 A (年齢57歳、本人が特別障害者) の給与等の収入金額が900万円の場合
- 2 B (年齢63歳) の給与等の収入金額が300万円で、かつ、公的年金等の収入金額が240万円の場合 (公的年金等に係る雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円以下)
- 3 C (年齢63歳、23歳未満の扶養親族あり) の給与等の収入金額が900万円で、かつ、公的年金等の収入金額が240万円の場合 (公的年金等に係る雑所得以外に係る合計所得金額が1,000万円以下)

【答】

- 1 給与所得控除後の金額 (速算表により) $9,000,000円 - 1,950,000円 = 7,050,000円$
 所得金額調整控除額 $(9,000,000円 - 8,500,000円) \times 10\% = 50,000円$
- 2 給与所得控除後の金額 (別表第五により) $2,020,000円$
 公的年金等の所得 $2,400,000円 \times 75\% - 275,000円 = 1,525,000円$
 所得金額調整控除額 $(100,000円 + 100,000円) - 100,000円 = 100,000円$
- 3 給与所得控除後の金額 (速算表により) $9,000,000円 - 1,950,000円 = 7,050,000円$
 公的年金等の所得 $2,400,000円 \times 75\% - 275,000円 = 1,525,000円$
 所得金額調整控除額
 $(9,000,000円 - 8,500,000円) \times 10\% + ((100,000円 + 100,000円) - 100,000円) = 150,000円$

【参考】所得金額調整控除(令和元年までと令和2年分以降に課税される所得金額の比較)

<給与収入金額が850万円以下の場合>

- 令和元年まで

(給与収入 150万円)	—	基礎控除 38万円	=	
給与所得 85万円				課税される所得金額 47万円

- 令和2年分以降

(給与収入 150万円)	—	基礎控除 48万円	=	
給与所得 95万円				課税される所得金額 47万円

- 令和元年までと令和2年分以降の比較

$$\begin{array}{rcccl}
 +10 \text{ 万円} & - & (+10 \text{ 万円}) & = & \underline{0 \text{ (差はない)}} \text{ ※} \\
 \text{給与所得} & & \text{基礎控除} & & \text{課税される所得金額}
 \end{array}$$

※ 課税される所得金額の差はない。

<給与収入金額が850万円を超え1,000万円までの場合>

- 令和元年まで

(給与収入 900万円)	—	所得金額 調整控除額 制度なし	—	基礎控除 38万円	=	
給与所得 690万円						課税される所得金額 652万円

- 令和2年分以降

(給与収入 900万円)	—	所得金額 調整控除額 5万円※	—	基礎控除 48万円	=	
給与所得 705万円	※一定の条件を満たす者					課税される所得金額 652万円

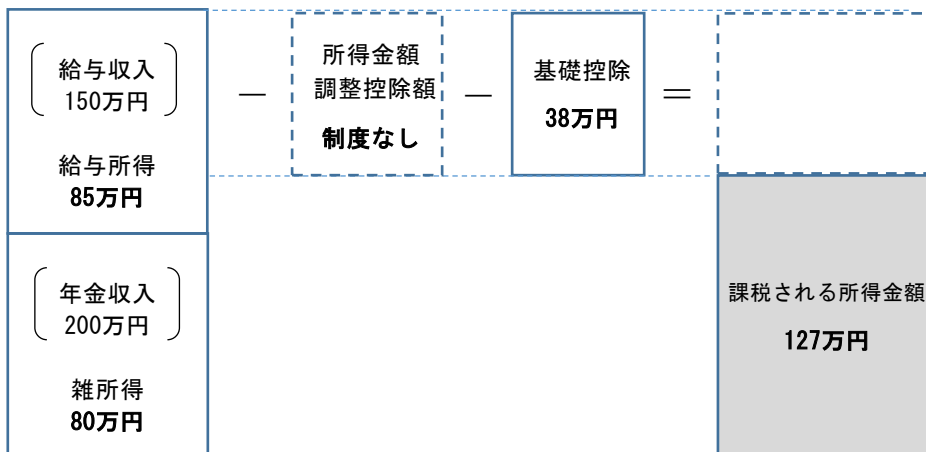
- 令和元年までと令和2年分以降の比較

$$\begin{array}{rcccl}
 +15 \text{ 万円} & - & (+5 \text{ 万円}) & - & (+10 \text{ 万円}) & = & \underline{0 \text{ (差はない)}} \text{ ※} \\
 \text{給与所得} & & \text{所得金額} & & \text{基礎控除} & & \text{課税される所得金額} \\
 & & \text{調整控除額} & & & &
 \end{array}$$

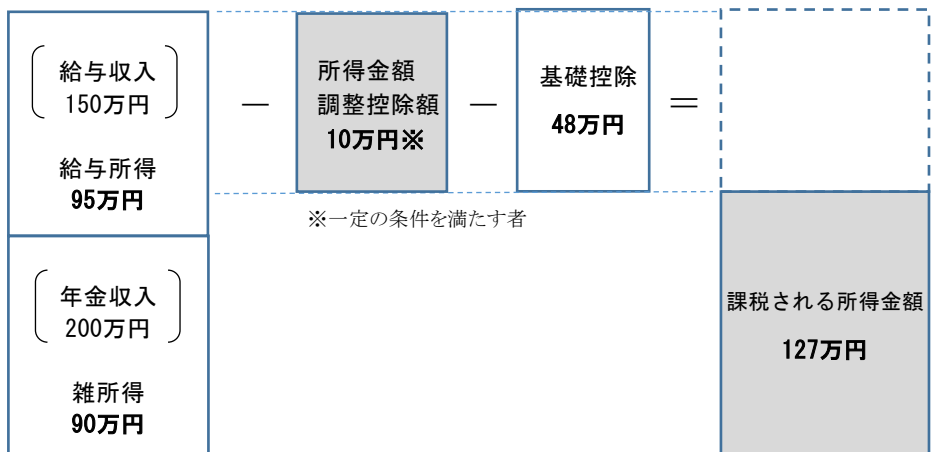
※ 所得金額調整控除額によって、課税される所得金額が調整される。

<給与所得と年金所得の双方を有する場合>

○ 令和元年まで



○ 令和2年分以降



○ 令和元年までと令和2年分以降の比較

$$\begin{array}{ccccccc}
 +20 \text{ 万円} & - & (+10 \text{ 万円}) & - & (+10 \text{ 万円}) & = & \underline{0 \text{ (差はない)}} \text{ ※} \\
 \text{給与所得及び雑所得} & & \text{所得金額} & & \text{基礎控除} & & \text{課税される所得金額} \\
 & & \text{調整控除額} & & & &
 \end{array}$$

※ 所得金額調整控除額によって、課税される所得金額が調整される。

6 退職所得の金額の計算

- (1) 「退職所得の金額」は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額である（所法30②）。

算式

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額 (税込み)} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

なお、退職手当等が短期退職手当等である場合、退職所得の金額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次の金額とする（所法30②）。

- イ 当該短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合……………当該残額の2分の1に相当する金額
- ロ 上記イに掲げる場合以外の場合……………150万円 + {収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}

(注) 上記の「短期退職手当等」とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいう（所法30④）

また、退職手当等が特定役員退職手当等である場合、退職所得の金額は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額である。

(注) 特定役員退職手当等とは、次の①から③に掲げる者で、役員等勤続年数5年以下の者が退職手当等として支払を受けるものをいう（所法30⑤）。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

- (2) 「退職所得控除額」は、所得者の勤続年数に応じて、次の算式により求める（所法30③⑥）。

算式

- イ 通常の退職の場合
 - (イ) 勤続年数が20年以下の場合
40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合には、80万円)
 - (ロ) 勤続年数が20年を超える場合
800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
- ロ 障害者になったことに直接起因して退職した場合
イによって計算した金額 + 100万円

(注) 1 勤続年数は、退職所得控除額の計算の基礎をなすものであるから、所得税法では、その勤続年数の計算方法について、所得税法施行令第69条で詳細に規定している。

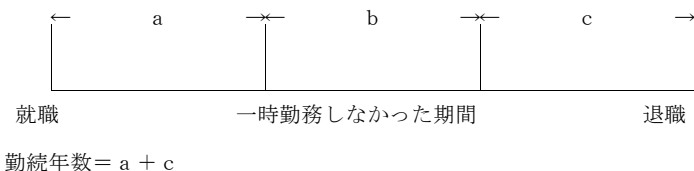
2 勤続年数は、退職手当等の支払者のもとで、その退職手当等の支払の基因となった退職の日まで「引き続き勤

務した期間」により計算される。

なお、勤続年数に1年未満の端数が生じたときは、これを1年とする（所令69②）。

- 3 退職所得者が退職手当等の支払者の下において一時勤務しなかった期間があれば、その期間は、原則として差し引かれる（所令69①一イ）。

（図示）



7 山林所得の金額の計算

「山林所得の金額」は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から更に、山林所得の特別控除額を控除した金額である（所法32③④）。

算式

$$\text{山林所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} \\ - \text{山林所得の特別控除額（最高50万円）}$$

（注）山林に係る「所得金額」の計算上必要経費として控除される金額は、その山林の植林費、取得費用、管理費、伐採費、山林の育成又は譲渡費用（償却費以外の費用については、12月31日現在で債務の確定しているものに限られる。）で、収入が生じた「その山林」に対応するものとなっている（所法37②）。

なお、山林所得は、山林を長期間にわたり育成することにより生ずる所得であることから、その計算の簡略化を図るため、譲渡した年の15年前の12月31日以前から引き続き所有していた山林については、概算経費控除が特例として認められている（措法30）。

（算式）

$$(\text{総収入金額} - \text{伐採費} \cdot \text{運搬費} \cdot \text{譲渡費用}) \times \text{概算経費率} + (\text{伐採費} \cdot \text{運搬費} \cdot \text{譲渡費用} + \text{被災事業用資産の損失の金額}) = \text{必要経費}$$

概算経費率は、50%である（措規12②）。

8 譲渡所得の金額の計算

(1) 「譲渡所得の金額」の計算方法

「譲渡所得の金額」は、次の順序、方法によって求める（所法33③）。

イ まず、譲渡所得を短期譲渡所得及び長期譲渡所得の二グループに区分し、それぞれのグループ内で、その年中の当該所得に係る総収入金額から、その所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除する。この控除後の金額を短期譲渡所得の譲渡益及び長期譲渡所得の譲渡益という。この場合において、どちらか一方のグループに損失の金額があるときは、これを他のグループの金額から控除して譲渡益を計算する。

ロ イの譲渡益から「譲渡所得の特別控除額」を控除する。

(2) 譲渡資産の取得費及び譲渡費用

イ 譲渡所得の金額の計算上控除する資産の「取得費」とされるものは、次のとおりである（所法38①）。

$$\text{取得費} = \text{譲渡した資産の取得に要した金額} + \text{その後の設備費、改良費}$$

（注）使用又は期間の経過により減価する資産の取得費は、減価償却費の累積額等を控除した金額とされる（所法38②）。

ロ 「譲渡費用」（譲渡に要した費用）とされるものは、仲介手数料、登記費用、借家人の立退料、土地等の譲渡のための建物取壊し損失、取壊し費用等である（所基通33-7）。

(3) 譲渡所得の特別控除額

譲渡所得の「特別控除額」は、次のとおりである（所法33④⑤）。

イ	譲渡益が50万円未満の場合	その譲渡益
ロ	譲渡益が50万円以上の場合	50万円

（注）特別控除額は、まず短期譲渡所得に係る譲渡益の部分の金額から控除する。

算 式

$$\begin{aligned} \text{短期譲渡所得の総収入金額} - (\text{譲渡資産の取得費} + \text{譲渡費用}) &= \text{譲渡益} \cdots A \\ \text{長期譲渡所得の総収入金額} - (\text{譲渡資産の取得費} + \text{譲渡費用}) &= \text{譲渡益} \cdots B \\ A - \text{譲渡所得の特別控除額} (C) &= \text{短期譲渡所得の金額} \\ B - \text{譲渡所得の特別控除額} (50\text{万円} - C) &= \text{長期譲渡所得の金額} \end{aligned}$$

【計算例】 譲渡所得の金額の計算 (単位：万円)

区 分	譲 渡 価 額	取得費・譲渡費用	譲 渡 益	譲渡所得の金額
短 期	50	40	10	10 - 10 = 0
長 期	65	45	20	20 - 20 = 0
短 期	40	25	15	15 - 15 = 0
長 期	80	35	45	45 - (50 - 15) = 10
短 期	100	30	70	70 - 50 = 20
長 期	150	50	100	100

9 一時所得の金額の計算

(1) 「一時所得の金額」は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から更に、一時所得の特別控除額を控除した金額である（所法34②）。

算 式

$$\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額}$$

(2) 収入を得るために支出した金額

収入を得るために支出した金額の範囲は、「一時所得の収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。」としている（所法34②括弧書）。

したがって、収入を生じない行為又は収入を生じない原因の発生に伴う支出金額は、収入を得るために支出した金額には含まれないことになる。すなわち、収入に個別対応する支出金額のみが控除される。

(3) 一時所得の特別控除額

一時所得の「特別控除額」は、次のとおりである（所法34③）。

(総収入金額－その収入を得るために支出した金額)の残額が、	
イ	50万円未満の場合……………その残額
ロ	50万円以上の場合……………50万円

○ 一時所得として課税される「生命保険契約等」の一時金及び「損害保険契約等」に基づく満期返戻金の一時所得の金額の計算を算式で示すと次のとおりである（所令183②④、184②③）。

$$\left[\begin{array}{l} \text{一時金又は} \\ \text{返戻金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{一時金等とともに} \\ \text{又は一時金等の後} \\ \text{に支払を受けた剰} \\ \text{余金又は割戻金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険料又は} \\ \text{掛金の} \\ \text{総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{一時金又は返戻金} \\ \text{の支払を受ける前} \\ \text{に分配を受けた剰} \\ \text{余金又は割戻金} \end{array} \right] - \begin{array}{l} \text{一時所得} \\ \text{の特別控} \\ \text{除額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{一時所得} \\ \text{の金額} \end{array}$$

【設例】 一時所得の金額の計算

Aは、生命保険契約の満期により次のとおり、一時金を受け取った。

満期保険金	250万円
支払保険料	180万円
剰余金の分配	20万円

(一時金の支払を受ける前に分配を受けた剰余金)

【答】 一時所得の金額は、

$$\begin{array}{l} \text{(収入金額)} \quad \text{(支出した金額)} \quad \text{(特別控除額)} \\ 2,500,000\text{円} - (1,800,000\text{円} - 200,000\text{円}) - 500,000\text{円} = 400,000\text{円} \end{array}$$

10 雑所得の金額の計算

(1) 「雑所得の金額」は、次のイとロの合計額である（所法35②）。

- イ その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した金額
- ロ その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要

経費を控除した金額

算式

雑所得の金額 = イ + ロ

イ 公的年金等 : 収入金額(税込み) - 公的年金等控除額

ロ 上記以外のもの : 総収入金額 - 必要経費

(2) 公的年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する「公的年金等控除額」は、次の場合の区分に応じ、それぞれ次の金額とされている(所法35④)。

イ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下である場合…①の定額控除の額及び②の定率控除の額の合計額(その合計額が③の最低保障額に満たない場合は、③の最低保障額)

① 定額控除額

40万円

② 定率控除額

- ・ 50万円控除後の公的年金等の収入金額が360万円以下の場合
50万円控除後の公的年金等の収入金額×25%
- ・ 50万円控除後の公的年金等の収入金額が360万円を超え720万円以下の場合
90万円 + { (50万円控除後の公的年金等の収入金額 - 360万円) × 15% }
- ・ 50万円控除後の公的年金等の収入金額が720万円を超え950万円以下の場合
144万円 + { (50万円控除後の公的年金等の収入金額 - 720万円) × 5% }
- ・ 50万円控除後の公的年金等の収入金額が950万円を超える場合
155.5万円

③ 最低保障額 … 60万円

ロ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合…①の定額控除の額及び②の定率控除の額の合計額(その合計額が③の最低保障額に満たない場合は、③の最低保障額)

① 定額控除額

30万円

② 定率控除額

上記イ②の金額

③ 最低保障額 … 50万円

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が2,000万円超である場合…①の定額控除の額及び②の定率控除の額の合計額(その合計額が③の最低保障額に満たない場合は、③の最低保障額)

① 定額控除額

20万円

② 定率控除額

上記イ②の金額

③ 最低保障額 … 40万円

ただし、年齢65歳以上の者については、措置法において上記イ③、ロ③及びハ③の最低保障額に50万円加算する特例措置が講じられているため、上記イ③の最低保障額は110万円、上記ロ③の最低保障額は100万円、上記ハ③の最低保障額は90万円となる（所法35④、措法41の15の3①）。

また、その者の年齢が65歳以上であるかどうかの判定は、その年12月31日（その者が年の途中で死亡し又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の年齢による（措法41の15の3④）。

公的年金等に係る雑所得の速算表（令和2年分以降）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除額
65歳未満の場合	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなる。)		
	600,001円から 1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上の場合	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は所得金額はゼロとなる。)		
	1,100,001円から 3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

公的年金等に係る雑所得の速算表（令和2年分以降）

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除額
65歳未満の場合	(公的年金等の収入金額の合計額が500,000円までの場合は所得金額はゼロとなる。)		
	500,001円から 1,299,999円まで	100%	500,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	175,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	585,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,355,000円
	10,000,000円以上	100%	1,855,000円
65歳以上の場合	(公的年金等の収入金額の合計額が1,000,000円までの場合は所得金額はゼロとなる。)		
	1,000,001円から 3,299,999円まで	100%	1,000,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	175,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	585,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,355,000円
	10,000,000円以上	100%	1,855,000円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除額
65歳未満の場合	(公的年金等の収入金額の合計額が400,000円までの場合は所得金額はゼロとなる。)		
	400,001円から 1,299,999円まで	100%	400,000円
	1,300,000円から 4,099,999円まで	75%	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,755,000円
65歳以上の場合	(公的年金等の収入金額の合計額が900,000円までの場合は所得金額はゼロとなる。)		
	900,001円から 3,299,999円まで	100%	900,000円
	3,300,000円から 4,099,999円まで	75%	75,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85%	485,000円
	7,700,000円から 9,999,999円まで	95%	1,255,000円
	10,000,000円以上	100%	1,755,000円

【設例】 雑所得の金額の計算（令和5年分）

- | | | |
|---|-------------------|------------|
| 1 | 国家公務員共済組合法による年金収入 | 3,500,000円 |
| 2 | 友人に貸した貸金の利子 | 100,000円 |

なお、本人の年齢は67歳であり、これ以外の所得はない。

【答】

- 1 公的年金等の所得
 $3,500,000円 \times 75\% - 275,000円 = 2,350,000円$
- 2 公的年金等以外の所得 100,000円
- 3 雑所得の金額 $2,350,000円 + 100,000円 = 2,450,000円$

《まとめ》

以上、各種所得の金額の計算の概略を述べてきたが、これをまとめると、次のとおりとなる。

所得の種類及び内容と所得の金額の計算方法

種類（根拠）	内 容	計 算 方 法
利 子 所 得 (所法23①②)	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
配 当 所 得 (所法24①②)	株式、出資の配当などの所得	収入金額－ $\left[\begin{array}{l} \text{元本取得に要した負} \\ \text{債の利子の額} \end{array} \right]$
不 動 産 所 得 (所法26①②)	土地、建物などの不動産を貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
事 業 所 得 (所法27①②)	商工業、農業など事業をしている場合の所得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得 (所法28①②③)	給料、賃金、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得 (所法30①②③⑥)	退職手当、一時恩給などの所得	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$
山 林 所 得 (所法32①③④)	山林の立木などを売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲 渡 所 得 (所法33①③④)	土地、建物、絵画、ゴルフ会員権などを売った場合の所得	$\left(\begin{array}{l} \text{総収入} \\ \text{金 額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{資 産 の 取 得} \\ \text{費・譲渡費用} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特 別} \\ \text{控除額} \end{array} \right)$
一 時 所 得 (所法34①②③)	クイズの賞金、競馬の馬券の払戻金、生命保険契約の一時金などの一時的な所得	$\left(\begin{array}{l} \text{総収入} \\ \text{金 額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{その収入を得る} \\ \text{ために支出した} \\ \text{金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{特 別} \\ \text{控除額} \end{array} \right)$
雑 所 得 (所法35①②④)	年金、恩給などの所得	収入金額－公的年金等控除額
	営業でない貸金の利子などの上記所得に当てはまらない所得	総収入金額－必要経費

- (注) 1 給与所得は、特例として特定支出控除制度がある。
 2 退職所得は、退職手当等が短期退職手当等や特定役員退職手当等である場合、それぞれ別の計算によることに留意する。
 3 譲渡所得は、短期譲渡所得と長期譲渡所得の別に計算される。
 4 長期譲渡所得の金額と一時所得の金額については、その合計額の1/2が総所得金額に算入される（所法22②）。

第2節 所得税の課税標準

所得税法は、各種所得の金額を計算した上で、ある種の所得については総合して、また、ある種の所得については分離し「課税標準」を求める。

この節では、その課税標準の内容及び計算について学習する。

学習のポイント

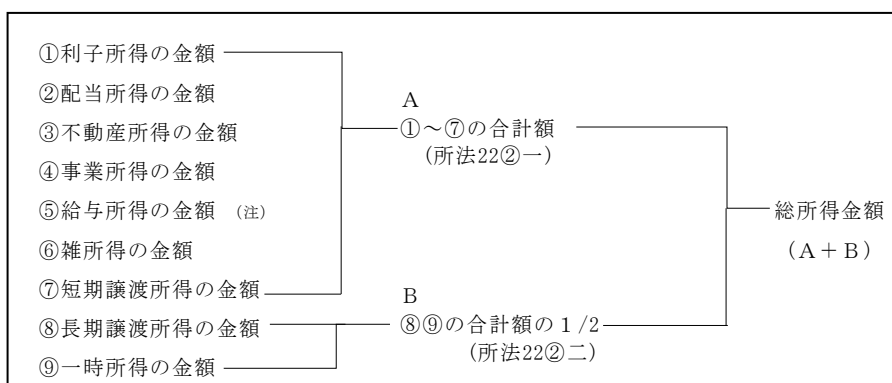
- 1 「総所得金額」とは、どのようなものか
- 2 「退職所得金額」とは、どのようなものか
- 3 「山林所得金額」とは、どのようなものか

所得税法では、所得税の課税標準を「総所得金額」、「退職所得金額」及び「山林所得金額」の三本立てとしている（所法22①）。しかし、特定の所得については、次節で述べるように租税特別措置法の規定により分離して課税することになっている。

（注）課税標準とは、課税物件（所得、取得財産、製造場からの移出など）を金額又は数量で表したもので、税率を適用して税額を得るための基礎となる数値をいう。税の種類により金額であるもの（総所得金額、各事業年度の所得の金額など）、価額であるもの（相続税、贈与税の課税価格など）、また、数量であるもの（酒税の対象たる酒類の数量など）がある。

1 総所得金額

総所得金額は、次の算式で求める（所法22②）。



（注）所得金額調整控除の適用がある場合の給与所得の金額は、当該控除を控除した残額

譲渡所得は、一般に資産の長期所有により発生した増加価値が資産の譲渡により一時に実現するものであり、また、一時所得は、一般に臨時的に発生するものであるので、そのまま他の所得と総合して超過累進税率を適用すると税負担が重くなる。

そこで、負担の公平を図る見地から、長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額の合計

額の2分の1相当額を他の所得と総合し、課税することになっている。

ただし、所有期間が短期（5年以内）である資産の譲渡による所得（短期譲渡所得）については、その所有期間が短いことから、長期譲渡所得のように配慮をする必要はないので短期譲渡所得の金額が他の所得と総合課税される（所法22②一）。

2 退職所得金額

退職所得は、他の所得と区分し、分離して課税される。

課税標準である「退職所得金額」は、前節で計算された「退職所得の金額」である（所法22③）。

すなわち、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされている（所法22③、30②）。

退職所得は、過去の長期間にわたる勤労の対価の後払いないし退職後の生活の資に充てられるという性格・特性を有していることから、他の所得と分離して別個の課税標準とすることとされ、税負担の軽減が図られている。

3 山林所得金額

山林所得は、他の所得と区分し、分離して課税される。

課税標準である「山林所得金額」は、前節で計算された「山林所得の金額」である（所法22③）。

すなわち、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額を控除した金額とされている（所法22③、32③）。

山林所得は、長期間にわたって発生した所得が、山林の伐採又は譲渡により一時に実現する所得であるから、その特性を考慮して、他の所得とは分離して別個の課税標準とし、更に低税率（(注)1参照）により税額計算をすることとされ、超過累進税率の適用が緩和されている。

(注) 1 山林所得に対する税額は、いわゆる「5分5乗方式」で計算することになっている（所法89①）。

2 所得の種類ごとに所得の金額を計算した場合に、ある種の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、これを他の種類の所得の金額から差し引くことができる。これを「損益通算」という（所法69）。[第4章第7節参照]

また、その年の前年以前3年内の各年に生じた純損失の金額や雑損失の金額（令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害に係る純損失の金額や雑損失の金額は、その年の前年以前5年内に生じた純損失の金額や雑損失の金額）は、一定の条件の下に、その年分の所得の金額と差引計算することが認められている。これを「損失の繰越控除」という（所法70、70の2、71、71の2）。

したがって、これらの適用がある場合の所得税の課税標準は、その適用後の金額とされている。[第4章第7節参照]

第3節 所得税の課税の特例

本章第1・2節で述べた所得税法に規定する各種所得の金額及び課税標準の計算については、租税特別措置法で政策的な見地から各種の特例規定が設けられている。この節では、その主な特例の概要について学習する。

学習のポイント

- 1 「申告分離課税」とされる所得には、どのようなものがあるのか
- 2 「源泉分離課税」とされる所得には、どのようなものがあるのか
- 3 確定申告を要しない配当所得の対象となるものは、どのようなものか

1 分離課税

(1) 申告分離課税

申告分離課税の場合の所得税額の計算は、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに税額計算を行うことになる。この場合、所得控除額、税額控除及び源泉所得税額の控除は他の所得と同様に行われる。

なお、申告分離課税を選択した特定公社債等の利子所得の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、土地建物等の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した先物取引に係る雑所得等の金額については、制度上、原則として損益通算や純損失の繰越控除は認められない（措法3、3の3、8の4、28の4、31①③二、32①④、37の10①⑥四、37の11①⑥、41の5、41の5の2、41の14①②二）。

（注） 申告分離課税においては、所得の内容に応じて税率が定められているが、平成25年分から令和19年分までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税（その年分の基準所得税額の2.1%）を併せて申告・納付することになる。

(2) 源泉分離課税

源泉分離課税の場合の所得税の課税は、他の所得と分離して、一定税率による源泉徴収を行うことにより課税が完結する。したがって、原則として、確定申告や納税の手続を行う必要はない。

2 申告分離課税

(1) 特定公社債等に係る利子所得の申告分離課税

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成28年1月1日以後国内において支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、15%の税率により所得税（他に地方税5%）を課税する（措法8の4）。

なお、平成28年1月1日以後に国内において支払いを受けるべき特定公社債等の利子等を有する居住者等は、これらの特定公社債等の利子等の金額を除外して確定申告することもできる（措法8の5）。

(注) 特定公社債等とは、次のものをいう。

- 1 特定公社債
 - (1) 国債、地方債、外国国債、外国地方債
 - (2) 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券
 - (3) 公募公社債、上場公社債
 - (4) (1)から(3)以外の一定の公社債
- 2 公募公社債投資信託の受益権
- 3 証券投資信託以外の公募投資信託の受益権
- 4 特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権

(2) 上場株式等に係る配当所得等の申告分離課税制度

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるべきものを除く。以下同じ。）に係る配当所得については、他の所得と区分し、その年中の上場株式等に係る課税配当所得等の金額の15%に相当する所得税を課税する申告分離課税と総合課税のいずれかを選択適用することができる。また、申告分離課税を選択した場合には、配当控除（第6章第2節1(1)）の適用はない（措法8の4①）。

(注) 「大口株主等」とは、発行済株式の総数又は出資の総額の3%以上である個人をいう。

なお、令和5年10月1日以後に支払いを受ける者及びその支払いを受ける者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が所有する株主等の発行済株式等に占める割合（株式等保有割合）が3パーセント以上となる場合、その支払われる配当等については、大口株主等と同様、総合課税の対象となる。

(3) 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

個人が、その年の1月1日において所有期間が5年以下である土地等（土地及び土地の上に存する権利をいい、その年中に他の者から取得等をしたものを含む。）を譲渡したことにより生ずる事業所得及び雑所得の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）については、他の所得と区分し、高い税率により課税する（措法28の4①）。

ただし、平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間にした土地等の譲渡等については、この特例は適用されない（措法28の4⑥）。

なお、この特例は、次の(4)で述べるところの譲渡所得の課税の特例とともに、地価の安定等の政策的見地から設けられているものである。

土地等に係る事業所得等の金額に係る所得税額の計算式

次の①又は②の金額のうち、いずれか多い金額

$$\textcircled{1} \left[\begin{array}{l} \text{土地等に係る課税} \\ \text{事業所得等の金額} \end{array} \right] \times 40\%$$

$$\textcircled{2} \left[\left\{ \begin{array}{l} \text{土地等に係る課税} \\ \text{事業所得等の金額} \end{array} \right\} + \left[\begin{array}{l} \text{その年分の課} \\ \text{税総所得金額} \end{array} \right] \right]$$

$$\times \left[\begin{array}{l} \text{総合課税の税率} - \left[\begin{array}{l} \text{その年分の課} \\ \text{税総所得金額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{総合課税} \\ \text{の税率} \end{array} \right] \end{array} \right] \times 110\%$$

(4) 譲渡所得の課税の特例制度

イ 長期譲渡所得の課税の特例

個人が、その年の1月1日において所有期間が5年を超える土地若しくは土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下「建物等」という。）を譲渡した場合の、その譲渡による譲渡所得については、他の所得と区分して次のロの短期譲渡所得より低い税率により課税する（措法31①②）。

分離長期譲渡所得に係る所得税額の計算式

課税長期譲渡所得金額×15%

ロ 短期譲渡所得の課税の特例

個人が、その年の1月1日において所有期間が5年以下である土地等又は建物等（その年中に取得したものを含む。）を譲渡した場合の、その譲渡による譲渡所得については、他の所得と区分して上記イの長期譲渡所得より高い税率により課税する（措法32①）。

分離短期譲渡所得に係る所得税額の計算式

課税短期譲渡所得金額×30%

【参考】 譲渡所得に対するその他の主な特例

1 固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例

居住者が固定資産を交換した場合で一定の要件を満たすときは、交換に当たって交換差金等（交換のときの取得資産の価額と譲渡資産の価額とが等しくない場合に、その差額を補うために交付される金銭その他の資産をいう。）の授受をしたかどうかに応じて、交換のために譲渡した資産についての譲渡益を、次のように計算することができる（所法58①②、所令168）。

1 交換差金等を取得しない場合	原則として、譲渡はなかったものとみなされる
2 交換差金等を取得した場合	$A - \{(B + C) \times A / (A + D)\} = \text{譲渡益}$
A	交換差金等の額
B	交換譲渡資産の取得費
C	譲渡費用
D	交換取得資産の時価

2 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

個人が、自己の居住用財産である土地等又は建物等で、その所有期間がその譲渡の年の1月1日において10年を超えるものの譲渡（配偶者等一定の者に対する譲渡を除く。）をした場合には、固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例等の特例の適用を受ける場合及びその年の前年又は前々年にこの特例を受けている場合を除いて、税率が10%（課税長期譲渡所得の金額が6,000万円を超える部分については15%）に軽減される（措法31の3①、措令20の3）。

3 居住用財産の譲渡所得の特別控除

個人が、その居住の用に供している家屋又はその家屋とともにその敷地を譲渡（配偶者等一定の者に対する譲渡を除く。）した場合には、固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例等の特例の適用を受ける場合及びその年の前年又は前々年にこの特例その他、居住用財産の譲渡に係る各種の特例（上記2の特例を除く。）の適用を受けている場合を除いて、3,000万円の譲渡所得の特別控除が適用できる（措法35①）。

4 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例

個人が特定の事業用資産を譲渡（収用等による譲渡等一定のものを除く。）し、一定の期間内に他の特定の資産を取得して、かつ、一定の期間内に事業の用に供した場合又は供する見込みである場合には、当該譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては、収入金額の20%相当額で、収入金額が当該買換資産の取得価額を超える場合にあつては、収入金額から買換資産の取得価額の80%を控除した金額相当額で譲渡があつたものとして譲渡所得の金額を計算することができる（措法37、措令25）。

(5) 株式等の譲渡による所得の申告分離課税制度

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成28年1月1日以後に株式等の譲渡をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得につ

いては、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額に対し、15%の税率により所得税（地方税については5%）を課税する（措法37の10①②、37の11①②）。

なお、上場株式等に係る譲渡損失の金額（損益通算適用後）は、翌年以降3年間繰り越して、翌年以降の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等の金額から控除できる（措法37の12の2、措令25の11の2）。

その他、従前の源泉分離課税制度の廃止に伴い、平成15年1月1日から、納税者の事務負担を軽減するために、特定口座制度が設けられている（措法37の11の3、37の11の4）。

(6) 先物取引に係る雑所得等の申告分離課税制度

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、商品等の先物取引をし、かつ、その取引に係る決済（その商品等の受渡しが行われることとなるものを除く。）をした場合には、その先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下「先物取引に係る雑所得等」という。）については、他の所得と区分し、その年中のその先物取引に係る雑所得等の金額に対し、15%の税率により所得税（他に地方税5%）を課税する（措法41の14①）。

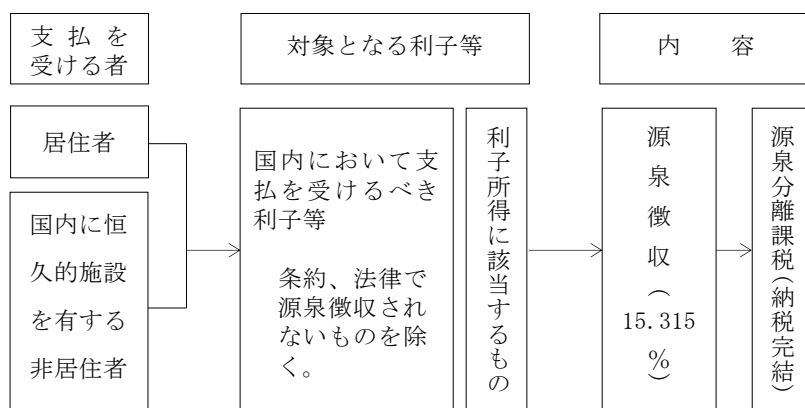
また、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、先物取引に係る雑所得等以外の所得からは控除することはできず、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなされる（措法41の14①、措令26の23①）。

- (注) 1 ①商品先物取引業者以外と行う店頭商品デリバティブ取引、②金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は登録金融機関以外と行う店頭デリバティブ取引については、総合課税の対象となる。
- 2 外国為替証拠金取引（FX）については、店頭デリバティブ取引と市場デリバティブ取引（金融商品取引所の開設する金融商品で行われる取引）があり、いずれの場合も先物取引に係る雑所得等として申告分離課税の対象となるが、①店頭取引であっても金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引、②店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は登録金融機関以外との取引は、総合課税の対象となる。

3 源泉分離課税

(1) 利子所得の源泉分離課税

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において支払を受けるべき利子等（非課税、総合課税及び申告分離課税とされるものを除く。）については、他の所得と区分して、その支払等を受けるべき金額に対し、15.315%の税率を適用して所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い（居住者については、この他5%の税率により住民税が源泉徴収される。）、納税を完結する（措法3）。



(2) 懸賞金付預貯金等の懸賞金等の源泉分離課税

個人が支払等を受ける懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、他の所得と区分して、その支払等を受けるべき金額に対し、15.315%の税率を適用して所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い、納税を完結する（措法41の9）。

(3) 金融類似商品の源泉分離課税

個人が支払を受けるべき定期積金の給付補填金等のいわゆる金融類似商品については、他の所得と区分して、その支払等を受けるべき金額に対し、15.315%の税率を適用して所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い、納税を完結する（措法41の10）。

(4) 割引債の償還差益の源泉分離課税

個人が割引債について支払を受けるべき償還差益については、他の所得と区分して、その支払を受けるべき金額に対し、18.378%（政令で定める割引債に係る償還差益については16.336%）の税率を適用して所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い、納税を完結する（措法41の12）。

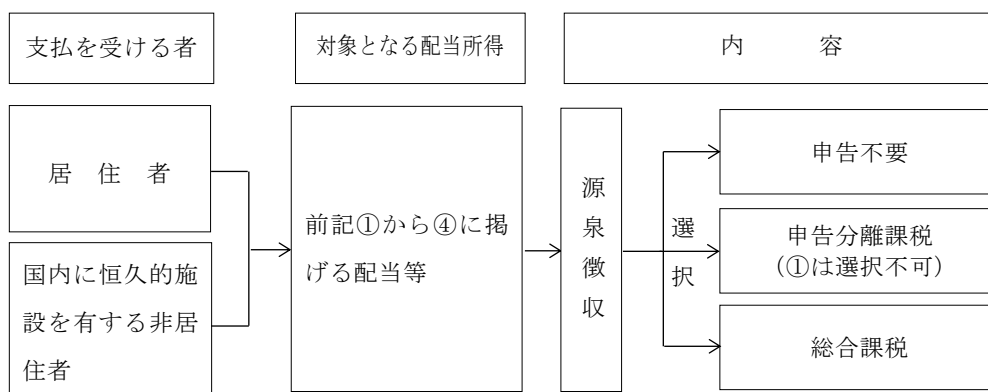
4 確定申告を要しない配当所得

次に掲げる配当等（一定のもの（注1）を除く。）については、源泉徴収された後、申告するかしないかを選択（注2）することができる（措法8の5、9の2⑤、措令4の3）。

- ① 内国法人から支払を受ける配当等（配当等の基準日が平成18年5月1日以後のもの

に限り、②から④に掲げるものを除く。)で、当該内国法人から1回に支払を受けるべき金額が、10万円に配当計算期間(注3)の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下であるもの

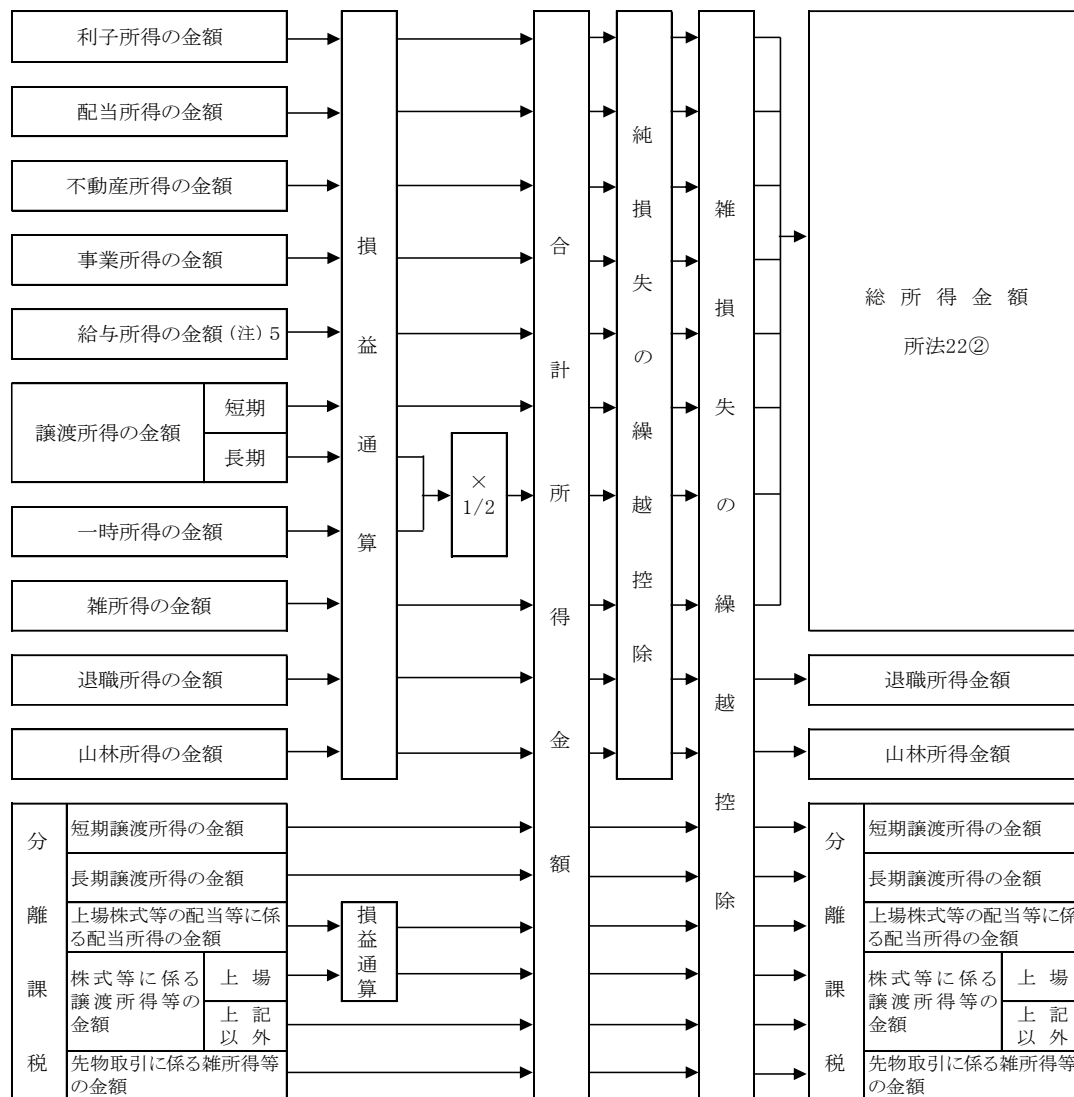
- ② 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等(次の③及び④に掲げるもの及び大口株主等が支払を受けるべきものを除く。)
- ③ 内国法人から支払を受けるべき公募証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配に係る配当等
- ④ 特定投資法人から支払を受けるべき投資口の配当等



(注) 1 「一定のもの」とは、次の収益の分配又は配当等をいう(措法8の5①、措令4の3①)。

- (1) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配(措法8の2①)
 - (2) 国外払の投資信託等の受益権の収益の分配(措法8の2①)
 - (3) 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等(措法8の3①)
 - (4) 国外投資信託等の配当等(措法8の3②)
 - (5) 国外払の国内株式等に係る配当等(措法8の3②)
 - (6) 国外株式の配当等(措法9の2①)
- 2 確定申告を要しない配当所得の金額を総所得金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、当該配当所得の金額を総所得金額の計算上除外することはできない(措通8の5-1)。
- また、確定申告を要しない配当所得の金額を総所得金額に算入しないところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出する場合においても、既に提出された申告書の課税標準の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにはならないことから、当該配当所得の金額を総所得金額の計算に含めることはできない(通則法23①)。
- 3 配当計算期間とは、配当等の直前に内国法人から支払がされた配当等の支払に係る基準日の翌日から、内国法人から支払がされる配当等の支払に係る基準日までの期間をいう(措法8の5①-1)。

《所得税の課税標準》



- (注) 1 土地建物等の譲渡による分離課税の譲渡所得の金額は、分離短期と分離長期の損益の相殺はできるが、原則として、損益通算（所法69）及び純損失の繰越控除（所法70）は適用されない（措法31①③二三、32①④、41の5、41の5の2）。
- 2 平成28年分から、上場株式等とそれ以外の非上場株式等に区分して、それぞれ別々の申告分離課税制度とされ、平成27年分以前は可能とされていた非上場株式等と上場株式等との間の損益の相殺はできなくなった（措法37の10①、37の11①、37の13の2④）。
- 3 上場株式等の譲渡損失の金額又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額は、これらの損失を上場株式等の譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限り。）から控除できる（措法37の12の2）。
- 4 分離の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離の先物取引に係る雑所得等の金額については、損益通算（所法69）及び純損失の繰越控除（所法70）は適用されない（措法37の10⑥四、五、41の14②二、三）。
- 5 所得金額調整控除の適用がある場合の給与所得の金額は、当該控除を控除した残額とする（措法41の3の3⑤）。
- 6 その年の前年以前3年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（特例の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）は、これらの損失を先物取引に係る雑所得等の金額から控除できる（措法41の15①）。

《総所得金額、総所得金額等及び合計所得金額について》

- 1 「総所得金額」とは、次の(1)と(2)の合計額（純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）とする。
 - (1) 利子所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
 - (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

- 2 「総所得金額等」とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額である。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額である。

 - (1) 利子所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
 - (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額
ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいう。
 - ①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

- 3 「合計所得金額」とは、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した次の(1)から(9)までの合計額をいう。
 - (1) 総所得金額
 - (2) 土地等に係る事業所得等の金額
 - (3) 分離課税の短期譲渡所得の金額（特別控除前）
 - (4) 分離課税の長期譲渡所得の金額（特別控除前）
 - (5) 分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で、繰越控除の適用前の金額）
 - (6) 株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）
 - (7) 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用前の金額）
 - (8) 山林所得金額（特別控除後）
 - (9) 退職所得金額（2分の1後）

《利子所得に対する課税関係》

課方	税式	対象となる利子	元本の種類	源泉徴収税率	手続	確定申告の要否
非課税制	税度	1 障害者等の少額預金の利子等(所法10)	預貯金、合同運用信託、公社債投資信託、証券投資信託(一部の元本350万円まで(措法3の4))	/	非課税貯蓄申告書・申込書を提出、本人確認	/
		2 障害者等の少額公債の利子(措法4)	国債、地方債の額面金額350万円まで(措法4)	/	特別非課税貯蓄申告書・申込書を提出、本人確認	/
		3 勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の利子等(措法4の2、4の3)	勤労者財産形成住宅貯蓄契約等に基づく預貯金、合同運用信託、特定の有価証券等の元本550万円まで(原則として)	/	財産形成非課税住宅貯蓄又は財産形成非課税年金貯蓄申告書・申込書を提出	/
		4 納税準備預金の利子(措法5)	納税準備預金	/	不要	/
源泉分離課税制度(措法3)		預貯金等の利子等	特定公社債以外の公社債、預貯金、合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託、勤務先預金等	15.315% (他に地方税5%)	不要	否 確定申告をすることはできない
申告分離課税制度(措法8の4)		特定公社債等(注)の利子	特定公社債等	15.315% (他に地方税5%)	特定口座での取扱いが可能 確定申告しないことができる(措法8の5)	上場株式等の譲渡損失及び配当所得等の損益通算の特例を対象に損益通算可能

(注) 特定公社債等とは、次のものをいう。

- 1 特定公社債
 - (1) 国債、地方債、外国国債、外国地方債
 - (2) 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券
 - (3) 公募公社債、上場公社債
 - (4) (1)から(3)以外の一定の公社債
- 2 公募公社債投資信託の受益権
- 3 証券投資信託以外の公募投資信託の受益権
- 4 特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る)の社債的受益権

《配当課税制度の概要》

(所:所得税、復:復興特別所得税、住:個人住民税)

	～ 平成15年3月	平成15年 4月～12月	平成16年1月 ～ 20年12月	平成21年1月 ～ 24年12月	平成25年 1月～12月	平成26年1月 ～
<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当等 (個人の大口株主等) 非上場株式等の配当等 	総合課税					
源泉徴収税率 (特別徴収税率)	所: 20% 住: 0%				所・復: 20.42% 住民税: 0%	
確定申告不要制度 の適用	1銘柄当たり1回5万円 (年1回10万円)以下			1回に支払(平成18年5月1日以後の支払) を受けべき金額が、10万円に配当計算期間 の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除 して計算した金額以下であるもの		

上場株式等の配当等 (個人の大口株主等を除く)	総合課税			総合課税又は申告分離課税		
源泉徴収税率 (特別徴収税率)	所: 20% 住: 0%	所: 10% 住: 0%	所: 7% 住: 3%	所: 15% 住: 5% (経過措置) 所: 7% 住: 3%	所・復: 15.315% 住: 5% (経過措置) 所・復: 7.147% 住: 3%	所・復: 15.315% 住: 5%
確定申告不要制度 の適用	1銘柄当たり 1回5万円 (年1回10万 円)以下	上限なし				
35%源泉分離選択 課税	1銘柄当たり 1回25万円 (年1回50万 円)未滿かつ 発行済株式総 数の5%未滿	制度廃止				

<ul style="list-style-type: none"> 公募証券投資信託の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等 	源泉分離課税	総合課税	上場株式等の配当等 (個人の大口株主等を除く)と同様である。
源泉徴収税率 (特別徴収税率)	所: 15% 住: 5%	所: 7% 住: 3%	
確定申告不要制度の 適用	対象外	上限なし	

第4節 収入金額

各種所得の金額は、本章第1節で述べたように、原則として「収入金額」から「必要経費」を控除して計算される。この節では、各種所得の収入金額の収入すべき金額及び収入金額の計上時期並びに別段の定めにより収入金額とされるものなどについて学習する。

学習のポイント

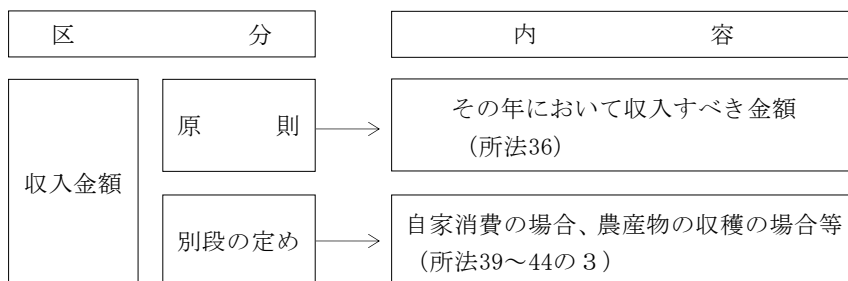
- 1 「収入金額」とは、どのようなものか
- 2 各種所得の収入金額の収入計上時期は、どのようになっているのか
- 3 物又は権利による収入金額の計算は、どのように行うのか
- 4 別段の定めにより収入金額とされるものは、どのようなものか
- 5 事業所得等の収入金額とされる保険金等は、どのようなものか

1 収入金額

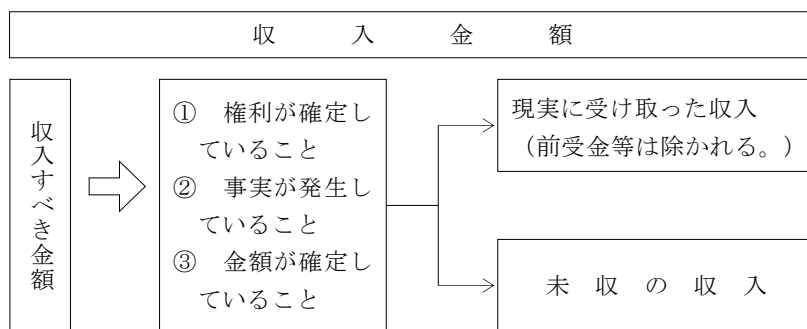
所得税の課税標準の計算は、収入金額から始まるのであるが、所得の種類により、**収入金額**又は**総収入金額**という用語が用いられている。利子所得、配当所得、給与所得、退職所得及び公的年金等に係る雑所得については、その収益の内容が比較的単純であることから「収入金額」という用語が用いられ、残る6種類の所得（公的年金等を除く雑所得を含む。）については、その収益の内容が副収入や付随収入などを伴って複雑な場合が多いことから「総収入金額」という用語が用いられている。

その年分の各種所得の金額の計算上「収入金額とすべき金額」又は「総収入金額に算入すべき金額」とは、別段の定めがあるものを除き、「その年において収入すべき金額」をいう。また、金銭以外の物又は権利その他経済的利益をもって収入する場合には、これらの価額も含まれ、その時の価額（時価）によって、計算が行われる（所法36①②）。

また、「収入金額とすべき金額」又は「総収入金額に算入すべき金額」は、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問わない。



(注) この収入すべき金額の考え方は、簿記会計でいう発生主義の考え方にほぼ相当する。



(注) 利子所得及び配当所得のうちには、その年において収入すべき金額（発生主義）によらないで、支払を受けた金額によるものがある。これは徴税上の便宜によるものであって、簿記会計上の現金主義の考え方に相当する（所法36③）。

【参考通達番号】

所基通36-1

2 各種所得の収入金額の計上時期

所得税は、暦年ごとの所得を単位として超過累進税率を適用して課税することから、いつの年の収入とするかによって、その負担額に差が生じる。

なお、上記1で述べたように、所得税法上、収入金額とは、実際に支払を受けた金額、つまり収入した金額ではなく、その年において収入すべき金額である。そして10種類の所得ごとの、収入すべき金額の収入すべき時期は、原則として次のとおりである。

(1) 利子所得の収入金額の計上時期

- イ 定期預金の利子……預入期間の満了の日
- ロ 普通預金の利子……支払を受ける日又は元本への繰入日
- ハ 通知預金の利子……払出しの日
- ニ 公社債投資信託等の収益の分配……収益計算期間の満了の日
- ホ 公社債の利子……支払開始日と定められた日

(2) 配当所得の収入金額の計上時期

- イ 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息……剰余金の配当等について定めた効力を生ずる日
- ロ 投資信託(公社債投資信託等を除く。)等の収益の分配……収益計算期間の満了の日

(3) 不動産所得の総収入金額の計上時期

- イ 契約や慣習により支払日が定められている場合……その定められた支払日
- ロ その支払日が定められていない場合……実際に支払を受けた日（請求があったときに支払うべきものとされているものは、その請求の日）
- ハ 頭金、権利金、名義書換料、更新料等……資産を引渡した日又は契約の効力発生の日

ニ 敷金・保証金等のうち返還を要しない部分の金額……返還しないことが確定した日

【設例】

甲は、令和5年8月25日、貸主甲、借主乙とする甲が所有する貸家の賃貸借契約を結んだ。
 契約内容は、①貸借期間は令和5年9月1日から2年間、②家賃は月々10万円、③家賃は前月末日までに支払う、となっている。

この場合、貸家に係る甲の令和5年分の不動産所得の収入金額はいくらか。

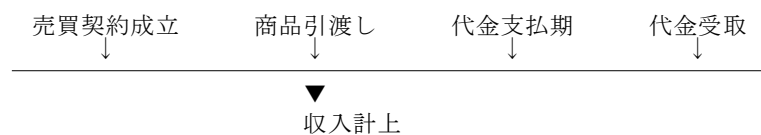
【答】

10万円×5か月分=50万円（所基通36-5(1)）

収入計上時期	5. 8. 31	5. 9. 30	5. 10. 31	5. 11. 30	5. 12. 31
	↑	↑	↑	↑	↑
家賃の対象月	9月分	10月分	11月分	12月分	6年1月分

(4) 事業所得の総収入金額の計上時期

イ 棚卸資産の販売収入……棚卸資産を引渡した日



ロ 請負による収入……請負の目的物を相手方に引き渡した日又は役務の提供を完了した日

ハ 人的役務の提供による収入……人的役務の提供を完了した日

ニ 資産の貸付けによる賃貸料（その年に対応するもの）……その年の末日

ホ 金銭の貸付けによる利息（その年に対応するもの）……その年の末日

(5) 給与所得の収入金額の計上時期

イ 支給日が定められているもの……その支給日

ロ 支給日が定められていないもの……支給を受けた日

(6) 退職所得の収入金額の計上時期

その支給の基となった退職の日

(7) 山林所得の総収入金額の計上時期

山林の引渡しがあった日による。

ただし、山林の譲渡に関する契約の効力発生の日によることもできる。

(8) 譲渡所得の総収入金額の計上時期

譲渡した資産の引渡しがあった日による。

ただし、資産の譲渡に関する契約の効力発生の日によることもできる。

(9) 一時所得の総収入金額の計上時期

その支払を受けた日による。

ただし、その支払を受けるべき金額がその日前に支払者から通知されているものについては、その通知を受けた日による。

なお、生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等のようなものについては、その支払を受けるべき事実が生じた日による。

(10) 雑所得の収入金額又は総収入金額の計上時期

その収入の態様に応じ、それぞれ他の9種類の所得の収入金額又は総収入金額の計上時期に対する取扱いに準ずる。

なお、公的年金等については、原則として、支給の基礎となる法令等により定められた支給日による。

【参考通達番号】

所基通36-2、36-4~36-8の3、36-9、36-10、36-12~36-14

3 物又は権利による収入金額

(1) 金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、収入すべき金額に含まれる（所法36①かっこ書）。

(2) これらの価額は、その取得又は利益を享受する時における価額、いわゆる時価によることとなる（所法36②）。

例えば、給与所得を金銭以外の物又は権利その他経済的利益で収入する場合、すなわち、雇主が衣服その他の物品などを支給する場合や食事や社宅を無料で提供するなどの場合は、非課税所得（所法9①六、所令21）に該当するものを除き、原則として、その支給の時における価額を収入金額に算入する。

【参考通達番号】

所基通36-15

4 別段の定めによる収入金額

(1) 棚卸資産等の自家消費又は棚卸資産の贈与等

棚卸資産等を自家消費又は棚卸資産を贈与等した場合は、原則として、その棚卸資産等を自家消費し、又は棚卸資産を贈与等した時の「通常の販売価額」を事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する（所法39、40①一）。

この場合において、事業を営む者が、自家消費などした棚卸資産の取得価額以上の金額をもって、その備え付ける帳簿に所定の記載を行い、これを事業所得の総収入金額に算入している場合は、その算入した金額が、通常他に販売する価額に比し著しく低額（おおむね70%未満）でない限り、これを認める。

(2) 棚卸資産の低額譲渡

棚卸資産を著しく低い価額の対価で譲渡した場合は、原則として、その棚卸資産の「譲渡対価の額」と譲渡の時ににおける「通常の販売価額」との「差額」のうち、「実質的に贈与をしたと認められる金額」を事業所得等の金額の計算上、総収入金額に算入する（所法40①二）。

なお、「著しく低い価額の対価で譲渡した場合」とは、通常の販売価額のおおむね70%に相当する金額に満たない対価で譲渡した場合をいう。

また、「実質的に贈与をしたと認められる金額」とは、通常の販売価額と譲渡対価の額との差額に相当する金額をいうが、通常の販売価額のおおむね70%に相当する金額からその譲渡対価の額を控除した金額として差し支えない。

【参考通達番号】

所基通39-1、39-2、40-2、40-3

5 事業所得等の収入金額とされる保険金等

棚卸資産につき損害を受けたことに基因して取得する保険金、損害賠償金などは、本来、その事業等の収入金額に代わる性質を有するものであるから、事業所得等の収入金額とされる。

(1) 事業所得などの収入金額とされるもの

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、次のようなものは、これらの所得に係る収入金額とされる（所令94①）。

イ 棚卸資産、山林又は著作権等について損失を受けたことにより取得する保険金、損害賠償金、見舞金等

ロ 業務の全部又は一部の休止、転換又は廃止等により、その業務の収益及び経費の補償として取得する補償金等

(注) 事故などにより心身に損害を受けて休業した場合、その間の所得に代えて受け取る損害賠償金、補償金、見舞金などは非課税である（所法9①十八、所令30）。

(2) 譲渡所得の収入金額とされるもの

契約等に基づき、譲渡所得の基因となる資産が消滅したことに伴い、その消滅につき一時に受ける補償金などは、譲渡所得に係る収入金額とされる（所令95）。

第5節 必要経費

10種類の所得のうち不動産所得、事業所得、雑所得（公的年金等を除く。）及び山林所得の「所得金額」は、「総収入金額－必要経費」によって計算される。この節では、必要経費の意義及び必要経費の具体的な内容について学習する。

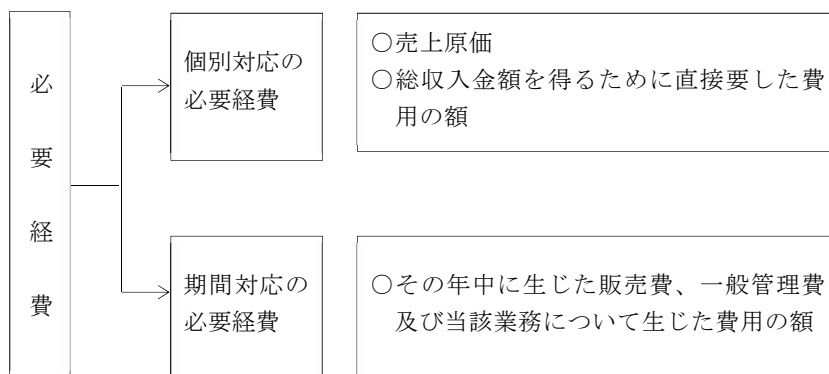
学習のポイント

- 1 「必要経費」とは、どのようなものか
- 2 「必要経費とされない支出」は、どのようなものか
- 3 売上原価の計算及び期末棚卸資産の評価は、どのように行うのか
- 4 販売費及び一般管理費等の必要経費は、どのようなものか
- 5 減価償却資産の償却費の計算は、どのように行うのか
- 6 繰延資産の償却費の計算は、どのように行うのか
- 7 資本的支出と修繕費の区分は、どのように行うのか
- 8 資産損失、貸倒損失等とは、どのようなものか
- 9 引当金及び準備金とは、どのようなものか
- 10 「生計を一にする親族に支払う給与等」の取扱いは、どのようになるのか
- 11 青色申告特別控除とは、どのようなものか

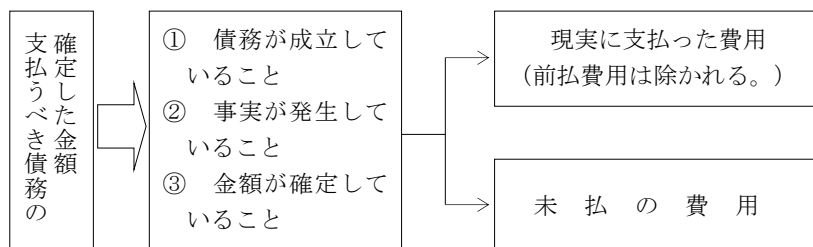
1 必要経費

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、雑所得の金額（公的年金等に係るものを除く。）及び山林所得の金額は、その年分の総収入金額から必要経費を控除して計算する。この場合の必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、不動産所得、事業所得及び雑所得については次の(1)から(3)に掲げるものである（所法37④）。

- (1) 総収入金額に係る売上原価
- (2) 総収入金額を得るために直接要した費用の額
- (3) その年中（1月1日から12月31日まで）に生じた販売費、一般管理費及び当該業務について生じた費用の額（償却費以外の費用については、12月31日現在で債務の確定しているものに限られる。）



なお、必要経費は、現実に支払った金額ではなく、次のとおりその年において支払うべき債務の確定した金額によって計算する。



【参考通達番号】

所基通37-1、37-2、37-3

また、山林を伐採して譲渡し、又は立木のまま譲渡したことによる事業所得、山林所得及び雑所得については、次の①から⑤に掲げるもの（全て個別対応）が必要経費となる（所法37②）。

- ① 植林費
- ② 取得に要した費用
- ③ 管理費
- ④ 伐採費
- ⑤ その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用については12月31日現在で債務の確定しているものに限られる。）

2 必要経費とされない支出

個人事業の場合は、家事（生活）上の費用と事業上の経費とが混在していることが多い。事業又は業務上必要な経費は「必要経費」として、収入金額から控除されるが、例えば、次に掲げる**家事費や家事関連費等**は所得の処分と考えられ、必要経費として控除することはできない（所法45①）。

ただし、家事関連費については、家事関連費の主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、その部分を必要経費に算入し、区分できない場合には、必要経費に算入しないとしている（所法45①一、所令96一、所基通45-1）。

また、青色申告者については、家事関連費のうち取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であった部分を明らかに区分できる場合には、その部分が家事関連費の主たる部分でなくても、その部分を必要経費に算入するとしている（所令96二、所基通45-1）。

なお、青色申告者に限って「主たる部分」という制限を除外しているが、実務上は、白色申告者についても青色申告者と同様の取扱いとしている（所基通45-2）。

- (1) 家事費（自己又は家族の生活費や交際費、医療費、住宅費等）

- (2) 家事関連費（店舗兼住宅に係る地代、家賃、火災保険料、水道光熱費等）
- (3) 租税公課（個人を対象として課税される所得税、住民税）
- (4) 罰金、科料及び過料
- (5) 損害賠償金（生活上の損害賠償金、業務上の故意又は重大な過失による損害賠償金）
（所基通45-6～45-8）
- (6) 仮装・隠蔽行為に基づき確定申告を提出又は申告していなかった場合で、後に調査等で判明した必要経費

家事上の費用と業務上の経費（費用）の取扱い

区 分		内 容	原則的な取扱い
支 出 費 用	家 事 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己又は家族の生活費、医療費、娯楽遊興費等 ・ 住宅に係る地代、家賃、修繕費、租税公課等 ・ 家事上の水道光熱費等 	必要経費とされない
	家 事 関 連 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗兼住宅に係る地代、家賃、修繕費、租税公課、火災保険料等 ・ 事業と家事共用の水道光熱費等 	
	業 務 上 の 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上原価 ・ 収入を得るために直接に要した費用 ・ 販売費、一般管理費その他所得を生ずべき業務について生じた費用等 	必要経費とされる

3 売上原価の計算及び期末棚卸資産の評価

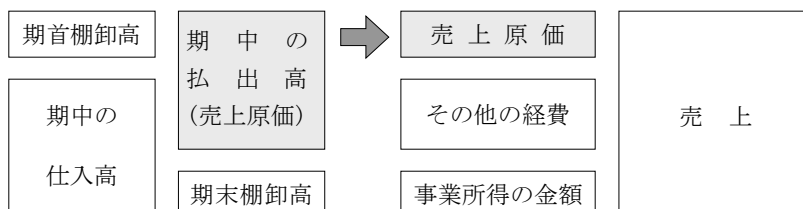
事業所得の金額の計算は、総収入金額から売上の原価及びその他の必要経費を控除するということに集約できる。その売上の原価、原料品の対価などを売上の一品一品に振り分ける計算（個別計算）ができればよいが、通常の場合には実務上困難である。そこで所得税法では、棚卸しによって売上原価を計算する方法を採ることになっている（所法47）。

(1) 売上原価の計算

売上原価の計算は、期首（年初）及び期末（年末）の棚卸資産（商品）の価額とその期中（年中）の仕入金額に基づいて、次の算式で計算する。

算 式

$$\text{期首棚卸高} + \text{期中の仕入高} - \text{期末棚卸高} = \text{売上原価}$$



その年12月31日における棚卸資産の価額は、評価の方法によっては売上原価に高低の開差が生じ、売買差益に影響を与えることになる。

そこで、所得税法第47条及び所得税法施行令第99条以下では、所得税法上選択することができる棚卸資産の評価方法を規定し、納税者がそのうちのいずれかの評価方法を届け出た上、その届け出た方法により棚卸資産を評価することとしている。

(2) 棚卸資産の範囲

棚卸資産とは、事業所得を生ずべき事業における資産で次に掲げるものをいう。ただし、有価証券、暗号資産及び山林は除かれる（所法2①十六、所令3）。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含む。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料
- ヘ 消耗品で貯蔵中のもの
- ト イ～ヘまでの資産に準ずるもの

（注）1 「消耗品」とは、油、包装材料、事務用品などをいう（所基通37-30の3）。

2 販売、採皮などを目的として飼育又は育成される牛、馬、豚、家きん、熱帯魚、苗木などは、棚卸資産に該当する（所基通2-13）。

(3) 棚卸資産の取得価額

棚卸資産の取得価額は、取得した方法により区分して、次のように計算される（所令103）。

イ 購入した棚卸資産

次に掲げる金額の合計額が取得価額となる（所令103①一）。

(イ) その購入代価（次に掲げる①から④の費用の額を含む。）

- ① 購入に要した引取費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税など）
- ② 買入事務、検収、整理、選別、手入れなどに要した費用
- ③ 棚卸資産の移管費用（運賃、荷造費など）
- ④ 棚卸資産の保管費用（貯蔵費、保管費など）

(ロ) その資産を消費し、又は販売の用に供するために直接要した全ての費用の額

（注）1 上記(イ)の②から④に掲げる費用の額で、その合計額が少額（購入代価の3%程度以内の金額）なものについては、棚卸資産の取得価額に算入しなくても差し支えないこととされている。以下、ロの場合も同様である。

【参考通達番号】

所基通47-17

2 棚卸資産の購入のために要した借入金などの利子は、取得価額に算入することができる。

【参考通達番号】

所基通47-21

ロ 製造等による棚卸資産

自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖など（以下「製造等」という。）による棚卸資産については、①その製造等のための原材料費、労務費など製造原価のほか、②これを消費し、又は販売の用に供するために直接要した全ての費用の額も含まれる（所令103①二）。

(4) 棚卸資産の評価の方法

商品の売上原価、原材料の消費高等を計算するために、その年の12月31日において有する棚卸資産（以下「期末棚卸資産」という。）の評価額の計算上選定できる評価の方法は、①原価法、②低価法（青色申告者に限る。）、③特別な評価方法（税務署長の承認を受けた場合）とされている（所令99、99の2）。

選定できる原価法には、次に掲げる6種類の方法がある。

①個別法、②先入先出法、③総平均法、④移動平均法、⑤最終仕入原価法、⑥売価還元法

(注) 1 棚卸資産の評価は、個別法を除き、期末棚卸資産をその種類、品質、型（以下「種類等」という。）の異なるごとに区分し、その種類等の同じものを1グループとし、それぞれのグループごとに所定の計算をすることになっている（所令99）。

2 棚卸資産について①災害によって著しく損傷したこと、②著しく陳腐化したこと等の事実が生じた場合は、その事実の生じた年以後の棚卸資産の評価額については、毎年12月31日における、その棚卸資産の処分可能価額とすることができる（所令104）。

【参考】 1 先入先出法

棚卸資産の販売や消費が、取得の古いものから順に行われたものとし、期末棚卸資産は、取得の新しいものから順に成っているものとみなして評価額を計算する方法である（所令99①一ロ）。

2 最終仕入原価法

その年12月31日に最も近い日において取得した棚卸資産の単価を、期末棚卸資産の単価として評価額を計算する方法である（所令99①一ホ）。

(5) 棚卸資産の評価方法の選定、変更等

イ 評価方法の選定及び届出

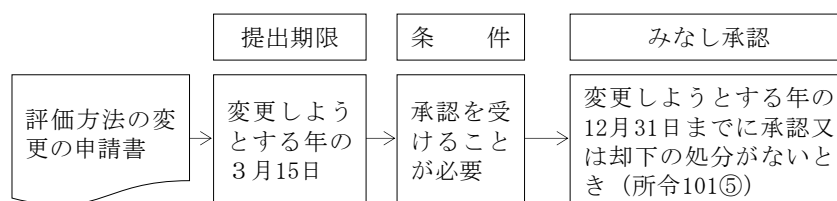
新たに事業所得を生ずべき事業を開始した者、従来の事業と異なる他の事業を開始及び事業の種類を変更した者は、事業の開始（変更）した日の属する年分に係る確定申告期限までに、棚卸資産について、上記(4)の評価方法のうち、そのよるべき方法を選定し、書面により税務署長に届け出なければならない（所法47②、所令100）。

ロ 法定評価方法

上記の届出をしない場合又は届け出た方法によって評価していない場合には、**最終仕入原価法**によって評価しなければならない（所法47①、所令102①）。

ハ 評価方法の変更

棚卸資産につき選定した評価の方法を変更しようとするときは、新たな評価方法を採用しようとする年の3月15日までに、申請書を提出し税務署長の承認を受けなければならない（所令101①②）。



4 販売費、一般管理費等の必要経費

「販売費、一般管理費等の必要経費」を科目別に区分すると、おおむね次のようになる。

これら経費の中に家事関連費が含まれている場合には、備付けの帳簿記録によって業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分の金額を必要経費に算入する(所法45、所令96、所基通45-1、45-2)。

科目	必要経費の具体例	経費とならないもの
租 税 公 課	事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、印紙税、消費税等	所得税、相続税、住民税、延滞税、加算税、延滞金、過怠税
荷 造 運 賃	包装材料費、荷造人夫費、運賃等	
水 道 光 熱 費	水道料、電気代、ガス代等	家事用部分の費用
旅 費 交 通 費	電車、バス、タクシー代、宿泊代等	家族旅行の費用
通 信 費	電話代、切手代等	家事用部分の費用
広 告 宣 伝 費	テレビ、新聞の広告費、チラシ代等	
接 待 交 際 費	得意先への贈答費用、飲食接待費等	親族、隣人等との交際費
損 害 保 険 料	店舗、商品の火災保険料、自動車の任意保険料	住宅部分の費用
修 繕 費	店舗、機械器具、車両の修繕費等	住宅部分の費用、資本的支出
消 耗 品 費	包装材料費、事務用品、少額減価償却資産等	
福 利 厚 生 費	従業員の健康保険料、慰安旅行費等	
給 料 賃 金	従業員の給料、賃金、賞与等	自分や生計を一にする親族への給料
利 子 割 引 料	事業用資金の借入金の利子、手形割引料等	元本の返済
地 代 家 賃	借地代、店舗、駐車場、倉庫の賃借料	住宅部分の費用
外 注 工 賃	外注加工賃、委託費等	
支 払 手 数 料	販売手数料、支払リベート、仲介手数料等	
資 産 損 失	事業用資産の取壊し損失、貸倒金等	雑損控除の対象としたもの
減 価 償 却 費	減価償却資産の償却費	住宅部分の償却費
そ の 他	事業上の諸雑費等	

5 減価償却資産の償却費の計算

(1) 減価償却

固定資産のうち、建物、機械器具、車両等の資産は、土地と違って使用又は時の経過によって、物理的、機能的にその価値が減少するものである。その価値の減少額を、固定資産の使用によって上げた収益に対応させることによって、資産に投下した「資本の回収」を図ることが必要である。

会計学上では、固定資産の取得に要した費用は、固定資産の耐用期間あるいは有効期間にわたり費用配分することとしている。この会計上の手続を減価償却と呼んでいる。所得税法においても、同様の考え方で「減価償却資産の耐用年数に応じた償却率によって計算した償却費の額」は、必要経費に算入することを規定している（所法49）。

なお、所得税法では、この償却費の必要経費算入は任意ではなく、納税者が償却費を必要経費に算入しないで所得の計算をしても、必ず必要経費に算入する（強制償却）旨の規定となっている（所法49①）。

また、所得税法では、償却費の額の計算について担税力の調整という立場から耐用年数の短縮に関する規定（青色申告者に限る。）が設けられている（所令130）。

さらに、租税特別措置法でも中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却（措法10の4）等、諸種の特別償却等の規定が設けられている。

(注) 固定資産の意義

所得税法では、固定資産という用語を次のように定義し、減価償却資産という用語と区別して使用している。すなわち、固定資産とは、山林、棚卸資産、有価証券、暗号資産及び繰延資産以外の資産のうち、次のものをいう（所法2①十八、所令5）。

- ① 土地（土地の上に存する権利を含む。）
- ② 減価償却資産
- ③ 電話加入権
- ④ ①から③までに準ずる資産（例 著作権など）

(2) 減価償却資産の範囲

減価償却の対象となる資産は、不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得の業務の用に供される資産のうち、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産をいい、時の経過によりその価値の減少しないものは除かれる（所法2①十九、所令6）。

イ 有形固定資産

建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品

ロ 無形固定資産

漁業権、水利権、商標権、ソフトウェア、営業権等

ハ 生物

牛、馬、豚、綿羊及びやぎ、果樹等

【参考通達番号】

所基通2-14、2-16、2-17

(3) 減価償却の対象とされない資産等

イ 少額の減価償却資産（所令138）

業務の用に供した減価償却資産（貸付の用に供したものを除く。）で、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものは、その取得価額に相当する金額を、その業務の用に供した年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する。

ロ 一括償却資産の必要経費算入（所令139）

業務の用に供した減価償却資産（貸付の用に供したものを除く。）で、取得価額が20万円未満のもの（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入の適用を受けたものを除く。）については、その減価償却資産の全部又は一部を一括し、その一括した減価償却資産（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」という。）の3分の1に相当する金額を、その一括償却資産を業務の用に供した年以後の3年間の各年にわたり、必要経費に算入することができる。

なお、この規定は、一括償却資産を業務の用に供した年分の確定申告書に一括償却対象額を記載した書類を添付し、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限って適用される。

また、その年分において一括償却対象額につき必要経費に算入した金額がある場合には、その年分の確定申告書にその必要経費に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

ハ 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例（措法28の2）

中小事業者（常時使用する従業員が1,000人以下（令和2年4月1日以後に取得等をする場合は500人以下））である青色申告者が、平成18年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に取得価額が30万円未満の減価償却資産（貸付の用に供したものを除く。）を取得等して、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した場合には、その業務の用に供した年に少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち30万円までを必要経費に算入することができる。

なお、年の中途において業務を開始し又は廃止した場合の月数については、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

また、この適用を受けるためには、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書を添付しなければならない。

【区分別の取扱い】

減価償却資産 ⇒ 取得	使用可能期間	取得価額 (1単位)	取扱い	
	① 1年未満	10万円未満	全額を必要経費とする (所令138)	
	② 1年未満	10万円以上		
	③ 1年以上	10万円未満		
	④ 1年以上	10万円以上 20万円未満	(原則) 減価償却の対象とする	一括償却資産として取得価額の合計額の1/3を各年の必要経費とすることができる (選択) (所令139)
	⑤ 1年以上	20万円以上 30万円未満		中小事業者である青色申告者は取得価額の合計額のうち300万円までを必要経費とすることができる (選択) (措法28の2)
⑥ 1年以上	30万円以上		(所令131)	

(4) 減価償却資産の償却方法

資産の区分に応じて、届出により選定できる償却の方法又は届出により選定しなかった場合に適用される償却の方法は、次のとおり定められている(所法49、所令120、120の2、123、125)。

(注) 減価償却資産の償却の方法の選定単位は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に定められている種類ごとに選定することとされている。

なお、2以上の事業所又は船舶を有する居住者は、事業所又は船舶ごとに償却方法を選定できる。

資産の区分		届出をした者	届出をしなかった者	特別な償却方法
① 建物 (④、⑦及び⑧を除く)	平成10年3月31日以前に取得	○旧定額法 } ○旧定率法 } のうち届け出した方法	旧定額法	税務署長の承認を受けて左記以外の特別の償却方法を選定することができる(法令120の3、所基通49-2)。
	平成10年4月1日から平成19年3月31日までの間に取得	旧定額法 (届出を要しない)		
	平成19年4月1日以後に取得	定額法 (届出を要しない)		
② 建物附属設備・構築物 (④、⑦及び⑧を除く)	平成19年3月31日以前に取得	○旧定額法 } ○旧定率法 } のうち届け出した方法	旧定額法	
	平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得	○定額法 } ○定率法 } のうち届け出した方法	定額法	
	平成28年4月1日以後に取得	定額法 (届出を要しない)		

③有形減価償却資産(①、②、④、⑦及び⑧を除く)	平成19年3月31日以前に取得	<input type="radio"/> 旧定額法 <input type="radio"/> 旧定率法	}のうち 届け出 た方法	旧定額法	税務署長の承認を受けて左記以外の特別の償却方法を選定することができる(法令120の3、所基通49-2)。	
	平成19年4月1日以後に取得	<input type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/> 定率法		定額法		
④鉱業用減価償却資産(⑥、⑦及び⑧を除く)	平成19年3月31日以前取得	<input type="radio"/> 旧定額法 <input type="radio"/> 旧定率法 <input type="radio"/> 旧生産高比例法	}のうち 届け出 た方法	旧生産高比例法		
	平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得	<input type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 生産高比例法		}のうち 届け出 た方法		生産高比例法
	平成28年4月1日以後に取得した建物、建物附属設備及び構築物	<input type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/> 生産高比例法				
	平成28年4月1日以後に取得した上記以外の鉱業用減価償却資産	<input type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 生産高比例法				
⑤無形固定資産(⑥、⑦及び⑧を除く)、生物	平成19年3月31日以前に取得	旧定額法(届出を要しない)				
	平成19年4月1日以後に取得	定額法(届出を要しない)				
⑥鉱業権	平成19年3月31日以前に取得	<input type="radio"/> 旧定額法 <input type="radio"/> 旧生産高比例法	}のうち 届け出 た方法	旧生産高比例法		
	平成19年4月1日以後に取得	<input type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/> 生産高比例法		生産高比例法		
⑦国外リース資産	平成20年3月31日までに契約締結	旧国外リース期間定額法				
⑧リース資産	平成20年4月1日以後に契約締結	リース期間定額法				

(5) 減価償却方法の選定、変更等

イ 償却方法の選定及び届出

新たに不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を開始した者は、確定申告期限までに、減価償却について、そのよるべき方法を選定し、書面により税務署長に届け出なければならない(所法49②、所令123①②)。

[償却方法を選定する場合の届出書の提出期限]

区	分	届出書の提出期限
新たに業務を開始した場合	→ その業務を開始した日	左記の日の属する年分の確定申告書の提出期限（翌年3月15日）
現に採用している償却方法以外の償却方法によることとなる減価償却資産を取得した場合	→ その資産を取得した日	
新たに事業所を設けた者で、既に選定している償却方法以外の償却方法を選定しようとする場合	→ 新たに事業所を設けた日	

ロ 償却方法の引継ぎ

平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産の償却の方法については、平成19年3月31日以前に取得されたものと区分した上で、前記イのとおり、その方法を選定し、書面により税務署長に届け出なければならない（所令123①②）。

ただし、その届出がなく、平成19年3月31日以前に取得している減価償却資産について、既に償却の方法として旧定額法、旧定率法又は旧生産高比例法を選定している場合には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、次の償却方法を選定したものとみなされる（所令123③）。

既に選定した方法	→	選定したものとみなされる場合
旧定額法	→	定額法
旧定率法	→	定率法
旧生産高比例法	→	生産高比例法

ハ 法定償却方法

減価償却資産について、償却の方法を選定しなかった場合の償却の方法は、次に掲げる資産の区分に応じて、それぞれ次の方法により償却しなければならない（所令125）。

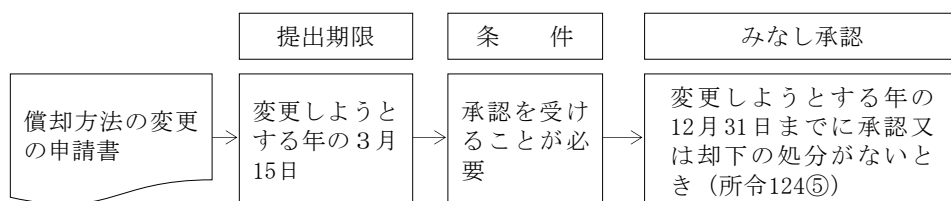
(イ) 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産

- ① 平成10年3月31日以前に取得された建物、鉱業用減価償却資産以外の有形減価償却資産
 - 旧定額法

- ② 鉱業用減価償却資産及び鉱業権
旧生産高比例法
- (ロ) 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産
 - ① 鉱業用減価償却資産以外の有形減価償却資産
定額法
 - ② 鉱業用減価償却資産及び鉱業権
生産高比例法

ニ 償却方法の変更

先に採用した償却の方法を変更しようとするときは、新たな償却方法を採用しようとする年の3月15日までに、その申請書を提出し、税務署長の承認を受けなければならない(所令124①②)。



(6) 減価償却費の計算方法

償却費の計算方法を償却方法の別に示すと次のとおりである。

イ 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産

(イ) 旧定額法(所令120①一イ(1))

$$\text{各年の償却費の額} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{旧定額法の償却率}$$

(ロ) 旧定率法(所令120①一イ(2))

$$\text{1年目の償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{旧定率法の償却率}$$

$$\text{2年目以降の償却費の額} = \text{期首未償却残高} \times \text{旧定率法の償却率}$$

(注) 期首未償却残高 = 取得価額 - 前年未までの償却費の合計額

(ハ) 旧生産高比例法(所令120①三ハ)

$$\text{各年の償却費の額} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) / \text{採掘予定数量} \times \text{その年の採掘数量}$$

(ニ) 旧国外リース期間定額法(所令120①六)

$$\text{各年の償却費の額} =$$

$$(\text{取得価額} - \text{見積残存価額}) / \text{賃貸借期間の総月数} \times \text{その年における賃貸借期間の月数}$$

ロ 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産

(イ) 定額法(所令120の2①一イ(1))

$$\text{各年の償却費の額} = \text{取得価額} \times \text{定額法の償却率}$$

(ロ) 定率法（所令120の2①一イ(2)）

1年目の償却費の額 = 取得価額 × 定率法の償却率

2年目以降の各年の償却費の額

A 「調整前償却額 ≥ 償却保証額」の場合

各年の償却費の額 = 調整前償却額

B 「調整前償却額 < 償却保証額」の場合

各年の償却費の額 = 改定取得価額 × 改定償却率

(注)

・ 償却費の額 = 期首未償却残高 × 定率法の償却率

・ 償却保証額 = 取得価額 × 保証率（所令120の2②一）

・ 改定取得価額（所令120の2②二）

「調整前償却額 < 償却保証額」の場合は、期首未償却残高。

連続する2以上の年において「調整前償却額 < 償却保証額」の場合は、最も古い年における期首未償却残高。

【参考】定率法の償却率について

平成24年4月1日以後に取得した資産からは、200%定率法が適用されている。

また、平成24年分の所得税の確定申告期限までに一定の届出書を提出した場合は、既に250%定率法を適用している資産でも、200%定率法を適用できるとされている。

なお、平成24年12月31日までに取得した資産については、従来の250%定率法の適用資産とみなすことができる。

(注) 定額法の償却率（1 ÷ 耐用年数）を2倍した数を定率法の償却率とする方法が200%定率法で平成24年4月1日以後から適用される。定額法の償却率を2.5倍した数を定率法の償却率とする方法が250%定率法で従来の定率法である。

(ハ) 生産高比例法（所令120の2①三イ(2)）

各年の償却費の額 = 取得価額 / 採掘予定数量 × その年の採掘数量

(ニ) リース期間定額法（所令120の2①六）

各年の償却費の額 =

(取得価額 - 残価保証額) / リース期間の月数 × その年におけるリース期間の月数

ハ 取得価額

減価償却資産の取得価額は、その取得の態様により異なるが、購入した減価償却資産の取得価額は、「資産の購入代金（引取運賃、運送保険料、購入手数料等を含む。）」と「業務の用に供するための費用」との合計額である（所令126①一）。

(注) 自己の建設等に係る減価償却資産については、「資産の建設等のための原材料費、労務費、経費」と「業務の用に供するための費用」との合計額である（所令126①二）。

ニ 耐用年数及び償却率等

耐用年数とは、通常の維持補修を加えた場合において、その減価償却資産の本来

の用途又は用法により通常予定される効用をあげることのできる年数（効用持続年数）をいう。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で、資産の種類ごとに「別表第一から別表第六」に区分して規定している（耐令1①、2）。

また、耐用年数に応じた旧定額法の償却率又は旧定率法の償却率については、「別表第七」に、定額法の償却率については「別表第八」に、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間及び平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率又は保証率については、それぞれ「別表第九」及び「別表第十」に規定している（耐令4、5）。

【参考】 中古資産の耐用年数（耐令3）

耐用年数の全部又は一部を経過した、いわゆる中古資産の耐用年数は、取得時における使用可能期間の年数を見積もることとされている。

使用可能期間の見積りが困難なときは、次により耐用年数を計算する。

① 耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数×0.2＝見積り耐用年数

② 耐用年数の一部を経過した資産

（法定耐用年数－経過年数）＋経過年数×0.2＝見積り耐用年数

その計算した耐用年数に1年未満の端数があるときは、端数を切り捨てた年数とし、その計算した耐用年数が2年に満たない場合は2年とする。

ホ 残存価額（平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産）

残存価額とは、減価償却資産が耐用年数を経過したときにおいて残存すると想定される価額をいい、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第6条及び別表第十一で次のように規定している。

(イ) 有形減価償却資産については、その資産の取得価額の10%

(ロ) 無形減価償却資産並びに鉱業権及び坑道については、零

(ハ) 牛については、取得価額の10%～50%の金額と10万円のいずれか少ない金額

(ニ) 馬については、取得価額の10%～30%の金額と10万円のいずれか少ない金額

(ホ) 豚、果樹などについては、取得価額の5%～30%

ヘ 年の中途に業務の用に供された場合又は年の中途で譲渡、除去等された場合（所令132）

減価償却資産が年の中途において業務の用に供された場合又は年の中途で譲渡、除去等された場合は、次の計算式によりその年分の償却費の額を計算する。

$$\text{各年の償却費の額} \times \frac{\text{業務供用月数（1月未満切上げ）}}{12} = \text{その年分の償却費の額}$$

ト 償却累積額による償却費の特例

減価償却資産（取替法、特別な償却率により償却をしているものを除く。）の償却費として、その年分の前年分以前の各年分の所得金額の計算上、必要経費に算入された金額の累積額と、通常の方法で計算した、その年分の償却費とを合計した金

額が、次に掲げる資産の区分に応じた金額を超える場合には、通常の方法で計算したその年分の償却費の額から、その超える部分の金額を控除した金額が、その年分の償却費の額となる。

(イ) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産（所令134①一）

- ① 有形減価償却資産（坑道及び国外リース資産を除く。）の取得価額の95%相当額
- ② 坑道及び無形固定資産の取得価額
- ③ 生物の取得価額から残存価額を控除した金額
- ④ 国外リース資産の取得価額から見積残存価額を控除した金額

(ロ) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産（所令134①二）

- ① 有形減価償却資産・生物（坑道及びリース資産を除く。）取得価額から1円を控除した金額
- ② 坑道及び無形固定資産の取得価額
- ③ リース資産の取得価額から残価保証額を控除した金額

(ハ) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の特例

有形減価償却資産及び生物について、各年分の所得金額の計算上必要経費に算入された償却額の累計額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を控除した金額）に達した場合、その達した年分の翌年分以後5年間において、次の算式により計算した金額を償却費の額として1円まで償却する（所令134②）。

なお、この規定は、平成20年分以後の所得税について適用する（平19改正所令附則12）。

$$(取得価額 - 償却費の額の累計額 - 1円) \div 5 = 各年の償却額 (1円まで償却)$$

〈参 考〉

(1) 「旧定額法」の償却費の計算例

【設例】

備品「冷蔵庫付陳列だな」を、平成19年3月に購入し、同月業務の用に供した。

購入価額は2,000,000円である。

[耐用年数6年、旧定額法による償却率 0.166]

【答】

- ① $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166 \times 10/12 = 249,000$ 円 (1年目の償却費)
- ② $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166 = 298,800$ 円 (2年目の償却費)
- ③ $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166 = 298,800$ 円 (3年目の償却費)
- ④ $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166 = 298,800$ 円 (4年目の償却費)
- ⑤ $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166 = 298,800$ 円 (5年目の償却費)
- ⑥ $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166 = 298,800$ 円 (6年目の償却費)
- ⑦ $(2,000,000 - 2,000,000 \times 0.1) \times 0.166$
 $- \{(1,743,000 + 298,800) - 2,000,000 \times 0.95\} = 157,000$ 円 (7年目の償却費)
- ⑧ $(2,000,000 - 1,900,000 - 1) \div 5 = 20,000$ 円 (8～11年目の償却費)
- ⑨ 1円まで償却となるため、12年目は19,999円となる。

(注) 業務の用に供した期間の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は1月とする(所令132②)。

(2) 「旧定率法」の償却費の計算例

【設例】

備品「冷蔵庫付陳列だな」を、平成19年3月に購入し、同月業務の用に供した。

購入価額は2,000,000円である。

[耐用年数6年、旧定率法による償却率 0.319]

【答】

- ① $2,000,000 \times 0.319 \times 10/12 = 531,667$ 円 (1年目の償却費)
- ② $(2,000,000 - 531,667) \times 0.319 = 468,399$ 円 (2年目の償却費)
- ③ $(1,468,333 - 468,399) \times 0.319 = 318,979$ 円 (3年目の償却費)
- ④ $(999,934 - 318,979) \times 0.319 = 217,225$ 円 (4年目の償却費)
- ⑤ $(680,955 - 217,225) \times 0.319 = 147,930$ 円 (5年目の償却費)
- ⑥ $(463,730 - 147,930) \times 0.319 = 100,741$ 円 (6年目の償却費)
- ⑦ $(315,800 - 100,741) \times 0.319 = 68,604$ 円 (7年目の償却費)
- ⑧ $(215,059 - 68,604) \times 0.319$
 $- \{(1,853,545 + 46,720) - 2,000,000 \times 0.95\} = 46,455$ 円 (8年目の償却費)
- ⑨ $(2,000,000 - 1,900,000 - 1) \div 5 = 20,000$ 円 (9～12年目の償却費)
- ⑩ 1円まで償却となるため、13年目は19,999円となる。

(3) 「定額法」の償却費の計算例

【設例】

備品「冷蔵機付陳列だな」を、平成24年3月に購入し、同月業務の用に供した。

購入価額は2,000,000円である。

[耐用年数6年、定額法による償却率 0.167]

【答】

①	2,000,000	×	0.167	×	10/12	=	278,334円	(1年目の償却費)
②	2,000,000	×	0.167			=	334,000円	(2年目の償却費)
③	2,000,000	×	0.167			=	334,000円	(3年目の償却費)
④	2,000,000	×	0.167			=	334,000円	(4年目の償却費)
⑤	2,000,000	×	0.167			=	334,000円	(5年目の償却費)
⑥	2,000,000	×	0.167			=	334,000円	(6年目の償却費)
⑦	(2,000,000 - 1,948,334) - 1					=	51,665円	(7年目の償却費)

(4) 「定率法」の償却費の計算例 (250%定率法を適用した場合)

【設例】

備品「冷蔵機付陳列だな」を、平成24年3月に購入し、同月業務の用に供した。

購入価額は2,000,000円である。

[耐用年数6年、定率法による償却率 0.417、改定償却率 0.5、保証率 0.05776]

【答】

①	2,000,000	×	0.05776			=	115,520円	(償却保証額)
②	2,000,000	×	0.417	×	10/12	=	695,000円	(1年目の償却費)
③	(2,000,000 - 695,000)	×	0.417			=	544,185円	(2年目の償却費)
④	(1,305,000 - 544,185)	×	0.417			=	317,260円	(3年目の償却費)
⑤	(760,815 - 317,260)	×	0.417			=	184,963円	(4年目の償却費)
⑥	(443,555 - 184,963)	×	0.417			=	107,833円	(調整前償却額)

※調整前償却額 < 償却保証額となるため次により償却費を算定することとなる。

	(改定取得価額)		(改定償却率)					
	(443,555 - 184,963)	×	0.5			=	129,296円	(5年目の償却費)
⑦	(2,000,000 - 1,870,704) - 1					=	129,295円	(6年目の償却費)

※(2,000,000 - 1,870,704) - 1 < (443,555 - 184,963) × 0.5

6 繰延資産の償却費の計算

収益を得るために支出した費用の中には、その支出した費用の効果が次年以降に及ぶような場合がある。所得税法では、これらの費用を繰延資産と規定している（所法2①二十、所令7）。

繰延資産については、その支出の効果がその支出の日以降に及ぶ点に着目し、その支出額及び支出の効果が及ぶ期間を基礎とし、原則として、（支出額全額を）均等償却により計算した償却費を、各年分の必要経費に算入する（所法50、所令137）。

○ 繰延資産の範囲とその償却期間等

繰延資産とは、業務に関し支出する費用（資産取得費用や前払費用を除く。）のうち、その支出の効果が1年以上に及ぶ次に掲げるものをいい、それぞれ次に掲げる期間で償却する（所法2①二十、所令7）。

区 分	内 容	償却期間	償却方法
① 開業費 (所令7①一、137①一、②③)	事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用	60か月の均等償却 又は 任意償却	
② 開発費 (所令7①二、137①一、②③)	新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源開発又は市場開拓のために特別に支出する費用		
③ その他の繰延資産 (所令7①三、137①二、②)	上記以外の費用で、その支出の効果が1年以上に及ぶもの	その支出の効果が及ぶ期間	均等償却

(注) 開業費及び開発費以外に支出した繰延資産の額が20万円未満であるときは、繰延資産の償却を行わず、その支出した年分の必要経費に算入する（所令139の2）

【参考通達番号】

所基通2-24~2-29の5、50-1、50-3

7 資本的支出と修繕費の区分

事業所得等を生ずべき業務を行う居住者が、修理、改良その他その名目を問わず、その業務の用に供する固定資産について支出する金額で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する金額（そのいずれにも該当するときは、いずれか多い方の金額）を資本的支出とし、原則として、その資本的支出を行った減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとして、償却費の額を計算する（所令127、181）。

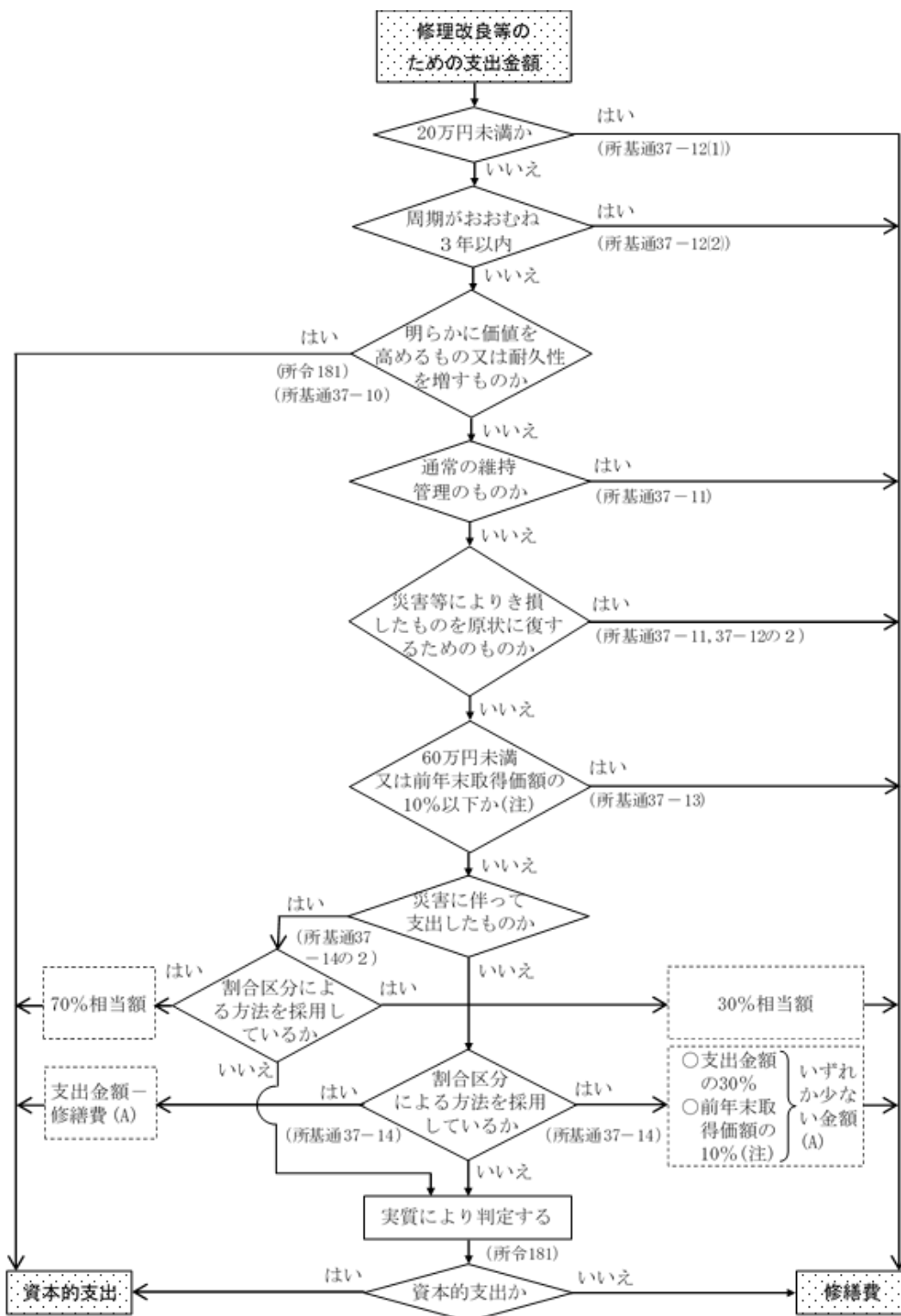
なお、次の(3)又は(4)のいずれかに該当する金額は修繕費として、その年分の必要経費に算入する。

資本的支出	(1) 資産の使用可能期間を延長させる部分 (2) 資産の価値を増加させる部分	⇒	新たな減価償却資産の取得として減価償却
修繕費	(3) 資産の通常の維持管理 (4) 資産の原状回復	⇒	支出年分の必要経費に算入

【参考通達番号】

所基通37-10~37-15の2

修繕費か資本的支出かの判定については、所基通37-10～37-15で取扱いを定めており、その概要は次のとおりである。



(注) 「前年末取得価額」とは、原則として前年12月31日に有する固定資産の最初の取得価額に既往のその固定資産につき支出された資本的支出額を加算したものである。

8 資産損失

所得税法では、個人の所有する資産に係る損失については、その対象となる資産の用途、損失の発生原因などの相違により、その取扱いが異なっている。

その主なものは、次のとおりである。

(1) 事業用固定資産等の取壊しなどによる損失

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産又は繰延資産について、取壊し、除却、滅失（損壊による価値の減少を含む。）その他の事由によって生じた損失の金額（保険金、損害賠償金などによって補填される部分の金額及び資産の譲渡によって生じたものを除く。）は、その者のその損失の生じた年分の必要経費に算入する（所法51①、所令140）。

(2) 事業に至らない業務用資産の損失

不動産所得又は雑所得を生ずべき業務用の資産（山林及び生活に通常必要でない資産を除く。）について生じた損失の金額（保険金、損害賠償金などによって補填される部分の金額及び資産の譲渡によって生じたものを除く。）については、その損失の生じた日の属する年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として、不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する（所法51④）。

なお、損失の原因が災害又は盗難若しくは横領である場合は、雑損控除を選択することができる。

(3) 生活に通常必要でない資産の災害等による損失

火災などの災害又は盗難若しくは横領により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金、損害賠償金などにより補填される金額を除く。）は、その者のその損失を受けた年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上、控除すべき金額とみなす（所法62①、所令178）。

（注） 「生活に通常必要でない資産」の範囲は、次のように定められている（所令178①）。

- ① 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし、事業と認められるものの用に供されるものを除く。）
その他射こう的行為の手段となる動産
- ② 通常は居住の用に供しない別荘等、主として趣味、娯楽又は保養の目的で所有する不動産
- ③ 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（平成26年4月1日以後生じた損失に限る。）
- ④ 生活用動産で所得税法施行令25条の規定に該当しないもの（例えば、貴石、貴金属、書画、骨とう品などで1個又は1組の価額が30万円を超えるもの）

【参考通達番号】

所基通51-2、51-6、72-1

【資産損失の取扱いの概要】

資産の種類	損失の発生事由	損失の取扱い	翌年以後の繰越し	損失の評価
事業用 固定資産	取壊し、除去、 滅失、その他 の事由	損失の生じた日の属する 年分の不動産所得、事業所得 又は山林所得の金額の計算 上、必要経費に算入される (所法51①)。	被災事業用資産 の損失は青色申告 者以外の者であっ ても翌年以降3年 間繰越し、控除さ れる(所法70②)。	1 その資産の取 得価額等からそ の損失の基因た る事実の発生直 後におけるその 資産の価額及び 発生資材(例えば 廃材等)の価額の 合計額を控除し た残額に相当す る金額 (所令142、143、178)
棚卸資産	事由のいかん を問わず	損失の生じた日の属する 年分の事業所得の金額の計 算上(棚卸による売上原価の 計算を通じて)、必要経費に 算入される(所法37①)。		
山 林	災害、盗難、横 領	損失の生じた日の属する 年分の事業所得又は山林所 得の金額の計算上、必要経費 に算入される(所法51③)。		
生活に通 常必要で ない資産	災害、盗難、横 領	損失の生じた日の属する 年分又はその翌年分の譲渡 所得の金額の計算上控除す べき金額とみなされる(所法 62)。	損失の生じた日 の属する年分の譲 渡所得の金額の計 算上控除しきれな い部分の金額は、 翌年分の譲渡所得 の金額の計算上控 除される(所法 62)。	2 保険金、損害賠 償金等で補填さ れる部分の金額 は除かれる。
事業以外 の業務用 資産	災害、盗難、横 領以外の事由	損失の生じた日の属する 年分の不動産所得又は雑所 得の金額を限度として、必要 経費に算入される(所法51 ④)。	(損益通算、繰越 控除なし)	
	災害、盗難、横 領	雑損控除の対象(所法72 ①)。 ただし、「事業以外の業務 用資産」の損失については、 「災害、盗難、横領以外の事 由」の場合に準ずる取扱いを 選択することもできる。		
その他の 資産	災害、盗難、横 領		翌年以降3年間 繰越し、控除され る(所法71)。	1 損失の生じた日 の時価又は原価 (簿価)により計 算する(所令206 ③)。 2 保険金、損害賠 償金等で補填さ れる部分の金額は 除かれる。

9 貸倒損失等

(1) 事業遂行上の貸倒損失

不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由によって生じた損失の金額は、その損失の生じた年分の事業所得などの金額の計算上、必要経費に算入する（所法51②、所令141）。

(2) 事業に至らない業務上の貸倒損失

事業以外の業務に係る不動産所得又は雑所得の金額の計算の基礎となる収入金額（未収家賃や貸付金の未収利息等）の全部又は一部を回収することができないこととなった場合には、当該各種所得の金額の合計額のうち、その回収不能となった金額に対応する部分の金額は、各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる（所法64①）。したがって、業務に係る収入金額の回収不能額は、回収不能となった年分ではなく、収入すべき年分に遡って収入金額を減額する。

(3) 貸倒れの発生

貸倒れの発生とは、債務者の資産状態や支払能力などからみて、債務者がその支払をすることができないと認められる場合をいう。

【参考通達番号】

所基通51-10~51-12

10 引当金及び準備金

所得税法では、必要経費は、経費性のあることに加えて支払が債務として確定していることを原則としている。したがって費用の見越し計上は認められないのであるが、費用の期間配分としての会計学的見地及び租税負担の平準化の配慮から、青色申告者には、特例として、次の引当金及び準備金の設定を認め、その繰入額又は積立額を必要経費に算入する（貸倒引当金については、白色申告者についても認められる場合がある。）。

引当金・準備金等の種類	
引当金	① 貸倒引当金（所法52）
	② 返品調整引当金（旧所法53）（注）
	③ 退職給与引当金（所法54）
準備金	① 特定船舶に係る特別修繕準備金（措法21）
	② 探鉱準備金（措法22）
	③ 農業経営基盤強化準備金（措法24の2）

（注）返品調整引当金については、平成30年度税制改正により、廃止されたが、平成30年4月1日において、現に対象事業を営む個人の平成30年から令和12年までの各年分の所得金額の計算については、原則として廃止前の規定の適用を受けることができることとされている（平30改正所法附則5、平30年改正所令附則8）。

(1) 貸倒引当金

事業の遂行上生じると見込まれる貸倒損失の金額について必要経費算入を認める趣旨のものである。

貸倒引当金には、個別に評価する金銭債権に係るものと一括して評価する金銭債権（個別に評価する金銭債権に係るものを除く。）に係るものがあり、一定の方法で引当金を設定することができる。

イ 個別に評価する金銭債権に係る貸倒引当金

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者は、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れその他これに類する事由による損失の見込額として、一定の金額に達するまでの金額を貸倒引当金とすることができる（所法52①、所令144）。

ロ 一括して評価する金銭債権に係る貸倒引当金

事業を営む青色申告者が、その事業に関して生じた売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として、一定の金額（年末における貸金の帳簿価額の合計額の5.5%（金融業3.3%）に相当する金額）に達するまでの金額を貸倒引当金とすることができる（所法52②、所令145）。

(2) 退職給与引当金

事業を営む青色申告者は、従業員の退職に際して支給する退職金に充てるため、一定の方法で引当金を設定することができる。これを退職給与引当金という（所法54、所令153～159）。

11 生計を一にする親族に支払う給与等

個人事業においては、事業主の親族が事業に従事している場合が多いが、親族が労務の対価として給料等の支払を受けている場合においても、それが経費性を有する労務の対価としての支払なのか、扶養の立場からの家計的な支払なのかを明確に区分することは極めて困難である。

そこで、所得税法では、事業主と「生計を一にする親族」に支払った給料、賃借料、借入金利子等は、その事業主の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入しない旨を規定するとともに、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上、その親族が他に支払う賃借料、保険料、公租公課等必要経費とされるものがある場合には、その金額は事業主の必要経費に算入することとされている。この場合において、その親族については、収入金額も必要経費もないものとみなされる（所法56）。

区 分	取 扱 い
親族に支払う給料、賃借料等	必要経費不算入
事業のために親族が他に支払う賃借料、保険料、公租公課等	必要経費に算入
事業の用に供した親族の資産の減価償却費、資産損失等	

(注) 1 「生計を一にする」とは、同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通にしていることをいい、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではない。

したがって、会社員などが勤務の都合上、妻子等と別居し又は就学、療養中の子弟と起居を共にしていない場合においても、常に生活費や学資金又は療養費などを送金している場合等は、生計を一にするものとされる。

2 親族とは、民法725条に規定する者（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）をいう（第5章第2節14扶養控除「【参考】親族表」参照）。

【参考通達番号】

所基通2-47、56-1

【設例】 次の経費は、甲の必要経費に算入されるか。

- 1 事業主甲が、乙（甲の妻）に対して支払った店舗の賃借料60万円。
- 2 乙が支払った店舗の固定資産税5万円。
- 3 乙が支払った店舗の修繕費10万円。

【答】

- 1 賃借料60万円は、必要経費に算入されない。
- 2 固定資産税5万円は、必要経費に算入される。
- 3 修繕費10万円は、必要経費に算入される。

なお、生計を一にする親族が事業主の事業に従事している場合には、次の特例が設けられている。

(1) 青色申告者に係る「青色事業専従者給与」

生計を一にする親族に支払う給与等の取扱い及び青色申告特別控除の前提となる青色申告制度について、簡単に記載する。なお、詳細については、第8章第4節「青色申告」に記載する。

青色申告とは、一定の帳簿を備付け、それに基づいて正確に所得を計算する納税者について、税法上の特典を与えることを内容とするものである。

- 1 青色申告をすることができる納税者は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者である。
- 2 青色申告の要件としては、次のことが必要である。
 - (1) 税務署長へ青色申告の承認申請書を提出して、あらかじめ承認を受けること。
 - (2) 一定の帳簿書類を備え付けて、これに事業所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、これを保存すること。
- 3 青色申告者に与えられている特典には、適正な青色事業専従者給与額の必要経費算入、青色申告特別控除などがある。

青色申告者については、帳簿の記録があり、事業と家計とが明確に区分され、給与支払の事実を確認できるので、一定の要件のもとに、事業専従者に支払った給与は青色申告者の営む事業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入される。

この場合、事業専従者が支払を受けた給与は、「給与所得に係る収入金額」とされ

る（所法57①）。

イ 青色事業専従者の要件

青色事業専従者は、次の要件の全てに該当することが必要である（所法57①②、所令165）。

- (イ) 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- (ロ) その年12月31日現在で年齢が15歳以上であること
- (ハ) その事業主の営む事業に、年を通じて6か月を超える期間、専ら従事していること

ただし、次のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができる認められる期間を通じてその期間の2分の1を超える期間、専ら従事すれば足りるものとされている。

- A その青色申告者の経営する事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその者の死亡、その事業が季節営業であることその他の理由により、その年中を通じて営まれなかったこと。
- B その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその者と生計を一にする親族としてその事業に従事することができなかったこと。

(注) 次のいずれかに該当する者である期間があるときは、当該期間は専ら従事する期間に含まれない（所令165②）

- 1 学校教育法第1条（学校の範囲）、第124条（専修学校）又は第134条第1項（各種学校）の学校の学生又は生徒である者（事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）
- 2 他に職業を有する者（事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。）
- 3 老衰その他心身の障害により、事業に従事する能力が著しく阻害されている者

- (ニ) 「青色事業専従者給与に関する届出書」をその年の3月15日までに提出していること

ロ 青色事業専従者給与額

青色事業専従者給与額は、次の状況からみて労務の対価として相当な金額であることが必要である（所法57①、所令164）。

- (イ) 専従者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度
- (ロ) 事業に従事する他の使用人の給与の状況及び同種同規模事業に従事する者が支払を受ける給与の状況
- (ハ) その他その事業の種類、規模、収益の状況

(2) 白色申告者に係る「事業専従者控除額」

白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族で、専らその事業主の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業に従事する事業専従者がある場合には、事業専従者に対する給与の支払の有無にかかわらず、その事業主のその年分のその事

業に係る不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、次のロに掲げる金額は必要経費とみなされる（所法57③）。

なお、必要経費とみなされた金額は、各事業専従者の「給与所得に係る収入金額」とみなされる（所法57④）。

イ 事業専従者の要件

- (イ) 上記(1)イの(イ)に同じ
- (ロ) 上記(1)イの(ロ)に同じ
- (ハ) その事業主の営む事業にその年を通じて6か月を超える期間、専ら従事していること（所令165）。

(注) 次のいずれかに該当する者である期間があるときは、当該期間は専ら従事する期間に含まれない(所令165②)。

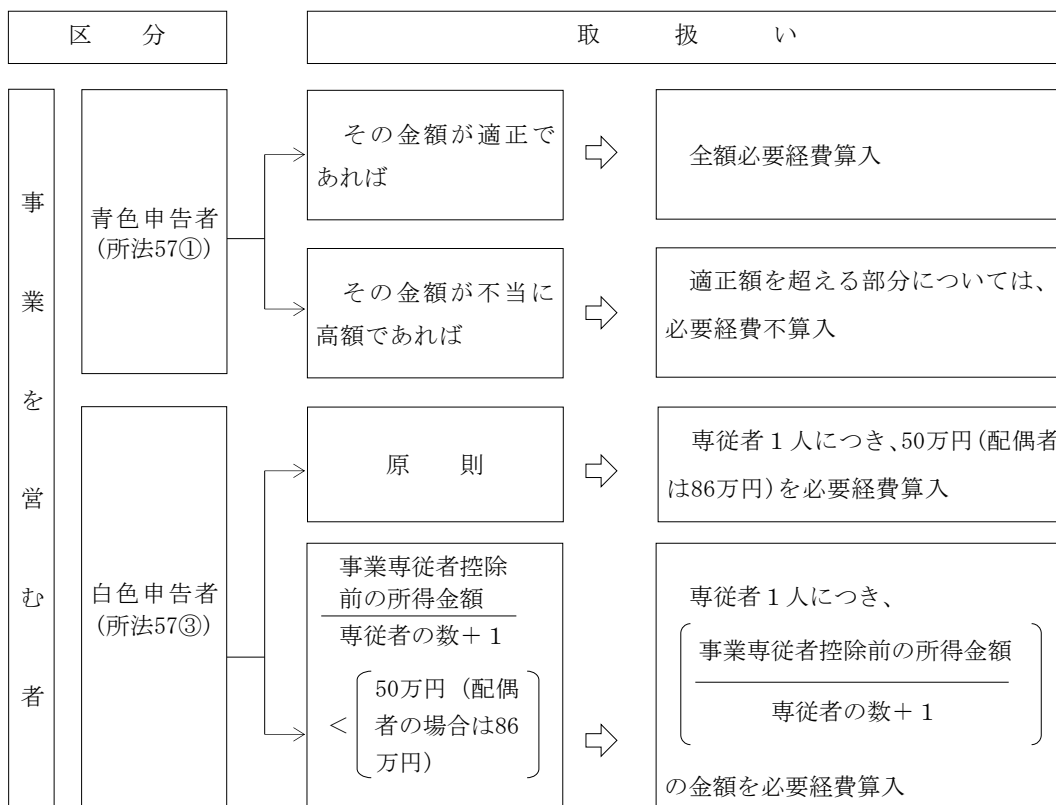
上記(1)イ(ハ)の(注)に同じ。

ロ 事業専従者控除額の限度額

事業専従者控除額は、各事業専従者について、次に掲げる(イ)又は(ロ)のうちいずれか低い金額とされる（所法57③）。

(イ) 事業専従者の区分	
A 配偶者の場合	86万円
B 配偶者以外の親族の場合	50万円
(ロ) 事業専従者控除額の控除前の所得金額 ÷ (事業専従者の数 + 1)	

【参考】 事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例



【設 例】

(単位：円)

項 目	例 1	例 2	例 3	例 4
控除前の所得金額	700,000	2,100,000	3,000,000	5,000,000
1 青色申告者の場合				
専従者に支給した適正な給与額	妻 300,000 (4月～12月)	妻 720,000 長男 600,000	長男 1,000,000 長女 300,000 (1月～5月) 結婚	妻 720,000 弟 1,500,000 長男 800,000
必要経費に算入される青色専従者給与額	300,000	1,320,000	1,300,000	3,020,000
控除後の所得金額	400,000	780,000	1,700,000	1,980,000
2 白色申告者の場合				
専 従 者 数	1人(妻)	2人 〔妻〕 〔長男〕	1人(長男)	3人 〔妻・弟〕 〔長男〕
各専従者の控除限度額	$700,000 \div (1人 + 1) = 350,000$	$2,100,000 \div (2人 + 1) = 700,000$	$3,000,000 \div (1人 + 1) = 1,500,000$	$5,000,000 \div (3人 + 1) = 1,250,000$
必要経費に算入される事業専従者控除額	350,000	1,200,000	500,000	1,860,000
控除額の内訳	妻 350,000	妻 700,000 長男 500,000	長男 500,000	妻 860,000 弟 500,000 長男 500,000
控除後の所得金額	350,000	900,000	2,500,000	3,140,000

12 青色申告特別控除

青色申告者は、不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の計算上、次の区分により青色申告特別控除額を控除することができる。

(1) 55万円の青色申告特別控除

青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者が、その事業に係る帳簿書類を備え付けて一切の取引内容を正規の簿記の原則に従って記録し、かつ、その記録に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書等を添付して確定申告書を期限内に提出している場合には、次の金額のうち、いずれか低い金額を青色申告特別控除額として控除することができる（措法25の2③⑤⑥）。

イ 55万円

ロ 青色申告特別控除額を控除する前の不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

(2) 65万円の青色申告特別控除

上記(1)に該当する者が、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合の青色申告特別控除額は、上記(1)①の55万円に代えて65万円とする（措法25の2④）。

イ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより「電磁的記録の備付け及び保存」又は「電磁的記録の備付け及びその電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」を行っていること。

ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表、損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

(3) 10万円の青色申告特別控除

上記(1)又は(2)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者は、次の金額のうちいずれか低い金額を青色申告特別控除額として控除することができる（措法25の2①）。

イ 10万円

ロ 青色申告特別控除額を控除する前の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の合計額

(注) 1 (1)～(3)の②の金額は、いずれも損益通算をする前の黒字の金額である。

2 業務的規模の不動産貸付けを行っている青色申告者の場合は、(3)のみが適用できる。

第6節 収入及び必要経費に関する特例

所得税法や租税特別措置法では、収入金額及び必要経費の帰属時期、所得金額の計算等に関するいくつかの特例規定を設けている。この節では、事業所得等に関する主要な特例規定の概要について学習する。

学習のポイント

- 1 「小規模事業者の収入等に関する帰属時期の特例」とは、どのようなものか
- 2 「社会保険診療報酬の所得計算の特例」とは、どのようなものか
- 3 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」とは、どのようなものか

1 小規模事業者の収入等に関する帰属時期の特例

青色申告者のうち、小規模事業者（その年の前々年分の事業所得の金額と不動産所得の金額との合計額（専従者給与を控除する前の金額）が300万円以下の者）については、現金出納帳の記帳のみで青色申告を認める（総収入金額及び必要経費の計算を「現金主義」によって記帳し、所得金額を計算することができる。）（所法67、所令195、196）。

小規模事業者がこの特例を選択した場合には、不動産所得の金額及び事業所得の金額の計算に当たって、「総収入金額に算入すべき金額」は「収入した金額」とし、「必要経費に算入すべき金額」は「支出した費用の額」として取り扱われる。

2 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医師又は歯科医師の診療収入は、社会保険診療による報酬（収入）と自由診療による収入で構成されている。この特例は、事業所得の金額を計算する際、社会保険診療による報酬について、その年中の社会保険診療報酬額が5千万円以下であり、かつ、総収入金額が7千万円以下の場合、社会保険診療報酬に係る費用として必要経費に算入する金額は、その者の選択により、実額経費によらないで概算経費率により算出することができるものである。

なお、概算経費率は、社会保険診療報酬額に応じ、2,500万円以下の金額72%、2,500万円超3,000万円以下の金額70%、3,000万円超4,000万円以下の金額62%、4,000万円超5,000万円以下の金額57%の4段階に区分されている（措法26）。

3 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針員等は、おおむね給与所得者と同様、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業としているが、この特例は、「家内労働者、外交員、集金人等の事業所得の金額又は雑所得の金額（公的年金等に係るものを除く。）の計算に当たって、55万円（収入金額が55万円未満の場合は収入金額までの金額）を必要経費として控除する」ものである（措法27）。

（注）家内労働者とは、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者に該当する個人をいい、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう（措法27、措令18の2）。

【設例】 特例による所得金額の計算

令和5年分の収入が、外交員に係る事業所得の収入金額として60万円（実額の必要経費は12万円）、給与所得に係る収入金額として30万円であった場合の所得金額の計算

【答】 特例による事業所得は、

- ① 給与所得を有していることから、給与所得控除額を控除した残額が事業所得の特例経費となる。

$$550,000円 - 300,000円（給与所得控除額） = 250,000円$$

- ② 特例適用による事業所得の金額

$$600,000円（事業所得の収入金額） - 250,000円 = 350,000円$$

第7節 損益通算及び損失の繰越控除

所得税は、納税者のその年分に生じた所得を10種類に分類し、これを総合して課税する総合課税を建前としている。しかし、第2節 所得税の課税標準において述べたように、退職所得の金額、山林所得の金額は分離して課税することとされており、更に租税特別措置法により、土地の譲渡による所得なども同様に他の所得と分離して課税することとされている。

ところで、各種所得の金額を計算して、その全部が黒字となる場合には「一定の順序」に従って合計し、「総所得金額」などを計算すればよいことになるが、各種所得の金額の計算において損失（赤字）が生ずることもある。この節では、所得税法で規定している「損益通算」及び「損失の繰越控除」について学習する。

学習のポイント

- 1 「損益通算」とは、どのようなものか
- 2 「損失の繰越控除」とは、どのようなものか

1 損益通算

「**損益通算**」とは、その年中の各種所得の金額の計算上「不動産所得、事業所得、山林所得及び譲渡所得」の金額に損失（赤字）が生じた場合、この損失額を他の黒字の各種所得の金額から控除することをいう（所法69）。

(1) 損益通算の対象とされない損失

次に掲げる所得及び所得の計算上生じた損失の金額は、損益通算の対象から除かれている。

- イ 配当所得、給与所得、一時所得、雑所得の金額の計算上生じた損失（所法69①）
なお、利子所得、退職所得には損失は生じない。
- ロ 生活に通常必要でない資産に係る損失（所法69②、所令200）
（注）生活用動産で政令に定めるものの譲渡による損失はないものとみなされる（所法9②、所令25）。
- ハ 不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額（措法41の4、措令26の6）
- ニ 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等（外国におけるこれに類似するものを含む。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除く。）の当該民法組合等に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失（措法41の4の2）
- ホ 令和3年分以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上、国外不動産所得の損失の金額があるときは、

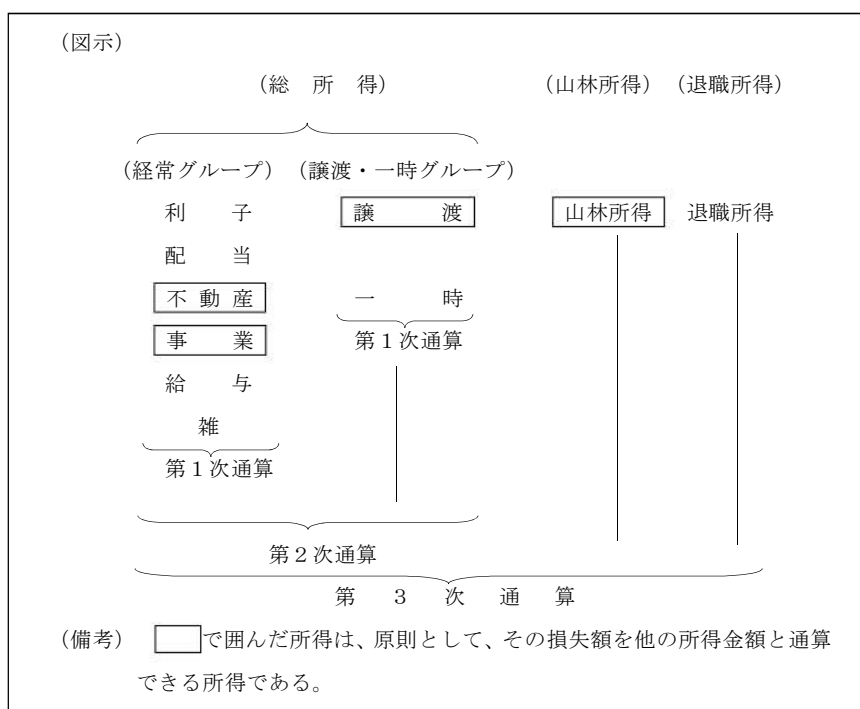
当該国外不動産所得の損失の金額に相当する金額（措法41の4の3①）

なお、国外不動産所得の損失の金額については、国内の不動産から生じる不動産所得とのいわゆる所得内通算もできない。

(2) 損益通算の方法

総所得金額を、経常的に発生する所得（利子、配当、不動産、事業、給与、雑所得（以下「経常グループ」という。））と、臨時的に発生する所得（譲渡、一時所得（以下「譲渡・一時グループ」という。））の二つのグループに区分して、次図のとおり第1次通算、第2次通算、第3次通算の順序で通算する（所令198）。

損益通算の概要



- (注) 1 第1次通算で引き切れない経常グループの損失額は、短期譲渡所得、長期譲渡所得、一時所得の金額から順次差し引く。
- 2 長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額は、損益通算後の1/2にした金額が総所得金額に算入される。
- 3 源泉分離課税の利子所得及び確定申告をしないことを選択した配当所得（第3節4参照）は、損益通算には関係しない（措法3、3の3、8の5）。
- 4 土地建物等の譲渡による分離課税の譲渡所得の金額は、原則として損益通算に関係しない（措法31①③、32①④）。
- 5 株式等に係る譲渡所得等の金額及び先物取引に係る雑所得等の金額は、損益通算には関係しない（措法37の10①、41の14①）。
- 6 平成21年分以後、上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前3年以内に各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、これらの損失の金額を上場株式

- 3 特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律2条1項によって指定された非常災害のことである。

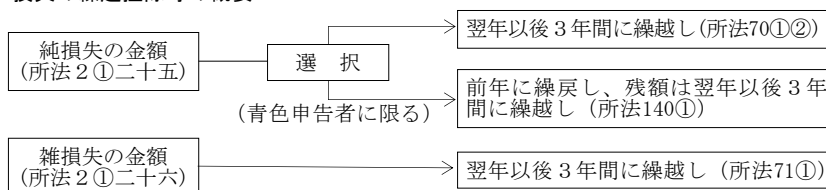
(2) 雑損失の繰越控除

各種の所得控除のうち雑損控除について、その年分の所得金額から控除しきれなかった**雑損失の金額**（控除不足額）は、その損失の生じた年の翌年から3年内（令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害に係る雑損失については、特定非常災害発生年の翌年から5年内（所法71の2）。）の総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、分離課税の短期譲渡所得の金額、分離課税の長期譲渡所得の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額の計算上控除する（所法2①二十六、71、所令204、措法8の4③三、28の4⑤二、31③三、32④、37の10⑥五、41の14②四）。

この繰越控除の規定は、雑損失の金額の生じた年分の所得税について、確定申告書を提出し、かつ、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り適用される（所法71②）。

- (注) 1 雑損失の繰越控除は、その年分の所得について、損益通算又は純損失の繰越控除が行われる場合には、これらの控除を行った後に控除することとなる（所令204②）。
 2 平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間にした土地等の譲渡については土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例は適用されない（措法28の4⑥）。

【参考】1 損失の繰越控除等の概要



- (注) 1 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例の規定（所法70の2）の適用がある場合は翌年以後5年間
 2 特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例の規定（所法71の2）の適用がある場合は翌年以後5年間

2 青色申告、白色申告別の純損失及び雑損失の繰越控除

区分	損失の金額	差し引くための要件
青色申告者	① 雑損失の金額 ② 純損失の金額	損失の生じた年の青色申告書を提出し、その後、連続して確定申告書を提出していること（所法70④、71②）。
白色申告者	① 雑損失の金額 ② 純損失の金額のうち、変動所得の損失と被災事業用資産の損失	損失の生じた年の確定申告書を提出し、その後、連続して確定申告書を提出していること（所法70④、71②）。

3 青色申告、白色申告別の純損失の繰戻しによる還付請求

区 分	損失の金額	繰戻しのための条件
青色申告者	純損失の金額	損失の生じた年の青色申告書を期限内に提出すると同時に、「還付請求書」を提出し、前年分についても青色申告書を提出していること（所法140④）。
白色申告者	適用できない	

第5章 所得控除

第1節 所得控除の種類と意義

所得税の税額は、課税標準から所得控除をした後の「課税所得金額」に税率を乗じて計算される。

この節では、課税標準から差し引かれる所得控除の種類と意義について学習する。

学習のポイント

- 1 所得控除の種類は、どのようなものがあるか
- 2 所得控除制度の目的は何か

1 所得控除の種類

所得税額の計算上、総所得金額等から差し引かれる各種の所得控除は、次の15種類である。

これらの控除を総称して「**所得控除**」という（所法72～86）。

[所得控除の種類]

- ①雑損控除、②医療費控除、③社会保険料控除、④小規模企業共済等掛金控除、⑤生命保険料控除、⑥地震保険料控除、⑦寄附金控除、⑧障害者控除、⑨寡婦控除、⑩ひとり親控除、⑪勤労学生控除、⑫配偶者控除、⑬配偶者特別控除、⑭扶養控除、⑮基礎控除

2 所得控除の目的

所得控除は、納税者及びその扶養親族の世帯構成に対する配慮、その他納税者の個人的事情に適合した応能負担の実現を図るなどの目的で設けられている。

制度の目的	所得控除の種類
担税力への影響を考慮するためのもの	雑損控除、医療費控除
社会政策上の要請によるもの	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除
個人的事情を考慮するためのもの	障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
最低生活費を保障するためのもの	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

第2節 各種所得控除の内容

この節では、前節で述べた15種類の所得控除の内容について学習する。

学習のポイント

- 1 各種所得控除の内容と適用範囲及び控除される金額は、どのようになっているのか
- 2 確定申告書への記載及び関係書類の添付等は、どのようになっているのか

1 雑損控除

(1) 雑損控除

居住者又はその者と生計を一にする親族（その年分の総所得金額等が48万円以下の者）の有する資産（生活に通常必要でない資産及び被災事業用資産を除く。）について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合に控除される（所法72、所令205、206）。

(注) 1 親族とは、民法725に規定する者（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族、「14 扶養控除」の参考参照）をいう。

2 「総所得金額等」とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額である。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額である。

- (1) 利子所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額
ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいう。
 - ①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

(2) 雑損控除が適用される資産の範囲及び損失の発生原因

イ 雑損控除の対象となる資産は、原則として、生活に通常必要な資産である。

ロ 損失の発生原因は、「災害」、「盗難」又は「横領」に限定されている。

(注) 次に掲げる資産に係る損失は、雑損控除の対象とならない。

- ① 棚卸資産
- ② 事業用固定資産及び繰延資産
- ③ 山林
- ④ 生活に通常必要でない資産（所令178①）
 - ㊦ 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
 - ㊧ 主として趣味、娯楽又は保養の目的で所有する不動産
 - ㊨ 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産
 - ㊩ 生活の用に供する動産で、次のもの
 - 1 個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等

(3) 損失の金額

損失の金額は、①資産について受けた損失の額、②災害等に関連してやむを得ず支出した金額の合計額から、保険金、損害賠償金等によって補てんされる部分の金額を除いた金額となる（所法72①、所令206）。

① 資産について受けた損失額 (被災直前の時価又は簿価－被災直後の時価) + ② 災害等に関連してやむを得ず支出した金額	-	保険金等
---	---	------

(注) 1 資産について受けた損失の額は、損失を受けた時の直前におけるその資産の価額(時価)又は原価(簿価)を基礎として計算する(所令206③)。
 2 保険金等が損害額を超過した場合は、その超過額は非課税所得となる(所法9①十八、所令30二)。

(4) 控除額の計算

雑損控除の控除額は、災害関連支出の金額の有無等の区分に応じ、次のとおりである(所法72①)。

(注) 災害関連支出の金額とは、所令206①で規定する災害により損壊した住宅、家財などの取壊し費用、除去費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用のうち令206①四を除く部分をいう(所令206②)。

【計算式(税法)】

区 分	控 除 額
その年の損失の金額のうち、災害関連支出の金額がない場合又は5万円以下の場合(所法72①一)	損失の金額－総所得金額等×1/10
その年の損失の金額のうち、5万円を超える災害関連支出の金額がある場合(所法72①二)	損失の金額一次の①又は②のいずれか低い金額 ① 損失の金額－(災害関連支出の金額－5万円) ② 総所得金額等×1/10
その年の損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合	損失の金額一次の①又は②のいずれか低い金額 ① 5万円 ② 総所得金額等×1/10

【計算式(簡便法)】

損失の金額	-	総所得金額等 の合計額	×10%	=	A	}	A と B の いずれか多 い方の金額
損失の金額のうち災害関連支 出の金額	-	5万円	=	B			

【参考法令・通達番号】

所令9、所基通72-1~72-8

【設例】 雑損控除の額の計算

(単位：円)

- 1 (1) 総所得金額等の合計額 2,000,000
 (2) 被害額 2,460,000
 (3) 災害関連支出額 40,000
 (4) 損害補てん額 100,000

(計算)

災害関連支出 ≤ 50,000円だから

損失の金額 $2,460,000 + 40,000 - 100,000 = 2,400,000$

雑損控除の額 $2,400,000 - 2,000,000 \times 1/10 = 2,200,000$

※繰越額 $2,000,000 - 2,200,000 = \triangle 200,000$

引き切れなかった200,000円については、翌年以降3年間に繰り越して控除できる。

- 2 (1) 総所得金額等の合計額 3,000,000
 (2) 被害額 700,000
 (3) 災害関連支出額 150,000
 (4) 損害補てん額 500,000

(計算)

災害関連支出 > 50,000円だから

損失の金額 $700,000 + 150,000 - 500,000 = 350,000$

雑損控除の額 $350,000 - (150,000 - 50,000) = 250,000 \cdots \textcircled{A}$

$3,000,000 \times 1/10 = 300,000 \cdots \textcircled{B}$

① < ②だから

$350,000 - 250,000 = 100,000$

2 医療費控除

医療費控除については、医療費控除（所法73）のほか、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制（措法41の17））がある（重複適用不可）。

(1) 医療費控除

居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合に控除される（所法73①）。

イ 対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費とは、次に掲げるものの対価のうち、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額である（所法73②、所令207）。

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入
- (ハ) 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
- (ニ) あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等又は柔道整復師による施術
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話
- (ヘ) 助産師による分べんの介助
- (ト) 介護福祉士による喀痰吸引等及び認定特定行為業務従事者による特定行為に係る費用

ロ 医療費判定の留意事項

- (イ) 健康増進や疾病予防などのための医薬品（ビタミン剤等）の購入費は、医療費とはならない。
- (ロ) 治療のための整形外科手術の費用は認められるが、美容整形の費用は認められない。
- (ハ) 健康診断のための費用（人間ドック）は医療費とはならないが、その健康診断により重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費に該当する。
- (ニ) 入院中等に栄養食品などとして購入する果物、牛乳などの費用は、医療費とはならない。

ハ 控除額の計算

次の計算式によって計算した金額が控除額となる（所法73①）。

その年中に支払った医療費の総額	-	保険金等で補てんされる金額	-	①と②のいずれか少ない方の金額 ① 10万円 ② 「総所得金額等」×5%	=	医療費控除額 (最高200万円)
-----------------	---	---------------	---	--	---	---------------------

- (注) 1 支払った医療費とは、その年中に現実に支払った金額である。未払の金額は控除の対象にならない。
- 2 補てんされる金額とは、健康保険組合、共済組合等から支給を受ける高額療養費、配偶者分娩費等の給付金や損害保険・生命保険契約等に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける傷害費用保険、入院費給付金等をいう。
 なお、健康保険組合等から支給を受けるものであっても、傷病手当金又は出産手当金は補てんされる金額には該当しない。
- 3 補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引き、引ききれない金額が生じた場合であつても他の医療費から差し引く必要はない。
 なお、補てんされる金額が、給付の目的となった医療費より多かつた場合、当該上回る部分の金額は、身体の傷害等に基因して支払われるものであり、非課税である。
- 4 補てんされる金額が、確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる見込額を支払った医療費から差し引く（後日、受け取った補てん金の額が見込額と異なる場合、修正申告又は更正の請求の手続により訂正する。）。

【参考通達番号】

所基通73-1～73-10

【設例】 医療費控除の額の計算	(単位：円)
1 通常の場合	
総所得金額等の合計額	3,000,000
医療費支払額	500,000
補てん額	60,000
(計算)	
	$3,000,000 \times \frac{5}{100} = 150,000 > 100,000 \cdots \cdots 100,000$
	$(500,000 - 60,000) - 100,000 = 340,000$ (医療費控除額)
2 限度額超過の場合	
総所得金額等の合計額	2,500,000
医療費支払額	2,300,000
(計算)	
	$2,500,000 \times \frac{5}{100} = 125,000 > 100,000 \cdots \cdots 100,000$
	$2,300,000 - 100,000 = 2,200,000 \rightarrow 2,000,000$ (医療費控除額)
	この場合は、控除限度額200万円を超過する20万円については控除が認められない。

(2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

居住者が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る①特定一般用医薬品等購入費を支払い、②その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っている場合に控除される（措法41の17）。

イ 対象となる要件

次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当する必要がある。

(イ) 特定一般用医薬品等の購入

特定一般用医薬品等とは、次に掲げる一般用医薬品等をいう。

- ① 医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として政令で定めるもの
- ② 製造販売の承認申請に際して上記①に掲げる医薬品と同種の効能又は効果を有すると認められる医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効

化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

(注) 1 対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の表示があり、具体的には、厚生労働省ホームページに掲載されている。

2 一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されている。

(ロ) 健康の保持増進等への取組

その年中に次のいずれかの取組を行っていること

- ① 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

ロ 控除額の計算

次の計算式によって計算した金額が控除額となる（措法41の17①）。

その年中に支払った 特定一般医薬品 購入費の合計額	-	保険金等で 補てんされる 金額	-	1.2万円	=	医療費控除額 (最高8.8万円)
---------------------------------	---	-----------------------	---	-------	---	---------------------

3 社会保険料控除

(1) 社会保険料控除

居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は給与から控除される場合に控除される（所法74①）。

(2) 控除の対象となる社会保険料

控除の対象となる社会保険料は、①健康保険法、②国民健康保険法、③介護保険法、④国民年金法、⑤厚生年金法、⑥国家公務員共済組合法などの規定による保険料又は掛金などに限られている（所法74②、所令208）。

(3) 控除額の計算

各年において支払った金額又は給料から控除される金額が控除額となる（所法74①）。

【参考通達番号】

所基通 74・75-1~74・75-6

4 小規模企業共済等掛金控除

(1) 小規模企業共済等掛金控除

居住者が、各年において、小規模企業共済等掛金を支払った場合に控除される（所法75①）。

(2) 控除の対象となる小規模企業共済等掛金

控除の対象となる小規模企業共済等掛金は、①小規模企業共済法第2条第2項に規定する共済契約に基づく掛金、②確定拠出年金法第3条第3項第7号の2に規定する企業型年金加入者掛金又は確定拠出年金法第55条第2項第4号に規定する個人型年金加入者掛金及び③条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で所令20②に定める共済制度に係る契約に基づく掛金が対象となる（所法75②）。

(3) 控除額の計算

各年において支払った小規模企業共済等掛金の金額が控除額となる（所法75①）。

5 生命保険料控除

(1) 生命保険料控除

居住者が、各年において、生命保険契約、介護医療保険契約及び個人年金保険契約に係る保険料又は掛金を支払った場合に控除される（所法76①②③）。

(2) 対象となる保険料等

この控除の対象となる保険料等は、①新生命保険契約等に係る保険料又は掛金、②介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金、③新個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金、④旧生命保険契約等に係る保険料又は掛金、⑤旧個人年金保険契約等に係る保険料又は掛金をいう。

	生命保険	介護医療保険	個人年金保険
新 契 約	①	②	③
旧 契 約	④	—	⑤

(注) 1 新生命保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約、簡易保険契約等で、契約に基づく保険金等の受取人の全てを生命保険料の支払者又はその配偶者その他の親族とするものをいう（所法76⑤）。

なお、平成23年12月31日以前に締結された生命保険契約等については、旧生命保険契約等という（所法76⑥）。

2 介護医療保険契約等とは、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約、簡易保険契約等で、疾病又は身体の傷害等の事由に基因して当該契約等に基づく保険金等の受取人の全てを介護医療保険料の支払者又はその配偶者その他の親族とするものをいう（所法76⑦）。

3 新個人年金保険契約等とは、生命保険契約等のうち、平成24年1月1日以後に締結するもので、次の要件を満たすものをいう（所法76⑧）。

- ① 年金の受取人は、個人年金保険料の支払者又はその配偶者であること
 - ② 個人年金保険料の払込みは、年金支払開始前10年以上の期間にわたって定期的に行うものであること
 - ③ 年金の支払は年齢が60歳に達した日以後10年以上の期間又は生存している期間にわたって定期的に行うものであること
- なお、平成23年12月31日以前に締結された個人年金保険契約等については、旧個人年金契約等という（所法76⑨）。

(3) 控除額の計算

イ 控除額

控除額は、次の(イ)又は(ロ)によって計算した金額である。

なお、「年間の支払保険料等」の算出に当たっては、その年の剰余金の分配若しくは割戻金の割戻し等を控除する。

(イ) 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合
 〔①新生命保険、②介護医療保険、③新個人年金保険〕

年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)
20,000円以下	支払保険料等の全額	
20,000円超 40,000円以下	20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2	支払保険料等×1/2＋10,000円
40,000円超 80,000円以下	30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4	支払保険料等×1/4＋20,000円
80,000円超	一律40,000円	

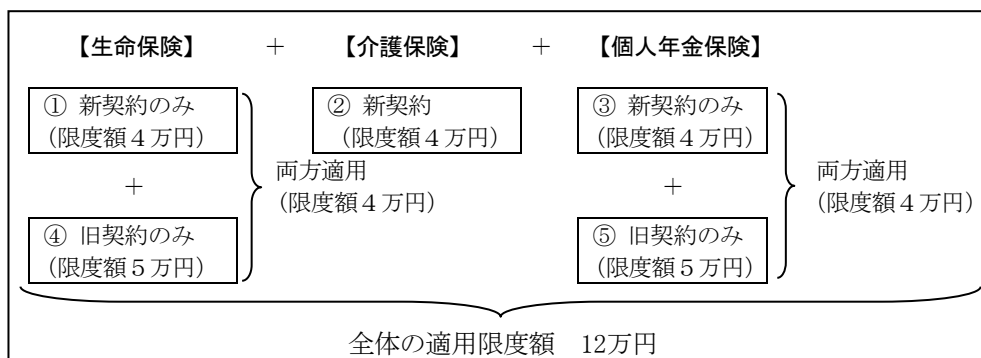
(ロ) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合
 〔④旧生命保険、⑤旧個人年金保険〕

年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)
25,000円以下	支払保険料等の全額	
25,000円超 50,000円以下	25,000円＋ (支払保険料等－25,000円)×1/2	支払保険料等×1/2＋12,500円
50,000円超 100,000円以下	37,500円＋ (支払保険料等－50,000円)×1/4	支払保険料等×1/4＋25,000円
100,000円超	一律50,000円	

ロ 限度額

(イ) 生命保険及び個人年金保険については、新契約、旧契約の両方を同時に適用した場合の限度額は4万円であるが、旧契約のみを適用した場合の限度額は5万円となる。

(ロ) 各控除額の合計額が12万円を超える場合には、12万円となる(所法76④)。



【参考通達番号】

所基通76-1~76-8

6 地震保険料控除

(1) 地震保険料控除

居住者が、各年において、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等」という。）により、一定の資産について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合に控除される（所法77①）。

(2) 控除の対象となる地震保険料

控除の対象となる地震保険料とは、居住者又は居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する家屋で常時その居住の用に供するもの又は生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害をてん補する部分の保険料又は掛金をいう。

(3) 控除額の計算

控除額は、次の区分に応じて計算した金額である（所法77①）。

なお、各支払保険料の算出に当たっては、その年の剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを控除する。

また、一定の長期損害保険契約等については、経過措置により、改正前の長期損害保険料控除と同様の計算による控除額（最高15,000円。地震保険料控除と合わせて最高50,000円）を控除する（平18改正所法附則10）。

区 分	控 除 額		
①地震保険	支払保険料（A）（最高50,000円）		
②長期損害保険	次の式による算出額（B）		
	支払保険料	控除額（税法）	控除額（簡便法）
	10,000円以下	その支払金額	
	10,000円超 20,000円以下	10,000円＋ (支払保険料－10,000円)×1/2	支払保険料×1/2 ＋5,000円
	20,000円超	15,000円	
③ ①と②の両方がある場合	A＋B （最高50,000円）		

(注) 1 一定の長期損害保険契約等とは、平成18年12月31日までに締結した改正前の損害保険料控除に係る旧所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等で、次の要件を全て満たすものをいう。

- ① 満期返戻金を支払う旨の特約があるもの
 - ② 保険契約又は共済期間が10年以上であるもの
 - ③ 平成19年1月1日以降に損害保険契約等の変更をしていないもの
 - ④ 当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めがない場合は効力の生じる日）が平成19年1月1日以降でないもの
- 2 例えば、「建物更生共済」などの証明書に地震保険料と長期損害保険料が併記され、なおかつ、平18改正所法附則10③一又は二に規定する契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料が長期損害保険料のいずれか一の契約のみに該当するものとして計算する。

7 寄附金控除

(1) 寄附金控除

居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合に控除される(所法78①)。

(2) 主な特定寄附金

イ 一般のもの

学校の入学に関してするものを除く(所法78②)。

根拠法	特定寄附金の範囲	申告の際の添付書類
所法78② 所令215～217の2	国又は地方公共団体に対する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く) いわゆる「ふるさと納税」	領収書(注)
	公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で財務大臣が指定したもの	
	右に掲げる公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金	
	① 独立行政法人	領収書 特定公益増進法人の証明書の写し
	② 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構(限定列举)	
	③ 公益社団法人、公益財団法人	領収書
	④ 地方独立行政法人(試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保険施設の設置・管理の業務を主たる目的とするもの)	
	⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	
⑥ 公益社団法人、公益財団法人		
⑦ 社会福祉法人	領収書	
⑧ 更生保護法人		
	特定の公益信託について、その主たる目的が特定公益増進法人の主たる目的と同様のものの信託財産としての支出	領収書 特定公益信託の認定書写し

(注) 「ふるさと納税」の場合、領収書に代えて国税庁長官が指定した特定事業者の発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができる。

ロ 政治活動に関するもの

政治資金規正法に違反するもの、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く（措法41の18①）。

根拠法	特定寄附金の範囲		申告の際の添付書類
措法41の18①	右の団体等に対する政治活動に関する寄附金	イ 政党	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたものに限る。
		ロ 政党の政治資金団体	
		ハ その他の政治団体	
		ニ 議員等の後援団体	
		ホ 特定の公職の立候補者の後援団体（立候補の年及びその前年にされた寄附に限る。）	都道府県選挙管理委員会又は中央選挙管理委員会に報告されたものに限る。
ヘ ホの公職の立候補者			
		総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（所規47の2③三）	

ハ 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）等に関するもの

根拠法	特定寄附金の範囲	申告の際の添付書類
措法41の18の2	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）等に対する寄附金で、その活動事業に関連するもの	領収書等（所規47の2③四）

(3) 控除額の計算

次の算式によって計算した金額が控除額となる（所法78①）。

次の①と②のいずれか低い方の金額 ①「特定寄附金の合計額」 ②「総所得金額等×40%」	-	2,000円	=	寄附金控除額
---	---	--------	---	--------

【設例】寄附金控除の計算

（単位：円）

例	特定寄附金の額	総所得金額等の合計額	控除額の計算	控除額
1	2,000	700,000	イ ①2,000 < ②700,000×40%=280,000 ロ 2,000 - 2,000 = 0	0
2	100,000	2,000,000	イ ①100,000 < ②2,000,000×40%=800,000 ロ 100,000 - 2,000 = 98,000	98,000
3	1,300,000	3,000,000	イ ①1,300,000 > ②3,000,000×40%=1,200,000 ロ 1,200,000 - 2,000 = 1,198,000	1,198,000

【参考通達番号】

所基通78-1~78-9

8 障害者控除

(1) 障害者控除

居住者が、(特別)障害者である場合又は居住者に(特別)障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がある場合に控除される(所法79①②)。

- (注) 1 「同一生計配偶者」については、「12 配偶者控除 (2)控除対象配偶者」を参照。
 2 「扶養親族」については、「14 扶養控除 (2)控除対象扶養親族の要件」を参照。
 3 障害者控除は、年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいう。)の場合も適用される。

(2) 障害者及び特別障害者

障害者及び特別障害者は、次のとおりである(所法2①二十八、二十九、所令10①②)。

障 害 者	特 別 障 害 者
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者	イ 同 左
ロ 精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた者	ロ 左のうち、重度の知的障害者と判定された者
ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	ハ 左のうち、障害等級が1級と記載されている者
ニ 身体障害者手帳に身体上の障害者があるとして記載されている者	ニ 左のうち、障害の程度が1級又は2級と記載されている者
ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている者	ホ 左のうち、障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までに該当する旨記載されている者
ヘ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者	ヘ 同 左
ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する者	ト 同 左
チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が上記のイ、ロ又はニに準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者	チ 左のうち、その障害の程度が、上記のイ、ロ又はニに準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

- (注) 1 「特別障害者」の欄の「同左」は、障害者が特別障害者に該当することを示す。
 2 障害者であるかどうかの判定は、その年12月31日(その年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき)の現況による(所法85①②)。

(3) 控除額

控除額は、次のとおりである(所法79①、②、③)。

区 分	控 除 額
一 般 の 障 害 者	270,000円
特 別 障 害 者	400,000円
同 居 特 別 障 害 者	750,000円

【参考通達番号】

所基通2-38、2-39、79-1、79-2

9 寡婦控除

(1) 寡婦控除

居住者が、寡婦である場合に控除される（所法80）。

(2) 寡婦

寡婦とは、「ひとり親」に該当しない者で、次の要件を満たす者をいう（所法2

①三十、所令11）。

① 以下のいずれかに該当すること

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族（注1）を有する者

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫が生死不明などの者

② 合計所得金額が500万円（注2）以下であること

③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者（注3）がいないこと

（注）1 扶養親族は、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限られる。

2 「合計所得金額」とは、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した次の(1)から(9)までの合計額をいう。

なお、「総所得金額等」については、「1 雑損控除 (1)雑損控除」の注書を参照。

(1) 総所得金額

(2) 土地等に係る事業所得等の金額

(3) 分離課税の短期譲渡所得の金額（特別控除前）

(4) 分離課税の長期譲渡所得の金額（特別控除前）

(5) 分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で、繰越控除の適用前の金額）

(6) 株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）

(7) 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用前の金額）

(8) 山林所得金額（特別控除後）

(9) 退職所得金額（2分の1後）

3 その者が世帯主の場合は、住民票の続柄に世帯主の「夫（未届）」などと記載されている者をいう。その者が世帯主でない場合は、その者の住民票に世帯主との続柄が「妻（未届）」などと記載されているときの世帯主をいう（所規1の3）。

4 寡婦であるかどうかの判定は、その年12月31日（その者がその年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき）の現況による（所法85①）。

(3) 控除額

控除額は、270,000円である（所法80①）。

【参考通達番号】

所基通2-40、2-41、2-42、80-1

10 ひとり親控除

(1) ひとり親控除

居住者が、ひとり親である場合に控除される（所法81）。

(2) ひとり親

ひとり親とは、現に婚姻していない者又は配偶者が生死不明な者で、次の要件を満たす者をいう（所法2①三十一、所令11の2）。

① その年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（注1）を有する

こと

- ② 合計所得金額が500万円以下であること
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者（注2）がいないこと

（注）1 子は、他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者に限られる（所令11の2②）。

2 その者が世帯主の場合は、住民票の続柄に世帯主の「夫（未届）」・「妻（未届）」などと記載されている者をいう。その者が世帯主でない場合は、その者の住民票に世帯主との続柄が「夫（未届）」・「妻（未届）」などと記載されているときの世帯主をいう（所規1の4）。

3 ひとり親であるかどうかの判定は、その年12月31日（その者がその年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき）の現況による（所法85①）。

(3) 控除額

控除額は、350,000円である（所法81①）。

【参考通達番号】

所基通81-1

11 勤労学生控除

(1) 勤労学生控除

居住者が、勤労学生である場合に控除される（所法82）。

(2) 勤労学生

勤労学生控除の対象となる勤労学生とは、次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」という。）を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものをいう（所法2①三十二）。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- ② 国、地方公共団体又は私立学校法第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずる法人の設置した専修学校及び各種学校の生徒で一定の課程を履修するもの
- ③ 職業訓練法人の行う職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練を受ける者で一定の課程を履修するもの

(3) 控除額

控除額は、270,000円である（所法82①）。

12 配偶者控除

(1) 配偶者控除

居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の合計所得金額の区分に応じ定められた金額が控除される（所法83）。

(2) 控除対象配偶者

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう（所法2①三十三の二）。

区 分	居住者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額
同一生計配偶者	制限無	48万円以下
控除対象配偶者	1,000万円以下	48万円以下

- (注) 1 同一生計配偶者とは、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう（所法2①三十三）。
- 2 同一生計配偶者に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（既に死亡している場合は、その死亡の時）の現況による（所法85③）。
- 3 生計を一にする親族については、一方の納税者の同一生計配偶者に該当し、同時に他の納税者の扶養親族にも該当する場合、その配偶者は、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなされる（所法85④）。この場合の所属は、原則として申告書等に記載されたところによるが、申告書などに記載がない場合は、その夫又は妻である納税者の控除対象配偶者とする（所令218）。
- 4 年の途中で配偶者が死亡し、その年中に再婚した場合は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち、どちらか1人に限り、同一生計配偶者に該当するものとする（所法85⑥、所令220①）。

(3) 控除額

控除額は、次のとおりである（所法83①）。

居住者の合計所得金額	控 除 額	
	控 除 対 象 配 偶 者	老 人 控 除 対 象 配 偶 者
900万円以下	380,000円	480,000円
900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円
1,000万円超	(適用なし)	(適用なし)

(注) 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者をいう（所法2①三十三の三）。

【参考通達番号】

所基通2-46~2-48、83~84-1、85-1、85-2

13 配偶者特別控除

(1) 配偶者特別控除

居住者が生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされる者、青色専従者給与の支払を受けている者及び事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が133万円以下の者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの（居住者の合計所得が1,000万円以下の配偶者に限る。）を有する場合には、一定の金額を控除する（所法83の2）。

ただし、夫婦相互での配偶者特別控除の適用はできない（所法83の2②）。

(2) 控除額

控除額は、次のとおりである（所法83の2①）。

配偶者の 合計所得金額	控 除 額		
	居 住 者 の 合 計 所 得 金 額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

14 扶養控除

(1) 扶養控除

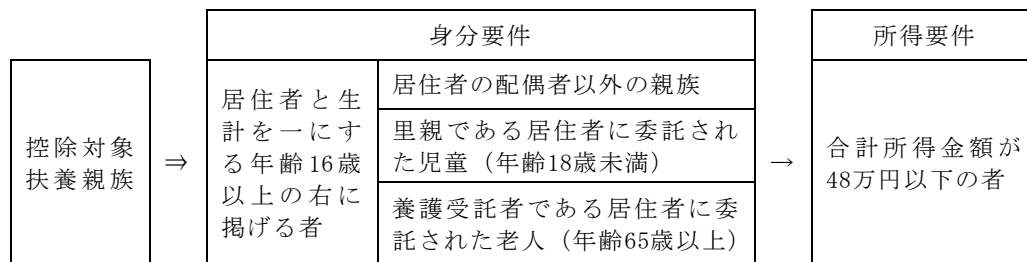
居住者が控除対象扶養親族を有する場合に控除される（所法84①）。

(2) 控除対象扶養親族の要件

イ 控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上の者をいう（所法2①三十四の二）。

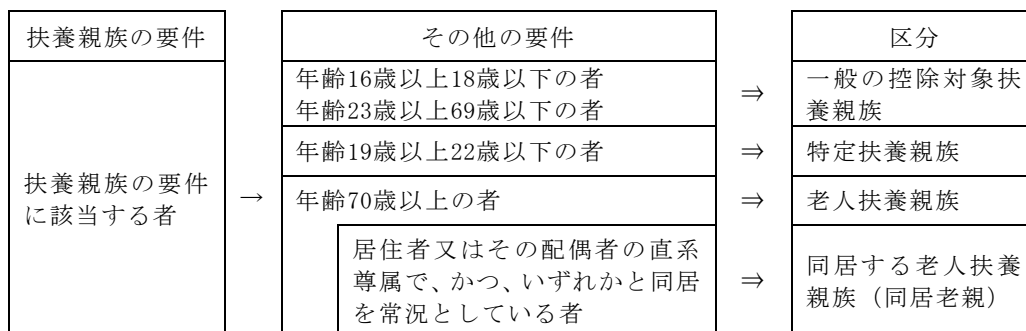
ただし、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しないものを除外する。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その適用を受ける居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者



(注) 扶養親族とは、居住者の親族（配偶者を除く。）、里親である居住者に委託された児童（年齢18歳未満）及び養護受託者である居住者に委託された老人（年齢65歳以上）で、その居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう（所法2①三十四）。

ロ 控除対象扶養親族は、次のように区分される（所法2①三十四、三十四の二、三十四の三、三十四の四、措法41の16①）。



(3) 控除額

控除額は、各扶養親族の区分に応じ、次のとおりである（所法84①、措法41の16①）。

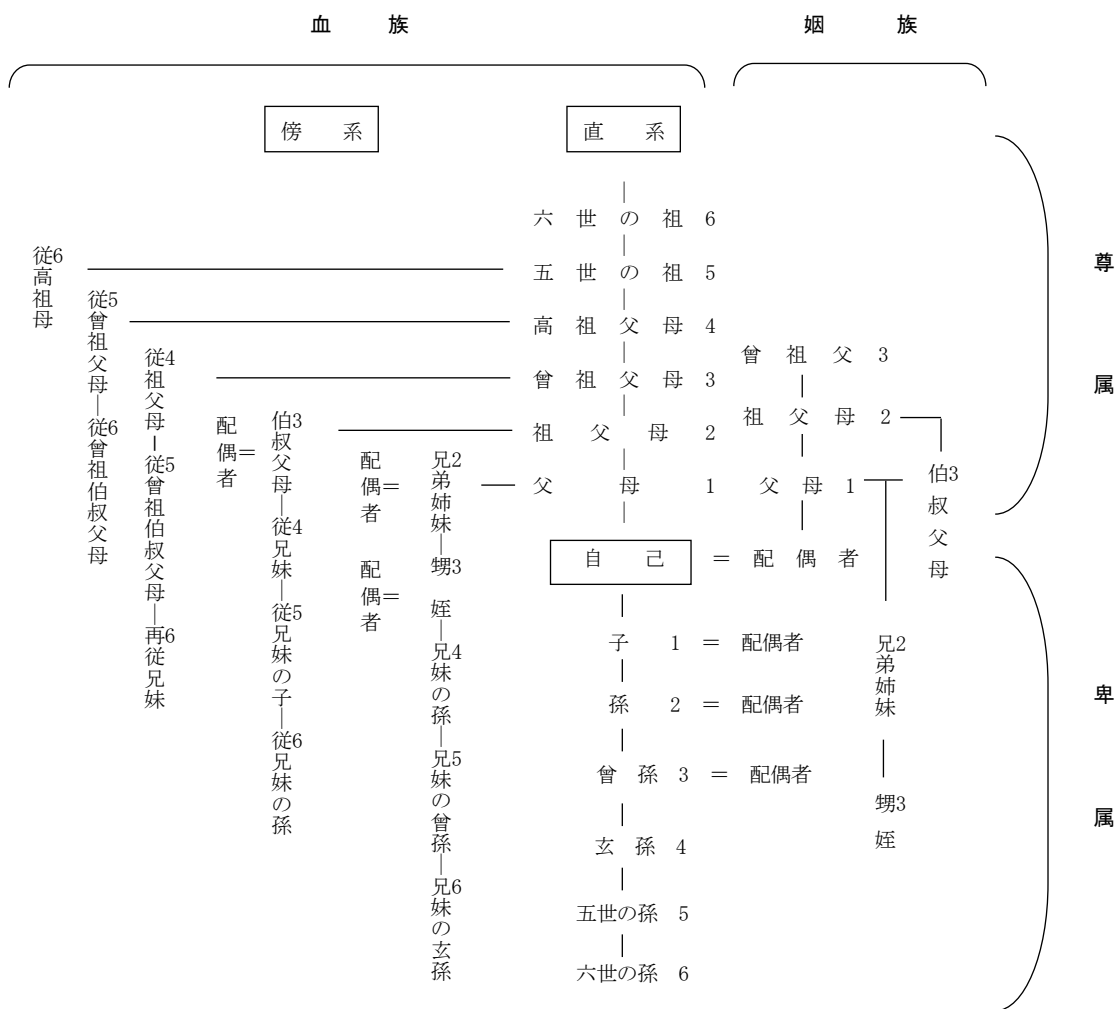
区 分		控 除 額
一般の控除対象扶養親族		380,000円
特定扶養親族（19歳以上22歳以下）		630,000円
老人扶養親族 （70歳以上）	同居老親等以外	480,000円
	同居老親等	580,000円

(注) 控除対象扶養親族、特定扶養親族、老人扶養親族であるかどうかの判定は、その年12月31日（判定に係る者が、既に死亡している場合は、その死亡の時）の現況による（所法85③）。

【参考通達番号・法令】

所基通2-49、所基通85-1、民法725

【参考】親族表（民法725）



15 基礎控除

(1) 基礎控除

合計所得金額が2,500万円以下である居住者については、合計所得金額の区分に応じ定められた金額が控除される（所法86）。

(2) 控除額

控除額は、次のとおりである（所法86①）。

居住者の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	480,000円
2,400万円超 2,450万円以下	320,000円
2,450万円超 2,500万円以下	160,000円
2,500万円超	(適用なし)

16 確定申告書への記載及び書類の添付等

(1) 確定申告書への記載

所得控除の規定は、申告を要件として適用されるものではないが、確定申告書を提出する場合には、その控除を受ける金額その他その控除に関する事項を記載しなければならない（所法120①一、八）。

なお、その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が、令和元年分以降の確定申告書を平成31年4月1日以降に提出する場合には、その確定申告書の記載事項のうち年末調整で適用を受けた控除額と同額である所得控除に係る事項については、その控除の額等の簡便な記載によることができる（所法120①、122③、125④、127④、所令263①、所規47①②④、48②）。

(2) 関係書類の添付及び提示

イ 雑損控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける場合には、これらの控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類又はその書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に記録された情報の内容を国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面（以下「電磁的記録印刷書面」という。）をその確定申告書に添付し、又は確定申告書提出の際に提示しなければならない（所法120③一、所令262①）。

ロ 医療費控除を受ける場合には、医療費の額などを記載した明細書又は医療保険者等からの医療費の額を通知する書類を確定申告書に添付しなければならない。

なお、令和3年分からは、医療費の額を通知する書類に代えて当該通知書類に記載すべき事項が記載された電磁的記録印刷書面の添付ができることとされた（所法120④、所規47の2⑫⑬）。

また、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合には、令和3年分から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示の必要はなくなり、当該取組の名称その他一定の事項を記載した特定一般用医薬品等購入費の明細書を確定申告書に添付しなければならない（措法41の17④）。

ハ 扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受け、当該控除対象が非居住者である親族（以下「国外居住親族」という。）の場合には、平成28年分から、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示しなければならない（所法120③二、所令262③）。

(注) 1 確定申告書に添付する書類については、第8章第3節6参照。

2 給与所得者が年末調整等の際に、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除及び勤労学生控除を受けようとする場合には、上記と同様に、支払をした旨又は該当する旨を証する書類の提出又は

提示（社会保険料については国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金のみ、小規模企業共済等掛金については給与等から控除されるものを除く。）が必要となる（所法194③、196②）。

- 3 平成28年分から、給与等の年末調整の際に、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、上記と同様に、送金関係書類及び親族関係書類の提出又は提示が必要となる（所法190、所令316の2）。

第3節 所得控除の順序

総所得金額、山林所得金額、退職所得金額などの課税標準から所得控除の金額を差し引くに当たっては、所得控除相互の間に差し引く順序があるとともに、それぞれの課税標準についても差し引かれる順序が定められている。この節では、その所得控除の順序について学習する。

学習のポイント

- 1 所得控除の順序は、どのようになっているのか
- 2 課税標準からの所得控除の順序は、どのようになっているのか

1 所得控除の順序

所得控除の順序は、まず雑損控除を他の諸控除と区分して最初に所得金額から差し引き、次にその他の控除を同順位に行う（所法87①）。

（注） 雑損控除を優先するのは、雑損控除の金額は他の控除と異なり、所得金額から引ききれない場合には、その引ききれない金額を控除不足額として、翌年以降3年間（令和5年4月1日以後に発生する特定被災事業用資産の損失については、特定非常災害発生年から5年間）繰り越して所得計算の際に差し引くことが認められているからである。

2 課税標準からの所得控除の順序

課税標準からの所得控除の順序は、①総所得金額、②山林所得金額、③退職所得金額の順で差し引く（所法87②）。すなわち、まず雑損控除の金額を上記の順序で差し引いた後、なお所得の金額がある場合には残りの控除の合計金額を同じ順序で差し引くこととなる。

（注） これらの所得控除後の残額を、それぞれ課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額という（所法89②）。この金額に対して超過累進税率を乗じて税額を算出することとなる。

3 令和5年分所得控除額の計算一覧

<p>雑損控除額 (所法72①)</p>	<p>1 損失の金額のうち災害関連支出5万円以下の場合 → 損失の金額－総所得金額等の10%</p> <p>2 損失の金額のうち災害関連支出5万円超の場合 → 損失の金額一次のいずれか低い金額 ① 損失の金額－(災害関連支出の金額－5万円) ② 総所得金額等の10%</p> <p>3 損失の金額の全てが災害関連支出の場合 → 損失の金額一次のいずれか低い金額 ① 5万円 ② 総所得金額等の10%</p> <p>※ 損失の金額＝損害金額－保険金等で補てんされる金額 損害金額＝災害又は盗難若しくは横領による損失＋災害等によるやむを得ない支出 災害関連支出＝災害に直接関連した支出</p>																									
<p>医療費控除額 (所法73①)</p>	<p>$\left[\begin{array}{l} \text{支払った医療費の額} \\ - \\ \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{10万円と「総所得金額等の5\%」との} \\ \text{いずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$</p> <p>※最高200万円(医療費控除の特例との重複不可)</p>																									
<p>医療費控除の特例 (措法41の17)</p>	<p>$\left[\begin{array}{l} \text{支払った特定一般用医薬品の購入額} \\ - \\ \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - 1.2 \text{万円}$</p> <p>※最高8.8万円(医療費控除との重複不可)</p>																									
<p>社会保険料控除額 (所法74①)</p>	<p>支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額</p>																									
<p>小規模企業共済等掛金控除額 (所法75①)</p>	<p>支払った小規模企業共済等掛金の合計額</p>																									
<p>生命保険料控除額 (所法76①～④)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>【生命保険】 + 【介護保険】 + 【個人年金】</p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 新契約のみ (限度額4万円)</td> <td style="font-size: 2em;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 新契約 (限度額4万円)</td> <td style="font-size: 2em;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 新契約のみ (限度額4万円)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 旧契約のみ (限度額5万円)</td> <td style="font-size: 2em;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③ 両方適用 (限度額4万円)</td> <td style="font-size: 2em;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 旧契約のみ (限度額5万円)</td> </tr> </table> <p>④全体の適用限度額 12万円</p> <p>・次の①～④により計算 ① 新契約(平成24年1月1日以後に契約した保険契約等)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年間の支払保険料等</th> <th style="width: 40%;">控除額(税法)</th> <th style="width: 40%;">控除額(簡便法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2</td> <td>支払保険料等×1/2 ＋10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4</td> <td>支払保険料等×1/4 ＋20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	① 新契約のみ (限度額4万円)	+	① 新契約 (限度額4万円)	+	① 新契約のみ (限度額4万円)	② 旧契約のみ (限度額5万円)	+	③ 両方適用 (限度額4万円)	+	② 旧契約のみ (限度額5万円)	年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)	20,000円以下	支払保険料等の全額		20,000円超 40,000円以下	20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2	支払保険料等×1/2 ＋10,000円	40,000円超 80,000円以下	30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4	支払保険料等×1/4 ＋20,000円	80,000円超	一律40,000円	
① 新契約のみ (限度額4万円)	+	① 新契約 (限度額4万円)	+	① 新契約のみ (限度額4万円)																						
② 旧契約のみ (限度額5万円)	+	③ 両方適用 (限度額4万円)	+	② 旧契約のみ (限度額5万円)																						
年間の支払保険料等	控除額(税法)	控除額(簡便法)																								
20,000円以下	支払保険料等の全額																									
20,000円超 40,000円以下	20,000円＋ (支払保険料等－20,000円)×1/2	支払保険料等×1/2 ＋10,000円																								
40,000円超 80,000円以下	30,000円＋ (支払保険料等－40,000円)×1/4	支払保険料等×1/4 ＋20,000円																								
80,000円超	一律40,000円																									

生命保険料控除額 (所法76①～④)	② 旧契約（平成23年12月31日以前に契約した保険契約等）																
	年間の支払保険料等	控除額（税法）	控除額（簡便法）														
	25,000円以下	支払保険料等の全額															
	25,000円超 50,000円以下	25,000円＋ (支払保険料等－25,000円) × 1/2	支払保険料等 × 1/2 ＋12,500円														
	50,000円超 100,000円以下	37,500円＋ (支払保険料等－50,000円) × 1/4	支払保険料等 × 1/4 ＋25,000円														
	100,000円超	一律50,000円															
	③ 新契約と旧契約の双方について生命保険料控除を適用する場合 新契約の計算＋旧契約の計算＝控除額（最高4万円） なお、旧契約（最高5万円）のみの申告を妨げるものではない。																
	④ 控除額の限度 各契約の計算した保険料控除の合計額が12万円を超える場合は12万円																
地震保険料控除額 (所法77①、平18改正所法附則10)	$\left[\begin{array}{l} \text{地震保険料の支払金額の合計額} \\ \text{①（最高5万円）} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{長期保険料の支払金額の合計額を} \\ \text{下記の算式に当てはめて計算した} \\ \text{金額 ②（最高1万5千円）} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">(①と②の合計で最高5万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額（税法）</th> <th>控除額（簡便法）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以下</td> <td colspan="2">その支払金額</td> </tr> <tr> <td>10,000円超 20,000円以下</td> <td>10,000円＋ (支払保険料－10,000円) × 1/2</td> <td>支払保険料 × 1/2 ＋5,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円を超</td> <td colspan="2">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支払保険料	控除額（税法）	控除額（簡便法）	10,000円以下	その支払金額		10,000円超 20,000円以下	10,000円＋ (支払保険料－10,000円) × 1/2	支払保険料 × 1/2 ＋5,000円	20,000円を超	15,000円			
支払保険料	控除額（税法）	控除額（簡便法）															
10,000円以下	その支払金額																
10,000円超 20,000円以下	10,000円＋ (支払保険料－10,000円) × 1/2	支払保険料 × 1/2 ＋5,000円															
20,000円を超	15,000円																
寄附金控除額 (所法78①)	$\left[\begin{array}{l} \text{「特定寄附金の合計額」と「総所得金額} \\ \text{等の40%」のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] - 2,000円$																
障害者控除額 (所法79①～③)	<p>障害者控除額は、次の表で求めた金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>本 人</th> <th>同一生計配偶者又は扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td colspan="2">270,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td colspan="2">400,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td>750,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年分以前は、「同一生計配偶者」は「控除対象配偶者」</p> <p>I 障害者とは 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者</p> <p>II 特別障害者とは 障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者</p> <p>III 同居特別障害者とは 同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者で、かつ、居住者又はその配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族との同居を常況としている者</p>			区 分	控 除 額		本 人	同一生計配偶者又は扶養親族	障害者	270,000円		特別障害者	400,000円		同居特別障害者		750,000円
区 分	控 除 額																
	本 人	同一生計配偶者又は扶養親族															
障害者	270,000円																
特別障害者	400,000円																
同居特別障害者		750,000円															

<p>寡婦控除額 (所法80①)</p>	<p>270,000円</p> <p>寡婦とは 「ひとり親」に該当しない者で、次の要件を満たす者</p> <p>① 以下のいずれかに該当すること</p> <p>イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族を有する者</p> <p>ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫が生死不明などの者</p> <p>② 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと</p>														
<p>ひとり親控除額 (所法81①)</p>	<p>350,000円</p> <p>ひとり親とは 現に婚姻していない者又は配偶者が生死不明な者で、次の要件を満たす者</p> <p>① その年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること</p> <p>② 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>③ 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと</p>														
<p>勤労学生控除額 (所法82①)</p>	<p>270,000円</p> <p>勤労学生とは 給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の者</p>														
<p>配偶者控除額 (所法83①)</p>	<p>配偶者控除額は、次の表で求めた金額</p> <table border="1" data-bbox="451 1066 1353 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">居住者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>320,000円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>130,000円</td> <td>160,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>I 控除対象配偶者とは 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者</p> <p>同一生計配偶者とは居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者</p> <p>II 老人控除対象配偶者とは 控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者</p>	居住者の合計所得金額	控 除 額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	380,000円	480,000円	900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円	950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円
居住者の合計所得金額	控 除 額														
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者													
900万円以下	380,000円	480,000円													
900万円超 950万円以下	260,000円	320,000円													
950万円超 1,000万円以下	130,000円	160,000円													

配偶者特別 控除額 (所法83の2①)	生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされる者、青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）かつ、控除対象配偶者に該当しない者で、当該配偶者及び居住者の合計所得金額に基づき、次の表で求めた金額 なお、夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできない。			
	配偶者の 合計所得金額	控 除 額		
		居 住 者 の 合 計 所 得 金 額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

扶養控除額 (所法84①、措法41の16①)	扶養控除額は、次の表で求めた金額														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> 一般の控除対象扶養親族 (16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下) </td> <td style="text-align: center;">380,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 特定扶養親族 (年齢19歳以上22歳以下) </td> <td style="text-align: center;">630,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> 老人扶養親族 (70歳以上) </td> <td>同居老親等以外</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td style="text-align: center;">580,000円</td> </tr> </tbody> </table>				控 除 額	一般の控除対象扶養親族 (16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下)		380,000円	特定扶養親族 (年齢19歳以上22歳以下)		630,000円	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	480,000円	同居老親等
		控 除 額													
一般の控除対象扶養親族 (16歳以上18歳以下、23歳以上69歳以下)		380,000円													
特定扶養親族 (年齢19歳以上22歳以下)		630,000円													
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	480,000円													
	同居老親等	580,000円													
<p>扶養親族とは 居住者の親族(配偶者を除く)、里親である居住者に委託された児童(年齢18歳未満)及び養護受託者である居住者に委託された老人(年齢65歳以上)で、その居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下である者</p> <p>I 控除対象扶養親族とは 扶養親族のうち、年齢16歳以上の者 ただし、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものを除外する。</p> <p>① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その適用を受ける居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者</p> <p>II 特定扶養親族とは 控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の者</p> <p>III 老人扶養親族とは 控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の者</p> <p>IV 同居老親等とは 老人扶養親族のうち、居住者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、居住者又はその配偶者との同居を常況としている者</p>															
基礎控除額 (所法86①)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">居住者の合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円以下</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,400万円超2,450万円以下</td> <td style="text-align: center;">320,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,450万円超2,500万円以下</td> <td style="text-align: center;">160,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,500万円超</td> <td style="text-align: center;">(適用なし)</td> </tr> </tbody> </table>		居住者の合計所得金額	控 除 額	2,400万円以下	480,000円	2,400万円超2,450万円以下	320,000円	2,450万円超2,500万円以下	160,000円	2,500万円超	(適用なし)			
	居住者の合計所得金額	控 除 額													
2,400万円以下	480,000円														
2,400万円超2,450万円以下	320,000円														
2,450万円超2,500万円以下	160,000円														
2,500万円超	(適用なし)														

第6章 税額計算

第1節 税率及び税額の計算

所得税法では、応能負担の実現を図るため個々の納税者の事情を考慮して所得控除の規定が設けられていることは既に述べたとおりであるが、更に税額の計算についても、原則として納税者に帰属する全ての所得を総合し、これに超過累進税率又は比例税率を適用することによって所得金額の多寡による負担の調整が図られている。この節では、課税標準ごとの税額の算出方法について学習する。

学習のポイント

- 1 税額計算の方法は、どのようになっているのか
- 2 基本税率による税額計算は、どのように行うのか
- 3 変動所得及び臨時所得の平均課税とは、どのようなものか

税 額 計 算 の 構 造

(1) 総所得金額 ◎上場株式等に係る配当所得等の金額(選択) ◎土地等に係る事業所得等の金額 ◎短期譲渡所得の金額(特別控除後) ◎長期譲渡所得の金額(特別控除後) ◎株式等に係る譲渡所得等の金額 ◎先物取引に係る雑所得等の金額 ◎山林所得金額 ◎退職所得金額 (◎印は、分離課税である。)	(注) 所得 ー 控 除 額 =	課税総所得金額 上場株式等に係る課税配当所得等の金額 土地等に係る課税事業所得等の金額(注) 課税短期譲渡所得金額 課税長期譲渡所得金額 株式等に係る課税譲渡所得等の金額 先物取引に係る課税雑所得等の金額 課税山林所得金額 課税退職所得金額
(2) 課税総所得金額×税率(速算表) = 算出税額 (A) 上場株式等に係る課税配当所得等の金額×税率 = 算出税額 (B) 土地等に係る課税事業所得等の金額×税率 = 算出税額 (C) (注) 課税長期(短期)譲渡所得金額×税率 = 算出税額 (D) 課税山林所得金額×税率(速算表) = 算出税額 (E) 課税退職所得金額×税率(速算表) = 算出税額 (F) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額×税率 = 算出税額 (G) 先物取引に係る課税雑所得等の金額×税率 = 算出税額 (H)		

(3) 算出税額 (A) _____
 算出税額 (B) _____
 算出税額 (C) _____ (注)
 算出税額 (D) _____
 算出税額 (E) _____
 算出税額 (F) _____
 算出税額 (G) _____
 算出税額 (H) _____

— 税額控除額 = 所得税額(年税額)

(4) 所得税額(年税額) - 源泉徴収税額 - 予定納税額 = 確定申告に係る納付税額

(注) 平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間の個人の不動産事業者等の土地譲渡益については、申告分離課税制度の特例は適用されず、一般の事業所得等と同様総合課税となる。

1 税額計算の方法

所得税額の計算過程の概略は、次のとおりである。

- (1) 課税標準から所得控除した後の金額を課税所得金額という。課税所得金額は、①課税総所得金額、②課税山林所得金額及び③課税退職所得金額に区分される。更に、④租税特別措置法によって分離課税とされる課税所得金額がある。
- (2) これらの課税所得金額に、それぞれ、税率を乗じて税額(算出税額)を求める。
- (3) その算出税額から、税額控除を行って、その年分の所得税額(年税額)を求める。
- (4) 確定申告により納付する税額は、その年税額から更に、源泉徴収税額と予定納税額を控除した金額である。

(注) 国税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又は、その全額が100円未満であるときには、これを切り捨てる(通則法119①)。

2 基本的な税率による税額計算

所得税の税額計算の基本となる税率は、超過累進税率となっている。

(1) 課税総所得金額及び課税退職所得金額に対する税額

課税総所得金額及び課税退職所得金額に対する税額は、これらの課税所得金額に所得税法第89条第1項に規定する税率を乗じて計算する。

(注) 課税される所得金額に1,000円未満の端数があるとき、又は、その全額が1,000円未満であるときには、これを切り捨てる(通則法118①)。

なお、実務では、次の速算表により計算する。

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 "	3,299,000円 "	10%	97,500円
3,300,000円 "	6,949,000円 "	20%	427,500円
6,950,000円 "	8,999,000円 "	23%	636,000円
9,000,000円 "	17,999,000円 "	33%	1,536,000円
18,000,000円 "	39,999,000円 "	40%	2,796,000円
40,000,000円 "		45%	4,796,000円

【設例】

課税所得金額が1,000万円の場合、税額計算は次のとおりである。

$$10,000,000円 \times 33\% - 1,536,000円 = 1,764,000円$$

(2) 課税山林所得金額に対する税額

課税山林所得金額に対する税額は、所得税法第89条第1項に規定する税率を乗じて計算する。

なお、実務では、次の課税山林所得金額に対する所得税の速算表により計算する。

課税山林所得金額に対する所得税の速算表

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	9,749,000円まで	5%	0円
9,750,000円 "	16,499,000円 "	10%	487,500円
16,500,000円 "	34,749,000円 "	20%	2,137,500円
34,750,000円 "	44,999,000円 "	23%	3,180,000円
45,000,000円 "	89,999,000円 "	33%	7,680,000円
90,000,000円 "	199,999,000円 "	40%	13,980,000円
200,000,000円 "		45%	23,980,000円

- (注) 1 課税山林所得金額に対する税額は、いわゆる5分5乗方式（課税山林所得金額の5分の1に相当する金額に所得税法第89条第1項に規定する税率を乗じて計算した税額を5倍する。）により算出するが、上記の速算表にはこの5分5乗方式が織り込まれている。
- 2 5分5乗計算を行う理由は、農業所得のように毎年の収穫から所得が生ずるのとは異なり、山林所得は、植林から伐採まで長い年月を経て、譲渡の年に一度に所得が発生することから、超過累進税率により税負担が過重となることを考慮したものである。

3 変動所得及び臨時所得の平均課税

(1) 変動所得及び臨時所得の意義

変動所得及び臨時所得を有する者は、所得の金額が毎年ほぼ平均する者と比較すると、年ごとに超過累進税率を適用する関係から、その数年間の税負担を比較すると大きな差異を生じることがある。

そこで、この税負担の差異を調整するため、一定の条件に該当する変動所得及び臨時所得については、上記2の(1)の課税総所得金額に超過累進税率を乗ずる方法によらず、下記(4)の特別な税額計算の方法によることとし、税負担の緩和を図ることとしている（所法90）。

(2) 変動所得及び臨時所得の範囲

イ 変動所得とは、事業所得又は雑所得のうち、自然現象その他の条件により年々の所得が大幅に変動する所得で、具体的には、①漁獲若しくはのりの採取から生ずる所得、②はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝

を含む。)の養殖から生ずる所得、③原稿若しくは作曲の報酬に係る所得又は④著作権の使用料に係る所得をいう(所法2①二十三、所令7の2)。

- ロ 臨時所得とは、事業所得、不動産所得又は雑所得のうち、数年分の収入が一括して支払われる性格の所得で、例えば、①プロ野球選手などが、3年以上の期間、球団など特定の者と専属契約を結ぶことにより受け取る契約金で、その金額がその契約による報酬の2年以上であるものの所得、②土地・建物等を3年以上の期間他人に使用させることにより一時に受ける権利金などで、その金額がその契約による使用料の2年以上であるものの所得(譲渡所得になるものを除く。)などのほか、これらに類する所得をいう(所法2①二十四、所令8)。

【参考通達番号】

所基通2-30~2-37、90-2、90-6~90-10

(3) 平均課税を適用することができる場合

「その年分の変動・臨時所得の金額の合計額 \geq その年分の総所得金額 $\times 20\%$ 」である場合に平均課税によることができる。

なお、その年分の変動所得の金額が、前々年及び前年の変動所得の金額の合計額の2分の1以下の場合には、臨時所得のみで判定する(所法90①③)。

(4) 平均課税の方法による税額の計算

イ 課税総所得金額 $-$ 平均課税対象金額 $\times 4/5 =$ 調整所得金額(A)

ただし、課税総所得金額 \leq 平均課税対象金額の場合には、課税総所得金額 $\times 1/5$ の金額

ロ 調整所得金額(A) \times 税率(速算表) $=$ 調整所得金額に対する税額(B)

ハ 課税総所得金額 $-$ 調整所得金額(A) $=$ 特別所得金額(C)

特別所得金額(C) \times 平均税率 $=$ 特別所得金額に対する税額(D)

ニ 調整所得金額に対する税額(B) $+$ 特別所得金額に対する税額(D)

$=$ その年分の課税総所得金額に対する税額

(注) 平均課税対象金額とは、

{その年分の変動所得の金額 $-$ (前年分の変動所得の金額 $+$ 前々年分の変動所得の金額) $\times 1/2$ } $+$ その年分の臨時所得の金額

平均税率とは、

調整所得金額に対する税額(B) \div 調整所得金額(A)(小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り捨てる。)

第2節 税額控除

税額控除として、①所得税法では、法人税との二重課税を調整するための「配当控除」、集団投資信託の収益の分配金の二重課税調整を適切に清算するための「分配時調整外国税相当額控除」及び外国の所得税との二重課税を調整するための「外国税額控除」の規定が設けられており、また、②租税特別措置法には、持家取得促進制度の一環としての「住宅借入金等特別控除」などが設けられている。

この節では、税額控除の主なものについて学習する。

学習のポイント

- 1 税額控除の種類には、どのようなものがあり、また、控除額の計算はどうなっているのか
- 2 税額控除の順序は、どのようになっているのか

1 税額控除の種類

税額控除には、①所得税法上の「配当控除」、「分配時調整外国税相当額控除」及び「外国税額控除」、②租税特別措置法上の「住宅借入金等特別控除」のほか各種の規定がある。

(1) 配当控除

イ 配当控除

居住者が内国法人から受ける配当所得を有する場合に、その者の算出税額（所得税法89条の税率適用による金額）から一定の割合で計算した金額を控除する（所法92）。

配当控除の目的

配当所得は、課税済み法人所得の分配であり、二重課税防止の観点から設けられている規定である。

P/L		売 上	法人の本来の利益	
原 価	利 益		処 分 可 能 利 益	法人税等
必要経費				引当金等
法人税				配当可能
利 益		利 益		

法人が得た利益（所得）を分配する前に、その利益に対して課税し、分配後に更にその利益に対し課税している。つまり、同じ利益に何度も課税することとなる。

ロ 配当控除の対象となる配当所得

対象となる配当所得	対象とならない配当所得
<ul style="list-style-type: none"> ○ 剰余金の配当 ○ 利益の配当 ○ 剰余金の分配 ○ 証券投資信託の収益の分配 ○ 金銭の分配 ○ 特定株式投資信託の収益の分配（措法9③） ○ 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（措法9④） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国法人から受ける配当（一定のものを除く。） ○ 基金利息 ○ 特定受益証券発行信託の収益の分配 ○ オープン型証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻し相当部分（所法9⑪十一） ○ 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配（措法9⑪一） ○ 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等（措法9⑪二） ○ 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配（措法9⑪三） ○ 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配（措法9⑪四） ○ 適格機関投資家私募信託の収益の分配（措法9⑪五イ） ○ 特定目的信託の収益の分配（措法9⑪五ロ） ○ 特定目的会社から受ける配当（措法9⑪六） ○ 投資法人から受ける配当（措法9⑪七） ○ 確定申告をしないことを選択した配当（措法8の5①） ○ 申告分離課税を選択した上場株式等の配当等（措法8の4①）

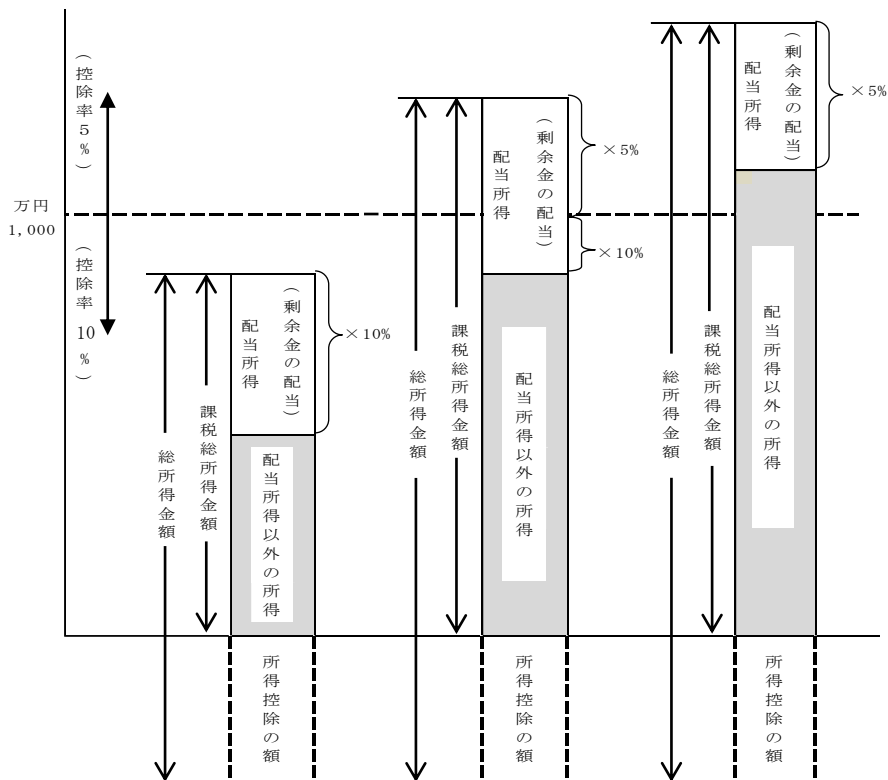
ハ 控除額

区 分	配 当 控 除 額
課税総所得金額が1,000万円以下の場合	$(\text{配当所得の金額}) \times \frac{10}{100}$
課税総所得金額が1,000万円を超える場合	$\left[\text{配当所得の金額のうち課税総所得金額から1,000万円を差し引いた金額に達するまでの部分の金額 (A)} \right] \times \frac{5}{100} + \left[\text{配当所得の金額のうち(A)以外の部分の金額} \right] \times \frac{10}{100}$

(注) 1 配当控除の金額は、算出税額を限度とする（所法92②）。

2 「証券投資信託の収益の分配」、「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」がある場合については、上記の計算式と異なる。

(図示) 配当控除率の適用区分



(注) 配当控除の計算の基礎となる配当所得は、負債の利子の額を控除した金額である(所法24②)。

【設例】配当控除額の計算

(単位：万円)

摘要	1	2	3	4
事業所得の金額	400	750	730	900
給与所得の金額	240	280	300	300
配当所得の金額(株式)	400	200	100	400
総所得金額	1,040	1,230	1,130	1,600
所得控除額の合計額	50	50	50	50
課税総所得金額	990	1,180	1,080	1,550
配当控除率区分	10%	40	2	2
	5%	—	9	4
配当控除額	40	11	6	20

(2) 住宅借入金等特別控除

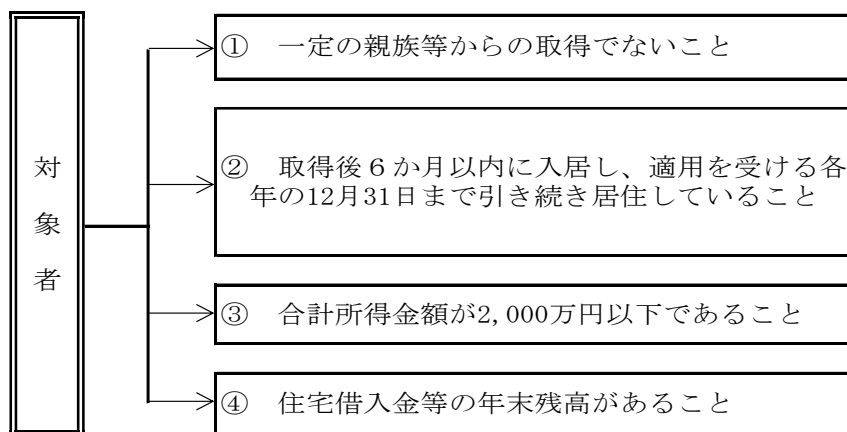
イ 住宅借入金等特別控除

個人が、一定の「新築住宅」若しくは「既存住宅」の取得又は一定の「増改築等」をして、平成19年1月1日から令和7年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合（その取得等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）に、その者がその住宅の取得等に係る借入金等を有するときは、その居住の用に供した日の属する年以後10年間（居住年が令和4年又は令和5年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には13年間）の各年分（その年の12月31日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続き居住の用に供している年分に限り、合計所得金額が2,000万円を超える年分を除く。）の所得税の額から一定額を控除する（措法41①⑥⑬）。

なお、非居住者が帰国後の住居の確保のため前もって住宅の取得をした場合など、非居住者期間中でも、平成28年4月1日以後に住宅の取得等をした場合は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（平成28改正措法附則76①）。

ロ 住宅借入金等特別控除を受けられる者

住宅借入金等特別控除を受けるためには、次の要件に該当することが必要である（措法41、措令26）。



(注) 住宅借入金等特別控除は、居住の用に供した日の前々年分から翌年以後3年以内の年中に、居住用財産についての課税の特例（措法31の3）等の適用を受けていない場合に限って適用される（措法41⑳㉑）。

なお、令和2年3月31日以前に行う資産の譲渡の場合は、居住の用に供した日の前々年分から翌々年分までの各年分について居住用財産についての課税の特例（措法31の3）等の適用を受けていない場合に限って住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（措法41の19の4㉒）。

ハ 対象となる居住用家屋又は既存住宅等

(イ) 居住用家屋とは、①床面積が50㎡以上で、②床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものをいう(措令26①)。

なお、当該家屋が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅(以下、「認定住宅」という。)に該当するものである場合には、それぞれその旨の証明がなされたものであること(措令26⑳㉑㉒)。

(注) 「床面積」は、登記簿上表示される床面積をいう(措通41-10、41-11)。

認定住宅は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(認定長期優良住宅は平成21年6月4日、認定低炭素住宅は平成24年12月4日)から適用される。

(ロ) 既存住宅とは、(イ)の①、②の要件のほか、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準に適合するものであるか、昭和57年1月1日以後に建築されたものをいう(措法41①、措令26③)。

なお、要耐震改修住宅(注)であってもその取得の日までに耐震改修を行うことにつき一定の申請をし、かつ、その者の居住の用に供する日(その取得の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)までにその耐震改修工事を行うことで耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、要耐震改修住宅(の取得)は、既存住宅(の取得)とみなして住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる(措法41③、措令26④)。

(注) 要耐震改修住宅とは、耐震基準に適合するもの以外の住宅をいう。

(ハ) 家屋の増改築等とは、自己が所有している居住用家屋について、増築、改築、大規模の修繕及び大規模の模様替えの工事を行い、改築後(イ)の①、②の要件に該当し、その工事費が100万円を超えるものをいう(措法41②、措令26④⑤)。

ニ 対象となる住宅借入金等

対象となる住宅借入金等は、①次の借入金又は債務のうち、②契約における償還期間又は賦払期間が10年以上のものに限られる(措法41①、措令26⑧～⑪⑬⑭⑯～⑰)。

(イ) 金融機関等からの借入金等

(ロ) 建設業者等からの借入金等

(ハ) 事業主団体等からの借入金等

(ニ) 一定の法人等からの借入金等

(ホ) 承継債務

(ヘ) 使用者等からの借入金等

ホ 控除額

控除額は、次の住居を居住の用に供した日に応じた控除期間と控除率の組合せにより計算した金額である(控除額に100円未満の端数が生じた場合は切捨て)。

第6章 税額計算

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額(注1)(注2)			控除期間	各年の控除限度額		
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	次の(1)か(2)を選択適用			—	—		
	(1)	1～6年目	年末借入金残高2,500万円以下の部分	×1%	10年	25万円	
		7～10年目	同上	×0.5%		12.5万円	
	(2)	1～10年目	年末借入金残高2,500万円以下の部分	×0.6%	15年	15万円	
		11～15年目	同上	×0.4%		10万円	
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	次の(1)か(2)を選択適用			—	—		
	(1)	1～6年目	年末借入金残高2,000万円以下の部分	×1%	10年	20万円	
		7～10年目	同上	×0.5%		10万円	
	(2)	1～10年目	年末借入金残高2,000万円以下の部分	×0.6%	15年	12万円	
		11～15年目	同上	×0.4%		8万円	
平成21年1月1日から令和3年12月31日まで(令和元年10月1日から令和2年12月31日までの特別特定取得(注3(5))を除く)	認定住宅の取得等以外	平成21年、平成22年		年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1%	10年	50万円
		平成23年		年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%		40万円
		平成24年		年末借入金残高3,000万円以下の部分	×1%		30万円
		平成25年1月～平成26年3月		年末借入金残高2,000万円以下の部分	×1%		20万円
		特定取得(注3(6))	平成26年4月～	年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%		40万円
		特定取得以外	令和3年12月	年末借入金残高2,000万円以下の部分	×1%		20万円
	認定住宅(注3(1))の取得等	平成21年6月4日～平成23年		年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1.2%	10年	60万円
		平成24年		年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%		40万円
		平成25年1月～平成26年3月		年末借入金残高3,000万円以下の部分	×1%		30万円
		特定取得	平成26年4月～	年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1%		50万円
		特定取得以外	令和3年12月	年末借入金残高3,000万円以下の部分	×1%		30万円

第6章 税額計算

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額(注1)(注2)				控除期間	各年の控除限度額	
令和元年10月1日から令和2年12月31日までの特別特定取得 (注5参照)	以外 認定住宅の取得等	1～10年目	年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%	13年	40万円	
		11～13年目 ※右の①又は②のいずれか少ない額	①住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額から消費税等を控除した4,000万円以下の部分	×2/3%		266,600円	
			②年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%			
	認定住宅の取得等	1～10年目	年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1%		50万円	
		11～13年目 ※右の①又は②のいずれか少ない額	①住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額から消費税等を控除した5,000万円以下の部分	×2/3%		333,300円	
			②年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1%			
令和3年1月1日から令和4年12月31日までの特別特例取得(注3(3))又は特例特別特例取得(注3(4))	以外 認定住宅の取得等	1～10年目	年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%	13年	40万円	
		11～13年目 ※右の①又は②のいずれか少ない額	①住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額から消費税等を控除した4,000万円以下の部分	×2/3%		266,600	
			②年末借入金残高4,000万円以下の部分	×1%			
	認定住宅の取得等	1～10年目	年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1%		50万円	
		11～13年目 ※右の①又は②のいずれか少ない額	①住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額から消費税等を控除した5,000万円以下の部分	×2/3%		333,300円	
			②年末借入金残高5,000万円以下の部分	×1%			
令和4年1月1日から令和7年12月31日までの新築住宅又は買取再販住宅(注3(7))の取得	等 一般の住宅の取得	令和4年、令和5年	年末借入金残高3,000万円以下の部分	×0.7%	13年	21万円	
		令和6年、令和7年	年末借入金残高2,000万円以下の部分		10年	14万円	
	等 認定住宅の取得	令和4年、令和5年	年末借入金残高5,000万円以下の部分	×0.7%	13年	35万円	
		令和6年、令和7年	年末借入金残高4,500万円以下の部分			31.5万円	
	能 向上住宅の取得等	特定エネルギー消費性	令和4年、令和5年	年末借入金残高4,500万円以下の部分	×0.7%	13年	31.5万円
		令和6年、令和7年	年末借入金残高3,500万円以下の部分	24.5万円			
	向上住宅の取得等	エネルギー消費性能	令和4年、令和5年	年末借入金残高4,000万円以下の部分	×0.7%	13年	28万円
		令和6年、令和7年	年末借入金残高3,000万円以下の部分	21万円			

第6章 税額計算

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額(注1)(注2)		控除期間	各年の控除限度額	
令和4年1月1日から令和7年12月31日までの中古住宅の取得	の認定住宅等の取得以外	年末借入金残高2,000万円以下の部分	×0.7%	10年	14万円
	3(2)の認定住宅等の取得(注)	年末借入金残高3,000万円以下の部分			21万円

- (注) 1 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる(措法41②⑩)。
 2 平成21年から令和3年までの間に居住の用に供した場合には、所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額を翌年度分の住民税から控除できる(地方税法附則5の4の2)。
 3 用語の説明

種類	説明
(1) 認定住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。
(2) 認定住宅等	認定住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅をいう。
(3) 特別特例取得	その住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいう(新型コロナ税特法6の2①、新型コロナ税特令4の2①)。 (1) 新築(注文住宅)の場合 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 なお、土地の所在地を空欄とした契約(いわゆる「空中契約」)については、後の土地の取得に関する契約の締結日で判断する。 (2) 分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間
(4) 特例特別特例取得	特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の取得等をいう(新型コロナ税特法6の2④、新型コロナ税特令4の2②)。
(5) 特別特定取得	住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等のことをいう(措法41⑭)。
(6) 特定取得	住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合の住宅の取得等のことをいう(措法41⑮)。
(7) 買取再販住宅	宅地建物取引業者が特定増改築等をした既存住宅を、その宅地建物取引業者の取得の日から2年以内に取得した場合の既存住宅(その取得において、その既存住宅が新築された日から起算して10年を経過したものに限る。)をいう。

- 4 特例特別特例取得又は特例居住用家屋・特例認定住宅等に該当する場合で、その住宅の床面積の2分の1以上を専ら自己の居住の用に供しているときは、その年分の合計所得金額が1,000万円以下の者も控除も対象となる。
 なお、特例居住用家屋・特例認定住宅等とは、床面積が40㎡以上50㎡未満で、令和5年12月31日以前に建築基準法第6条1項の規定による建築確認を受けた居住用家屋・認定住宅等をいう。
 5 特例取得に該当する住宅の取得をした個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により取得した家屋を令和2年12月31日までに自己の居住の用に供することができなかった場合において、その取得した家屋を令和3年1月1日から同年12月31日までに自己の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、13年の控除期間を適用できる(新型コロナ税特法6④)。
 特例取得とは、特別特定取得のうち、その契約が次の住宅の取得等の区分に応じてそれぞれ次に定める日までに締結されているものをいう(新型コロナ税特法6⑤、新型コロナ税特令4③)。
 (1) 居住用家屋の新築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・令和2年9月30日
 (2) 新築住宅又は既存住宅の取得も若しくは居住の用に供する家屋の増改築等・・・令和2年11月30日

へ 手続等

この控除は、

- ① 確定申告書に適用を受ける旨の記載をする（措法41㉔）。
- ② 控除額の計算に関する明細書、登記事項証明書等の書類の添付がある場合に限り適用される（措法41㉔、措規18の21⑧）。
- ③ 原則として確定申告書により控除するが、給与所得者については、最初の年分について確定申告をすれば、その翌年分以降の年分（控除期間内に限られる。）については年末調整により控除できる（措法41の2の2）。

ト 住宅借入金等特別控除の再適用

住宅借入金等特別控除を適用していた者が、平成15年4月1日以後に勤務先からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けた家屋を居住の用に供しなくなった後、これらの家屋を再びその者の居住の用に供した場合には、一定の要件の下で、住宅借入金等特別控除の再適用ができる（措法41㉖㉗㉘、平15改正措法附則83）。

また、住宅の取得等又は認定住宅の新築等をして、平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供した者が、その居住の用に供した日からその居住の用に供した年の12月31日までの間に、勤務先からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその家屋をその者の居住の用に供しなくなった後、その事由が解消し、再びその家屋を居住の用に供した場合には、当初居住の用に供した年において居住の用に供していたことを証する書類の提出等一定の要件の下で、再び居住の用に供した日の属する年以後の各年について、住宅借入金等特別控除を適用することができる（措法41㉙㉚）。

なお、再び居住の用に供した年において、その家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後が当該控除の再適用の適用年となる（措法41㉛括弧書き）。

（注）平成24年12月31日以前に自己の居住の用に供しなくなった場合については、その家屋をその者の居住の用に供しなくなった後、当初居住の用に供した年の翌年以後再びその家屋を居住の用に供した場合でなければ、当該控除の適用を受けることはできない（平25改正措法附則54③）。

(3) 特定増改築等住宅借入金等特別控除

イ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除

特定個人が、その者の所有する家屋で自己の居住の用に供するものについて、一定の高齢者等居住改修工事等をして、その家屋を平成19年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合（その増改築等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、増改築等住宅借入金等を有するときは、上記(2)の「住宅借入金等特別控除」との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、特定増改築等住宅借入金等特別控除額をその者のその年分の所得税の額から控除する（措法41の3の2①～④）。

（注）特定個人とは、租税特別措置法第41条の3の2第1項に定める者をいう。

ロ 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除

個人が、その者の所有する家屋で自己の居住の用に供するものについて、一定の断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成20年4月1日から令和3年12月31日までの間に、その家屋を居住の用に供した場合（その増改築等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、断熱改修住宅借入金等を有するときは、上記(2)の「住宅借入金等特別控除」との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、特定増改築等住宅借入金等特別控除額をその者のその年分の所得税の額から控除する（措法41の3の2⑤～⑦）。

ハ 特定多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除

個人が、その者の居住の用に供する家屋について、特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等をして、平成28年4月1日から令和3年12月31日までの間に、その家屋を自己の居住の用に供した場合（その増改築等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、多世帯同居改修住宅借入金等を有するときは、上記(2)の「住宅借入金等特別控除」との選択により、居住年以後5年間の各年にわたり、特定増改築等住宅借入金等特別控除額をその者のその年分の所得税の額から控除する（措法41の3の2⑧～⑩）。

(4) 住宅耐震改修特別控除

個人が、平成26年4月1日から令和5年12月31日までの間に、昭和56年5月31日以前に建築された自己の居住の用に供する家屋について、昭和56年6月1日以後の耐震基準を満たすための耐震改修をした場合には、住宅耐震改修特別控除額をその者のその年分の所得税の額から控除する（措法41の19の2①）。

(5) 住宅特定改修特別税額控除

イ 特定個人に係る住宅特定改修特別税額控除

特定個人が、その者の所有する家屋で自己の居住の用に供するものについて、高齢者等居住改修工事等をして、平成26年4月1日から令和5年12月31日までの間に、その家屋をその者の居住の用に供した場合（これらの改修工事の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、住宅特定改修特別税額控除額をその者のその年分の所得税の額から控除する（措法41の19の3①）。

ロ 個人に係る住宅特定改修特別税額控除

個人が、その者の所有する家屋で自己の居住の用に供するものについて、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をして平成26年4月1日（多世帯同居改修工事等は平成28年4月1日、住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等、住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等は平成29年4月1日）から令和5年12月31日までの間に、その家屋をその者の居住の用に供した場合（これらの改修工事の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、住宅特定改修特別税額控除額をその者のそ

の年分の所得税の額から控除する（措法41の19の3②～⑥）。

なお、上記イ及びロの住宅特定改修特別税額控除は、住宅借入金等特別控除又は特定増改築等住宅借入金等特別控除との選択適用である（措法41⑳、41の3の2②⑥⑨）。

(6) 認定住宅の新築等に係る特別税額控除

個人が、認定住宅の新築等をして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和5年12月31日までの間に、その者の居住の用に供した場合（その新築等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、一定の金額を限度として、その者のその年分の所得税の額から控除する（措法41の19の4①）。

なお、その年分で控除できなかった税額は翌年分の所得税の額から控除できる（措法41の19の4②）。

また、当該認定住宅の新築等に係る特別税額控除は、住宅借入金等特別控除との選択適用である（措法41㉑）。

（注）認定住宅の新築等に係る特別税額控除は、居住の用に供した日の前々年分から翌年以後3年以内の年中に、居住用財産についての課税の特例（措法31の3）等の適用を受けていない場合に限って適用される（措法41の19の4①②）。

なお、令和2年3月31日以前に行う資産の譲渡の場合は、居住の用に供した日の前々年分から翌々年までの各年分について居住用財産についての課税の特例（措法31の3）等の適用を受けていない場合に限って特別税額控除の適用を受けることができる。

注1 上記の(2)住宅借入金等特別控除、(3)特定増改築等住宅借入金等特別控除、(4)住宅耐震改修特別控除及び(5)住宅特定改修特別税額控除の適用を受けるに当たり、居住者が、平成23年6月30日以後に、住宅の取得等、これらに係る契約を締結する場合において、住宅の新築等の対価の額又は費用の額に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。）の交付を受ける場合には、その対価等の額から補助金等の額を控除する。

注2 住宅の取得等に際し住宅取得等資金の贈与を受け、住宅取得等資金の贈与税の非課税（措法70の2）又は相続時精算課税選択の特例（措法70の3）を適用した場合の住宅借入金等特別控除の計算における家屋等の取得対価の額は、その特例の適用を受けた部分の金額を控除した残額とする。

注3 上記(2)～(6)の適用は、平成28年3月31日以前に住宅の取得等をした場合、その個人は、居住者であることが要件とされていた（平28改正措法附則76①）。

(7) 政党等寄附金特別控除

個人が政党又は政治資金団体に寄附を行った場合で、政治資金規正法の規定による報告書により報告されたもの（政治資金規正法の規定に違反するもの及び寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものは除く。）があるときは、寄附金控除との選択により、一定の金額を限度としてその年分の所得税の額から控除する（措法41の18）。

(8) 分配時調整外国税相当額控除

居住者が集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合において、集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収の特例（所法176③又は所法180の2③）によりその収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除することにより二重課税調整が行われた外国所得税の額があるときは、その収益に係る分配調整外国税相当額は、その年分の所

得税額から控除する（所法93①）。

なお、一般利子等に該当する集団投資信託の収益の分配は、当該相当額の計算から除外する（措法3③）。

分配時調整外国税相当額控除の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正の請求書に対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類並びに分配時調整外国相当額を証する書類の添付が必要であるほか、当該明細を記載した書類に分配時調整外国相当額として記載された金額が限度である（所法93、所規40の10の2）。

また、その年分の所得税額から控除しきれない分配時調整外国税相当額がある場合には、その年分の復興特別所得税の額から控除する（復興財確法13の2、復興特別所得税省令2の2①②）。

⑨ 外国税額控除

居住者が、外国にその源泉がある所得について、その国の法令により所得税に相当する税金を課せられた場合には、国際二重課税を防止する目的から、法令で規定された控除限度額を限度として、控除対象外国所得税をその者のその年分の所得税の額から控除する（所法95）。

外国税額控除の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書又は更正の請求書に外国税額控除に関する明細を記載した書類及び控除対象外国所得税を課されたことを証する書類等の添付が必要であるほか、当該明細を記載した書類に記載された金額が限度となる（所法95⑩⑪、所規41、42）。

なお、その年分の控除対象外国所得税の額が控除限度額を超えるときは、一定の方法により計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する（復興財確法14、復興特別所得税省令3）。

また、外国所得税は、税額控除に代えて、選択により事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができる（所法46）。

2 税額控除の順序

税額控除は、次の順序で行う。

まず、①課税総所得金額に係る税額から控除し、次に、②課税山林所得金額に係る税額又は③課税退職所得金額に係る税額から順次控除する（所法92②、93③、95⑭）。

第7章 源泉徴収

第1節 源泉徴収制度

所得税は、「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて、特定の所得については、その所得の支払者（源泉徴収義務者）が、その支払の際に、所定の所得税額を計算し、徴収して納付する「源泉徴収制度」を採用している。

この節では、源泉徴収のあらましについて学習する。

なお、復興財確法により、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得について所得税を徴収する際、復興特別所得税（所得税額の100分の2.1）を併せて徴収して納付しなければならないこととされている。

学習のポイント

- 1 源泉徴収の仕組みは、どのようになっているのか
- 2 源泉徴収と申告納税との関係は、どのようになっているのか

1 源泉徴収制度の仕組み

源泉徴収制度とは、①給料や利子、配当、報酬などの支払をする者（源泉徴収義務者）が、②その支払をする際、その支払金額などに応じて定められている所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて（源泉徴収）、一定の期日までにその源泉徴収した所得税額を国に納付する制度をいう。

源泉徴収制度は、源泉徴収だけで納税義務が完結する大部分の給与所得者にとっては、確定申告及び納税の手数が大幅に省略されるなど、納税義務者の便宜並びに国の歳入確保及びその平準化が図れる点で非常に優れた合理的で能率的な制度である。

(1) 源泉徴収の対象となる所得及び源泉徴収税率

イ 居住者（国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人）の場合

	源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲	源泉徴収税率等
1 利子等	①公社債及び預貯金の利子、②合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配、③勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づく差益など（所法23、181①、措法3の3①③、4の4①、6②、9の3の2①）	源泉分離… 15.315% （所法182一、措法3①、3の3①③、4の4①）

第7章 源泉徴収

源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲		源泉徴収税率等
2 配当等	①上場株式等の配当等(特定株式投資信託の収益の分配を含み、②～⑥を除く。また、大口株主等が受ける配当等を除く。)、②公募証券投資信託の収益の分配(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)、③特定投資法人の投資口の配当等(所法24、25、181①)	15.315% (措法9の3①②)
	④公募投資信託の収益の分配(証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)、⑤公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑥特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当(公募のものに限る。)(措法8の4①)	15.315% (所法182二、措法8の4、9の3)
	⑦①～⑥以外の配当等 (所法24、25、181①)	20.42%(普通税率適用分) (所法182二)
	⑧私募公社債等運用投資信託の収益の分配、⑨特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当(私募のものに限る。)(所法24、181①)	源泉分離… 15.315% (措法8の2①、8の3①)
3 給与等	俸給、給料、賃金、歳費、賞与其他これらの性質を有するもの(所法28、183)	給与所得の源泉徴収税額表等による(所法185、186、190)
4 退職手当等	①退職手当、一時恩給その他これらの性質を有するもの、②社会保険制度等に基づく一時金など(所法30、31、199、措法29の4)	「退職所得の受給に関する申告書」 有…課税退職所得金額に対して税率適用(所法201①) 無…20.42%(所法201③)
5 公的年金等	①国民年金、厚生年金等、②恩給(一時恩給を除く。)、過去の勤務に基づき使用者から支給される年金、③確定給付企業年金など(所法35③、203の2、所令82の2)	「扶養親族等申告書」 1 提出が可の場合 有…人的控除額等を控除後5.105%(一定の場合10.21%) 無…5.105%(人的控除額の控除の適用なし) 2 提出が不可の場合 …支給金額からその25%を控除後10.21% (所法203の3)
6 報酬・料金等	次に掲げる報酬・料金、契約金、賞金等(所法204、所令320、措法41の20) (1) 原稿料、デザイン料、講演料、放送謝金、工業所有権等の使用料、芸・スポーツ・知識等の教授・指導料など (2) 弁護士、公認会計士、税理士等の報酬・料金 (3) 社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬 (4) 外交員、集金人、電力量計の検針人、プロ野球の選手、プロサッカーの選手等の報酬・料金 (5) 芸能、ラジオ放送及びテレビジョン放送の出演、演出等の報酬・料金並びに芸能人の役務提供事業を行う者が支払を受けるその役務の提供に関する報酬・料金 (6) バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の報酬・料金 (7) 役務の提供を約すること等により一時に支払われる契約金(例えば、プロ野球選手に支払われる契約金) (8) 事業の広告宣伝のための賞金及び馬主が受ける競馬の賞金	1 2段階税率が適用されるもの 100万円以下の金額部分 10.21% 100万円超の金額部分 20.42% (所法205一) 2 単一税率が適用されるもの 控除額控除後10.21% (所法205二、所令322)

第7章 源泉徴収

源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲		源泉徴収税率等
7	生命保険契約、損害保険契約等に基づく年金(所法207)	10.21%(掛金相当額控除後) (所法208)
8	金融類似商品 ①定期積金の給付補填金、②銀行法第2条第4項の契約に基づく給付補填金、③抵当証券の利息、④貴金属の売戻し条件付売買の利益、⑤外貨投資口座の為替差益等、⑥一時払養老保険等の差益(所法174三～八、209の2)	源泉分離 …15.315% (所法209の3、措法41の10①)
9	匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法210)	20.42%(所法211)
10	特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等(措法37の11の4)	15.315%(措法37の11の4)
11	懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9)	源泉分離 …15.315% (措法41の9)
12	割引債の償還差益(措法41の12)	源泉分離 …18.378%(一部 16.336%)(措法41の12)
13	割引債の償還金に係る差益金額(措法41の12の2)	15.315%(措法41の12の2)

ロ 内国法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人)の場合

源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲		源泉徴収税率等
1	利子等(居住者の場合の①及び②に同じ)(所法174一、212③)	15.315%(所法213②一、措法3の3②③、6②)
2	①上場株式等の配当等(特定株式投資信託の収益の分配を含み、②～⑥を除く。)、②公募証券投資信託の収益の分配(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)、③特定投資法人の投資口の配当等(所法174二、212③)	15.315%(措法9の3)
	④公募投資信託の収益の分配(証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)、⑤公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑥特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当(公募のものに限る。)(措法9の3)	15.315% (所法213②二、措法9の3、9の3の2)
	⑦①～⑥以外の配当等 (所法174二、212③)	20.42%(普通税率適用分) (所法213②二)
	⑧私募公社債等運用投資信託の収益の分配、⑨特定目的信託(社債的受益証券に限る。)の収益の分配(所法174二、212③)	源泉分離……15.315% (措法8の2③、8の3②)
3	金融類似商品(居住者の場合に同じ)(所法174三～八、212③)	15.315%(所法213②一)
4	匿名組合契約等に基づく利益の分配(所法174九、212③)	20.42%(所法213②二)
5	馬主が受ける競馬の賞金(所法174十、212③)	10.21%〔賞金額×20%+60万円〕を控除後(所法213②三)
6	懸賞金付預貯金等の懸賞金等(措法41の9)	15.315%(措法41の9)
7	割引債の償還差益(措法41の12)	18.378%(一部16.336%) (措法41の12)
8	割引債の償還金に係る差益金額(措法41の12の2)	15.315%(措法41の12の2)

ハ 非居住者（居住者以外の個人）及び外国法人（内国法人以外の法人）の場合

源泉徴収の対象とされている所得の種類と範囲	源泉徴収税率等
1 次に掲げる対価等で国内にその源泉のあるもの（所法161①四～十六、212①②⑤） (1) 組合契約事業から生ずる利益で配分を受けるもの（恒久的施設を有する非居住者及び外国法人のみ） (2) 土地等、建物等の譲渡による対価 (3) 人的役務の提供事業を行う者が受けるその役務提供の対価 (4) 不動産、船舶、航空機などの貸付けの対価及び地上権などの設定の対価 (5) 利子等 (6) 配当等 (7) 貸付金の利子 (8) 工業所有権、著作権等の使用料又は譲渡の対価 (9) 給与その他の人的役務の提供に対する報酬等（非居住者のみ） (10) 事業の広告宣伝のための賞金品 (11) 生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金 (12) 定期積金の給付補填金等 (13) 匿名組合契約等に基づく利益の分配	原則として20.42% （所法213①） （注） (2)は10.21%、(5)及び(12)は15.315%、(6)のうち上場株式等の配当等（大口株主等である個人が受ける配当を除く。）については15.315%。 なお、租税条約が適用され、税率が軽減される場合がある。
2 国内に恒久的施設を有する非居住者が行う特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等（措法37の11の4）	15.315% （措法37の11の4）
3 懸賞金付預貯金等の懸賞金等（措法41の9）	15.315% （措法41の9）
4 割引債の償還差益（措法41の12）	18.378%（一部16.336%） （措法41の12）
5 割引債の償還金に係る差益金額（措法41の12の2）	15.315% （措法41の12の2）

(2) 源泉徴収義務者

源泉徴収義務者とは、源泉徴収による所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付しなければならない者で、上記(1)の源泉徴収の対象となる所得の支払者等をいう（所法6、通法2五、復興財確法8①）。したがって、源泉徴収義務者には、法人だけでなく個人も含まれる。

（注）常時2人以下の家事使用人のみに給与等の支払をする個人は、源泉徴収を要しない（所法184）。

(3) 源泉徴収に係る所得税等の納税地

源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納税地は、源泉徴収の対象とされている所得の支払事務を取り扱う事務所等のその支払の日における「所在地」（支払の日以後に事務所等の移転があった場合には、移転後の所在地）とされている（所法17、復興財確法11②）。

(4) 源泉徴収及び納付の時期

所得税及び復興特別所得税を源泉徴収する時期は、源泉徴収の対象となる所得の「支払の際」である（所法181など）。

また、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、徴収の日の属する月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は所得税徴収高計算書（納付書）を添えて金

融機関又は所轄の税務署で納付しなければならない(所法181①、183①、190、204①、220、復興財確法28⑧など)。

ただし、給与の支給人員が常時10人に満たない小規模な支払者が税務署長の承認を受けた場合には、給与、退職手当など特定の所得又は報酬に関して源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を年2回にまとめて納付する納期の特例制度が設けられている(所法216)。

(注) 納期の特例に係る納付期限

1月～6月分・・・7月10日まで 7月～12月分・・・翌年1月20日まで

【参考通達】

所基通216-1、216-2、219-1

2 源泉徴収と居住者の確定申告

(1) 利子所得

所得税法では、全ての所得を総合して所得税額を計算する総合課税制度が採用されているが、租税特別措置法の規定により、源泉徴収のみで納税が完結する(源泉分離課税)もの(措法3、3の3など)のほか、原則として確定申告は不要であるが源泉所得税額の還付を受けるための確定申告により申告分離課税を受けるもの(措法8の4など)もある。

(2) 配当所得

利子所得と同様、他の所得と総合して確定申告(総合課税)をする建前であるが、租税特別措置法の規定により、他の所得と分離して確定申告(申告分離課税)をするか、又は確定申告をしないこと(確定申告不要制度)を選択することができるものがある(措法8の4①、8の5①など)ほか、源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税の対象とされているものがある(措法8の2)。

(注) 「配当課税制度の概要」については、第4章第3節を参照。

(3) 給与所得と退職所得

「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した居住者で、その年中に支払を受ける給与等の収入金額が2,000万円以下の者については、給与等の支払者が、その年最後の給与等を支払うときにその年の年税額を計算し、給与等の支払の都度徴収した税額の合計額と比較して、不足額があるときはその年最後の支給額から徴収し、超過額があるときはその年最後の支給額から徴収すべき税額に充当(充当しきれない超過額は過納額として還付)する年末調整(所法190)の方法により、その者のその年分の所得税及び復興特別所得税の額が精算されるため、一定の事由を除き、大部分の給与所得者は、確定申告をする必要はない(所法121①、190、復興財確法30①)。

また、退職所得の場合にも、「退職所得の受給に関する申告書」を提出した居住者については、退職手当等の支払者が、その支払の際に退職所得に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行い、一定の事由を除き、大部分の者が確定申告をする必

要はない（所法121②、199、203、復興財確法28⑧）。

(4) その他の所得

上記(1)から(3)以外の所得（例えば、事業所得、一時所得又は雑所得など）については、原則、他の所得と総合して確定申告（総合課税）をする必要がある（所法120）。

なお、これらの所得について、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されている場合には、その源泉徴収税額は、確定申告の際に控除される。

第2節 源泉徴収

この節では、居住者に対する源泉徴収について、所得ごとの源泉徴収税額の求め方について学習する。

学習のポイント

- 1 利子所得及び配当所得に対する源泉徴収は、どのように行うのか
- 2 給与所得及び退職所得に対する源泉徴収は、どのように行うのか
- 3 報酬、料金等に対する源泉徴収は、どのように行うのか

1 利子所得に対する源泉徴収

(1) 利子等の支払をする者は、その支払の際、その支払うべき金額に対して、原則として15.315%（ほかに地方税5%）の税率を適用して源泉徴収する（所法181①、182一、措法3など）。

(2) 源泉徴収をしないもの

- ① 障害者等の少額預金等の利子等（所法10、措法4）
- ② 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等（措法4の2、4の3）
- ③ 納税準備預金の利子（措法5） など

2 配当所得に対する源泉徴収

通常の配当等については、原則として20.42%の税率を適用して源泉徴収する（所法181②、182二）。

なお、上場株式等の配当等（一定のものを除く。）については、15.315%（ほかに地方税5%）の税率を適用して源泉徴収する（措法9の3）。

また、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。）の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等についても、同様の軽減措置が図られている（措法9の3）。

（注）「一定のもの」とは、発行済株式の総数又は出資の総数又は総額の3%以上を有する個人（いわゆる大口株主等）が支払を受けるべき上場株式等の配当等をいう。

3 給与所得に対する源泉徴収

給与等の支払をする者は、その支払の際、所得税及び復興特別所得税の額を計算して源泉徴収を行う。そして、年末に年末調整を行って、年税額と源泉徴収済の税額との過不足を精算する（所法183、185、186、190）。

(1) 給与所得者の源泉徴収に関する申告書

居住者に対し国内において給与等の支払をする者（源泉徴収義務者）は、その支払の際、所得税及び復興特別所得税の徴収を行わなければならないが、所得税法では、所得税を課税する際に、居住者の個人的事情等を配慮することとしていることから、源泉徴収義務者においても、所得税の源泉徴収に関して給与所得者の個人的事情等を把握する必要がある。このため、給与所得者（居住者）は、源泉徴収義務者を經由して各種申告書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされている（なお、所轄税務署長が提出を求めるまでは源泉徴収義務者が保存（所規76の3））。

（注）各種申告書については、二か所以上から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者に対してのみ提出することができる（所法194、195の2、195の3、196）（従たる給与についての扶養控除等申告書を除く。）。

イ 給与所得者の扶養控除等申告書

毎月の給与や賞与の税額計算のほか、年末調整の際に諸控除を受けるための申告書で、控除対象配偶者、扶養親族、障害者の有無などを記載し、毎年最初の給与等の支払を受ける日の前日までに提出する。

なお、扶養親族等がない場合にも提出が必要とされ、また、記載内容に異動を生じたときは、異動申告書を提出することとされている（所法194）。

ロ 給与所得者の配偶者控除等申告書

年末調整の際に配偶者控除や配偶者特別控除を受けるための申告書で、給与所得者とその配偶者それぞれのその年の見積合計所得金額に応じて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額等を記載し、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに提出することとされている（所法195の2）。

ハ 給与所得者の基礎控除申告書

年末調整の際に基礎控除を受けるための申告書で、給与所得者のその年の見積合計所得金額等を記載し、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに提出することとされている（所法195の3）。

ニ 給与所得者の保険料控除申告書

年末調整の際に保険料控除を受けるための申告書で、給与所得者の支払った社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料又は地震保険料を記載し、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに提出することとされている（所法196）。

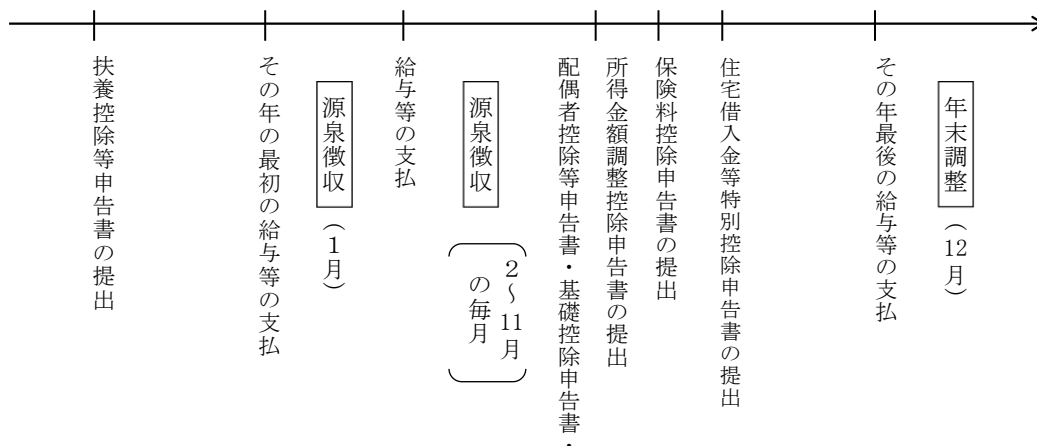
ホ 所得金額調整控除申告書

年末調整の際に所得金額調整控除を受けるための申告書で、該当する要件などを記載し、その年最後の給与等の支払を受ける日の前日までに提出することとされている（措法41の3の4）。

ヘ 住宅借入金等特別控除申告書

年末調整の際に住宅借入金等特別控除を受けるための申告書で、所要の事項を記載し、「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」及び「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を添付して、年末調整を受けるときまでに給与等の支払者を経由して税務署長に提出しなければならない（措法41の2の2、措令26の3）。

【参考】源泉徴収と関連する申告書の関係



(2) 税額表の区分

給与等の支払者が、月々（日々）の給与等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」（所得税法別表第二～四）を適用して計算する。ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、復興財確法に基づき財務大臣が定める表（復興特別所得税相当額が含まれたもの）を使用する（復興財確法29）。

この税額表は、①支払われるものが給与か賞与かの別、②給与の場合は月給か日給かの別、③賞与の場合はその支払の前月中に給与の支給があったかどうかの別、更に、④その所得者から扶養控除等申告書が提出されているかどうかの別に依りて次のとおり適用する。

第7章 源泉徴収

支給区分		「扶養控除等申告書」の提出の有無	前月中の給与支給の有無	適用すべき税額(税率)表	税額の求め方
給料・賃金	月給	有	/	「月額表」甲欄	社会保険料等控除後の給与等の金額、扶養親族等の数(甲欄適用の場合に限る。)を基に、それぞれ左の税額表から源泉徴収税額を求める。
		無	/	「月額表」乙欄	
	日給	有	/	「日額表」甲欄	
		無	/	「日額表」乙欄	
	日雇賃金	/	/	「日額表」丙欄	
賞与		有	有	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」甲欄	前月中の給与等の金額(社会保険料等控除後の額。以下、賞与について同じ。)、扶養親族等の数(甲欄適用の場合に限る。)を基に、それぞれ左の税額表の表から賞与の額に乘すべき税率を求めて源泉徴収税額を計算する。 なお、賞与の額が前月中の給与等の金額の10倍を超える場合は、上記によらず前月中の給与等の支給がない場合に準じた計算による。(注)4
		無	有	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」乙欄	
		有	無	「月額表」甲欄	賞与の額の6分の1(その賞与の計算の基礎となった期間が6か月を超える場合は12分の1)の額に対する税額を、(扶養親族等の数を基に)月額表から求め、これを6倍(又は12倍)して賞与に対する源泉徴収税額を求める。
		無	無	「月額表」乙欄	

- (注) 1 税額表の給与等の金額とは、「給与等の額 - 社会保険料等」をいう(所法188)。
 2 「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族との合計数をいう。
 また、給与所得者本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、扶養親族等の実数にそれぞれ1人として加えて算定する(所法187)。
 3 月ごと、半月ごと、旬ごと、月の整数倍の期間ごとに支払うものは月額表を、毎日、週ごと、日割で支払うものは日額表を使用する(所法185①)。
 4 賞与の額が前月中の給与等の額の10倍を超える場合の計算は、賞与の額の6分の1又は12分の1を、前月中の給与等の額に上積みして行う(所法186②)。

【設例】 源泉徴収税額の計算（令和6年分）

1 給与

(1) 「扶養控除等申告書」の提出がある場合

- イ 給与の支給額（月額）300,000円
- ロ 給与から控除する社会保険料16,000円
- ハ 源泉控除対象配偶者 あり
- ニ 扶養親族 17歳と16歳の子

（計算）

給与等の金額284,000円（300,000円－16,000円＝284,000円）について、「給与の源泉徴収税額表（令和6年分）月額表」「甲欄」「扶養親族等の数3人欄」により、求める源泉徴収税額は、円である。

(2) 「扶養控除等申告書」の提出がない場合

- イ 給与の支給額（半月分）45,000円
- ロ 給与から控除する社会保険料なし

（計算）

給与等の金額90,000円（45,000円×2＝90,000円）について、「給与の源泉徴収税額表（令和6年分）月額表」「乙欄」により、求める源泉徴収税額は、
（90,000円に対する税額＝円）÷2＝円である。

2 賞与（前月中に給与の支払がある場合）

- (1) 前月中の給与の支払額300,000円
- (2) その給与から控除された社会保険料16,000円
- (3) 賞与の支給額 500,000円
- (4) 賞与から控除する社会保険料 なし
- (5) 「扶養控除等申告書」の提出 あり
- (6) 源泉控除対象配偶者 あり
- (7) 扶養親族 17歳の子
- (8) 本人障害者

（計算）

給与等の金額284,000円（300,000円－16,000円＝284,000円）について、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和6年分）」「甲欄」「扶養親族等の数3人欄」により賞与に乗ずる率を求める。賞与に対する源泉徴収税額は、

500,000円×%＝円となる。

【解答】 A : 2,970円 B : 3,200円 C : 1,600円 D : 2.042% E : 10,210円

（注）「給与の源泉徴収税額表（令和6年分）月額表」等は、この講本の（参考）を参照する。

(3) 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者が、その年最後の給与等の支払の際に、給与所得者の一人一人についてその年分の給与の支給総額について計算した年税額と、毎月の給与等の支払の都度徴収した税額の合計額とを比較して、その過不足を調整することである（所法190）。

(注) 年末調整の対象とならない給与所得者

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない人
- 2 その年中に支払を受ける給与収入が2,000万円を超える人
- 3 年の中で退職した人 など

4 退職所得に対する源泉徴収

退職手当等の支払をする者は、その支払の際、次により所得税及び復興特別所得税の額を計算して源泉徴収を行う（所法199、201）。

(1) 退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合

区 分	課税退職所得金額	徴収税額
一般退職手当等	$(\text{一般退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	税額表で求めた金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む金額を源泉徴収する。 (所法89、復興財確法28②)
短期退職手当等	①短期退職手当等の金額－退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	
	②短期退職手当等の金額－退職所得控除額 > 300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$	
特定役員退職手当等	特定役員退職手当等の金額－退職所得控除額	

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいう（所法30⑦）。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいう。）に対応する退職手当として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいう（所法30④、所令69の2①）。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数（役員等として勤務した期間により計算した勤続年数）が5年以下の者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当として支払を受けるものをいう（所法30⑤、所令69の2②）。
- 4 同じ年に一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合は、課税退職所得金額の計算方法は異なる。

【設例】退職所得の源泉徴収税額の計算（退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合）

1 勤続期間 平成6年10月1日就職～令和6年3月31日退職

2 退職手当等の金額 1,700万円（一般退職手当等）

3 退職の理由 定年退職

(計算)

勤続年数は30年（29年6か月端数切上げ）で一般退職であるため、所法別表第六から退職所得控除額は1,500万円となる。

$(1,700\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times 1/2 = 100\text{万円}$ （課税退職所得金額）

$(100\text{万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050\text{円}$ （所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

(2) 退職所得の受給に関する申告書の提出がない場合

退職手当等の金額に20.42%の税率を適用して源泉徴収する（所法201③、復興財確法28②）。

5 報酬、料金等に対する源泉徴収

報酬・料金等の支払をする者は、次表のとおり、報酬・料金等の区分に応じてその徴収対象額に対し、税率を適用して計算した所得税及び復興特別所得税の額を源泉徴収する（所法204、205）。

[報酬、料金（事業所得又は雑所得等に該当）に対する源泉徴収の主なもの]

報酬・料金等の区分	徴収対象額	税率
① 原稿料、作曲料、印税、講演料、デザイン料等の報酬	1回の支払金額	10.21% ただし、100万円を超える部分は20.42%（所法205一）
② 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士等の業務に関する報酬や料金	1回の支払金額	10.21% ただし、100万円を超える部分は20.42%（所法205一）
③ 司法書士、土地家屋調査士等の業務に関する報酬や料金	1回の支払金額から1万円を差し引いた額（所令322）	10.21% （所法205二）
④ 社会保険診療報酬 （社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬に限る。）	その月分の支払金額から20万円を差し引いた額（所令322）	10.21% （所法205二）
⑤ 職業野球の選手、競馬の騎手、プロレスラー、モデル等の業務に関する報酬や料金	1回の支払金額	10.21% ただし、100万円を超える部分は20.42%（所法205一）
⑥ プロボクサーの業務に関する報酬	1回の支払金額から5万円を差し引いた額（所令322）	10.21% （所法205二）
⑦ 外交員、集金人等の業務に関する報酬や料金	その月分の支払金額から12万円（給与等があるときは、それを差し引いた残額）を差し引いた額（所令322）	10.21% （所法205二）
⑧ 映画、演劇等の芸能、ラジオ、テレビ放送への出演等に対する報酬や料金	1回の支払金額	10.21% ただし、100万円を超える部分は20.42%（所法205一）
⑨ 芸能人の役務の提供を内容とする事業に対する報酬や料金	1回の支払金額	10.21% ただし、100万円を超える部分は20.42%（所法205一） （注）源泉徴収免除証明書の交付を受けた人に支払う報酬や料金については徴収不要（所法206）
⑩ ホステス、バンケットホステス・コンパニオン等（措法41の20）の業務に関する報酬や料金	1回の支払金額から、5千円にその支払金額の計算期間の日数を乗じた額（給与等があるときは、それを差し引いた残額）を差し引いた額（所令322）	10.21% （所法205二）
⑪ 馬主が受ける競馬の賞金	1回の支払金額から「賞金×20% + 60万円」を差し引いた額（所令322）	10.21% （所法205二）

【参考通達番号】

所基通204-1～204-34、205-1～205-13

【設例】 報酬・料金等の源泉徴収税額の計算

- 1 原稿料を、1回に1,500,000円支払う場合（所法205一）
 - $1,500,000円 - 1,000,000円 = 500,000円$
 - $1,000,000円 \times 10.21\% = 102,100円$
 - $500,000円 \times 20.42\% = 102,100円$
 - $102,100円 + 102,100円 = 204,200円 \cdots \cdots$ 源泉徴収税額

- 2 司法書士の業務に関する報酬を、1回に300,000円支払う場合（所法205二、所令322）
 - $(300,000円 - 10,000円) \times 10.21\% = 29,609円 \cdots \cdots$ 源泉徴収税額

6 納税の告知

源泉徴収義務者がその徴収して納付すべき所得税及び復興特別所得税を納付しなかったときは、税務署長は源泉徴収義務者からこれらの税を徴収することとされている。この場合、税務署長は、納税の告知をしなければならず、納税の告知は、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行われる（所法221①、復興財確法28⑧、通則法36）。

7 源泉徴収における推計課税

給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得に対する源泉徴収（青色申告書を提出した個人の事業所得等を生ずべき業務に係る支払に係るもの及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除く。）について、源泉徴収義務者がその支払に係る所得税及び復興特別所得税を納付しなかった場合には、その支払に関する規程並びにその支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その支払の日を推定し、又はその支払を受けた者ごとの支払金額を推計して、源泉徴収義務者からその支払に係る所得税及び復興特別所得税を徴収することができる（所法221②、復興財確法28⑧）。

第8章 申告、納付及び還付

第1節 所得税の申告納税方式

我が国の国税については、納税者が自ら税額を計算し、自ら納税する申告納税方式を基本としている。この節では、所得税の申告及び納付について学習する。

学習のポイント

- 1 申告納税方式とは、どのようなものか
- 2 所得税の申告時期は、どのようになっているのか
- 3 所得税額の納税時期は、どのようになっているのか

1 申告納税方式

申告納税方式とは、納税者自身が一暦年の所得金額とその所得金額に対する税額を計算して確定申告を行い、その申告に基づき自主的に納付することをいう（この自主的に申告、納付するということは、決して自由にしてよいという意味ではなく、法律に従って正しく計算するということである。）。

【参考】 所得税については、その年の所得について、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出し納税する申告納税制度を骨子としているが、源泉徴収制度や予定納税制度の方法を併せて採用している。

2 所得税の申告時期

確定申告義務のある者は、その年分の所得や税額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に、確定申告書を提出しなければならない（所法120①）。

（注）1 納税者が死亡した場合には、その相続人は、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に被相続人の所得について、確定申告（通常「準確定申告」という。）をしなければならない（所法124、125）。

2 納税者が、納税管理人の届出をしないで出国（国内に住所も居所も有しなくなる）する場合には、原則としてその出国の時までに確定申告（通常「準確定申告」という。）をしなければならない（所法2①四十二、126、127）。

3 所得税額の納付時期

確定申告により確定した所得税額は、申告書提出期限までに納付しなければならない（所法128、129、130）。

区 分	申 告 期 限 及 び 納 期 限
確定申告（所法120①）	その年の翌年の2月16日から3月15日
死亡による準確定申告 （所法124、125）	相続の開始があったことを知った日の 翌日から4か月以内
出国による準確定申告 （所法126、127）	出国の時まで

第2節 予定納税

確定申告時に多額の税額を一時に納付することは、納税者にとっても負担であり、また、国も歳入の平準化を図る必要があるなどのため、予定納税制度が設けられている。この節では、その予定納税の制度について学習する。

学習のポイント

- 1 予定納税とは、どのようなものか
- 2 予定納税の義務と予定納税額の納付時期は、どのようになっているのか

1 予定納税

所得税の納税は、納税者がその年の経過後において納税額等を申告し、その申告した税額を自主的に納付することを建前としているが、①確定申告時に一時に多額の税額を納付することは、納税者にとって非常に負担となること、②国としては歳入を平準化する必要があること、③所得の発生都度、それに応じて納税するのが理想であることなどの理由から、所得の発生する期間中に予定納税の方法を先行し、併せて源泉徴収の方法を広範囲に採り入れている。

予定納税や源泉徴収による納税は、その年の所得税額が確定する前に、いわば概算で分割納税することである。したがって、その年分の課税標準等及び納税額が確定したときは、確定申告によって精算することとなる（ただし、大部分の給与所得者については、年末調整が行われることにより、確定申告が不要になる。）。

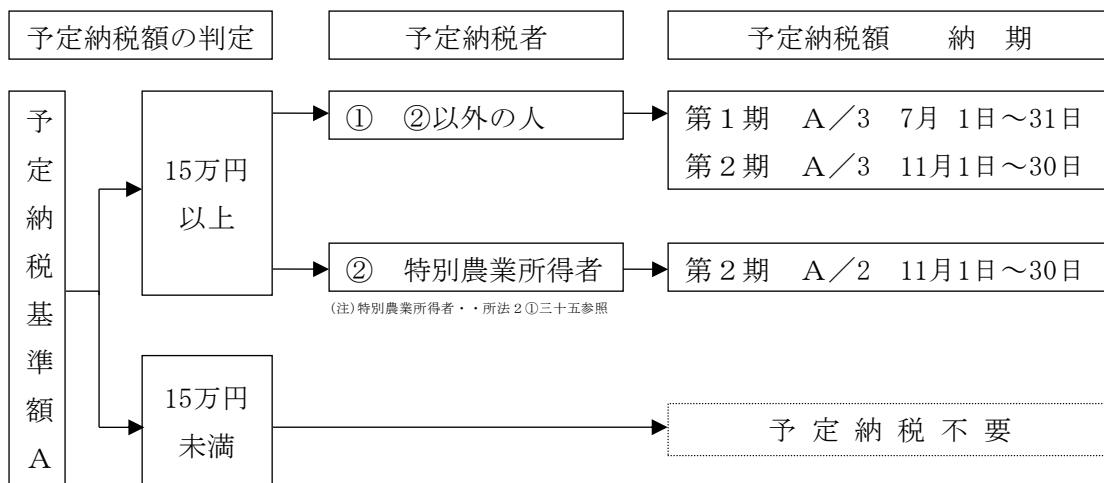
予定納税とは、前年に一定額以上の納付税額がある納税者について、その年分の所得税の確定申告をして納税する前に、その年分の所得税額を7月と11月に分けて概算で分割納税する制度である（所法104～110）。

なお、この制度は、前年に所得があれば通常本年も所得があり、しかも通常の場合あまり大きな変化はないと考えられるので、その前年の実績（確定申告等）に基づいて、税務署長が予定納税額を計算して納税者に通知し、3分の1ずつを7月と11月の2回（特別農業所得者の場合は、2分の1を11月に1回）に納付するものである。ただし、その年の所得税額が、前年分の所得税額を下回ると見込まれる場合は、申請に基づき、予定納税額を減額する方法が採られている（所法111～114）。

2 予定納税の義務と予定納税額の納付時期

その年の5月15日の現況で予定納税基準額が15万円以上である者は、次図のとおり予定納税額を納付しなければならない（所法104、105）。

平成25年から令和19年までの各年分の予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算する（復興財確法16）。



3 予定納税基準額の計算

予定納税基準額の計算方法（所法104①）

算式

$$\begin{aligned}
 & \text{前年分の利子、配当、不動産、事業、給与の各所得の金額の合計額 (A)} \\
 & \text{前年分の所得控除の合計額 (B)} \\
 & (A - B) \times \text{税率} - A \text{の源泉徴収税額} \times 100/102.1 = C \\
 & C + C \times 2.1\% \text{ (復興特別所得税)} = \text{予定納税基準額}
 \end{aligned}$$

(注) 1 予定納税基準額の計算に当たっては、見込み計算であることから、原則として、その年5月15日において確定している前年実績の課税総所得金額のうち、本年は生じないと考えられる臨時的な所得（譲渡所得、一時所得、雑所得及び臨時所得）の金額及びそれに係る源泉徴収税額を除外して計算する。

2 平成25年分から令和19年分の源泉徴収税額には、復興特別所得税が含まれていることから、源泉徴収税額に102.1分の100を乗じて所得税に係る源泉徴収税額を計算する。

【参考通達番号】

所基通104-1

【設例】 令和6年5月15日現在において、確定している令和5年分の所得金額の内容は、次のとおりである。令和6年分の予定納税基準額の基礎となる所得金額を求めよ。

配当所得の金額（株式）	200,000円
事業所得の金額	3,800,000円（うち臨時所得の金額1,000,000円）
長期譲渡所得の金額	1,000,000円
雑所得の金額	150,000円
計	5,150,000円

【答】

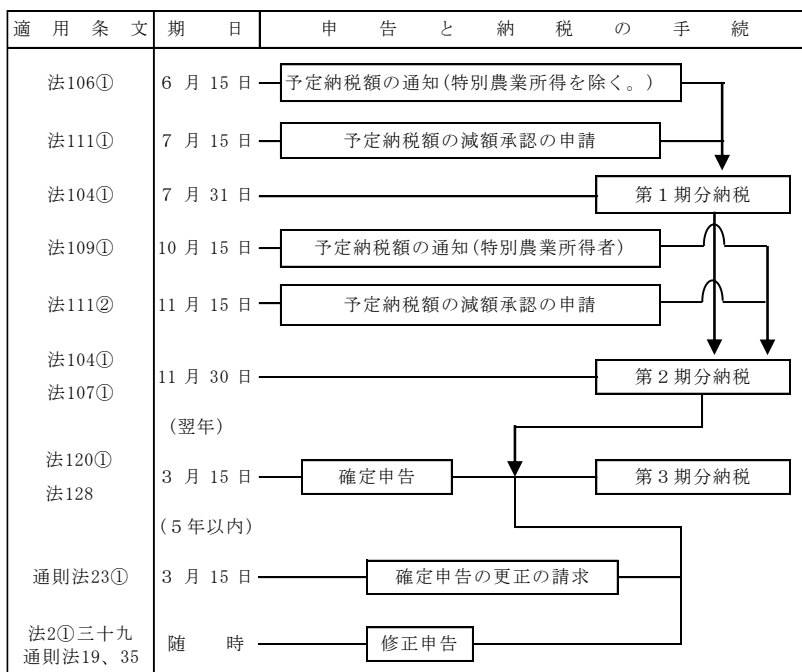
- 1 令和5年分の総所得金額
 (配当) (事業) (譲渡) (雑) (総所得金額)
 $200,000円 + 3,800,000円 + (1,000,000円 \times 1/2) + 150,000円 = 4,650,000円$
- 2 令和6年分の予定納税基準額の基礎となる所得の金額
 (配当) (事業)
 $200,000円 + (3,800,000円 - 1,000,000円) = 3,000,000円$

4 予定納税額の通知及び予定納税額の減額承認の申請

- (1) 予定納税額は、税務署長が計算して、その年の6月15日までに書面で通知することになっているので、納税者は申告等を要しない（所法106）。
- (2) 予定納税額は、予定納税基準額に基づいて計算されるのが原則であるが、その年6月30日又は10月31日の現況で、廃業した場合や災害を受けた場合など、その年の所得税額（全てその年分の見積額で計算する）が、前年の所得税額を下回ると見込まれる場合は、①第1期及び第2期については7月15日までに、②第2期については11月15日までに、予定納税額の減額承認の申請を行うことができる（所法111）。

「予定納税額の減額承認申請書」の提出があった場合には、税務署長は、その調査を行い、申告納税見積額の承認をし、若しくは申告納税見積額を定めて承認し、不適當であると認めれば却下する（所法111～114）。

【参考】 申告納税の手続等は、下表のとおりである。



【参考通達番号】

所基通106-1、106-2、111-2～114-1

第3節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

所得税法上、所得は一暦年を計算期間とするために、一暦年が経過して初めて所得の金額と所得税額が計算できることになる。したがって、予定納税及び源泉徴収の制度により予め納付した所得税があれば、これを精算して第3期分の納付すべき所得税額を確定させる必要があることから、その年の所得税額の精算をするという意味において、確定申告をすることとされている。

申告には、一般的な確定申告のほかに、死亡又は出国の場合等の確定申告（通常これを「準確定申告」という。）及び修正申告があり、これに類するものとして、更正の請求がある。

確定申告は、原則として翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出して行うのであるが、納税者自身によるその年分の所得金額及び税額の確定手続として現行所得税制上極めて重要な地位を占めている。この節では、確定申告及びこれに伴う納付等の諸手続について学習する。

復興特別所得税については、基準所得税額に2.1%を乗じて計算され、所得税と併せて申告しなければならない。所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになる。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が公布され、平成28年1月1日の属する年分以降の申告書からマイナンバー（個人番号）を記載することが義務付けられた（通則法124等）。

学習のポイント

- 1 確定所得申告とは、どのようなものか
- 2 還付を受けるための申告とは、どのようなものか
- 3 修正申告とは、どのようなものか
- 4 納付の方法は、どのようになっているのか

1 確定所得申告

(1) 確定所得申告を要する者

次の条件に該当する場合には、確定申告書の提出義務がある（所法120①）。

— 条 件 —

[第1判定]

総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額 > 各所得控除の合計額

[第2判定]

課税総所得金額(A)、課税退職所得金額(B)、課税山林所得金額(C)

(A、B、C) × 税率 = 算出税額の合計額 > 配当控除額 + 年末調整の住宅借入金等特別控除額

ただし、算出税額の合計額が配当控除額等を超える場合でも、外国税額控除の額、源泉徴収税額、予納税額について控除しきれなかった金額があり、申告額が最終的に還付となる場合には、確定申告義務はない。

(注) 確定申告書の記載事項については、所法120①、122、123②を参照。

【設例1】 次の者は、令和5年分の確定申告の義務があるか。 (単位：円)

- 1 配当所得の金額 650,000：源泉徴収税額 132,730 (A会社400,000：源泉徴収税額81,680、B会社200,000：源泉徴収税額40,840、C会社50,000：源泉徴収税額10,210、いずれも配当計算期間は12か月、全て非上場株式の配当、可能なものは確定申告不要制度を選択する。)
- 2 不動産所得の金額 2,000,000
- 3 雑所得の金額 2,300,000 (源泉徴収税額はない。)
- 4 控除対象配偶者 (年齢50歳) あり。控除対象扶養親族2名 (16歳、17歳の子)
- 5 社会保険料控除額100,000、生命保険料控除額 (旧生命保険、旧個人年金) 100,000、地震保険料控除額50,000

【答】 総所得金額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{(配当所得の金額)} & & \text{(不動産所得の金額)} & & \text{(雑所得の金額)} & & \\ (650,000 - 50,000) & + & 2,000,000 & + & 2,300,000 & = & 4,900,000 \text{ (総所得金額)} \end{array}$$

※ C会社の配当所得の金額は、確定申告不要制度を選択

[第1判定： 総所得金額等 > 各種所得控除の合計額]

$$\begin{array}{ccccccccccc} \text{(総所得金額)} & & \text{(所得控除の合計額)} & & \text{(社保)} & & \text{(生保)} & & \text{(地震保)} & & \text{(配偶者)} \\ 4,900,000 & > & 1,870,000 & & (100,000 + 100,000 + 50,000 + 380,000 & & & & & & \\ & & & & \text{(扶養)} & & \text{(基礎)} & & & & \\ & & & & + 760,000 & & (380,000 \times 2) + 480,000 & & & & \end{array}$$

[第2判定： 算出税額の合計額 > 配当控除額等]

4,900,000 - 1,870,000 = 3,030,000 (課税総所得金額)

所法89①で税額を求める。 205,500 (算出税額の合計額)

配当控除額等は、60,000

∴ 205,500 (算出税額の合計額) > 60,000 (配当控除額)

控除しきれなかった源泉徴収税額等 (還付される源泉徴収税額等) …… 0

…… 申告義務あり

B Aに該当する場合を除き、

給与等の収入金額 \leq 1,500,000円＋社会保険料控除の額＋小規模企業共済等掛金控除の額＋生命保険料控除の額＋地震保険料控除の額＋障害者控除の額＋寡婦控除の額＋ひとり親控除の額＋勤労学生控除の額＋配偶者控除の額＋配偶者特別控除の額＋扶養控除の額の場合で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得金額 \leq 200,000円（所法121①二ロ）

なお、上記(イ)又は(ロ)に該当する場合であっても、同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料を収受している場合には、確定申告書の提出義務がある（所法121①ただし書、所令262の2）。

- (注) 1 給与所得者で、その年中に支払を受けるべき給与等の収入金額が2,000万円を超える場合は、年末調整を行わないので確定申告書の提出が必要である（所法121①、190）。
- 2 源泉徴収義務のない者（常時家事使用人2人以下又は在日外国公館等）から給与の支払を受ける者又は国外で給与の支払を受ける者は、源泉徴収が行われないことから、確定申告書の提出が必要である（所法121、184）。
- 3 給与所得及び退職所得以外の所得金額には、源泉分離課税とされる利子所得の金額等及び確定申告を要しない配当所得のうち確定申告をしないことを選択したものは含まない。

ロ 退職所得がある者

- (イ) その年分の退職手当等の全部について、所得税法199条及び201条1項の規定による所得税を徴収された場合（所法121②一）。
- (ロ) (イ)を除き、その年分の退職手当等について、所得税法第89条を適用して算出される所得税額以上の所得税の額が源泉徴収された場合（所法121②二）。

ハ 公的年金等に係る雑所得がある者

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しない（所法121③）。

- (注) 1 上記の場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができる。
- 2 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても、住民税の申告は原則として必要である。
- 3 「公的年金等に係る雑所得以外の所得金額」が20万円以下であるか否かは、給与所得の金額から、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（措法41の3の3②）」をされる金額を控除した金額で判断する（措法41の3の3⑥）。
- 「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（措法41の3の3①）」は控除せずに判断することに留意する。

《まとめ》所得税の確定申告を提出しなければならない者（令和5年分）

区 分	要 件		確定申告書の提出 (注2・4)	
① ②及び③ 以外の者	所得税の額の合計額が配当控除の額等を超える場合(所法120①) (注1)			
② 給与所得者	特別控除の額が配当控除の額、年末調整による(特定増改築等)住宅借入金等	イ その年中に支払を受ける給与等の金額が、2,000万円を超える場合(所法121①)		
		ロ 1か所から給与等の支払を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円を超える場合(所法121①一)		
		ハ 2か所以上から給与等(源泉徴収の対象となる給与等)の支払を受けている者で、年末調整を受けない従たる給与等の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合(所法121①二)(注3)		
		ニ 同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子又は資産の賃貸料を収受している場合(所法121①、所令262の2)		
		ホ 災害減免法によって源泉徴収の猶予などを受けた場合(災害減免法3⑥)		
		ヘ 源泉徴収の規定が適用されない給与等の支払を受けている者(所法120①)		
③ 退職所得のある者	同上	イ 退職所得に対する税額が源泉徴収された税額よりも多くなる場合(所法121②) ロ 源泉徴収の規定が適用されない退職手当等の支払を受けている者(所法120①)		

- (注) 1 上記①に該当する場合であっても、前記(2)ハ(公的年金等に係る雑所得がある場合)に該当する場合は、確定申告を要しない(所法121③)。
- 2 前記1(1)[条件]のただし書きを参照。課税総所得金額等から計算された所得税の額が配当控除の額等を超える場合でも、外国税額控除の額、源泉徴収税額、予納税額があり、最終的に還付申告となる場合には、確定申告書の提出義務はなく、所法122条(還付等を受けるための申告)に該当することとなる(確定申告期限が令和4年1月1日以後となる所得税の確定申告書に適用)。
- 3 上記②ハに該当する場合であっても、その年中の給与等の金額から社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額、障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額の合計額を差し引いた残額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はない(所法121①二)。
- 4 令和5年分の所得税について、上記①から③に該当し、所得税の確定申告書を提出しなければならない者は、当該申告書を令和6年2月16日から同3月15日までの間に納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

確定申告の要否の判定（令和5年分）

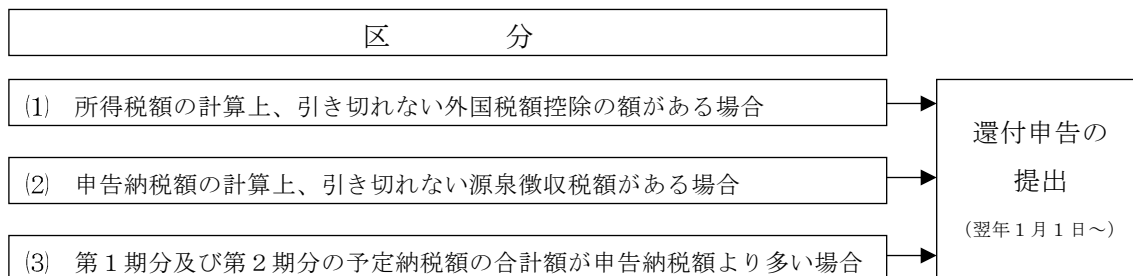
（単位：円）

設例1 所法121①ニイの場合（二以上の給与等の支払を受けている場合）							
例	従たる給与等の収入金額		給与所得及び退職所得以外の所得金額		申告		
(1)	200,000		0		不要		
(2)	210,000		0		要		
(3)	110,000		100,000		要		
設例2 法121①ニロの場合（二以上の給与等の支払を受け、上記設例1以外の場合）							
例	その年中の給与等の収入金額	比較	基準額		給与所得及び退職所得以外の所得金額	申告	
(1)	800,000	≤	1,500,000+ 社会保険料 小規模企業共済等掛金 生命保険料 地震保険料 障害 寡 ひとり親 勤労者 配偶者 扶 の各控除額の合計額		かつ	80,000	不要
(2)	1,000,000	≤				220,000	要
(3)	2,800,000	>				80,000	要
(4)	1,500,000	≤				220,000	要

（注）《まとめ》（注2）参照。前記1(1) [条件] のただし書きに該当する場合には、申告義務はない。

2 還付を受けるための申告

確定申告書を提出する義務のない場合であっても、その年の外国税額控除の額、源泉徴収税額、予納税額が、その年の年税額を超えるときなどには、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるため、確定申告書を提出することができる（所法122①）。



（注）給与所得者でほかに所得がない場合、通常は年末調整により納税が完了し、確定申告書の提出は不要であるが、年末調整において適用することができない雑損控除、医療費控除、寄附金控除や住宅借入金等特別控除（初年度分）がある場合等は、確定申告によって、各控除等の適用を受けられる。具体的には、次のような場合、確定申告書を提出することにより源泉徴収された所得税額の全部又は一部が還付される場合がある。

- ① マイホームをローンなどで取得した場合 （住宅借入金等特別控除）

- ② 多額の医療費を支払った場合 (医療費控除)
- ③ 災害、盗難及び横領にあった場合 (雑損控除)
- ④ 年途中で退職し、再就職していない場合 (年末調整未済)
- ⑤ 給与所得者が給与所得控除額の2分の1を超える特定支出をした場合 (特定支出控除)

3 確定損失申告

その年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額がある場合で、①その年の翌年以降において、純損失の繰越控除(所法70)や雑損失の繰越控除(所法71)の適用を受けようとする場合、又は②純損失の繰戻しによる還付(所法142)の適用を受けようとする場合は、確定損失申告書を提出することができる(所法123①)。

4 修正申告

確定申告書を提出した後で、①所得の金額、所得控除額、税額計算又は税額控除に誤りがあり、納付すべき税額が増えるとき、あるいは、②還付を受けた税額が過大であるとき等には、その申告について税務署長の更正があるまでは、その誤り等を自発的に是正するため、修正申告書を提出することができる(通則法19)。

5 更正の請求及び更正の請求の特例

確定申告書の提出等の後で、①所得の金額、所得控除額、税額計算又は税額控除に誤りがあり、納付すべき税額が減るとき、あるいは、②還付を受けた税額が過少であるとき等には、次により更正の請求をすることができる。

(1) 国税通則法に基づく更正の請求(通則法23①、②)

- イ 原則として、法定申告期限から5年以内に限り、更正の請求を行うことができる。
- ロ 上記イの請求期間後においても、判決等により税額が確定等した場合は、その確定等の日の翌日から2か月以内に更正の請求をすることができる。

(2) 所得税法に基づく更正の請求の特例(所法152、153)

- イ 各種所得金額に異動を生じた場合
 - 次のそれぞれその事実が生じた日の翌日から2か月以内に限り、更正の請求をすることができる。
 - (イ) 事業廃止後の年分に返品による損失等の必要経費の額が生じたとき(所法63)
 - (ロ) 事業所得から生ずる所得以外の所得の収入金額若しくは総収入金額(不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。)の全部又は一部を回収することができなくなったとき等(所法64)
- ロ 前年分の更正等に伴う場合
 - 前年分の修正申告書の提出等により、翌年分以後の確定申告書に記載した税額が過大となる等の場合には、当該修正申告書を提出した日等の翌日から2か月以内に限り、更正の請求をすることができる。

6 確定申告書に添付する書類

- (1) 確定申告書等を提出し、次の控除を受ける場合には、控除の種類ごとに、その金額及び控除に関する事項を確定申告書に記載し、それらの金額、事項を証明する書類等を添付又は提示しなければならない（所法120①③④、122③、123③、所令262）。

なお、年末調整の際に既に控除されている所得控除に係るものについては、添付又は提示をする必要はない（所令262①）。また、給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票については、平成31年4月1日以後に確定申告書を提出する場合には、添付又は提示をする必要はない。

区 分	添 付 又 は 提 示 す る 書 類
雑損控除	災害関連支出の領収書等
医療費控除	医療費の明細書又は医療保険者等の医療費通知書等
社会保険料控除	国民年金保険料等の額を証する書類
小規模企業共済等掛金控除	掛金の額を証する書類
生命保険料控除	払込保険料等を証する書類（旧生命保険料（旧個人年金保険契約を除く）で、一の契約について、支払額が9,000円以下のものは除く。）
地震保険料控除	支払保険料の額を証する書類
寄附金控除	特定寄附金の明細書、領収書及び主務官庁等の証明書の写し等
勤労学生控除	各種学校等の生徒の場合は、在学証明書等

（注）医療費控除を受ける場合に添付する医療費の明細書等は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用され、平成29年分から令和元年分までの確定申告については、改正前の医療費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用もできる（平29改正所法附則7）。

- (2) 個人がe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して確定申告書の提出を行う場合において添付又は提示すべき次に掲げる第三者作成書類については、その記載内容を入力して確定申告情報と併せて送信することによって、添付又は提示に代えることができる（国税関係法令の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5①②）。

この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して確定申告書の提出を行った者に対し、その第三者作成書類の提出又は提示させることができる（同省令5⑤）。

なお、これに応じなかった場合には、確定申告書の提出に当たって当該書類の提出又は提示がなかったものとして取り扱われる（同省令5⑥）。

- ① 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ② 個人の外国税額控除に係る証明書
- ③ 雑損控除の証明書
- ④ 医療費通知（医療費のお知らせ）（注）
- ⑤ 医療費に係る使用証明書（おむつ証明書など）

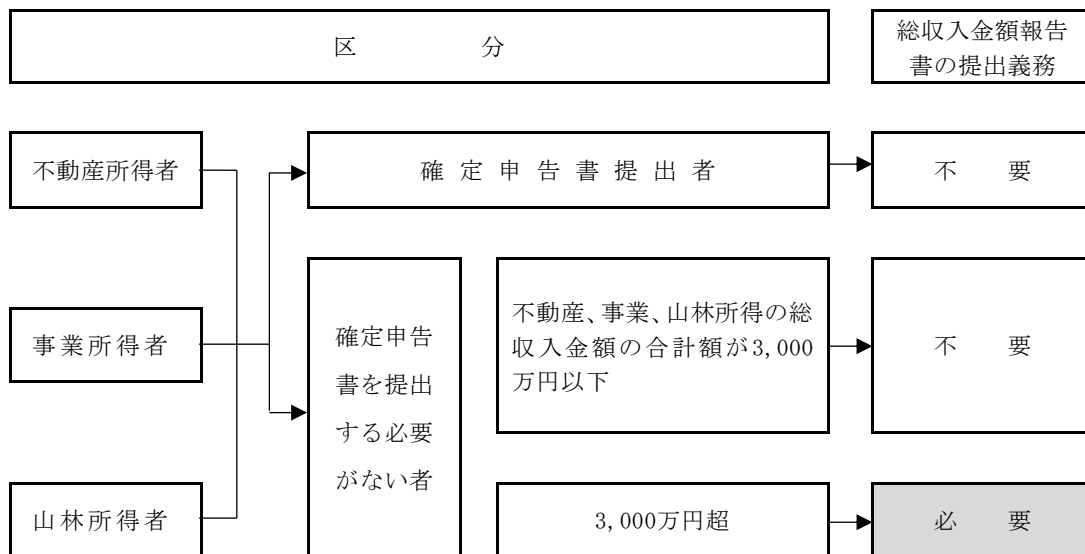
- ⑥ セルフメディケーション税制に係る一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- ⑦ 社会保険料控除の証明書
- ⑧ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ⑨ 生命保険料控除の証明書
- ⑩ 地震保険料控除の証明書
- ⑪ 寄附金控除の証明書
- ⑫ 勤労学生控除の証明書
- ⑬ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（2年目以降のもの）
- ⑭ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高等証明書（2年目以降のもの）
- ⑮ 省エネ改修特別控除に係る借入金年末残高等証明書（2年目以降のもの）
- ⑯ 多世帯同居改修工事に係る借入金年末残高等証明書（2年目以降のもの）
- ⑰ 政党等寄附金特別控除の証明書
- ⑱ 認定NPO法人等寄附金特別控除の証明書
- ⑲ 公益社団法人等寄附金特別控除の証明書
- ⑳ 特定震災指定寄附金特別控除の証明書

（注） 令和3年分以降の所得税より、「医療費控除の明細書」に入力して送信することにより、提出・提示を省略できる。

- (3) 不動産所得、事業所得若しくは山林所得を有する者が、確定申告書を提出する場合（青色申告者を除く。）、又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う者でその年の前々年分の当該業務に係る収入金額が1,000万円を超えるものが確定申告書を提出する場合には、これらの所得に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類（いわゆる「収支内訳書」）を添付しなければならない（所法120⑥）。

7 確定申告がない者の総収入金額報告書の提出義務

確定申告書を提出する必要がない者であっても、その年中に不動産所得、事業所得又は山林所得を有する者は、それらの所得に係る総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合には、総収入金額報告書その年の翌年3月15日まで提出しなければならない（所法233）。



8 死亡又は出国の場合の確定申告

(1) 死亡した場合

確定申告義務のある者が、その年の翌年1月1日から確定申告書の提出期限までの間に確定申告書を提出しないで死亡した場合や年の途中で死亡した場合には、その相続人は、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に被相続人の所得について、確定申告書（いわゆる「準確定申告書」）を提出しなければならない（所法124、125）。

(2) 出国する場合

確定申告義務のある者が、その年の1月1日から確定申告書の提出期限までの間に納税管理人の届出をしないで出国する場合や年の途中で出国する場合には、原則として、その出国の時までに確定申告書（いわゆる「準確定申告書」）を提出しなければならない（所法2①四十二、126、127）。

【参考法令・通達番号】

所令263、所基通124・125-1～124・125-4、127-1

9 納付の方法

確定申告書を提出した者は、第3期分の納税額（年税額－（源泉徴収税額＋予納税額））を、2月16日から3月15日までに国に納付しなければならない（所法128）。

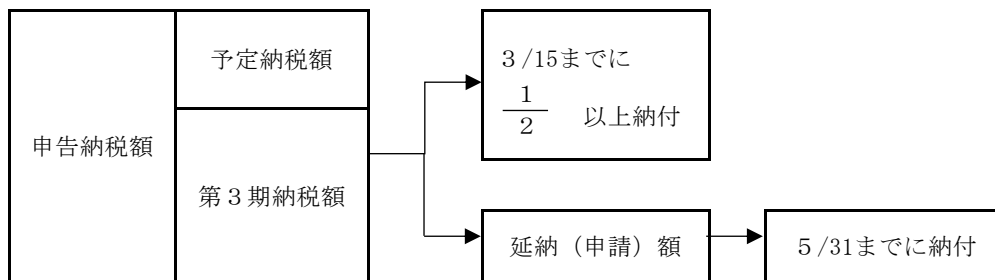
(注) 1 上記8(1)死亡した場合においては、相続の開始を知った日の翌日から4か月以内に納付しなければならない（所法129、通則法5）。

2 上記8(2)出国する場合においては、出国の時までに納付しなければならない（所法130）。

10 延納の方法

確定申告書の提出により納付すべき第3期分の所得税額及び復興特別所得税の2分の1に相当する金額以上の金額を納期限までに納付し、延納を申請したときは、その残額については、5月31日まで延納することができる（所法131、復興財確法18④）。

なお、延納する場合には、延納の期間に応じ、年7.3%の割合による利子税を納付しなければならない（所法131、通則法64、復興財確法18⑥）。



(注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する利子税の割合は、各年の特例基準割合（各分納期間の開始の日の属する年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%に満たない場合、その年中においては、当該特例基準割合で計算する（措法93、平25改正附則90）。

11 還付

確定申告書の提出があった場合において、次に該当する場合は、その過納税額が還付される（所法138、139）。

- (1) 年税額 < 外国税額控除の額
- (2) 年税額 < 源泉徴収税額
- (3) 年税額 < 予納税額

(注) 1 青色申告書を提出する者に、その年において生じた純損失がある場合には、「純損失の繰戻しによる還付」による還付の請求ができる（所法140、141、142）。

2 本税額を還付する場合には、還付額を計算する基礎となる期間に応じて計算した還付加算金に加算される（通則法58、所法138、139）。

3 源泉徴収税額のうちまだ納付されていないものがある場合は、還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは還付しない（所法138②）。

しかしながら、還付（又は充当）に当たっては、源泉徴収がされたときにそれを納付すべき者がその所得税を国に納付すべき日において納付があったものとみなすとされているため（所法223）、企業等の支払者から、給与や報酬などが未払のため源泉徴収が行われていないときにだけ、それに対応する部分が還付されない。

第4節 青色申告

申告納税制度が有効かつ円滑に実施されるためには、納税者が自ら正しい記帳に基づく適正な申告と納税を行うことを推進する必要がある。そこで、真の申告納税制度を確保発展させるために、シャープ勧告に基づく昭和25年の税制改革で青色申告制度が設けられた。そして、この制度の普及を図るための施策として、青色申告者に種々の特典を与えている。この節では、その**青色申告制度**の概要について学習する。

学習のポイント

- 1 青色申告とは、どのようなものか
- 2 青色申告の承認申請手続は、どのように行うのか
- 3 青色申告者の備え付けるべき帳簿書類とその保存は、どのようにになっているのか

1 青色申告

(1) 青色申告とは、一定の帳簿書類を備付け、それに基づいて正確に所得を計算する納税者について税法上の特典を与えることを内容とするものである。

イ 青色申告をすることのできる居住者は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者である（所法143）。

ロ 青色申告の要件としては、次のことが必要である。

(イ) 税務署長へ、青色申告の承認申請書を提出して、あらかじめ承認を受けること（所法144）。

(ロ) 一定の帳簿書類を備え付けて、これに事業所得等の金額に係る取引を記録し、かつ、これを保存すること（所法148）。

(2) 青色申告者に与えられている特典には、①適正な青色事業専従者給与額の必要経費算入、青色申告特別控除等の他、②帳簿調査によらない更正の制限及び更正の理由附記などがある。

【参考通達番号】

所基通143-1

【参考】青色申告の主な特典一覧

根拠法	特典項目	青色申告の場合	白色申告の場合
所得税法	専従者給与 (所法57①)	原則として、全額必要経費に算入できる。	専従者1人当たり最高50万円(配偶者は最高86万円)を限度として、控除が受けられる(所法57③)。
	現金主義 (所法67)	前々年分の不動産及び事業の所得金額の合計額が300万円以下の人は、現金主義によって計算ができる。	適用できない。
	純損失の繰越控除 (所法70①)	翌年以降3年間繰越控除ができる。	変動所得又は被災事業用資産の損失に限って、繰越控除ができる(所法70②)。
	純損失の繰戻還付 (所法140、141)	前年分の所得税額から還付が受けられる。	適用できない。
	更正の制限 (所法155①、156)	帳簿調査に基づかない推計課税による更正を受けることはない。	推計による更正・決定をされる場合がある。
	更正の理由附記 (所法155②)	更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。	不利益処分に対して理由附記しなければならない(通則法74の14)。(注)
	引当金 (所法52、54)	貸倒引当金、退職給与引当金等の一定の引当額を必要経費に算入できる。	貸倒引当金に限り一定の引当金を必要経費に算入できる。
	低価法 (所令99①)	棚卸資産の評価方法の低価法が認められる。	適用できない。
租税法 特別措置法	青色申告特別控除 (措法25の2)	総収入金額から必要経費を控除し、更に最高55万円を差し引くことができる。 ただし、電子保存・電子申告の場合は、65万円を差し引くことができる(令和2年分以降)。	適用できない。
	中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 (措法28の2)	中小事業者である青色申告者が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額を必要経費に算入できる。 なお、その年分の取得価額の総額が300万円を超えるときは、その超える部分に係る減価償却資産は対象とならない。	適用できない。
	減価償却費 (措法10の3ほか)	中小事業者である青色申告者が機械等を取得した場合等の特別償却費を必要経費に算入することができる。	適用できない。
	準備金 (措法21ほか)	特定船舶に係る特別修繕準備金などの準備金を必要経費に算入することができる。	適用できない。
	所得税額の特別控除 (措法10、10の3ほか)	試験研究を行った場合や中小企業者が機械等を取得した場合等には、所得税額の特別控除が適用される。	適用できない。

(注) 白色申告者に対して、平成25年1月1日以後に行う不利益処分については、その処分の理由を附記しなければならない。ただし、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されていない者に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されている。

2 青色申告の承認申請手続

- (1) 青色申告の承認を受けようとする者は、その年の3月15日までに青色申告承認申請書を税務署長に提出する。ただし、その年の1月16日以後、新たに業務を開始したときは、その開始の日から2か月以内に、その手続を行う（所法144）。
- (2) 青色申告の承認申請があった場合には、税務署長は備付けの帳簿書類等を調査し、所定の備付け、記録又は保存が行われているかを確認した上で、承認又は却下の処分をする（所法145、146）。

なお、その年の12月31日（その年の11月1日以後新たに業務を開始した場合には翌年2月15日）までに承認又は却下の処分がなかったときには、その日において承認があったものとみなされる（所法147）。

【参考通達番号】
所基通144-1

3 青色申告の承認の取消し

次に掲げる事由の一に該当する事実がある場合には、その事実があった年に遡って青色申告の承認を取り消すことができる（所法150）。

- (1) 帳簿書類の備付け、記録又は保存が所定の規定に従って行われていないこと。
- (2) 帳簿書類について税務署長の必要な指示（所法148②）に従わなかったこと。
- (3) 帳簿書類に取引を隠ぺい又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についての真実性を疑うに足りる相当の理由があること。

4 青色申告の取りやめ

青色申告の承認を受けている者が、青色申告を自らやめるときは、取りやめる年の翌年3月15日までに届出書を、納税地の税務署長に提出する必要がある（所法151）。

5 青色申告者の備え付けるべき帳簿書類とその保存

- (1) 青色申告者の備付帳簿の種類は、次のように定められている（所法148、所規56、昭42蔵告112）。

区 分	備 付 帳 簿
イ 正規の簿記で記帳する者	年末に、①貸借対照表と②損益計算書を作成することができるような正規の簿記(複式簿記)に基づく帳簿
ロ 簡易帳簿で記帳する者	① 現金出納帳 ② 売掛帳 ③ 買掛帳 ④ 経費明細帳 ⑤ 固定資産台帳
ハ 小規模事業者の収入及び費用の帰属時期の特例(所法67①)の適用を受けることにつき、承認を受けた者 (現金主義による記帳)	現金主義に基づく現金出納帳及び固定資産台帳

(注) 1 ロは、記帳を簡略化することにより、青色申告の普及を図ったものである。

2 ハの特例の適用を受けることができる者は、事業所得又は不動産所得を有する者で、前々年分の事業所得の金額と不動産所得の金額との合計額（青色専従者給与額又は白色の事業専従者控除額を差し引く前の金額）が、300万円以下の者である（所法67①、所令195、197、所規39の2、40、40の2）。

この現金主義による記帳制度の特例を設けた趣旨は、発生主義による所得計算の原則に従って行う記帳が、現金取引を主体とする小規模事業者に馴染みにくいこともあることから、所得計算の簡便化を図り、事業者の多くが青色申告をすることのできる道を開いたものと言える。

(2) 青色申告者は、取引を記録し、その帳簿書類を整理して7年間（一定のものは5年間）保存しなければならないこととされている（所法148、所規63）。

これを白色申告者の場合と対比すると、次の表のとおりである。

区 分	青 色	白 色
帳簿	7年	法定帳簿（所規102）…7年
決算関係書類		書類…5年
現金・預金取引 等関係書類	原則7年 （前々年分所得300万円以下 の者は5年）	
その他の書類	5年	

(注) 6年目（一部の証ひょう書類については4年目）以降における保存は、マイクロフィルムによることができる（所規63⑤、102⑤、平成10.3.31大蔵省告示135号、平成10.6.8国税庁告示1号）。

また「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」による帳簿書類の方法によることができる。

6 青色申告書に添付すべき書類

青色申告書には、原則として、貸借対照表、損益計算書、その他不動産所得、事業所得の金額等の計算に関する明細書（いわゆる「所得税青色申告決算書」）を添付することになっている（所法149、所規65）。ただし、簡易帳簿で記帳する者については、貸借対照表を添付しなくてもよいとされている。

第9章 更正及び決定

税務署長は、納税義務が正しく履行されていない場合には国税通則法の定めるところにより、更正又は決定をすることができる。この節では、所得税法上の更正又は決定の特例の概要について学習する。

所得税及び復興特別所得税に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの税に係る更正又は決定に併せて行わなければならない（復興財確法22①）。

学習のポイント

- 1 更正又は決定すべき事項に関する特例は、どのようなものか
- 2 青色申告者に対する更正の特例は、どのようなものか
- 3 推計による更正又は決定とは、どのようなものか

1 更正又は決定すべき事項に関する特例

納税義務者が提出した申告書の記載事項が不当な場合又は申告書の提出がない場合には、税務署長は、その調査により、これを正当なものに是正し、又は、その課税標準等及び税額等を決定する。この行政処分手続を更正又は決定という。

この更正及び決定は、国税通則法に規定されている（通則法24～26）が、所得税法には、更に、次の特例が設けられている（所法154）。

- (1) 予定納税に係る変動所得又は臨時所得などがある場合（所法120①六、七）は、これらの金額等についても更正又は決定ができること。
- (2) 更正又は決定の通知書には、課税標準及び税額等の他所得の種類別の内訳を附記しなければならないこと。

2 青色申告者に対する更正の特例

- (1) 青色申告書の更正については、原則として、①その帳簿を調査し、②その調査により、所得等の金額の計算に誤りがあると認められた場合に限り、これを行うことができる（所法155①）。
- (2) 青色申告の更正通知書には、その更正の理由を附記しなければならない（所法155②）。

(注) 白色申告者に対して、平成25年1月1日以後に行う不利益処分については、その処分の理由を附記しなければならない。

ただし、平成25年において記帳・帳簿保存義務が課されていない者に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されている。

3 推計による更正又は決定

納税者の中には、帳簿書類の備付けがないなどのために、総収入金額や必要経費を確認することができない場合もある。これらの者については、総収入金額から必要経費を控除して所得金額を算出する本来の計算方法以外の方法で所得金額を更正又は決定することとなる。

そこで、所得税法では、白色申告者については、①財産の価額若しくは債務の金額の増減、②収入若しくは支出の状況又は販売量、従業員数その他事業の規模により、その者の所得金額などを合理的に推計して更正又は決定することができる（所法156）。

白色申告者といえども、実際の金額が確認できない場合に、初めて推計が許される。

具体的には、①主要な帳簿の備付けがない、②記録が不正確で信ぴょう性がない、③資料の提示を拒むなど、調査に協力的でない場合に、所得金額を推計によって計算することができる。

（注） 所得税法上の更正又は決定に関する特別な規定は、上記以外のものでは、同族会社等の行為又は計算の否認規定がある（所法157）。また、更正・決定により、源泉徴収税額及び予定納税額に過納が生じた場合には、これを還付する（所法159、160）。

第10章 雑則及び罰則

第1節 雑則

所得税法等の法令においては、課税標準などの基礎となる事実を明確にし、確実に把握するために、配当等の支払者等に対して、一定の場合に支払調書や源泉徴収票などを作成し、税務署長への提出義務を課するとともに、受給者への交付義務を課している。

この節では、その支払調書の提出義務などを定めた雑則について学習する。

なお、その他、白色申告者の記帳・記録保存制度についても学習する。

学習のポイント

- 1 支払調書の提出等の義務は、どのようなものか
- 2 白色申告者の記帳・記録保存制度とは、どのようなものか

1 支払調書等の提出等の義務

給与、利子、配当あるいは特定の報酬・料金などの支払者は、一定の内容の支払調書や源泉徴収票等を所轄税務署長に提出し、同様に、受給者に対しても一定の内容のものを交付しなければならないこととされている（所法225～228の4、231）。

なお、所轄税務署長への提出方法は、①e-Tax、②光ディスク（CD・DVD等）及び③書面のいずれかであるが、令和3年1月1日以後、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった法定調書の提出枚数が100枚以上の場合は、①e-Tax又は②光ディスク（CD・DVD等）による提出が義務化されている（所法228の4）。

（注）令和4年1月1日以後は、あらかじめ届け出ることによって、一定のクラウド等に記録することにより提出することもできる。

【主な法定調書の概要】

法定調書の種類	提出期限	提出範囲
利子等の支払調書	翌年1月31日 ただし1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は、支払確定日（無記名のものについては支払った日。以下同じ。）の翌月末日	支払金額が年3万円を超えるもの。ただし、1回の支払ごとに支払調書を作成する場合は1万円（計算期間が6か月以上1年未満のときは5,000円、6か月未満のときは2,500円）を超えるもの （注）原則として法人に支払われるものについてのみ提出を要する。
配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	支払確定日から1か月以内	1回に支払うべき金額が3万円を超える（計算期間が1年未満の場合は1万5千円）もの

第10章 雑則及び罰則

法定調書の種類	提出期限	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	翌年1月31日	(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (2) バー、キャバレーのホステス等の報酬、料金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (3) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (4) 広告宣伝のための賞金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (5) 馬主が受ける競馬の賞金 …その年中に1回の支払賞金額が75万円を超えるものの支払を受けた者に係るその年中の全ての支払金額 (6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの (7) (1)から(6)以外の報酬、料金等 …同一人に対するその年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
株式等の譲渡の対価等の支払調書	翌年1月31日 ただし「特例方式」による場合には、支払の確定した日の属する月の翌月末日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円を超えるもの ただし「特例方式」による場合には、一回の支払金額が30万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	翌年1月31日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの
不動産等の譲受けの対価の支払調書	翌年1月31日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が100万円を超えるもの
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	翌年1月31日	同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるもの
給与所得の源泉徴収票	翌年1月31日 ただし、年の中途中で退職した人のものについては、その退職後1か月以内	同一人に対するその年中の給与等の支払金額が次に掲げる金額を超えるもの (1) 年末調整をしたもの イ 法人の役員……………150万円 ロ 弁護士、公認会計士、税理士等……………250万円 ハ 上記イ、ロ以外の受給者……………500万円 (2) 年末調整をしなかったもの イ 法人の役員、乙欄又は丙欄適用者……………50万円 ロ 中途退職者、災害被害者……………250万円 ハ 年末調整未済者……………2,000万円
退職所得の源泉徴収票	退職後1か月以内	法人等の役員等であった人に支払うもの
公的年金等の源泉徴収票	翌年1月31日	(1) 扶養親族等申告書を提出したもの その年中の支払金額の合計額が60万円を超えるもの (2) 上記(1)以外 その年中の支払金額の合計額が30万円を超えるもの

(注) 「給与所得の源泉徴収票」、「退職所得の源泉徴収票」及び「公的年金等の源泉徴収票」は、上記の提出範囲にかかわらず、全ての受給者について作成の上、翌年1月31日まで（年の中途中で退職した者の場合は、退職後1か月以内）に受給者に交付しなければならない（所法226）。

2 白色申告者の帳簿書類の備付け等

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う白色申告者又は法164条第1項各号の国内源泉所得を生じる業務を行う非居住者（白色申告者）は、一定の帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法により記録し、かつ、その帳簿及び関係書類を整理して7年間（一定のものは5年間）保存しなければならない（所法232①、所規102）。

また、令和4年分以後、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える者は、現金預金取引等関係書類を保存しなければならない（所法232②、所規102）。

（注）一定の要件の下、電子計算機を使用して作成する帳簿及び書類に係る電磁的記録をもって、帳簿書類等の保存に代えることができる（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）。

3 財産債務調書の提出

確定申告書を提出すべき者又は提出することができる者が、総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する場合には、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した財産債務調書をその年の翌年の6月30日までに税務署長に提出しなければならない（国外送金等調書法6の2①）。

その他、居住者は、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する場合には、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額等を記載した財産債務調書をその年の翌年の6月30日までに税務署長に提出しなければならない（国外送金等調書法6の2③）。

4 国外財産調書の提出

その年の12月31日に5,000万円を超える国外財産を有する居住者（非永住者を除く。）は、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載した国外財産調書をその年の翌年の6月30日までに税務署長に提出しなければならない。

なお、国外財産調書の提出義務がある者は、確定申告書の提出義務がない場合であっても、国外財産調書の提出をしなければならない（国外送金等調書法5）。

第2節 罰則

所得税の申告納税制度を有効に維持するとともに、納税義務者に課された各種義務が適正に果たされるための担保として、国税通則法には加算税、所得税法には罰則の規定が設けられている。この節では、その罰則の概要について学習する。

学習のポイント

罰則とは、どのようなものか

納税義務、その他各種義務の違反者に対しては、加算税のほかに次表のように刑事上の制裁としての刑事罰が課される。

罰 則 関 係 (例示)

脱税犯	申告納税	懲役10年以下 罰金1,000万円以下 (脱税額が1,000万円を超える場合は、その脱税額以下)	所法238
	源泉徴収	脱税犯 懲役10年以下 罰金100万円以下 (脱税額が100万円を超える場合は、その脱税額以下)	所法239
		不納付犯 懲役10年以下 罰金200万円以下 (脱税額が200万円を超える場合は、その脱税額以下)	所法240
秩序犯	単純無申告犯	懲役1年以下 罰金50万円以下	所法241
	国外財産調書の不提出・虚偽記載	懲役1年以下 罰金50万円以下	国外送金等 調書法10
	その他の秩序犯	懲役1年以下 罰金50万円以下	所法242
その他	秘密漏洩の罪 (守秘義務違反)	懲役2年以下 罰金100万円以下	通則法127
	煽動犯	懲役3年以下 罰金20万円以下	通則法126

- (注) 1 脱税犯とは、偽りその他不正な行為により税を免れることを内容とする犯罪をいう。
2 秩序犯とは、行政上の各種の義務規定に違反する行為（不作為を含む。）を内容とする犯罪をいう。

第11章 復興特別所得税

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」が創設された。これにより平成25年から令和19年までの各年分の確定申告及び源泉徴収については、所得税及び復興特別所得税を併せて申告・徴収・納税することになる。

復興特別所得税の概要等は以下のとおりである。

1 納税義務者

所得税を納める義務のある者は、復興特別所得税も併せて納める義務がある（復興財確法8①）。

2 課税対象

平成25年から令和19年までの各年分の基準所得税額（下記3参照）が、復興特別所得税の課税対象となる（復興財確法9①）。

（注） 給与所得者は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されている。

3 基準所得税額

基準所得税額は、次の表のとおりである（復興財確法10一～三）。

（注） その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者については、外国税額控除額を控除する前の所得税額となる。

区 分		基準所得税額
居 住 者	非永住者以外	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国外源泉所得以外の所得及び国外源泉所得で国内払のもの又は国外から送金されたものに対する所得税額
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額

4 課税標準

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額である（復興財確法12）。

5 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることになる（復興財確法13）。

$$\text{（算式）復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者のうち控除対象外国所得税額が所得税の控除限度額を超える者については、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から控除することができる。ただし、その年分の復興特別所得税額のうち国外所得に対応する部分の金額が限度とされる（復興財確法14④、復興特別所得税に関する政令3）。

6 所得税及び復興特別所得税の予定納税

平成25年から令和19年までの各年分において、予定納税基準額及びその予定納税基準額に100分の2.1を乗じて計算した金額の合計額が15万円以上である者は、所得税及び復興特別所得税の予定納税をすることになる（復興財確法16①）。

7 確定申告

平成25年から令和19年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければならない。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになる（復興財確法17）。

8 所得税及び復興特別所得税の納付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した者は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することになる（復興財確法18）。

9 所得税及び復興特別所得税の還付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した者について、所得税及び復興特別所得税の額の計算上控除しきれない予定（特別）税額及び源泉徴収（特別）税額があるときは、その控除しきれない金額が還付される（復興財確法19）。

10 源泉徴収等

(1) 源泉徴収

源泉徴収義務者は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際、その所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期限までに、これを納付することになる（復興財確法8②、28①）。

(2) 年末調整

給与等の年末調整をする源泉徴収義務者は、平成25年から令和19年までの各年分においては、所得税及び復興特別所得税の年末調整を併せて行うことになる（復興財確法30）。

第12章 震災特例法

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（以下「東日本大震災」という。）の被災者等の負担の軽減を図る目的で、震災特例法が平成23年4月27日に公布・施行された。

震災特例法の概要等は以下のとおりである。

1 雑損控除の特例及び雑損失の繰越控除の特例

東日本大震災により雑損控除の対象となる住宅・家財等について生じた損失について、次の措置が講じられた（適用は震災特例法の公布の日）。

(1) 雑損控除及び繰越控除の特例

納税者の選択により、東日本大震災に伴う損失について平成22年分所得税にて雑損控除の適用ができ（震災特例法4①、所法72）、総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額の繰越控除期間が3年から5年に延長された（震災特例法5①、所法71）。

(2) 雑損控除の計算

雑損控除額は、次のうちいずれか多い金額

- ① 差引損失額－総所得金額等の合計額×10%
- ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

※ 震災により被害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には「損失額の合理的な計算方法」により計算することができる。

2 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例及び純損失の繰越控除等の特例

(1) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例

棚卸資産、事業用資産等につき東日本大震災により生じた損失は、納税者の選択により、平成22年分の所得金額の計算上、必要経費に算入することができる。

- イ 棚卸資産の損失の金額（震災特例法6①）。
- ロ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産の損失の金額（震災特例法6②、所法51①）。
- ハ 山林の損失の金額（震災特例法6③、所法51③）。
- ニ 不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる資産の損失の金額（震災特例法6④、所法51④）。

(2) 純損失の繰越控除の特例及び繰戻し還付の特例

イ 青色申告者が、上記(1)イからハまでを適用し、平成22年にて生じた純損失の金額は、平成21年分の所得へ繰戻し還付請求をすることができる（震災特例法6、震災

特例令 8 ①、所法140, 142)。

ロ 平成23年において生じた純損失の金額の繰越控除期間を 3 年から 5 年に延長する（震災特例法 7 ①～③、震災特例令 9、所法70）。

3 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除

(1) 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例

個人が平成23年 3 月11日から平成25年12月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、震災関連寄附金を支出した場合の各年分の寄附金控除額は、総所得金額等の80%（所得税法では40%）相当額を限度とする（震災特例法 8 ①、所法78）。

(2) 特定震災指定寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除

個人が指定期間内に支出した特定震災指定寄附金については、その年中に支出した額の合計額が 2 千円を超える場合には、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を控除することができる（震災特例法 8 ②）。

4 被災代替船舶の特別償却

個人が平成23年 3 月11日から令和 8 年 3 月31日までの間に、東日本大震災により滅失・損壊した船舶の代替資産の取得等をし、事業の用に供した場合、その減価償却資産の取得価額に、その取得時期に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができる（震災特例法11の二、震災特例令13の二）。

- (注) 1 令和 5 年 3 月31日までに事業の用に供した建物、構築物又は機械及び装置については、改正前の被災代替資産等の特別償却が適用できる（令 5 改正所法附則61）。
- 2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までに事業の用に供した建物、構築物又は機械及び装置については、改正前の被災代替資産等の特別償却が適用できる措置が講じられている。ただし、対象となる建物、構築物又は機械及び装置は、やむを得ない事情により令和 5 年 3 月31日までに事業の用に供することができなかったことにつき証明がされたものとされている（令 5 改正所法附則61、令 5 改正震災税特令附則 2）。

5 特定の事業用資産の買換え（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例

(1) 特定の事業用資産の買換えの特例

個人が平成23年 3 月11日から令和 6 年 3 月31日までの間に、事業の用に供している一定の資産を譲渡した場合、その譲渡の日の年の12月31日までに、その譲渡資産に対応する資産（買換資産）を取得し、取得の日から 1 年以内に事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、課税を繰り延べることができる（震災特例法12①）。

(2) 適用時期及び手続

個人が平成23年 3 月11日以後に取得等をする買換資産について適用され、確定申告

書にこの特例の適用を受ける旨を記載し、一定の書類を添付する必要がある（震災特例法12⑥、震災特例規4）。

6 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例

住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人の家屋が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合で、住宅借入金等の金額を有するときは、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる（震災特例法13①②、震災特例令15、措法41、41の3の2）。

7 災害減免法による所得税の減免の特例

東日本大震災により住宅又は家財に被害を受けた者で、雑損控除の特例の適用を受けない場合には、選択により、平成22年分の所得税について災害減免法による所得税の軽減又は免除を受けることができる（震災特例法4①、災害減免法2）。

8 申告・納付等の期限延長（平成22年分）

(1) 地域指定による期限延長

岩手県、宮城県、福島県、青森県及び茨城県に納税地を有する者は、東日本大震災以後に到来する申告・納付等の期限については、以下のとおり（通則法11、通則令3①）。

平成23年7月29日・・・青森県及び茨城県

平成23年9月30日・・・岩手県、宮城県及び福島県（いずれも一部地域）

平成23年12月15日・・・岩手県及び宮城県（いずれも一部地域）

平成24年4月2日・・・宮城県の一部地域

平成26年3月31日・・・福島県の一部地域（ただし、手続期間 平成27年3月31日まで）

(2) 個別指定による期限延長

東日本大震災により、申告・納付等ができない者は、税務署長に申請し承認を受けることにより、申告・納付等の期限延長（災害のやんだ日から2か月以内）が認められる（通則法11、通則令3②③）。

9 納税の猶予

(1) 納期限前の国税の納税の猶予

東日本大震災により財産に損失を受けた場合には、災害のやんだ日から2か月以内に税務署長に申請し承認を受けることにより、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができる（通則法46①）。

(2) 納期限を経過した国税の納税の猶予

東日本大震災により被害を受けたことに基づき、納期限を経過した国税の納付が困難と認められる場合又は(1)によっても納付することが困難と認められる場合は、税務署長に申請し承認を受けることにより、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができる（通則法46②）。

第13章 新型コロナウイルスに係る所得税の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新型コロナ法」という。）が令和2年4月30日に公布・施行された。新型コロナ法の概要等は以下のとおりである。

1 給付金の非課税

都道府県、市町村又は特別区から給付される次の給付金について、所得税を課さないこととされた。

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から給付される財務省令で定める給付金（新型コロナ税法4①一、新型コロナ税法特規2①）
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から給付される児童手当法による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金（新型コロナ税法4①二、新型コロナ税法特規2②③）

2 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例制度

個人が、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの期間において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止若しくは延期又はその規模の縮小を行った文化芸術又はスポーツに関する行事で一定のものの入場料金等払戻請求権の全部又は一部を放棄した場合には、その放棄をした部分の払戻請求権相当額の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）について、寄附金控除（所法78）又は公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の3）の適用ができる（新型コロナ税法5①③）。

3 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

(1) 特別特定取得

住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをした個人が、特別特定取得をした家屋を、令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかった場合において、次に掲げる要件を満たすときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間の特例（措法41）を適用できる（新型コロナ税法6④⑤、新型コロナ税法特令4③）。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特

別特定取得をした家屋を令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかったこと

ロ 上記イの家屋の特別特定取得に係る契約が、次に掲げる住宅の取得等の区分に応じそれぞれ次に定める日までに締結されていること

(イ) 居住用家屋の新築又は認定住宅の新築 令和2年9月30日

(ロ) 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得、一定の居住の用に供する家屋の増改築等又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得 令和2年11月30日

ハ 上記イの家屋を令和3年1月1日から同年12月31日までの間にその者の居住の用に供すること。

(2) 既存住宅の増改築等

既存住宅の取得をし、かつ、当該既存住宅をその者の居住の用に供する前に当該既存住宅の増改築等をした個人が、当該既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合において、次に掲げる要件を満たすときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措法41）を適用できる（新型コロナ税法6①②、新型コロナ税特令4①）。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかったこと

ロ 上記イの既存住宅につき行う増改築等に係る契約が、当該既存住宅の取得をした日から5月を経過する日又は新型コロナ税法の施行の日（令和2年4月30日）から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結されていること

ハ 上記イの既存住宅の増改築等の日から6月以内に当該既存住宅をその者の居住の用に供すること

（注）要耐震改修住宅の取得をし、一定の日までに耐震改修に係る契約を締結している個人が、当該要耐震改修住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかった場合についても、同様の措置が講じられている（新型コロナ税法6③）。

(3) 居住の用に供する期間の特例

イ 住宅の新築取得等で特別特例取得に該当するものをした個人は、その特別取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例並びにこれらの控除の控除期間の3年間延長の特例を適用することができる（新型コロナ税法6の2①）。

ロ 個人又は住宅被災者が、国内において、特例居住用家屋の新築取得等で特例特別特例取得に該当するものをした場合には、上記イの特例を適用することができる。

ただし、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用できない。

(注) 1 上記イの「特別特例取得」及び上記ロの「特例特別特例取得」とは、現行の消費税率により取得したものであって、その契約が次の期間内に締結されているものをいう（新型コロナ税法6の2②⑩、新型コロナ税特令4の2①⑭）。

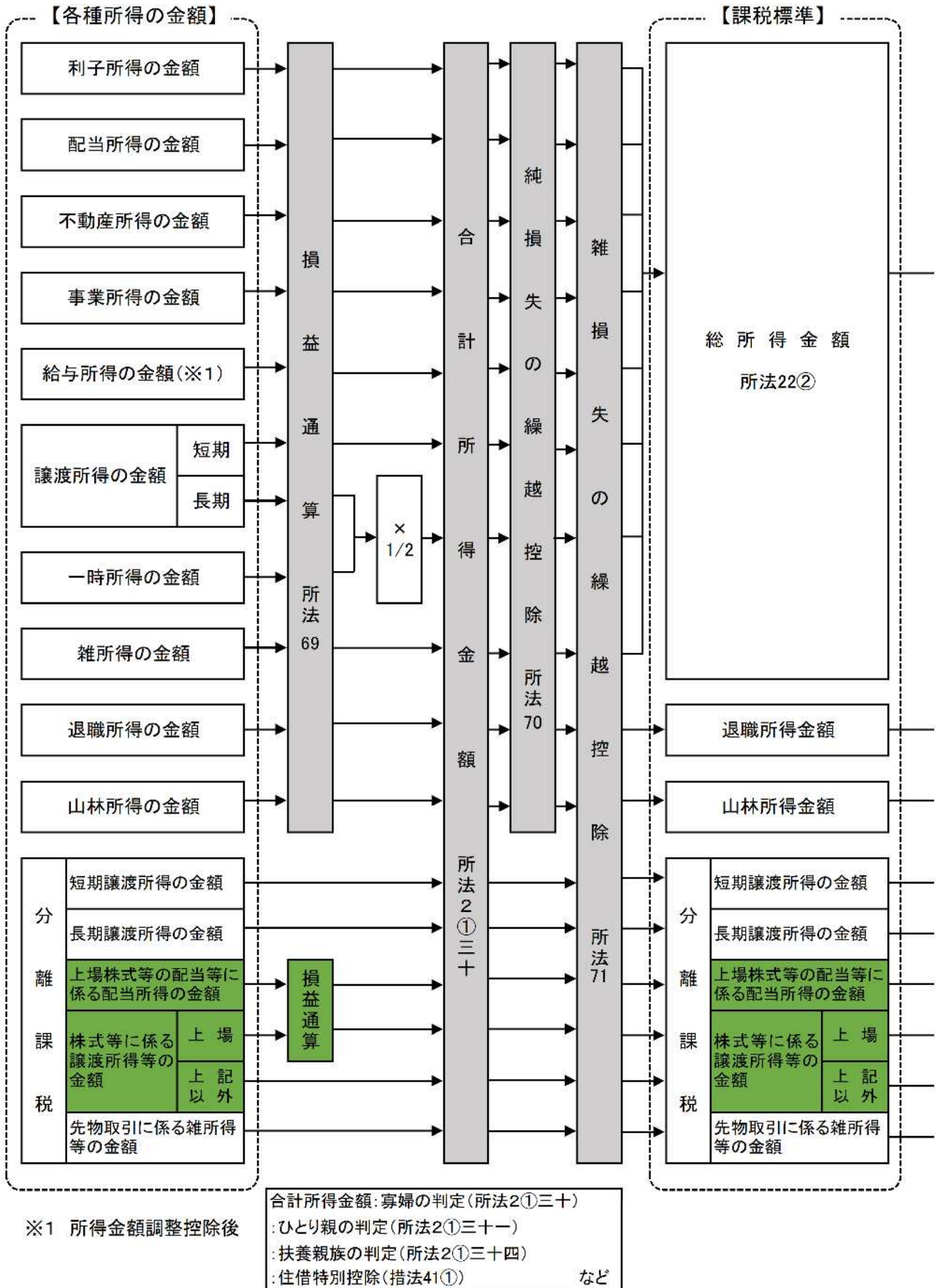
- ・家屋の新築の場合…令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
- ・家屋の取得又は家屋の増改築等の場合…令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

2 上記ロの「特例居住用家屋」とは、居住の用に供する次の家屋をいう（新型コロナ税法6の2④、新型コロナ税特令4の2②）。

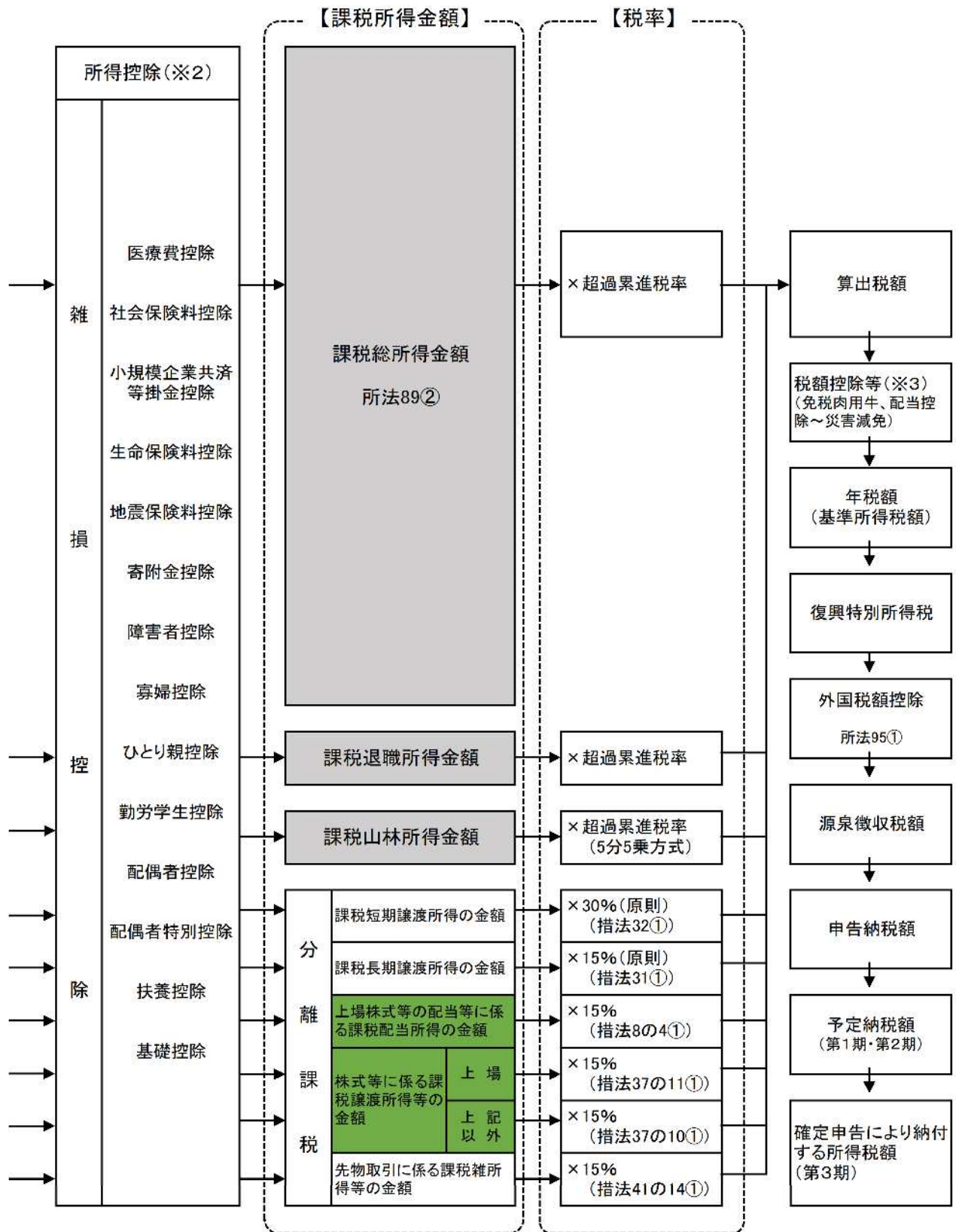
- ・一棟の家屋で床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの
- ・一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その区分所有する部分の床面積が40㎡以上50㎡未満であるもの

(参 考)

○ 所得税額の計算の仕組み



○ 所得税額の計算の仕組み



※2 所法87①

※3 措通41の19の4-4

(注) 以下に掲載した源泉徴収税額表は、令和6年分の給与等について、所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収する際に使用するものである。

給与所得の源泉徴収税額表（令和6年分）

月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	0	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	0	0	23,300
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	0	0	0	23,900
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	0	0	0	24,400
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	0	0	0	25,000
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	0	0	0	25,500
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	0	0	0	26,100
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	0	0	0	26,800
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	0	0	0	27,400
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	0	0	0	28,400
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	0	0	0	29,300
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	0	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	0	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	0	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	0	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	0	0	34,400
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	0	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	39,400
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	0	0	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	0	0	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	0	0	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	0	0	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	0	0	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	0	0	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	0	0	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	0	0	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	0	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	0	0	0	49,700

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0	0	0	50,900
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0	0	0	52,100
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160	0	0	52,900
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280	0	0	53,700
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400	0	0	54,500
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	520	0	0	55,200
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	640	0	0	56,100
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	770	0	0	56,900
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	890	0	0	57,800
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	1,010	0	0	58,800
320,000	323,000	10,140	7,600	5,980	4,370	2,750	1,130	0	0	59,800
323,000	326,000	10,380	7,720	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	60,900
326,000	329,000	10,630	7,840	6,230	4,610	2,990	1,380	0	0	61,900
329,000	332,000	10,870	7,960	6,350	4,740	3,110	1,500	0	0	62,900
332,000	335,000	11,120	8,090	6,470	4,860	3,240	1,620	0	0	63,900
335,000	338,000	11,360	8,210	6,600	4,980	3,360	1,750	130	0	64,900
338,000	341,000	11,610	8,370	6,720	5,110	3,480	1,870	260	0	66,000
341,000	344,000	11,850	8,620	6,840	5,230	3,600	1,990	380	0	67,000
344,000	347,000	12,100	8,860	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	68,000
347,000	350,000	12,340	9,110	7,090	5,470	3,850	2,240	620	0	69,000
350,000	353,000	12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0	70,000
353,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	71,100
356,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	2,600	990	0	72,100
359,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	2,730	1,110	0	73,100
362,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0	74,200
365,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	75,200
368,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	76,200
371,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,830	3,220	1,600	0	77,100
374,000	377,000	14,550	11,310	8,190	6,580	4,950	3,340	1,730	100	78,100
377,000	380,000	14,790	11,560	8,320	6,700	5,070	3,460	1,850	220	79,000
380,000	383,000	15,040	11,800	8,570	6,820	5,200	3,580	1,970	350	79,900
383,000	386,000	15,280	12,050	8,810	6,940	5,320	3,710	2,090	470	81,400
386,000	389,000	15,530	12,290	9,060	7,070	5,440	3,830	2,220	590	83,100
389,000	392,000	15,770	12,540	9,300	7,190	5,560	3,950	2,340	710	84,700
392,000	395,000	16,020	12,780	9,550	7,310	5,690	4,070	2,460	840	86,500
395,000	398,000	16,260	13,030	9,790	7,430	5,810	4,200	2,580	960	88,200
398,000	401,000	16,510	13,270	10,040	7,560	5,930	4,320	2,710	1,080	89,800
401,000	404,000	16,750	13,520	10,280	7,680	6,050	4,440	2,830	1,200	91,600
404,000	407,000	17,000	13,760	10,530	7,800	6,180	4,560	2,950	1,330	93,300
407,000	410,000	17,240	14,010	10,770	7,920	6,300	4,690	3,070	1,450	95,000
410,000	413,000	17,490	14,250	11,020	8,050	6,420	4,810	3,200	1,570	96,700
413,000	416,000	17,730	14,500	11,260	8,170	6,540	4,930	3,320	1,690	98,300
416,000	419,000	17,980	14,740	11,510	8,290	6,670	5,050	3,440	1,820	100,100
419,000	422,000	18,220	14,990	11,750	8,530	6,790	5,180	3,560	1,940	101,800
422,000	425,000	18,470	15,230	12,000	8,770	6,910	5,300	3,690	2,060	103,400
425,000	428,000	18,710	15,480	12,240	9,020	7,030	5,420	3,810	2,180	105,200
428,000	431,000	18,960	15,720	12,490	9,260	7,160	5,540	3,930	2,310	106,900
431,000	434,000	19,210	15,970	12,730	9,510	7,280	5,670	4,050	2,430	108,500
434,000	437,000	19,450	16,210	12,980	9,750	7,400	5,790	4,180	2,550	110,300
437,000	440,000	19,700	16,460	13,220	10,000	7,520	5,910	4,300	2,680	112,000

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	20,090	16,700	13,470	10,240	7,650	6,030	4,420	2,800	113,600
443,000	446,000	20,580	16,950	13,710	10,490	7,770	6,160	4,540	2,920	115,400
446,000	449,000	21,070	17,190	13,960	10,730	7,890	6,280	4,670	3,040	117,100
449,000	452,000	21,560	17,440	14,200	10,980	8,010	6,400	4,790	3,170	118,700
452,000	455,000	22,050	17,680	14,450	11,220	8,140	6,520	4,910	3,290	120,500
455,000	458,000	22,540	17,930	14,690	11,470	8,260	6,650	5,030	3,410	122,200
458,000	461,000	23,030	18,170	14,940	11,710	8,470	6,770	5,160	3,530	123,800
461,000	464,000	23,520	18,420	15,180	11,960	8,720	6,890	5,280	3,660	125,600
464,000	467,000	24,010	18,660	15,430	12,200	8,960	7,010	5,400	3,780	127,300
467,000	470,000	24,500	18,910	15,670	12,450	9,210	7,140	5,520	3,900	129,000
470,000	473,000	24,990	19,150	15,920	12,690	9,450	7,260	5,650	4,020	130,700
473,000	476,000	25,480	19,400	16,160	12,940	9,700	7,380	5,770	4,150	132,300
476,000	479,000	25,970	19,640	16,410	13,180	9,940	7,500	5,890	4,270	134,000
479,000	482,000	26,460	20,000	16,650	13,430	10,190	7,630	6,010	4,390	135,600
482,000	485,000	26,950	20,490	16,900	13,670	10,430	7,750	6,140	4,510	137,200
485,000	488,000	27,440	20,980	17,140	13,920	10,680	7,870	6,260	4,640	138,800
488,000	491,000	27,930	21,470	17,390	14,160	10,920	7,990	6,380	4,760	140,400
491,000	494,000	28,420	21,960	17,630	14,410	11,170	8,120	6,500	4,880	142,000
494,000	497,000	28,910	22,450	17,880	14,650	11,410	8,240	6,630	5,000	143,700
497,000	500,000	29,400	22,940	18,120	14,900	11,660	8,420	6,750	5,130	145,200
500,000	503,000	29,890	23,430	18,370	15,140	11,900	8,670	6,870	5,250	146,800
503,000	506,000	30,380	23,920	18,610	15,390	12,150	8,910	6,990	5,370	148,500
506,000	509,000	30,880	24,410	18,860	15,630	12,390	9,160	7,120	5,490	150,100
509,000	512,000	31,370	24,900	19,100	15,880	12,640	9,400	7,240	5,620	151,600
512,000	515,000	31,860	25,390	19,350	16,120	12,890	9,650	7,360	5,740	153,300
515,000	518,000	32,350	25,880	19,590	16,370	13,130	9,890	7,480	5,860	154,900
518,000	521,000	32,840	26,370	19,900	16,610	13,380	10,140	7,610	5,980	156,500
521,000	524,000	33,330	26,860	20,390	16,860	13,620	10,380	7,730	6,110	158,100
524,000	527,000	33,820	27,350	20,880	17,100	13,870	10,630	7,850	6,230	159,600
527,000	530,000	34,310	27,840	21,370	17,350	14,110	10,870	7,970	6,350	161,000
530,000	533,000	34,800	28,330	21,860	17,590	14,360	11,120	8,100	6,470	162,500
533,000	536,000	35,290	28,820	22,350	17,840	14,600	11,360	8,220	6,600	164,000
536,000	539,000	35,780	29,310	22,840	18,080	14,850	11,610	8,380	6,720	165,400
539,000	542,000	36,270	29,800	23,330	18,330	15,090	11,850	8,630	6,840	166,900
542,000	545,000	36,760	30,290	23,820	18,570	15,340	12,100	8,870	6,960	168,400
545,000	548,000	37,250	30,780	24,310	18,820	15,580	12,340	9,120	7,090	169,900
548,000	551,000	37,740	31,270	24,800	19,060	15,830	12,590	9,360	7,210	171,300
551,000	554,000	38,280	31,810	25,340	19,330	16,100	12,860	9,630	7,350	172,800
554,000	557,000	38,830	32,370	25,890	19,600	16,380	13,140	9,900	7,480	174,300
557,000	560,000	39,380	32,920	26,440	19,980	16,650	13,420	10,180	7,630	175,700
560,000	563,000	39,930	33,470	27,000	20,530	16,930	13,690	10,460	7,760	177,200
563,000	566,000	40,480	34,020	27,550	21,080	17,200	13,970	10,730	7,900	178,700
566,000	569,000	41,030	34,570	28,100	21,630	17,480	14,240	11,010	8,040	180,100
569,000	572,000	41,590	35,120	28,650	22,190	17,760	14,520	11,280	8,180	181,600
572,000	575,000	42,140	35,670	29,200	22,740	18,030	14,790	11,560	8,330	183,100
575,000	578,000	42,690	36,230	29,750	23,290	18,310	15,070	11,830	8,610	184,600
578,000	581,000	43,240	36,780	30,300	23,840	18,580	15,350	12,110	8,880	186,000
581,000	584,000	43,790	37,330	30,850	24,390	18,860	15,620	12,380	9,160	187,500
584,000	587,000	44,340	37,880	31,410	24,940	19,130	15,900	12,660	9,430	189,000
587,000	590,000	44,890	38,430	31,960	25,490	19,410	16,170	12,940	9,710	190,400

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	45,440	38,980	32,510	26,050	19,680	16,450	13,210	9,990	191,900
593,000	596,000	46,000	39,530	33,060	26,600	20,130	16,720	13,490	10,260	193,400
596,000	599,000	46,550	40,080	33,610	27,150	20,690	17,000	13,760	10,540	194,800
599,000	602,000	47,100	40,640	34,160	27,700	21,240	17,280	14,040	10,810	196,300
602,000	605,000	47,650	41,190	34,710	28,250	21,790	17,550	14,310	11,090	197,800
605,000	608,000	48,200	41,740	35,270	28,800	22,340	17,830	14,590	11,360	199,300
608,000	611,000	48,750	42,290	35,820	29,350	22,890	18,100	14,870	11,640	200,700
611,000	614,000	49,300	42,840	36,370	29,910	23,440	18,380	15,140	11,920	202,200
614,000	617,000	49,860	43,390	36,920	30,460	23,990	18,650	15,420	12,190	203,700
617,000	620,000	50,410	43,940	37,470	31,010	24,540	18,930	15,690	12,470	205,100
620,000	623,000	50,960	44,500	38,020	31,560	25,100	19,210	15,970	12,740	206,700
623,000	626,000	51,510	45,050	38,570	32,110	25,650	19,480	16,240	13,020	208,100
626,000	629,000	52,060	45,600	39,120	32,660	26,200	19,760	16,520	13,290	209,500
629,000	632,000	52,610	46,150	39,680	33,210	26,750	20,280	16,800	13,570	211,000
632,000	635,000	53,160	46,700	40,230	33,760	27,300	20,830	17,070	13,840	212,500
635,000	638,000	53,710	47,250	40,780	34,320	27,850	21,380	17,350	14,120	214,000
638,000	641,000	54,270	47,800	41,330	34,870	28,400	21,930	17,620	14,400	214,900
641,000	644,000	54,820	48,350	41,880	35,420	28,960	22,480	17,900	14,670	215,900
644,000	647,000	55,370	48,910	42,430	35,970	29,510	23,030	18,170	14,950	217,000
647,000	650,000	55,920	49,460	42,980	36,520	30,060	23,590	18,450	15,220	218,000
650,000	653,000	56,470	50,010	43,540	37,070	30,610	24,140	18,730	15,500	219,000
653,000	656,000	57,020	50,560	44,090	37,620	31,160	24,690	19,000	15,770	220,000
656,000	659,000	57,570	51,110	44,640	38,180	31,710	25,240	19,280	16,050	221,000
659,000	662,000	58,130	51,660	45,190	38,730	32,260	25,790	19,550	16,330	222,100
662,000	665,000	58,680	52,210	45,740	39,280	32,810	26,340	19,880	16,600	223,100
665,000	668,000	59,230	52,770	46,290	39,830	33,370	26,890	20,430	16,880	224,100
668,000	671,000	59,780	53,320	46,840	40,380	33,920	27,440	20,980	17,150	225,000
671,000	674,000	60,330	53,870	47,390	40,930	34,470	28,000	21,530	17,430	226,000
674,000	677,000	60,880	54,420	47,950	41,480	35,020	28,550	22,080	17,700	227,100
677,000	680,000	61,430	54,970	48,500	42,030	35,570	29,100	22,640	17,980	228,100
680,000	683,000	61,980	55,520	49,050	42,590	36,120	29,650	23,190	18,260	229,100
683,000	686,000	62,540	56,070	49,600	43,140	36,670	30,200	23,740	18,530	230,400
686,000	689,000	63,090	56,620	50,150	43,690	37,230	30,750	24,290	18,810	232,100
689,000	692,000	63,640	57,180	50,700	44,240	37,780	31,300	24,840	19,080	233,600
692,000	695,000	64,190	57,730	51,250	44,790	38,330	31,860	25,390	19,360	235,100
695,000	698,000	64,740	58,280	51,810	45,340	38,880	32,410	25,940	19,630	236,700
698,000	701,000	65,290	58,830	52,360	45,890	39,430	32,960	26,490	20,030	238,200
701,000	704,000	65,840	59,380	52,910	46,450	39,980	33,510	27,050	20,580	239,700
704,000	707,000	66,400	59,930	53,460	47,000	40,530	34,060	27,600	21,130	241,300
707,000	710,000	66,960	60,480	54,020	47,550	41,090	34,620	28,150	21,690	242,900
710,000	713,000	67,570	61,100	54,630	48,160	41,700	35,230	28,760	22,300	244,400
713,000	716,000	68,180	61,710	55,250	48,770	42,310	35,850	29,370	22,910	246,000
716,000	719,000	68,790	62,320	55,860	49,390	42,920	36,460	29,990	23,520	247,500
719,000	722,000	69,410	62,930	56,470	50,000	43,540	37,070	30,600	24,140	249,000
722,000	725,000	70,020	63,550	57,080	50,610	44,150	37,690	31,210	24,750	250,600
725,000	728,000	70,630	64,160	57,700	51,220	44,760	38,300	31,820	25,360	252,200
728,000	731,000	71,250	64,770	58,310	51,840	45,370	38,910	32,440	25,970	253,700
731,000	734,000	71,860	65,380	58,920	52,450	45,990	39,520	33,050	26,590	255,300
734,000	737,000	72,470	66,000	59,530	53,060	46,600	40,140	33,660	27,200	256,800
737,000	740,000	73,080	66,610	60,150	53,670	47,210	40,750	34,270	27,810	258,300

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
	税 額								
740,000円	円 73,390	円 66,920	円 60,450	円 53,980	円 47,520	円 41,050	円 34,580	円 28,120	円 259,800
740,000円を超え 780,000円に満た ない金額	740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 740,000円を超える金額の20.42%に相当する金額を加算した金額								259,800円に、 その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額のうち 740,000円を 超える金額の 40.84%に相当 する金額を加算 した金額
780,000円	円 81,560	円 75,090	円 68,620	円 62,150	円 55,690	円 49,220	円 42,750	円 36,290	
780,000円を超え 950,000円に満た ない金額	780,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 780,000円を超える金額の23.483%に相当する金額を加算した金額								
950,000円	円 121,480	円 115,010	円 108,540	円 102,070	円 95,610	円 89,140	円 82,670	円 76,210	
950,000円を超え 1,700,000円に満た ない金額	950,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 950,000円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額								
1,700,000円	円 374,180	円 367,710	円 361,240	円 354,770	円 348,310	円 341,840	円 335,370	円 328,910	
1,700,000円を超え 2,170,000円に満た ない金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 1,700,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								651,900円に、 その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額のうち 1,700,000円を 超える金額の 45.945%に相当 する金額を加算 した金額
2,170,000円	円 571,570	円 565,090	円 558,630	円 552,160	円 545,690	円 539,230	円 532,760	円 526,290	
2,170,000円を超え 2,210,000円に満た ない金額	2,170,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 2,170,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								
2,210,000円	円 593,340	円 586,870	円 580,410	円 573,930	円 567,470	円 561,010	円 554,540	円 548,070	
2,210,000円を超え 2,250,000円に満た ない金額	2,210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 2,210,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								
2,250,000円	円 615,120	円 608,650	円 602,190	円 595,710	円 589,250	円 582,790	円 576,310	円 569,850	
2,250,000円を超え 3,500,000円に満た ない金額	2,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち 2,250,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
	税 額								税 額
3,500,000円	円 1,125,620	円 1,119,150	円 1,112,690	円 1,106,210	円 1,099,750	円 1,093,290	円 1,086,810	円 1,080,350	651,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,700,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額
3,500,000円を超える金額	3,500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,500,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額								従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額	従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額								

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人
 - まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）が扶養控除等申告書に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、その数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わる場所に記載されている金額を求めます。これが求める税額です。
 - 扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。
 - (2)及び(3)の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限り、その数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わる場所に記載されている金額（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。）の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額）を求めます。これが求める税額です。
- 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。）

その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じた「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わる場所に記載されている金額（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。）の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額）を求めます。これが求める税額です。

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和6年分）

（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））

賞与の金額に 乗ずべき率	甲							
	扶 養 親 族 等 の 数							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495 千円以上		3,527 千円以上		3,559 千円以上		3,590 千円以上	

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ2「税額表の使い方」をご覧ください。
- 「社会保険料等」とは、所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び同法第75条第2項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいいます。
また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

- 「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（4に該当するものを除きます。）
 - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
 - 次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（その申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除きます。また、扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類（その国外居住親族である扶養親族等が年齢30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族であり、かつ、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、親族に該当する旨を証する書類及び留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人に該当する旨を証する書類）が扶養控除等申告書等に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限り、）の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
 - (2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

甲								乙	
扶 養 親 族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上			
前 月 の 社 会 保 険 料 等 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	523		
444	470	472	496	499	521	523	545		222
470	503	496	525	521	547	545	571		
503	534	525	557	547	582	571	607		
534	570	557	597	582	623	607	650		
570	662	597	677	623	693	650	708		
662	768	677	792	693	815	708	838	222	293
768	806	792	831	815	856	838	880		
806	849	831	875	856	900	880	926		
849	896	875	923	900	950	926	978		
896	959	923	987	950	1,015	978	1,043		
959	1,036	987	1,066	1,015	1,096	1,043	1,127	293	524
1,036	1,409	1,066	1,434	1,096	1,458	1,127	1,482		
1,409	1,555	1,434	1,555	1,458	1,555	1,482	1,583		
1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	524	1,118
2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
3,622 千円以上		3,654 千円以上		3,685 千円以上		3,717 千円以上		1,118 千円以上	

2 1の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

3 扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）

- (1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。
- (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
- (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年3月31日財務省告示第115号（令和2年3月31日財務省告示第81号改正）第3項第1号イ(2)若しくはロ(2)又は第2号の規定により、月額表を使って税額を計算します。

5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。

令和 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の

申告書 (分離課税用)

F A 2 4 0 1

住所

氏名

整理番号

一連番号

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法	措法	罰法	
所法	措法	罰法	
所法	措法	罰法	

第三表

(令和四年分以降用)

○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㉞			
			軽減分	㉟			
		長期譲渡	一般分	㊱			
			特定分	㊲			
		譲渡	軽減分	㊳			
			一般株式等の譲渡	㊴			
			上場株式等の譲渡	㊵			
			上場株式等の配当等	㊶			
			先物取引	㊷			
		所得金額	分離課税	山林	㊸		
退職	㊹						
短期譲渡	一般分			㉞			
		軽減分	㉟				
長期譲渡	一般分	㊱					
	特定分	㊲					
譲渡	軽減分	㊳					
	一般株式等の譲渡	㊴					
	上場株式等の譲渡	㊵					
	上場株式等の配当等	㊶					
	先物取引	㊷					
税金の計算	課税される所得金額	山林	㊸				
		退職	㊹				
		総合課税の合計額 (申告書第一表の㉑)	㉒				
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉓)	㉔				
	㉒	対応分	㊿			000	
	㉓	対応分	㊿			000	
	㉔	対応分	㊿			000	
	㊿	対応分	㊿			000	
	㊿	対応分	㊿			000	
	㊿	対応分	㊿			000	
	㊿	対応分	㊿			000	

税金の計算	税額	㉗	対応分	㉘		
		㉙	対応分	㉚		
		㉛	対応分	㉜		
		㉝	対応分	㉞		
		㉟	対応分	㊱		
		㊲	対応分	㊳		
		㊴	対応分	㊵		
		㊶	対応分	㊷		
		㊸	対応分	㊹		
		㊺	対応分	㊻		
	㊼から㊽までの合計 (申告書第一表の㊾に転記)	㊾				
その他	株式等	本年分の㉗、㉘から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊿			
	配当等	本年分の㉙から差し引く繰越損失額	㊿			
	先物取引	本年分の㉛から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊿			
			㊿			

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額			㉟	
特別控除額の合計額			㊱	

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	㊱	
------------------------	---	--

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理番号

取得資産

入力

申告区分

申告等年月日

通算

特別期間

令和00年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガタ名氏	事務所所在地	依頼先
事業所所在地	氏名 （印影） 電話番号 （事業所）	氏名 （名称）	税理士等
業種名	加入団体名	電話番号	
	屋号		

整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日 計 算 書 (白) 月 日 至 月 日 (日)

提出用 (令和五年分以降用)

科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)	科 目	金額 (円)
売上(収入)金額 (総収入を含む)	①	消耗品費	①	貸倒引当金	①
期首商品(製品)高 棚卸	②	減価償却費	②	繰上引当金	②
仕入金繰(製品)高 棚卸	③	福利厚生費	③	計	③
小計(②+③)	④	給料賃金	④	寄附者給与	④
期末商品(製品)高 棚卸	⑤	外注上賃	⑤	貸倒引当金	⑤
差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑥	繰入金額	⑥
差引金額 (①-⑥)	⑦	地代家賃	⑦	等	⑦
租税公課	⑧	貸倒金	⑧	計	⑧
荷造運賃	⑨		⑨	青色申告特別控除前の所得金額 (⑧+⑩-⑪)	⑩
水道光熱費	⑩		⑩	青色申告特別控除額	⑪
旅費交通費	⑪		⑪	所得金額 (⑩-⑪)	⑫
通信費	⑫		⑫		⑬
広告伝費	⑬	雑費	⑬		⑭
接待交際費	⑭	計	⑭		⑮
損害保険料	⑮	差引金額 (⑦-⑭)	⑮		⑯
修繕費	⑯		⑯		⑰

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔
㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜

令和 年分

フリガナ
氏名

整理番号
F A 3 0 2 6

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
貸出 消費税 雑収入		
計		
うち うち		

提出用 (令和五年分以降用)

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	給与	支給料	給付金		所得税及び住民税特別 所得税の源泉徴収税額
					円	円	
その他(人分)							
計							

○専従者給与の内訳

氏名	年齢	従事月数	給与	支給料	給付金		所得税及び住民税特別 所得税の源泉徴収税額
					円	円	
計							

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費控除額
計			

○青色申告特別控除額の計算(この計算に当たっては、「決算の引き」の「青色申告特別控除」の項を記入してください。)

本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	金額
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの損益計算書の金額を記入してください。)	⑦	
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑧	
65万円又は55万円 の青色申告特別控除を受ける場合	⑨	
上記以外	⑧	
の場合	⑨	

○貸倒引当金額の計算(この計算に当たっては、「決算の引き」の「貸倒引当金」の項を記入してください。)

個別評価による本年分繰入額	①	金額
本年における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸倒引当金の繰入額	②	
本年分繰入限度額	③	
繰入額	④	
本年分の貸倒引当金繰入額	⑤	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、通常の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

整理番号

F A 3 0 7 6

貸借対照表 (資産負債調)

製造原価の計算

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

(令和 年 月 日現在)

資産の部		負債・資本の部		科目	金額
科目	月日(期首) 円	月日(期末)	科目	月日(期首) 円	月日(期末) 円
現金			支払手形		
当座預金			買掛金		
定期預金			借入金		
その他の預金			未払金		
受取手形			前受金		
売掛金			預り金		
有価証券					
棚卸資産					
前払金					
貸付金			貸倒引当金		
建物					
建物附属設備					
機械装置					
車両運搬具					
工具器具備品					
土地					
事業主貸			事業主借		
合計			元入金		
			青色申告特別控除 前の所得金額		
			合計		

● 5万円又は50万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる範囲はできるだけ記入してください。
 (注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

(注) ②欄の金額は、1ページの「損益計算書」の②欄に併記してください。

令和〇〇年分収支内訳書(一般用)

あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して(確定申告書に添付してください。)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

(令和五年分以降用)

住所, 業種名, 業種名, 住所, 氏名, 電話番号, 加入団体名

整理番号

年月日 至 年月日

営業等 雑(業務)

令和 年 月 日

給料賃金の内訳

Table with columns: 氏名, 従事月数, 給料賃金, 合計, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額

税理士・介護上等の報酬・料金の内訳

Table with columns: 支払先の住所・氏名, 本年中の報酬等の金額, 必要経費及び復興特別所得税の源泉徴収額

事業専従者の氏名等

Table with columns: 氏名, 年齢, 続柄, 従事月数, 延べ従事月数

税務署整理欄

Grid for tax office sorting

Main table for income and expenses with numbered rows (1-21) and columns for category and amount

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

貸借対照表 (資産負債調)

科 目	資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
	月 日 (期首)	月 日 (期末)	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	借 入 金	円
普 通 預 金			未 払 金	
定 期 預 金			保 証 金 ・ 敷 金	
そ の 他 の 預 金				
受 取 手 形				
未 収 賃 貸 料				
未 収 金				
有 価 証 券				
前 払 金				
貸 付 金				
建 物				
建 物 附 属 設 備				
構 築 物				
船				
工 具 器 具 備 品				
土 地				
借 地 権				
公 共 施 設 負 担 金				
事 業 主 貸			事 業 主 借	
合 計			元 入 金	
			青 色 申 告 特 別 登 録 前 の 所 得 金 額	
			合 計	

◎ 本年中における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受けよう人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。(令和二年分以降用)

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

令和〇〇年分収支内訳書(不動産所得用)

あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用

令和〇〇年 月 日 (自〇〇月〇〇日至〇〇月〇〇日)

科 目	金額 (円)
収入金額	
① 賃料	
② 礼金・権利金	
③ 新築料	
④ 義書の換料	
⑤ その他	
⑥ 小計 (②+③)	
⑦ 計 (①+④)	
経費	
⑧ 給料賃金	
⑨ 減価償却費	
⑩ 貸倒金	
⑪ 地代家賃	
⑫ 借入金利子	
⑬ 租税公課	
⑭ 損害保険料	
⑮ 修繕費	
⑯ その他	
⑰ 雑費	
⑱ 小計 (④～⑮までの計)	
⑲ 計 (⑧～⑮までの計+⑱)	
専従者控除前の所得金額 (⑲-⑲)	
⑳ 専従者控除	
㉑ 所得金額 (⑲-⑲)	
土地等を取得するため必要とした負債の利子の額	

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

貸家用地等の別	用途 (住宅用・業務用・その他)	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約期間 (自年・月・日～至年・月・日)	付積	本年中の収入金額		保証金
						貸料	礼金・名義書換料その他 (期末残高)	
計						①	②	③

○給料賃金の内訳

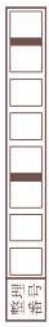
氏名 (年齢)	従事月数	給与月額	合計	所得税及び復興特別所得等の源泉徴収税額
氏名 (年齢)				
その他 (人分)				
計			⑥	

○事業専従者の氏名等

氏名 (年齢)	続柄	従事月数
氏名 (年齢)		
氏名 (年齢)		
氏名 (年齢)		

【税務署整理欄】

--	--	--	--	--



○減価償却費の計算

減価償却資産等の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎となる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は定率	本年中の償却期間	本年の普通償却費(⑧×⑨×⑩)	本年の増(特別)償却費	本年の償却費合計(⑪+⑫)	貸付割合	本年分の必要経費算入額(⑬×⑭)	⑮未償却残高(期末残高)	摘要
		年 月	円	円		年	%	12	円	円	円	%	円	円	
		・	()	()				12							
		・	()	()				12							
		・	()	()				12							
		・	()	()				12							
		・	()	()				12							
計			()	()				12							⑰

(注)平成10年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にはのみ欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳(金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	現在借入金の金額	本年借入金額	年中借入金利息	左のうちに必要経費算入
	円	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		種別	種別
		賃	賃

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は品名	支払年月日	左のうちに必要経費算入
	工賃材 <td>年 月 日</td> <td>円</td>	年 月 日	円
		・	円
		・	円
		・	円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうちに必要経費算入	所得内及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

--

○貸付不動産の保有状況(空室、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等	数量	種類等	数量	用途・種類等	数量
建物	一戸建	一戸建	棟	用途	量
	一戸建以外	一戸建以外	室		
土地	契約件数	契約件数	件	駐車場	坪
	総面積	総面積	m ²		

主な届出書・申請書の提出期限一覧表

届出書類等	提出期限
(1) 個人事業の開業・廃業等届出書(所法229、所規98)	事業の開始の日、廃止の日又は事務所等に移転した日から1か月以内
(2) 青色申告承認申請書(所法144、所規55、所基通144-1)	① 1月16日以後に開業した場合……その開業日から2か月以内 ② 被相続人(青色申告者)の業務を相続したことにより相続人が新たに業務を開始した場合…原則として被相続人の死亡の日の翌日から4か月以内 ③ その他の場合……受けようとする年の3月15日まで
(3) 青色申告の取りやめ届出書(所法151、所規66)	取りやめようとする年の翌年の3月15日まで
(4) 青色事業専従者給与に関する届出(変更届出)書(所法57②、所令164、所規36の4)	① 1月16日以後に新たに青色事業専従者を有することになった場合……その有することになった日から2か月以内 ② 青色事業専従者給与の金額の基準を変更する場合や新たに専従者が加わった場合……遅滞なく ③ その他の場合……その年の3月15日まで
(5) 現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書(所法67、所令195、197、所規40の2)	① 1月16日以後に開業した場合……その開業した日から2か月以内 ② その他の場合……受けようとする年の3月15日まで
(6) 棚卸資産の評価方法の届出書(所法47、所令99、100)	その年分の確定申告期限まで
(7) 減価償却資産の償却方法の届出書(所法49、所令120、120の2、123)	
(8) 棚卸資産の評価方法の変更承認申請書(所令101、所規23)	新たな評価方法、償却方法を採用しようとする年の3月15日まで
(9) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請書(所令124、所規29)	
(10) 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(所法230、所規99)	給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開設、移転又は廃止した日から1か月以内 (注) 「(1) 個人事業の開業等届出書」を提出する場合は不要
(11) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書(所法217①、所規78)	随時
(12) 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書(所法218)	該当しなくなった事実が発生した後遅滞なく

補 遺

－ 目 次 －

○ 令和5年度の主な改正事項

	ページ
個人事業者が提出する各種届出書の改正・・・・・・・・・・・・・・・・	215

○ 令和5年度の主な改正事項

個人事業者が提出する各種届出書の改正

- (1) 個人事業者がその事業を開始した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次に掲げる届出書等の記載事項が簡素化されました。
 - ① 開業等の届出書
 - ② 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書
 - ③ 納期の特例に関する承認の申請書
 - ④ 青色申告承認申請書
 - ⑤ 青色専従者給与に関する届出書
- (2) 個人事業者がその事業を廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次に掲げる届出書の提出期限をその年分の所得税の確定申告期限とする等の見直しが行われました。
 - ① 開業等の届出書
 - ② 青色申告書による申告をやめる旨の届出書

《適用関係》

上記(1)①及び(2)①の改正は、令和8年1月1日以後に生ずる事業の開始等の事実について適用されます(改正所規附則13、改正法附則10)。上記(1)②改正は、令和9年1月1日以後に生ずる事務所の開設等の事実について適用されます(改正所規附則14)。上記(1)③の改正は、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用されます(改正所規附則9)。上記(1)④の改正は、令和9年分以後の所得税につき青色申告の承認を受けようとする場合について適用されます(改正所規附則5)。上記(1)⑤の改正は、令和9年分以後の所得税について適用されます(改正所規附則2)。上記(2)②の改正は、令和8年分以後の所得税につき青色申告書の提出をやめようとする場合について適用されます(改正法附則5、改正所規附則6)。

索引

あ	
青色事業専従者給与	85
青色申告	167
青色申告者に対する更正の特例	171
青色申告特別控除	88
青色申告の主な特典一覧	168
い	
e-Tax (国税電子申告・納税システム)	163
一時所得	24, 37, 43, 60
一括償却資産	69
医療費控除	100
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	101
う	
売上原価	64
え	
延納	166
か	
外国税額控除	137
確定所得申告	157
確定所得申告を要しない者	158
確定申告書に添付する書類	163
確定申告書への記載及び書類の添付等	115
確定損失申告	162
貸倒損失等	83
貸倒引当金	84
家事関連費	63
家事費	63
課税山林所得金額	124
課税所得金額	123
課税総所得金額	123
課税退職所得金額	123
課税標準	44, 53, 187
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	90
寡婦控除	109
株式等の譲渡による所得	49
還付	166
還付を受けるための申告	161
き	
基礎控除	114
基礎控除申告書	144
既存住宅の増改築等	184
寄附金控除	106
寄附金控除の特例	180
給付金の非課税	183
給与所得	21, 29, 43, 59, 142
給与所得控除額	29
給与所得に対する源泉徴収	144
給与所得の源泉徴収票	174
居住者	8
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例	49
居所	8
金融類似商品	51
勤労学生控除	110
く	
繰延資産	79
け	
減価償却	68
減価償却資産の償却方法	70
減価償却資産の範囲	68
懸賞金付預貯金等の懸賞金等	51
源泉徴収及び納付の時期	141
源泉徴収義務者	138, 141

源泉徴収税額の納期の特例	142
源泉徴収制度	138
源泉徴収と居住者の確定申告	142
源泉徴収における推計課税	150
源泉分離課税	46, 51

リ

恒久的施設	12
合計所得金額	54
控除対象配偶者	111
控除対象扶養親族	112
更正の請求	162
更正又は決定すべき事項に関する特例	171
公的年金等	25, 38
公的年金等控除額	38
国外財産調書	175
国内源泉所得	12
固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例	49
5分5乗方式	45, 124

さ

災害関連支出	98
財産債務調書	175
最終仕入原価法	66
先物取引	50
雑所得	25, 38, 43, 60
雑損控除	97
雑損控除の特例	179
雑損失の繰越控除	94
雑損失の繰越控除の特例	179
山林所得	22, 36, 43, 59
山林所得金額	45
山林所得の特別控除額	36

し

事業所得	17, 29, 43, 59, 61
事業専従者控除額	86
事業的規模の判定（不動産所得）	28

事業用資産を譲渡した場合の所得区分	20
資産損失	81
地震保険料控除	105
実質所得者課税の原則	10
支払調書等	173
支払調書等の提出等の義務	173
死亡又は出国の場合の確定申告	165
資本的支出と修繕費の区分	79
社会保険診療報酬の所得計算の特例	90
社会保険料控除	102
収支内訳書	164, 205, 211
住所	8
修正申告	162
住宅借入金等特別控除	129
住宅借入金等特別控除申告書	145
住宅耐震改修特別控除	135
住宅特定改修特別税額控除	135
収入金額	57
準確定申告	151, 156, 165
純損失の繰越控除	93
純損失の繰越控除等の特例	179
純損失の繰戻しによる還付請求	95
準備金	83
障害者控除	108
少額の減価償却資産	69
小規模企業共済等掛金控除	103
小規模事業者の収入等に関する帰属時期の特例	89
譲渡資産の取得費	37
譲渡所得	23, 36, 43, 59, 61
譲渡費用	37
所得金額調整控除	31
所得金額調整控除申告書	145
所得控除	96
所得控除額の計算一覧	117
所得控除の順序	116
所得税青色申告決算書	170, 201, 207
所得税の確定申告を提出しなければならない者	160
所得税の申告時期	151

白色申告者の帳簿書類の備付け等	175
新型コロナウイルス	183
新型コロナ法	183
申告納税方式	151
申告分離課税	46
震災特例法	179
親族表	114

す

推計による更正又は決定	172
-------------	-----

せ

税額計算	123
税額控除	126
税額控除の順序	137
生活に通常必要でない資産	81, 97
生計を一にする親族に支払う給与等	84
政党等寄附金特別控除	136
生命保険契約等に基づく一時金の課税関係	24
生命保険料控除	103

そ

総収入金額	57
総収入金額報告書	164
総所得金額	44, 54, 187
総所得金額等	54, 97
租税条約	13
損益通算	91
損害賠償金等を取得した場合の課税関係	6
損失の繰越控除	93

た

退職給与引当金	84
退職所得	21, 35, 43, 59, 142
退職所得金額	45
退職所得控除額	35
退職所得に対する源泉徴収	148
退職所得の源泉徴収票	174

退職所得の受給に関する申告書	148
脱税犯	176
棚卸資産	60, 65
短期譲渡所得	36, 48

ち

秩序犯	176
中古資産の耐用年数	75
中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例	69
超過累進税率	2, 123
長期譲渡所得	36, 48

と

同一生計配偶者	111
特定公社債等	46
特定支出控除	30
特定震災指定寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除	180
特定増改築等住宅借入金等特別控除	134
特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例	49
特定役員退職手当等	35, 148
特別特定取得	183
特別特例取得	184
特例居住用家屋	185
特例特別特例取得	185

に

認定住宅の新築等に係る特別税額控除	136
-------------------	-----

ね

年末調整	148
------	-----

の

納税義務者	8
納税地	11
納税の告知	150
納付	165

は

配偶者控除	110
配偶者特別控除	111
配偶者控除等申告書	144
配当課税制度の概要	56
配当控除	126
配当所得	16, 26, 43, 47, 51, 58, 142
配当所得に対する源泉徴収	143
罰則	176
販売費、一般管理費等	67

ひ

非課税所得	4
引当金	83
非居住者	8, 12
被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例	179
被災代替船舶の特別償却	180
必要経費	62
ひとり親控除	109

ふ

復興特別所得税	177
不動産所得	16, 27, 43, 58
扶養控除	112
扶養控除等申告書	144
ふるさと納税	106
分配時調整外国税相当額控除	136
分離課税	46

へ

平均課税	124
別段の定めによる収入金額	60
変動所得	124

ほ

報酬、料金等に対する源泉徴収	149
法人に対する課税の方法	12
法定調書の概要	173
保険料控除申告書	144

ま

マイナンバー（個人番号）	156
--------------	-----

め

免税所得	4
------	---

よ

予定納税	153
予定納税額の減額承認申請書	155
予定納税基準額	153

り

利子所得	15, 26, 43, 51, 55, 58, 142
利子所得に対する源泉徴収	143
理由附記	171
臨時所得	125

わ

割引債の償還差益	51
----------	----

